

諏訪市 地域防災計画

風水害対策編
震災対策編
その他災害対策編
資料編

令和8年7月
諏訪市防災会議

〔目 次〕

風水害対策編

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨	1
第2節 防災の基本理念及び施策の概要	3
第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	7
第4節 諏訪市の概況	14

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり	15
第2節 災害発生直前対策	23
第3節 情報の収集・連絡体制計画	25
第4節 活動体制計画	27
第5節 広域相互応援計画	30
第6節 救助・救急・医療計画	35
第7節 消防・水防活動計画	38
第8節 要配慮者支援計画	43
第9節 緊急輸送計画	51
第10節 障害物の処理計画	53
第11節 避難の受入活動計画	54
第12節 孤立防止対策	65
第13節 食料品等の備蓄・調達計画	67
第14節 給水計画	69
第15節 生活必需品の備蓄・調達計画	71
第16節 危険物施設等災害予防計画	73
第17節 電気施設災害予防計画	75
第18節 都市ガス施設災害予防計画	76
第19節 上水道施設災害予防計画	78
第20節 下水道施設等災害予防計画	79
第21節 給湯施設災害予防計画	81
第22節 通信・放送施設災害予防計画	82
第23節 鉄道施設災害予防計画	84
第24節 災害広報計画	86
第25節 土砂災害等の災害予防計画	88
第26節 防災まちづくり計画	93

第27節	建築物災害予防計画	95
第28節	道路及び橋梁災害予防計画	97
第29節	河川施設等災害予防計画	99
第30節	ため池災害予防計画	101
第31節	農林水産物災害予防計画	102
第32節	二次災害の予防計画	104
第33節	防災知識普及計画	106
第34節	防災訓練計画	112
第35節	災害復旧・復興への備え	116
第36節	自主防災組織等の育成に関する計画	118
第37節	企業防災に関する計画	120
第38節	ボランティア活動の環境整備	122
第39節	災害対策基金等積立及び運用計画	125
第40節	風水害対策に関する調査研究及び観測	126
第41節	住民及び事業者による地区内の防災活動の推進	127
第42節	観光地の災害予防計画	128

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害直前活動	130
第2節	災害情報の収集・連絡活動	147
第3節	非常参集職員の活動	156
第4節	広域相互応援活動	173
第5節	ヘリコプターの運用計画	179
第6節	自衛隊の災害派遣	185
第7節	救助・救急・医療活動	190
第8節	消防・水防活動	194
第9節	要配慮者に対する応急活動	197
第10節	緊急輸送活動	201
第11節	障害物の処理活動	204
第12節	避難受入及び情報提供活動	207
第13節	孤立地域対策活動	226
第14節	食料品等の調達供給活動	229
第15節	飲料水の調達供給活動	233
第16節	生活必需品の調達供給活動	235
第17節	保健衛生、感染症予防活動	237
第18節	遺体の捜索及び対策等の活動	241
第19節	廃棄物の処理活動	243
第20節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	246

第21節	危険物施設等応急活動	248
第22節	電気施設応急活動	254
第23節	都市ガス施設応急活動	256
第24節	上水道施設応急活動	258
第25節	下水道施設応急活動	259
第26節	給湯施設応急活動	261
第27節	通信・放送施設応急活動	262
第28節	鉄道施設応急活動	264
第29節	災害広報活動	266
第30節	土砂災害等応急活動	269
第31節	建築物災害応急活動	271
第32節	道路及び橋梁応急活動	273
第33節	河川施設応急活動	275
第34節	災害の拡大防止と二次災害の防止活動	277
第35節	ため池災害応急活動	281
第36節	農林水産物災害応急活動	282
第37節	文教活動	284
第38節	飼養動物の保護対策	288
第39節	ボランティアの受入れ体制	289
第40節	義援物資及び義援金の受入れ体制	292
第41節	災害救助法の適用	294
第42節	観光地の災害応急対策	297

第4章 災害復旧計画

第1節	復旧・復興の基本方針の決定	298
第2節	迅速な原状復旧の進め方	299
第3節	計画的な復興	302
第4節	資金計画	305
第5節	被災者等の生活再建等の支援	307
第6節	被災農林漁業等及び中小企業等の復興	314
第7節	被災した観光地の復興	316

震災対策編

第1章 総則

第1節	計画作成の趣旨	317
第2節	防災の基本理念及び施策の概要	319
第3節	防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱	323
第4節	防災面からみた地域的概要	324
第5節	被害想定	326

第2章 災害予防計画

第1節	地震に強い安全安心なまちづくり	331
第2節	情報の収集・連絡体制計画・【風水害対策編第2章第3節準用】	336
第3節	活動体制計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第4節一部準用】	336
第4節	広域相互応援計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第5節準用】	338
第5節	救助・救急・医療計画・【風水害対策編第2章第6節一部準用】	338
第6節	消防・水防活動計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第7節準用】	338
第7節	要配慮者支援計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第8節準用】	338
第8節	緊急輸送計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第9節準用】	338
第9節	障害物の処理計画 ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第10節一部準用】	339
第10節	避難の受入活動計画 ・ 【風水害対策編第2章第11節一部準用】	340
第11節	孤立防止対策 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第12節準用】	341
第12節	食料品等の備蓄・調達計画・【風水害対策編第2章第13節準用】	341
第13節	給水計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第14節準用】	341
第14節	生活必需品の備蓄・調達計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第15節準用】	341
第15節	危険物施設等災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第16節一部準用】	342
第16節	電気施設災害予防計画 ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第17節準用】	343
第17節	都市ガス施設災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第18節準用】	343
第18節	上水道施設災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第19節一部準用】	344
第19節	下水道施設等災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・	345
第20節	給湯施設災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第21節一部準用】	347
第21節	通信・放送施設災害予防計画 ・ ・ ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第22節一部準用】	348
第22節	鉄道施設災害予防計画 ・ ・ ・ 【風水害対策編第2章第23節準用】	350

第23節	災害広報計画	【風水害対策編第2章第24節準用】	350
第24節	土砂災害等の災害予防計画	【風水害対策編第2章第25節準用】	350
第25節	防災まちづくり計画	【風水害対策編第2章第26節準用】	350
第26節	建築物災害予防計画		351
第27節	道路及び橋梁災害予防計画		354
第28節	河川施設等災害予防計画		356
第29節	ため池災害予防計画	【風水害対策編第2章第30節準用】	356
第30節	農林水産物災害予防計画		357
第31節	二次災害の予防計画		359
第32節	防災知識普及計画	・・・【風水害対策編第2章第33節一部準用】	362
第33節	防災訓練計画	【風水害対策編第2章第34節準用】	363
第34節	災害復旧・復興への備え	・【風水害対策編第2章第35節準用】	363
第35節	自主防災組織等の育成に関する計画	【風水害対策編第2章第36節準用】	363
第36節	企業防災に関する計画	【風水害対策編第2章第37節一部準用】	364
第37節	ボランティア活動の環境整備	【風水害対策編第2章第38節準用】	364
第38節	災害対策基金等積立及び運用計画	【風水害対策編第2章第39節準用】	364
第39節	震災対策に関する調査研究及び観測		365
第40節	観光地の災害予防計画	【風水害対策編第2章第42節準用】	365

第3章 災害応急対策計画

第1節	災害情報の収集・連絡活動		366
第2節	非常参集職員の活動		371
第3節	広域相互応援活動	・・・【風水害対策編第3章第4節一部準用】	373
第4節	ヘリコプターの運用計画	・・・【風水害対策編第3章第5節準用】	375
第5節	自衛隊の災害派遣	【風水害対策編第3章第6節準用】	375
第6節	救助・救急・医療活動	・・・【風水害対策編第3章第7節準用】	375
第7節	消防・水防活動	【風水害対策編第3章第8節一部準用】	376
第8節	要配慮者に対する応急活動	【風水害対策編第3章第9節準用】	378
第9節	緊急輸送活動	【風水害対策編第3章第10節準用】	378
第10節	障害物の処理活動	【風水害対策編第3章第11節準用】	378
第11節	避難受入及び情報提供活動	【風水害対策編第3章第12節準用】	378
第12節	孤立地域対策活動	【風水害対策編第3章第13節準用】	379

第13節	食料品等の調達供給活動	……………【風水害対策編第3章第14節準用】……………	379
第14節	飲料水の調達供給活動	……………【風水害対策編第3章第15節準用】……………	379
第15節	生活必需品の調達供給活動	……………【風水害対策編第3章第16節準用】……………	379
第16節	保健衛生、感染症予防活動	……………【風水害対策編第3章第17節準用】……………	379
第17節	遺体の搜索及び対策等の活動	……………【風水害対策編第3章第18節準用】……………	379
第18節	廃棄物の処理活動	……………【風水害対策編第3章第19節準用】……………	379
第19節	社会秩序の維持、物価安定等に関する活動	……………【風水害対策編第3章第20節準用】……………	379
第20節	危険物施設等応急活動	………【風水害対策編第3章第21節準用】……………	380
第21節	電気施設応急活動	……………【風水害対策編第3章第22節準用】……………	380
第22節	都市ガス施設応急活動	………【風水害対策編第3章第23節準用】……………	380
第23節	上水道施設応急活動	……………	381
第24節	下水道施設応急活動	………【風水害対策編第3章第25節準用】……………	383
第25節	給湯施設応急活動	……………【風水害対策編第3章第26節準用】……………	383
第26節	通信・放送施設応急活動	……………【風水害対策編第3章第27節準用】……………	383
第27節	鉄道施設応急活動	……………【風水害対策編第3章第28節準用】……………	383
第28節	災害広報活動	……………【風水害対策編第3章第29節準用】……………	383
第29節	土砂災害等応急活動	………【風水害対策編第3章第30節準用】……………	383
第30節	建築物災害応急活動	……………	384
第31節	道路及び橋梁応急活動	………【風水害対策編第3章第32節準用】……………	386
第32節	河川施設応急活動	……………【風水害対策編第3章第33節準用】……………	386
第33節	二次災害の防止活動	……………	387
第34節	ため池災害応急活動	………【風水害対策編第3章第35節準用】……………	390
第35節	農林水産物災害応急活動	・【風水害対策編第3章第36節準用】……………	390
第36節	文教活動	……………【風水害対策編第3章第37節一部準用】……………	390
第37節	飼養動物の保護対策	……………【風水害対策編第3章第38節準用】……………	391
第38節	ボランティアの受入れ体制	……………【風水害対策編第3章第39節準用】……………	391
第39節	義援物資及び義援金の受入れ体制	……………【風水害対策編第3章第40節準用】……………	391
第40節	災害救助法の適用	……………【風水害対策編第3章第41節準用】……………	391
第41節	観光地の災害応急対策	………【風水害対策編第3章第42節準用】……………	391

第4章 災害復旧計画

第1節 復旧・復興の基本方針の決定

……………【風水害対策編第4章第1節準用】 ……392

第2節 迅速な原状復旧の進め方

……………【風水害対策編第4章第2節準用】 ……392

第3節 計画的な復興 ……………【風水害対策編第4章第3節準用】 ……392

第4節 資金計画 ……………【風水害対策編第4章第4節準用】 ……392

第5節 被災者等の生活再建等の支援

……………【風水害対策編第4章第5節準用】 ……392

第6節 被災農林漁業等及び中小企業等の復興

……………【風水害対策編第4章第6節準用】 ……392

第7節 被災した観光地の復興

……………【風水害対策編第4章第7節準用】 ……392

第5章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則 …………… 393

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制 …………… 394

第3節 情報の収集伝達計画 …………… 397

第4節 広報計画 …………… 401

第5節 避難活動等 …………… 403

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画 …………… 407

第7節 医療救護及び保健衛生活動計画 …………… 409

第8節 児童生徒等の保護活動計画 …………… 411

第9節 障がい者・高齢者等の保護活動計画 …………… 413

第10節 消防・救急救助対策等 …………… 414

第11節 警備対策 …………… 415

第12節 防災関係機関の講ずる措置 …………… 416

第13節 売り惜しみ・買い占め等の防止 …………… 418

第14節 交通対策 …………… 419

第15節 緊急輸送 …………… 421

第16節 他機関に対する応援要請 …………… 422

第17節 市が管理又は運営する施設に関する対策 …………… 428

第18節 事業所等対策計画 …………… 430

第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画 …………… 431

第20節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 …………… 432

第6章 南海トラフ地震臨時情報の運用

第1節	総則	434
第2節	南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	436
第3節	情報の収集伝達計画	439
第4節	広報計画	441
第5節	災害応急対策をとるべき期間	444
第6節	避難対策等	445
第7節	住民の防災対応	448
第8節	企業等の防災対応	449
第9節	防災関係機関のとりべき措置	452
第10節	関係機関との連携協力の確保	456
第11節	地震防災上必要な教育及び広報活動計画	457

その他災害対策編

<火山災害対策編>

第1節	火山災害に強い安全安心なまちづくり	459
第2節	災害発生直前対策	461
第3節	災害応急対策	464
第4節	災害復旧計画	465

<雪害対策編>

第1節	災害予防計画	466
第2節	災害応急対策計画	470

<航空災害対策編>

第1節	災害予防計画	475
第2節	災害応急対策計画	475

<道路災害対策編>

第1節	災害予防計画	478
第2節	災害応急対策計画	479

<鉄道災害対策編>

第1節	災害予防計画	483
第2節	災害応急対策計画	486

<危険物等災害対策編>

第1節	災害予防計画	490
第2節	災害応急対策計画	492

<大規模な火事災害対策編>

第1節	災害予防計画	497
第2節	災害応急対策計画	498

＜林野火災対策編＞

第1節	災害予防計画	501
第2節	災害応急対策計画	503

＜原子力災害対策編＞

第1節	総則	507
第2節	災害に対する備え	510
第3節	災害応急対策計画	512
第4節	災害からの復旧・復興	520
第5節	核燃料物資等輸送事故災害への対応	521

資料編

〔防災関係機関・協力団体〕

- 防災関係機関及び連絡先一覧…………… 522

〔災害危険箇所〕

- 急傾斜地崩壊危険区域 …………… 531
- 砂防指定地 …………… 531
- 山腹崩壊危険地区 …………… 534
- 崩壊土砂流出危険地区 …………… 535
- 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 …………… 536
- 重要水防区域 …………… 545
- 内水排除ポンプ …………… 546
- 内水排除ポンプ位置図…………… 548
- 水防警報指定河川 …………… 549
- 水位周知指定河川 …………… 549
- 危険物施設等の状況 …………… 549
- 河川災害危険区域 …………… 550

〔水位・雨量観測所〕

- 水位観測所 …………… 552
- 雨量観測所 …………… 552

〔避難・救護・備蓄〕

- 広域避難所（指定避難所・指定緊急避難場所）…………… 553
- 一次避難所 …………… 554
- 福祉避難所 …………… 558
- 浸水想定区域及び土砂災害警戒区域内要配慮者施設…………… 559
- 浸水想定区域内大規模工場…………… 563
- 水防倉庫別備蓄資材一覧…………… 563
- 諏訪市防災倉庫備蓄資材一覧 …………… 565
- 諏訪市備蓄医薬品一覧 …………… 567

〔応 急・復 旧〕

- 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧 …………… 570
- 諏訪市下水道指定工事店一覧 …………… 572

〔消 防〕

- 消防力の現況 …………… 575

○ 消防水利の状況	575
○ ため池の状況	575
○ 諏訪市消防団組織図	576

[通 信・輸 送]

○ 諏訪市デジタル同報系防災行政無線	578
○ 市有車両一覧	579
○ 物資輸送拠点	581
○ 拠点ヘリポート	581
○ 緊急輸送道路及び緊急交通路接続道路等	582
○ 緊急輸送道路（位置図）	584

[諏訪市の概況及び災害履歴]

○ 地目面積	587
○ 人口・世帯数の推移	587
○ 長野県に接近し被害を及ぼした台風の進路	588
○ 過去の災害記録	589

[条 例]

○ 諏訪市防災会議条例	590
○ 諏訪市防災会議委員	592
○ 諏訪市災害対策本部条例	594
○ 諏訪市災害対策本部腕章及び標識	595
○ 諏訪市地震災害警戒本部条例	597

[協 定]

○ 企業・団体等との協定一覧	598
----------------	-----

第1章 総則

第1節 計画作成の趣旨

第1 計画の目的

この計画は、市民生活に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な風水害に備え、対処するため、平成18年7月豪雨災害や21年8・8局地豪雨災害などの過去の大規模な災害の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、市、県、公共機関、事業者及び市民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策、減災に向けた安心安全なまちづくりを図ることにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条に基づき、諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「風水害対策編」として、大規模な災害等に対処すべき事項を中心に定める。

第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

第4 計画の構成

この計画は諏訪市において想定される風水害等に対して、次の事項を定める。

1 総則

計画策定の趣旨、基本方針、防災関係諸機関の処理すべき業務又は業務の大綱、前提条件等について定める。

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止するため、また効率的な災害応急復旧対策のために平素において実施すべき諸施策及び施設の整備についての計画とする。

3 災害応急対策計画

災害が発生し、または、災害が発生するおそれがある場合に、災害の拡大を防止するための計画とする。

4 復旧・復興計画

災害により被害を受けた施設の原型復旧にとどまらず、「災害に強い安全、安心なまち」を再構築するための計画とする。

第5 計画の用語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定め

るところによる。

- 1 災対法 災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）
- 2 救助法 災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）
- 3 市 諏訪市
- 4 市防災会議 諏訪市防災会議（昭和39年10月5日市条例第44号）
- 5 市防災計画 諏訪市地域防災計画
- 6 市災対本部 諏訪市災害対策本部
- 7 広域消防 諏訪広域連合広域消防
- 8 県防災計画 長野県地域防災計画

資料編 ・ 諏訪市防災会議条例

第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、東と西に急峻な地形、平坦部にぜい弱な地質を有するという自然的条件と、近年の都市化の進展に伴い市街地の密集化、高齢化、情報化等社会構造の変化や河川流域の保水機能の低下、地球温暖化による集中豪雨など様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

第1 防災対策を実施するに当たっては、次の事項を基本として、市、県、防災関係機関、事業所及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策を講ずる。特に、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る、「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせる災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の一層の充実を図る。

1 周到かつ十分な災害予防

(1) 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせる一体的な災害対策を推進する。

イ 最新の科学的知見を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。

ア 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。

イ 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。

ウ 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市町村、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。

エ 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

オ 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

カ 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

キ 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての市民が災害から自らの命を守るためには、市民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

2 迅速かつ円滑な災害応急対策

(1) 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

ア 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

イ 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

(2) 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

ア 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

イ 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

ウ 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

エ 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。

- オ 被災状況に応じ、指定避難所の開設、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
- カ 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
- キ 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
- ク 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
- ケ 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
- コ 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
- サ 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
- シ ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。

3 適切かつ速やかな災害復旧・復興

- (1) 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
 - ア 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地域の復興を図る。
- (2) 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
 - ア 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
 - イ 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
 - ウ 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物を処理する。
 - エ 再度災害の防止と、より快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
 - オ 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
 - カ 被災中小企業の復興等、地域の自立的発展に向けて経済復興を支援する。
- (3) 市、県、防災関係機関は、お互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

第2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に次の対策を図る。

- 1 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画
 - 2 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、市防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制の確立
 - 3 防災関係機関、住民等の間、住民等と行政の間での防災情報の共有
- 第3** 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等においてお互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平時から講じる。
- 第4** どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱

第1 実施責任

1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5 住民

市が実施する防災活動等に積極的に参加するよう努めなければならない。

6 事業所

事業所内の防災活動を実施するとともに、地域構成員であることを自覚し地域の防災活動に協力する。

第2 処理すべき事務又は業務の大綱

1 市

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪市	1 市防災会議及び市災害対策本部に関する事。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 3 水防その他の応急措置に関する事。 4 市地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 5 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保又は誘導に関する事。 6 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 7 災害時における保健衛生、文教及び交通対策に関する事。 8 災害時における食糧、医療品等の物資及び災害対策用資機材の備蓄及び調達に関する事。 9 市内における公共的団体及び自主防災組織の育成指導に関する事。 10 その他市の所掌事務についての防災対策に関する事。

2 県

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
長野県	1 県防災会議に関する事。 2 防災施設の新設、改良及び復旧に関する事。 3 水防その他の応急措置に関する事。 4 県地域の災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査に関する事。 5 被災者に対する救助及び救護措置に関する事。 6 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通対策に関する事。 7 その他県の所掌事務についての防災対策に関する事。 8 市町村及び指定地方公共機関の災害事務又は業務の実施についての救助及び調整に関する事。 9 自衛隊の災害派遣要請・撤収（県職員）に関する事。

3 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
陸上自衛隊 (第13普通科連隊)	1 災害時における人命又は財産の保護のための応急救援活動に関する事。 2 災害時における応急復旧活動に関する事。

4 長野県警察本部

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪警察署	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 治安の確保及び交通規制に関する事。 3 被災者の救出及び避難誘導に関する事。 4 遺体（行方不明者）の捜索及び検死に関する事。

5 諏訪広域消防

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪広域消防本部	1 災害情報の収集、伝達及び広報に関する事。 2 火災、風水害の警戒防御活動に関する事。 3 救急・救助活動に関する事。 4 避難誘導に関する事。 5 行方不明者の捜索に関する事。 6 消防相互応援協定に基づく出動に関する事。 7 その他防災に関する事。

6 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
関東財務局 (長野財務事務所)	1 地方公共団体に対する資金の融通のあっせんに関する事。 2 災害時における金融機関の緊急措置の指示に関する事。
関東農政局 (長野県拠点)	1 災害予防対策 (1) ダム、堤防、樋門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関する事。 (2) 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、湛水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関する事。 2 応急対策 (1) 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関する事。 (2) 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関する事。 (3) 災害時における生鮮食料品等の供給に関する事。 (4) 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病虫害の防除に関する事。 (5) 土地改良機械及び技術者等の把握、緊急貸出及び動員に関する事。 (6) 災害時における主要食糧の供給に関する事。 3 復旧対策 (1) 災害発生後はできる限り速やかに査定を実施し、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関する事。 (2) 災害による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する事。
中部森林管理局	1 国土保全に直接資する治山事業の充実及び保安林の整備、管理の適正化に関する事。 2 林野火災の予防及び発生時の応急措置に関する事。 3 災害応急対策用材の供給に関する事。

関東経済産業局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する事。 2 被災商工鉦業者の業務の正常な運営の確保に関する事。 3 被災中小企業の振興に関する事。
中部経済産業局	1 電気の供給の確保に必要な指導に関する事。
北陸信越運輸局 (長野運輸支局)	1 災害時における船舶、鉄道及び自動車による輸送のあっせん並びに船舶及び自動車による輸送の確保に関する事。
東京航空局 (東京空港事務所松本 空港出張所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するために必要な措置に関する事。 2 遭難航空機の搜索及び救助に関する事。 3 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関する事。
東京管区気象台 (長野地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
信越総合通信局	1 災害時における通信・放送の確保に関する事。 2 非常通信に関する事。 3 非常災害時における臨時災害放送局の開局等の臨機の措置に関する事。 4 災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局用機器の貸出に関する事。
長野労働局 (岡谷労働基準監督 署)	1 事業場における産業災害の防止に関する事。 2 事業場における自主的防災体制の確立に関する事。
関東地方整備局 (長野国道事務所岡谷 維持修繕出張所) 中部地方整備局 (天竜川上流河川事務 所)	1 災害予防 (1) 応急復旧用資機材の備蓄の推進 (2) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施 (3) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 2 応急・復旧 (1) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施 (2) 防災関係機関との連携による応急対策の実施 (3) 路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保 (4) 所管施設の緊急点検の実施 (5) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的応急対策の実施

諏訪地域振興局	1 災害時における情報収集、伝達に関する事。 2 災害時におけるニーズ集約に関する事。
---------	---

7 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
日本赤十字社 (長野県支部)	1 医療、助産等救助、救護に関する事。 2 災害救助等の奉仕者の連絡調整に関する事。 3 義援金の募集に関する事。
中日本高速道路(株) (松本保全サービスセンター)	1 中央自動車道の防災に関する事。
日本通運(株) (諏訪支店)	1 災害時における、貨物自動車による救援物資等の輸送の協力に関する事。
NTT東日本(株) (長野支店)	1 電気通信設備の保全に関する事。 2 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関する事。
(株)NTTドコモ (長野支店)	
KDDI(株) (長野支店)	
ソフトバンク(株)	
楽天モバイル(株)	
日本銀行 (松本支店)	1 金融機関の支払いに対する現金の準備に関する事。 2 損傷通貨の引換えに関する事。
日本放送協会 (長野放送局)	1 災害情報等広報に関する事。
中部電力パワーグリッド(株) (諏訪営業所)	1 電力施設の保全、保安に関する事。 2 電力の供給に関する事。
東日本旅客鉄道(株) 長野支社(上諏訪駅)	1 鉄道施設の防災に関する事。 2 災害時における救助物資及び避難者の輸送に関する事。
日本郵便(株)諏訪郵便局	1 災害時における郵便業務の確保、郵便事業に係る災害対策特別事務取扱い及び援護対策等に関する事。 2 災害時における窓口業務の確保に関する事。

8 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
諏訪瓦斯(株) (諏訪営業所)	1 ガス施設の保全、保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。
アルピコ交通(株) (諏訪支社)	1 災害時における路線バスによる避難者の輸送の協力に関する事。
諏訪トラック協会	1 災害時における貨物自動車による救助物資などの輸送の協力に関する事。
民間放送事業者 (信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ	1 天気予報及び警報、災害情報等広報に関する事。

信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、エルシーブイ(株)	
諏訪市医師会 諏訪市歯科医師会	1 災害時における医療、助産等救護活動の実施に関する こと。
諏訪市薬剤師会	1 災害時における救護活動に必要な医薬品等の提供に 関すること。
(一社)長野県L Pガス 協会(諏訪支部)	1 液化石油ガスの安全に関すること。
社会福祉法人 諏訪市社会福祉協議会	1 防災ボランティアに関すること。 2 災害派遣福祉チーム(DWAT)に関すること。
諏訪市建設業協会	1 災害時の公共施設の応急対策業務の協力に関す ること。

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱
信州諏訪農業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に 関すること。 2 農作物の災害応急対策の指導に関すること。 3 被災農家に対する融資、あっせんに関すること。 4 農業生産資材及び農家生活資材の確保、あっせん に関すること。 5 農産物の需給調整に関すること。 6 応急生活物資の確保・供給に関すること。
諏訪森林組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に 関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 3 木材の供給と物資のあっせんに関すること。
諏訪湖漁業協同組合	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に 関すること。 2 被災組合員に対する融資、あっせんに関すること。 3 漁船、共同施設の災害応急対策及びその復旧に関 すること。
諏訪商工会議所	1 県、市が行う被害状況調査及び応急対策の協力に 関すること。 2 被災事業者に対する融資、あっせんの協力に関す ること。 3 災害時における物価安定の協力に関すること。 4 救助物資、復旧資材の確保、あっせんの協力に関 すること。
諏訪市消防団	1 情報収集・伝達及び広報に関すること。 2 災害等に係る警戒防御活動に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 消防・水防活動に関すること。 5 被害者の救助・救出及び行方不明者の捜索に関す ること。

諏訪市赤十字奉仕団	1 市が行う災害応急対策の協力に関すること。 2 炊き出しその他食品の供給に関すること。
諏訪市衛生自治連合会	1 災害時における防疫その他保健衛生活動の協力に関すること。
諏訪市防火防犯組合連合会	1 災害時の犯罪防止の協力に関すること。
タクシー協会諏訪地区会	1 災害時の情報収集、伝達に関すること。
諏訪市水道温泉事業協同組合	1 災害時の水道施設の応急措置及び復旧に関すること。
諏訪市下水道指定工事店協会	1 災害時の下水道施設の応急措置及び復旧に関すること。
(社)長野県建築士会諏訪支部	1 災害時の公共施設の応急危険度判定の協力に関すること。
サンリッツロード商工連合会	1 帰宅困難者の避難誘導及び一時避難所の開設に関すること。
社会福祉施設の管理者	1 避難施設の整備及び避難訓練の実施に関すること。 2 災害時における利用者・入所者の保護及び誘導に関すること。
危険物施設及び高圧ガス施設の管理者	1 安全管理の徹底に関すること。 2 防護施設の整備に関すること。

その他の公共団体、防災上重要な施設の管理者は、避難施設の整備及び避難経路等の確認を行い、防災活動については、積極的に市及び関係機関に協力すること。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第4節 諏訪市の概況

1 市域

諏訪市は、長野県のほぼ中央、標高759.3mの諏訪湖を中心とする諏訪盆地の東南部に位置する東西14.7km、南北19.5km、総面積109.91km²の区域で、南は上伊那郡、西は諏訪湖を隔てて岡谷市、東南は茅野市、西北は下諏訪町にそれぞれ接し、南北に長い市域を持っている。

2 地勢

本市の全面積のうち、集落の大部分は平地部に集中しており、人口集中地区を形成している。人口密度は1km²あたり428.4人（令和7年4月時点）であり、県下でも高い。

諏訪盆地は、フォッサマグナの西縁をなす糸魚川－静岡構造線と、国内最大級の断層である中央構造線が交差する地点であり、断層活動により生じた構造盆地である。

3 地質

糸魚川－静岡構造線の一部である諏訪構造帯の断層運動によって形成された諏訪盆地は、盆地中央に向かって階段状に陥没している。盆地に流れ込む上川、宮川などの河川の堆積作用によって沖・洪積層が形成されているが、盆地の中央部でもっとも深く堆積しており、上川河口では400m近くも堆積していることが測定されている。また、この沖・洪積層の間に三つの軽石層が見いだされている。

4 気候

本市は、年平均気温11.4℃で、雨量は年間1301.5mmと比較的少なく、大気は乾燥している。また、本市は、長野県のほぼ中央にあり、高い山に囲まれた盆地であるため、最高気温と最低気温の差が大きいなど内陸性気候となっている。

第2章 災害予防計画

第1節 風水害に強いまちづくり

【全機関】

第1 基本方針

本市は、地域の特性に配慮しつつ、風水害に強い安全安心なまちづくりを行う。

第2 主な取組み

- 1 交通・通信施設の災害に対する安全性の確保、治山、治水事業等の総合的、計画的推進等により災害に強い地域基盤を形成する。
- 2 総合的風水害対策の推進等による災害に強いまちの形成、建築物の安全性確保、ライフライン施設等の機能の確保等により災害に強い安全安心なまちづくりを推進する。
- 3 気候変動による水害リスクの増大に備えるため、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、流域に関わる関係者が、主体的に治水に取り組む社会を構築する必要があることから、あらゆる関係者（国・都道府県・市町村・企業・住民等）が協働して流域全体で行う治水「流域治水」へ転換し、被害の軽減に努める。

第3 計画の内容

1 風水害に強い地域基盤づくり

【市が実施する計画】

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、暴風、竜巻、豪雨、洪水、地すべり、土石流、崖崩れ等による風水害から住民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、ネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設の安全性の確保等に努める。
- (4) 風水害に強い安全安心なまちの形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。
 - a 河川改修やダムなどにより洪水の発生を軽減するとともに、洪水被害を想定した洪水ハザードマップの作成を支援する。
 - b 土石流、地すべり、崖崩れ、雪崩などを防ぐため、治山・砂防施設の設置を推進するとともに、土砂災害警戒区域等の指定を通して、土砂災害のおそれのある区域について、危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制を進める。
 - c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。また、山地災害の発生を防止するため、森林の整備・保全を推進する。

- d 治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業による風水害対策を実施する場合は、環境や景観へも配慮する。
- (5) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。
- (6) 大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、大規模氾濫減災協議会など既存の枠組みを活用することにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに、他の地方公共団体との応援協定を締結するなど、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

2 風水害に強い安全安心なまちづくり

【市が実施する計画】

(1) 風水害に強い安全安心なまちの形成

ア 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努める。また、これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努める。

イ 市地域防災計画において、土砂災害警戒区域内に要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害に関する情報等の伝達について定める。

ウ 土砂災害警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発表・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるとともに、情報伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について住民に周知するよう努める。

また、基礎調査の結果、土砂災害警戒区域に相当することが判明した区域についても、土砂災害警戒区域の指定作業と並行して、上記と同様の措置を講じるよう努める。

エ 洪水、崖崩れ等による危険の著しい区域については、災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について検討を行い、必要な措置をとる。なお、災害危険区域の指定を行う場合は、既成市街地の形成状況や洪水浸水想定区域等の状況を踏まえ、移転の促進や住宅の建築禁止のみならず、市が定める水位より高い地盤面や居室の床面の高さ、避難上有効な高さを有する屋上の設置など、様々な建築の制限を幅広く検討する。

オ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

- カ 防災拠点等の災害時において防災に資する公共施設の積極的整備を図るとともに、対応する災害に応じて防災拠点施設等の浸水防止機能、土砂災害に対する安全確保に努める。
- キ 宅地造成及び特定盛土等規則法に基づく既存盛土等に関する調査等を実施し、必要に応じ、把握した盛土等について安全性把握のための詳細調査や経過観察を行う。また、これらを踏まえ、危険が確認された盛土等について、災害を防止するために必要な措置を行う。さらに、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図る。
- ク 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。
- ケ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。
- コ アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進する。また、渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗掘防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。
- サ 次の事項を重点として総合的な災害対策を推進することにより、風水害に強い安全安心なまちを形成する。
- (ア) 溢水、湛水等による災害の発生のおそれのある土地の区域について、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価を踏まえ、都市的土地利用を誘導しないものとし、必要に応じて、移転等も促進する等、風水害に強い土地利用の推進
 - (イ) 住民が自らの地域の水害リスクに向き合い、被害を軽減する取組を行う契機となるよう、分かりやすい水害リスクの提供
 - (ウ) 河川、下水道について築堤、河道掘削、遊水地、放水路、雨水渠、内水排除施設等の建設等の推進
 - (エ) 防災調節(整)池の設置、透水性舗装の実施、雨水貯留・浸透施設の設置、盛土の抑制などを地域の特性を踏まえつつ、必要に応じて実施することによる流域の保水・遊水機能の確保
 - (オ) 浸水想定区域の指定のあったときは、市地域防災計画において、少なくとも当該浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水、又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時、又は雨水出水時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。
 - (カ) 浸水想定区域内に要配慮者利用施設で洪水時に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要なもの又は大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経

済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの)の所有者又は管理者から申出があった施設で、洪水時に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地について市地域防災計画に定める。

- (キ) 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、市は、市地域防災計画において、当該施設の所有者又は管理者及び自主防災組織の構成員に対する洪水予報等の伝達方法を定める。
- (ク) 浸水想定区域をその区域に含む市の長は、市地域防災計画において定められた洪水予報等の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項、洪水又は雨水出水に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要な事項、並びに浸水想定区域内の要配慮者利用施設、大規模工場等の名称及び所在地について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。
- (ケ) 洪水、雨水出水、土砂災害等による浸水実績、浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等を公表し、安全な市土利用の誘導、風水害時の避難体制の整備の促進
- (コ) 洪水浸水想定区域が指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供、助言等を受け、過去の浸水実績等を把握したときは、水害リスク情報としての住民、滞在者その他の者へ周知する。
- (カ) 土砂災害のおそれがある箇所における砂防設備、地すべり防止施設急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害防止対策の推進
特に土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川においては、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施
- (シ) 高齢者等に経済的・身体的に特に大きな負担を与える慢性的な床上浸水被害を解消するための床上浸水対策や、指定緊急避難場所、指定避難所、避難路等の防災施設及び病院、老人ホーム等の要配慮者利用施設に対する土砂災害対策を重点的に実施する等の生活防災緊急対策の推進
- (ス) 土砂災害警戒区域における情報伝達、予警報の発表、伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制の整備の推進
- (セ) 山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進
特に、尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域

治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進

また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施

- (ウ) 農業用排水施設の整備、決壊した場合に影響が大きいため池における補強対策や統廃合、低・湿地地域における排水対策等農地防災対策及び農地保全対策の推進
 - (ク) 災害発生時に被害の拡大を防ぎ、防災機能を高めるために、面的防護方式のような複数の施設を有機的に連携させる方式の推進
 - (2) 風水害に対する建築物等の安全性
 - ア 浸水等風水害に対する安全性の確保に当たっては、浸水経路や浸水形態の把握等を行い、これらの結果を踏まえる。
 - イ 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な要配慮者利用施設等について、災害に対する安全性の確保に特に配慮する。
 - ウ 住宅をはじめとする建築物の災害に対する安全性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。
 - エ 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。
 - オ 建築物等を浸水被害から守るための施設の整備を促進するよう努める。
 - (3) ライフライン施設等の機能の確保
 - ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。
 - イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

 - ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講ずるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取り組みを促進する。
- (4) 災害応急対策等への備え
 - ア 第3章、第4章に掲げる、災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上、人的ネットワークの構築を図る。
 - イ 特に、災害時には状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を

伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、災害時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

オ 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

ケ 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努める。

【関係機関が実施する計画】

(1) 風水害に強い安全安心なまちの形成

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、風水害に対する安全性の確保に特に配慮する。

(2) ライフライン施設等の機能の確保

ア ライフライン施設の機能の確保策を講ずるに当たっては、大規模な風水害が発生した場合の被害想定を行い、想定結果に基づいた主要設備の風水害に対する安全性の確保、災害後の復旧体制の整備、資機材の備蓄等を行う。

イ ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の風水害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

ウ ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努める。

エ コンピューターシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

オ 災害拠点病院は、通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3日分程度の燃料を確保しておく。

また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておく。

なお、浸水想定区域（洪水・雨水出水）に所在する場合は、風水害が生じた際の被災を軽減するため、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を講じる。

(3) 災害応急対策等への備え

ア 第3章及び第4章に掲げる災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

イ 特に、災害時においては状況が刻々と変化していくことと、詳細な情報を伝達するいとまがないことから、情報の発信側が意図していることが伝わらない事態が発生しやすくなる。このようなことを未然に防ぐ観点から、防災対策の検討等を通じて、平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとっておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努める。

ウ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

エ 地方整備局は、防災機能を有する道の駅を地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努める。

オ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

カ 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構

築し、民間事業者のノウハウや能力等の活用に努める。

キ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。

また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

ク 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

【建築物の所有者等が実施する計画】

(1) 風水害に対する建築物等の安全性

強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物の防止対策を図る。

資料編

- ・ 水防警報指定河川
- ・ 水位周知指定河川
- ・ 重要水防区域
- ・ 水位観測所
- ・ 雨量観測所
- ・ ため池の状況
- ・ 急傾斜地崩壊危険区域
- ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域

第2節 災害発生直前対策

【危機管理課・施設管理者】

第1 基本方針

風水害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、あらかじめ、気象警報、注意報等の伝達体制、避難誘導体制、災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 気象警報、注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- 2 住民の避難誘導体制を整備する。
- 3 災害の未然防止活動を行うための体制を整備する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 住民に対する情報の伝達体制の整備

気象警報、注意報等の伝達は、第3章第1節「災害直前活動」別表「6 警報等伝達系統」により、円滑で速やかな情報の伝達ができるよう、体制の整備を図る。

2 避難誘導体制の整備

- (1) 災害により、住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ避難計画を作成する。
- (2) 市は、避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民等への周知徹底に努める。
- (3) 市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、市は、指定避難所及び指定緊急避難場所を指定する際に併せて広域避難及び広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、広域避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

- (4) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (5) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難基準をあらかじめ土砂災害警戒情報等を用いて設定するとともに、必要に応じ見直すよう努める。
- (6) 市は、避難指示等の発令区域・タイミング、指定緊急避難場所、避難経路等の住民の避難誘導等警戒避難体制をあらかじめ計画する。その際、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。
- (7) 市は、洪水等に対する住民の警戒避難体制として、洪水予報河川等及び水

位周知下水道については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等により具体的な避難指示等の発令基準を設定する。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難指示等の発令基準を策定する。

また、安全な場所にいる人まで指定緊急避難場所等へ避難した場合、混雑や交通渋滞が発生するおそれ等があることから、災害リスクのある区域に絞って避難指示等の発令対象区域を設定するとともに、必要に応じて見直す。

国及び県は、これらの基準及び対象区域の設定及び見直しについて、必要な助言等を行う。

- (8) 市は、土砂災害等に対する住民の警戒避難体制として、大雨注意報、警報、土砂災害警戒情報等の防災気象情報を基に避難指示等の避難情報を適切に発令するとともに、住民に速やかに周知する。
- (9) 市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町村に設ける。

3 災害未然防止活動

- (1) 市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。
- (2) 各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合に適切な災害未然防止活動を実施できるよう以下のような体制の整備を行う。
 - ア 所管施設の緊急点検体制の整備
 - イ 応急復旧のための体制の整備
 - ウ 防災用資機材の備蓄
 - エ 水防活動体制の整備（水防管理者）
 - オ 水門、ポンプ場等の操作マニュアルの作成、人材の養成（河川、農業用排水施設管理者）
 - カ 災害に関する情報についての地方自治体との連携体制の整備
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者が水防活動を円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第3節 情報の収集・連絡体制計画

【危機管理課】

第1 基本方針

災害時においては各機関ができる限り早期に的確な対策を行うことが求められるところであり、そのためには迅速、確実な情報の収集が必要である。

市、県、関係機関等を結ぶ情報収集・連絡体制の整備、その情報を伝達する通信手段の整備を進めるとともに、防災関連情報の収集蓄積に努め、災害危険性の周知や災害予測システムの研究に役立てる。

第2 主な取組み

- 1 防災関係機関は、情報収集ルートの設定等情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 2 防災関連情報のデータベース化を図り、防災情報を網羅したマップの作成や地理情報システムの構築に努める。
- 3 情報伝達手段の多ルート化を推進する。

第3 計画の内容

1 情報の収集、連絡体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 被害状況等の把握及び被害調査は、関係機関、団体、住民組織等の協力を求めて実施し、あらかじめ情報収集ルート、担当者、目標時間等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 公共施設（学校、公民館等）を情報通信の拠点とした市内におけるネットワークの整備について研究する。
- (4) 総合的な情報収集を行うため「モニター情報制度」の設置を研究する。
- (5) 「防災情報システム」により関係機関との情報共有、連携強化に努める。
- (6) 国関係機関、県及び公共機関等と情報の共有化を図るため、横断的に共有すべき防災情報を、総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるとともに、必要に応じて活用する。
- (7) 雨量情報及び長野県河川砂防情報ステーションにおける土砂災害危険度などの情報収集に努め、また、県、住民と連携し、土砂災害に関わる異常な自然現象を察知した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。
- (8) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求めることができる仕組みの構築に努める。

【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 被害状況等の把握調査を行うため、あらかじめ情報収集ルート、担当者等を定めておく。
- (2) 円滑な情報収集機能の確保を図るため、毎年訓練を実施する。
- (3) 県、市に情報連絡員を派遣するため体制の整備に努める。

2 情報の分析整理

市は、平時より自然情報、社会情報、防災情報等の防災関連情報の収集、蓄

積に努め、総合的な防災情報を網羅した各種災害におけるハザードマップ、防災マップの作成等による災害危険性の周知等に生かすほか、必要に応じ、災害対策を支援する地理情報システムの構築に努める。

また、被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、最新の情報通信関連技術の導入に努める。

3 通信手段の確保

【市が実施する計画】

- (1) 防災行政無線、諏訪市行政チャンネル、防災メール、諏訪市LINE、市ホームページ等による地域住民への情報伝達を行う。また、職員の装置操作の訓練、講習等を行うとともに点検整備の実施により円滑な通信の確保を図る。

資料編 ・ 諏訪市デジタル同報系防災行政無線

- (2) 災害時には、「災害時における緊急放送に関する協定」に基づき、エルシーブイ㈱に対して放送要請を行う。
- (3) タクシー協会諏訪地区会及び国土交通省関東地方整備局の協力体制を構築し、非常時の情報通信網のバックアップを図る。
- (4) 非常用電源設備を整備するとともに、無線設備や非常用電源設備を耐震性のある堅固な場所への設置に努める。
- (5) 災害時にアマチュア無線局の協力により情報の提供が得られる体制を構築するよう努める。
- (6) 通信が途絶している地域で、職員等が活動する場合を想定し、衛星通信を活用したインターネット機器の整備、活用に努めるとともに、風水害時を想定した非常通信訓練を行う。
- (7) 衛星携帯電話、公共安全モバイルシステム等の移動系の応急対策機器の整備を図る。
- (8) NTT東日本㈱等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の危機については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

資料編 応援協定の締結状況

・ 諏訪市とエルシーブイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定

第4節 活動体制計画

【危機管理課】

第1 基本方針

災害発生時において、迅速かつ円滑な応急対策を実施するためには、事前の活動体制整備が重要となる。

このため、職員の非常参集体制の整備、防災関係組織の整備等、災害時における活動体制の整備を図る。

第2 主な取り組み

- 1 職員による配備活動体制の整備、災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動マニュアル等の整備を推進する。
- 2 防災会議を設置し、その円滑な運営を図る。
- 3 防災中枢機能を果たす施設の安全性の確保、代替施設の確保等災害時の防災中枢機能の確保を図る。
- 4 複合災害発生の可能性を認識し、備えを充実する。
- 5 業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。

第3 計画の内容

1 職員の参集・活動体制

【市が実施する計画】

- (1) 発災後、職員の安全の確保に十分に配慮しつつ、速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立を行う。
- (2) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第3節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。
また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。
- (3) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (4) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。
- (5) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 職員の安全の確保に十分に配慮した非常参集及び活動体制を整備し、必要

に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (2) 応急対策活動マニュアル等の整備推進及びマニュアルに基づく訓練を実施する。
- (3) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

2 組織の整備

【市が実施する計画】

災害対策基本法第16条に基づき、諏訪市防災会議を設置し、その円滑な運営により、防災関係機関の連携強化、協力体制の構築を図る。

また、諏訪市防災会議は、市の地域特性及び災害特性に対応した諏訪市地域防災計画の作成及び修正を行い、その計画の実施を推進する。

【関係機関が実施する計画】

市の地域を管轄し、又は市の地域内にある防災関係機関は、防災業務計画及び防災計画等の円滑な実施を図るため、自らの組織を整備するとともに、市、県及び他の防災関係機関が必要とする協議会、連絡会議等の組織の整備に協力する。

3 防災中枢機能等の確保

- (1) 本部長（市長）が不在等でその職務が遂行できないときは、副本部長（副市長）がその職務を代行する。また副本部長も不在等でその業務を代行できないときは、企画部長が代理する。

ア 防災中枢機能を果たす施設に通信・発電、食料等の確保、情報整理用機材、ラジオ、照明器具等の設備の充実と災害に対する安全性の確保等を図る。また、上記施設が機能不全となった場合の中枢機能確保体制の構築を図る。

イ 長期間の停電や、通信途絶の状況を想定した設備の整備を検討する。

ウ 災害対策本部は、災害の状況に応じ、以下の場所に設置する。

(ア) 本庁舎302会議室に設置する。

(イ) 本庁舎が被災した場合、市役所別棟、消防署、文化センター（公民館）の順に検討し、応急対策に支障をきたさない公共施設を、本部長が指定する。

エ 現地災害対策本部は災害対策本部を設置した場合に、必要に応じて、被災現場に近い公共施設等に設置する。

4 複合災害への備え

【市が実施する計画】

災害対応にあたる要員、資機材等について、後発災害が懸念される場合は、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることに留意しつつ、要員・資機材の投入判断を行う対応計画にあらかじめ定めるとともに、外部からの支援を早期に要請することも定める。

5 業務継続性の確保

【市が実施する計画】

- (1) 災害時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や、資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。
- (2) 実効性のある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行う。
- (3) 災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うこととなることから、業務継続計画の策定等に当たっては、少なくとも首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務の整理について定めておく。

第5節 広域相互応援計画

【危機管理課・消防課】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害の状況から、本市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難となった場合に備え、他市町村、消防機関及び関係公共機関等との応援協定を締結し、平時から連携の強化を図るとともに、災害時は協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

また、他市町村からの要請に備えての協力体制を整備する。

第2 主な取組み

- 1 市は、防災関係機関相互の連携体制の整備を図る。
- 2 市は、他市町村との相互応援体制の確立を図る。
- 3 市は、公共機関及び他事業者等による相互応援協定の締結を促進する。
- 4 市は、関係機関との相互応援協定の締結を行うとともに、連携強化体制に努める。
- 5 県と市が一体となって他の都道府県の被災地を応援する体制の整備を図る。
- 6 市は、防災関係機関による応援が円滑に行えるよう、防災拠点の確保を図る。

第3 計画の内容

1 防災関係機関相互の連携体制の整備

- (1) 応援要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、実効性の確保に努め、必要な準備を整える。
- (2) 災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑な応援を受けることができるような体制の構築について検討する。
- (3) 国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うための受援体制の整備に努める。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や、応援職員等の執務スペースの確保を行う。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮する。
- (4) 応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、協定等を活用し、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として利用可能な施設等のリスト化に努める。
- (5) 必要に応じて、被災時に周辺市町村が後方支援を担える体制となるよう、あらかじめ相互に協定を結び、それぞれにおいて、後方支援基地として位置付けるなど、必要な準備を整える。
- (6) 訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

2 県内全市町村間の相互応援協定

【市が実施する計画】

- (1) 長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、県市長会及び県町村会等と連

携し、相互応援体制の確立を図る。

- (2) 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定に基づき、諏訪地域広域市町村と連携し円滑な相互応援活動に対応できるよう体制整備を行う。
- (3) 相互応援協定により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員、資機材及び物資などの確保並びに活動方法等応援体制をあらかじめ定めるよう努める。
- (4) 各市町村と協力し、備蓄状況の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び実施が図れるよう、平時から連携強化に努める。

資料編 ・ 長野県市町村災害時相互応援協定
・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定

3 県内全消防本部間の消防相互応援体制

【諏訪広域消防本部が実施する計画】

- (1) 長野県消防相互応援協定に基づく応援が迅速かつ的確に実施できる体制を整備する。
- (2) 消防力の把握及び合同訓練等を定期的実施し、迅速かつ円滑な応援の要請及び応援活動の実施等が図れるよう、平時から連携強化を図る。
- (3) 市は、県と連携し、デジタル技術の活用による情報収集、分析など指揮支援体制の強化や迅速な進出と効果的な活動に向けた体制整備などにより、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、緊急消防援助隊の実践的な教育訓練等に努める。

4 他市町村との応援協定

【市が実施する計画】

平時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制の整備に努める。

資料編 ・ 義士親善友好都市26区市町との「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」

- ・ 甲州街道サミット参加12市との「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定」
- ・ 大阪府富田林市との「災害時相互応援協定」
- ・ 東京都台東区との「諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定」
- ・ 神奈川県秦野市、静岡県伊東市、長崎県壱岐市との「災害時における相互応援に関する協定」
- ・ 静岡県富士宮市との「災害時相互応援協定」
- ・ 東京都日野市との「災害時相互応援協定」
- ・ 宮城県石巻市との「諏訪市・石巻市災害時相互応援協定」
- ・ 国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所との「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」

5 公共機関及びその他事業者間の相互応援協定

【市が実施する計画】

平時から交流を深め、連携を強化し、共同で訓練等を行うなど、円滑な応急・復旧活動を行う体制を整備するとともに、他公共機関及びその他事業者との

応援協定の締結に努める。

- 資料編
- ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ 生活協同組合コープながのとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)エス・エス・ブイとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)デリシアとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ 北陸コカ・コーラボトリング(株)との「災害時における救援物資提供に関する協定」
 - ・ 長野LP協会諏訪支部との「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書」
 - ・ 三印(株)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)大永との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」
 - ・ (株)カインズとの「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」
 - ・ 長野県石油商業組合諏訪支部との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」
 - ・ 興亜化成(株)、HARIO(株)との「災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定」
 - ・ NP0法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」
 - ・ (株)綿半ホームエイドとの「災害時における物資供給に関する協定」
 - ・ 諏訪市建設業協会との「災害時における応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市下水道指定工事店協会との「災害時における下水道施設の応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市水道温泉事業協同組合との「災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪市サンリッツロード商工連合会との「災害時における応急措置に関する協定」
 - ・ 諏訪生コン協同組合との「災害時における応援協力に関する協定」
 - ・ 諏訪建設労働組合との「災害時における応急対策業務に関する協定」
 - ・ 中部電力(株)電力ネットワークカンパニーとの「災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定」
 - ・ (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定」
 - ・ (一社)全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会との「災害時等発生時における遺体搬送に関する協定」
 - ・ NP0法人救助犬訓練士協会との「災害時における災害救助犬出動に関する協定」
 - ・ 諏訪トラック協同組合との「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」
 - ・ 諏訪広域ドローン協力会との「災害時における無人航空機による協力に関する協定」

- ・ 有限会社早川実業との「災害時における倒木の除去等に関する協定」
- ・ ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」
- ・ 第一精密工業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)ゼンリンとの「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」
- ・ 長野県弁護士会との「災害時における相談業務に関する協定」
- ・ 諏訪防災ネットワークとの「諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書」
- ・ エルシーブイ(株)との「諏訪市とエルシーブイ(株)との災害緊急放送に関する相互協定」
- ・ (一社)長野県建築士会諏訪支部との「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」
- ・ 東日本旅客鉄道(株)長野支社との「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」
- ・ 諏訪郵便局との「災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定」
- ・ ルートインジャパン(株)との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 諏訪湖温泉旅館組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)おぎのやドライブインとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ 湖泉荘との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 長野県諏訪清陵高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪二葉高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪実業高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県福祉大学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」

※以後締結した協定については資料編にのみ記載

6 県と市が一体となった他都道府県被災地への応援体制の整備

「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」により実施する応援内容については、その内容ごとに応援に要する職員の選定、職員が自活できるような資機材や物資等の確保及び活動方法等の応援体制をあらかじめ定めるよう努める。

また、共同で訓練等を行うなど、平時より連帯を強化し、円滑な応援活動を行う体制を整備する。

7 広域防災拠点の確保

【市が実施する計画】

- (1) 県、市、周辺市町村及び関係機関が連携し、地域の自然条件（地形、気候等）や社会条件（周辺市町村との連携、市街地・集落の形態、道路状況等）等を考慮して、広域ごとの拠点を選定する。
- (2) 選定された拠点ごとに、関係機関で面積、管理者、周囲の状況、地形・地面の状態、設備の状況、ヘリ離着陸の可否、幹線道路へのアクセス等を記載したリストを作成し情報の共有化を図る。
- (3) 関係機関は、選定された拠点や周辺のアクセス道路等について、リストをもとにあらかじめ状況を把握する。
- (4) 機関相互の応援が円滑に行えるよう、部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資輸送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及び防災拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。

第6節 救助・救急・医療計画

【危機管理課・消防課・健康推進課】

【医療機関】

第1 基本方針

救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医療品等の備蓄、調達体制の整備を図る。

また、災害時の医療活動については、地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と連携を図れるよう、平時から体制を整備する。

このほか、医療機関の被害状況、患者受入れ状況及び活動体制、災害発生、交通規制の状況等について、関係機関が相互に把握できるよう情報共有、連絡体制の整備を行う。

第2 主な取り組み

- 1 救助工作車の充足及び救急自動車の高規格化の促進を図るとともに、災害等緊急時に備え、救助・救出用資機材の整備を図る。
- 2 医療用資機材、医薬品等の備蓄調達体制について整備を図るとともに、備蓄状況の把握方法等の検討を行う。
- 3 地元医師会、歯科医師会、薬剤師会、医療機関と連携した災害医療体制の整備を図る。
- 4 災害時における被害状況把握、患者の受入れ体制、被災状況等、消防機関・医療・その他関係機関との情報共有が円滑に行える連絡体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 救助・救急用資機材の整備

【諏訪広域消防本部が実施する計画】

大規模・特殊災害に対応できるような技術・資機材を有する救助隊の整備、救急救命士の計画的配置の推進に努める。

【市が実施する計画】

- (1) 救助工作車は、消防力の整備指針による台数の整備を図るとともに、「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」に基づき、装備の整備を行う。また、救急自動車は、消防力の整備指針による台数の整備を計画的に図るとともに、高規格化を促進する。

その際、救急救命士の計画的配置にも努める。

- (2) 大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材を有する救助隊の整備の推進に努める。
- (3) 消防団詰所、公民館、コミュニティ防災拠点施設等に救助・救急資機材の備蓄を行い、消防団、自主防災組織を中心に住民の協力を得て、発災当初の救助・救急活動を行う体制の整備を図る。

また、平時から住民に対して、これらを使用した、救助方法及び応急手当等の指導を行うとともに、定期的に訓練を実施する。

2 医療用資機材等の備蓄

【市が実施する計画】

医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達についてあらかじめ計画を策定し、諏訪赤十字病院及び8箇所の広域避難所に備蓄された医薬品については、定期的な在庫確認を行う。なお、備蓄する医療用資機材、医薬品等については、諏訪市医師会、諏訪赤十字病院と協力し災害時に対応できる適正備蓄量であるか随時検討し必要に応じて充足を図る。

また、近隣市町村への供給体制についても、あらかじめ整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

諏訪市医師会等の関係各機関は、機関ごとに必要な医療用資機材、医薬品の確保を図る。

また迅速で効率的な供給体制について関係機関とあらかじめ調整を行う。

3 災害医療支援体制の整備**【市が実施する計画】**

- (1) 災害時の医療救護に対応するため、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、諏訪市薬剤師会等との協定に基づき、医療救護班の編成等、医療救護体制を整備する。
- (2) 災害時、速やかに救護所の設置が図られるよう、現地や避難場所等への救護所設置に備え、必要な資機材の備蓄、調達方法の確保等、救護所設置体制を整備する。

また、災害時の傷病者の収容医療機関について、あらかじめ候補となる医療機関の把握に努める。

【関係機関が実施する計画】

地域災害医療センター及び基幹災害医療センターに指定される諏訪赤十字病院を中心とした地域的な災害時医療体制により、初期医療では困難な重傷者等の高度医療に対応する。

日本赤十字社長野県支部、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会等は、災害拠点病院を中心とした災害医療への協力体制について整備を行う。

4 消防、医療及びその他関係機関相互の連絡体制の整備**【諏訪広域消防本部が実施する計画】**

- (1) 集団災害発生時の救助、救急活動が的確かつ円滑に行われるよう、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画を次に掲げる事項に留意し作成する。
 - ア 出動区分及び他機関への要請（ヘリコプターを含む）等
 - イ 最先到着隊による措置
 - ウ 現場指揮本部の設置基準、編成、任務等
 - エ 応急救護所の設置基準、編成、任務等
 - オ 各活動隊の編成と任務
 - カ 消防団の活動要領
 - キ 通信体制
 - ク 関係機関との連絡

ケ 報告及び広報

コ 訓練計画

サ その他必要と認められる事項

- (2) 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

また、近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法についても、事前に定めておく。

- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。
- (4) 諏訪広域消防本部は、関係機関の協力を得て、消防計画における救助・救急計画及び救急業務計画並びに救助活動計画に基づく訓練を毎年1回以上実施する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制の整備を図る。
- (2) 諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、諏訪市薬剤師会は他の医師会との応援体制の整備を図る。
- (3) 災害時に医療施設の診療状況等の情報を迅速に把握するために、広域災害救急医療情報システム（EMIS）の整備に努め、操作等の研修・訓練を定期的に行う。

資料編 ・（一社）諏訪市医師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」 ・ 諏訪薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」 ・ 諏訪市歯科医師会との「災害時の歯科医療救護活動に関する協定」 ・ ハトヤマメディカルサポート(株)との「災害用応急衛生資機材の保管等に関する協定」 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 ・ 諏訪市備蓄医薬品一覧

第7節 消防・水防活動計画

【消防課・危機管理課・建設課・水道課】

【住民】

第1 基本方針

大規模災害時において、消防活動が迅速かつ的確に実施できるように、消防力等の整備及び活動体制の整備等の事項において、あらかじめ計画を定める。

また、水防活動についても、迅速かつ的確に実施できるように、資機材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項についてあらかじめ計画を定める。

第2 主な取組み

- 1 消防力の強化、活動体制の整備及び予防消防の充実強化等の事項について計画を定める。
- 2 資材等の整備及び監視、警戒等活動体制の整備等の事項について計画を定める。

第3 計画の内容

1 消防計画

【市、諏訪広域消防本部が実施する計画】

「市町村消防計画の基準」に基づいて消防計画を作成し、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、消防機関が災害に迅速かつ効果的に対処できるように、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、防災活動の万全を期する。その際、次に掲げる事項は、重点的に取り組む。

(1) 消防力の強化

「消防力の整備指針」に適合するように、消防施設、設備及び人員の増強を図るとともに、その近代化を促進する。

ア 消防団員等の人員の確保

発災初期において、地域に密着して重要な役割を果たす消防団員は減少の傾向にあるので、次の対策を実施し人員の確保を図る。

- (ア) 消防団総合整備事業等を活用した消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両、資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実等により、消防団員の士気高揚及び初期消火体制の整備を図るとともに、啓発活動による青年層、女性層をはじめとした団員の入団促進を図る。
- (イ) 地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。
- (ウ) 消防・水防団活性化の推進を図るとともに、NPO、民間企業、自治会等多様な主体を消防・水防協力団体として指定することで消防・水防活動の担い手を確保し、その育成強化を図る。

イ 広域消防体制の推進

消防の広域化及び連携協力等による、広域消防体制の推進を図る。

(2) 消防水利の多様化及び適正化

「消防水利の基準」に適合するように、消防水利施設等の整備を図るとともに、その適正な配置に努める。

その際、水道施設の損壊等により、消火栓の使用に支障が生じる事態が予想されることから、防火水槽の整備、河川・農業用排水路等自然水利の活用及び水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等による消防水利の多様化を図る。

(3) 被害想定の実施

消防地理、消防水利及び危険区域等をあらかじめ調査するとともに、過去の災害による被害状況を考慮した被害想定を行う。

(4) 消防機関及び自主防災組織等の連携強化

発災初期における、消火、救助活動等は、住民、事業所等による自主防災組織の自発的な活動及び消防団による活動が重要となることから、地域の実情に応じた自主防災組織の結成を促進するとともに、既存の大規模な組織については、細分化し、きめ細かな活動のできる体制とする。

また、当該組織等の活動拠点施設、資機材の整備及びリーダー研修の実施等による育成強化を図るとともに、防災訓練の実施等により、平時から消防本部、消防団及び自主防災組織の連携強化を図り、大規模災害等発生時において、一体となって当該災害等に対処できる体制の構築を図る。

(5) 火災予防

ア 防火思想、知識の普及

火災の発生を防止するため、関係団体等と協力し、消防訓練等各種行事及び火災予防運動を実施するほか、広報媒体等を通じて、住民等に対する火気の取扱い、消火器具等の常備及びその取扱い方法、感震ブレーカー設置等、防火思想、知識の普及啓発を図る。

イ 防火管理者制度の効果的な運用

消防法第8条に規定する学校、病院、工場等の防火対象物の管理権原者に対し、防火管理者の選任を指導するとともに、防火管理者が当該防火対象物についての消防計画を作成し、当該計画に基づく消火訓練等の実施、消防用設備等の点検整備及び火気の管理等を行い、出火防止及び出火時の初期消火、避難体制の整備を図るよう指導する。

また、消防法第4条に規定する予防査察を防火対象物の用途、規模に応じた計画的に実施し、常に当該区域内の防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防上危険な場合及び火災発生時に人命に危険がある場合は必要な措置命令を行い、予防消防の一層の強化を図る。

ウ 危険物保有施設への指導

化学実験室等を有する学校、企業及び研究機関並びに薬局等多種類の危険物を少量保有する施設の管理者に対し、危険物収納容器等の転倒、落下、破損等により、次に掲げるような混触発火が生じないように、管理の徹底に努めるよう指導する。

(ア) 可燃物と酸化剤の混合による発火

- (イ) 黄リン、金属ナトリウム等の保護液の流出による発火
- (ウ) 金属粉、カーバイト等禁水性物質の浸水による発火
- (6) 活動体制の整備

大規模災害発生時等における、消火、救助及び救急活動等が迅速かつ的確に実施できるよう、活動計画を定める。

特に関係機関との連携に留意した初動時における活動体制及び情報収集体制の整備を図る。

また、大規模火災に対して、消防力の効率的な運用を図るため、重要防御地域、延焼防止線の設定等、火災防御計画等を定める。

(7) 応援協力体制の確立

大規模災害発生時等において、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要がある場合、あらかじめ締結されている相互応援協定等に基づき、他の地方公共団体に応援を要請する体制及び応援を受け入れる体制を確立する。

また、他の地方公共団体から応援を要請された場合の応援体制についても確立する。

【住民及び自主防災組織が実施する計画】

- (1) 住民は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ等、火災発生原因となる火気器具の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止することを心がけるとともに、当該器具の周囲に可燃物を置かない、消火器、消火バケツの常備及び消火用水の汲み置きの実施、感震ブレーカーの設置等、平時から火災予防に努め、さらに、消火器具等の取扱いを習熟する等、火災発生時において初期消火活動が実施できるよう努める。
- (2) 自主防災組織は、消火訓練等を実施し、初期消火体制の整備に努める。

2 水防計画

【河川管理者、施設管理者、消防団が実施する計画】

- (1) 危険個所の巡視、点検、対策工事等は、河川管理者、施設管理者が実施する。
- (2) 災害が発生し又は発生する恐れがある場合の水防活動は、消防団と連携し行う。

【市が実施する計画】

次の責任分担に応じて、その所管する事項を実施する。

- (1) 消防団の確立・整備
- (2) 水防倉庫の整備及び水防用・応急復旧資機材の備蓄ほか次に掲げる事項
 - ア 重要水防区域周辺の立竹木、木材等、洪水時等に使用できる資材の確認
 - イ 緊急時に使用できる農家、資材業者等が所有する資機材在庫量の把握及び協力体制の整備
- (3) 通信連絡系統の整備、警報等の住民への伝達体制の整備
- (4) 平時における河川、貯水池等の水防対象箇所の巡視
- (5) 河川ごとの水防工法の検討

- (6) 居住者への立退きの指示体制の整備
- (7) 洪水時等における水防活動体制の整備
- (8) 他の水防管理団体との相互応援協定の締結
- (9) 浸水想定区域に指定された場合は区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所、指定避難所等の避難計画の作成
- (10) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある要配慮者利用施設（主として高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者が利用する施設をいう。以下同じ。）で洪水時に避難の必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (11) 地域防災計画において、浸水想定区域内にある大規模工場等で洪水時に浸水の防止を図る必要が認められる施設の名称及び所在地を定める。
- (12) (10)～(11)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制整備

なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の(13)～(17)の事項を実施する。

- (13) 水防機関の整備
- (14) 水防計画の策定
- (15) 水防協議会の設置
- (16) 水防訓練の実施（年1回以上）
 - ア 水防技能の習熟
 - イ 水防関係機関、自主防災組織との連携強化及び沿川住民の水防思想の普及啓発
 - ウ 災害時の避難誘導計画に基づく避難誘導訓練
- (17) 水防計画の策定に当たっては、洪水の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者の協力について水防計画に定め、当該計画に基づく河川に関する情報の提供等水防と河川管理者の連携を強化するよう努める。

- (18) 要配慮者利用施設に係る避難計画や避難訓練に対する、助言・勧告

【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

- (1) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者が実施する計画
 - ア 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
 - イ 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等の計画を作成し、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。
また、作成した計画及び自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。
また、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練の実施に努める。
- (2) 大規模工場等の所有者又は管理者が実施する計画

- ア 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。
- イ 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等に関する計画（以下「浸水防止計画」という。）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛防災組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛防災組織の構成員等について市長に報告する。

第8節 要配慮者支援計画

【福祉介護課・生活相談課・危機管理課】

【医療機関、社会福祉施設、事業者、住民】

第1 基本方針

近年の都市化、高齢化、国際化等社会構造の変化、核家族化などによる家庭や地域の養育・介護機能の低下等に伴い、災害時には、要配慮者が被害を受ける事例が多く見受けられる。

このため、市、社会福祉協議会、医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、災害から要配慮者、とりわけ自ら避難することが困難であり避難の確保を図るために特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）を守るための対策の一層の充実を図る。

また、近年社会福祉施設、医療施設等の要配慮者利用施設が、土砂災害や浸水被害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、土砂災害や浸水被害が発生するおそれのある地域内に立地する要配慮者利用施設については、避難誘導等について重点的に対策を講じる必要がある。

なお、外国籍住民、観光客等は、言葉の障害による避難行動要支援者として、これらの人を災害から守るための対策を十分考慮する必要がある。

第2 主な取組み

- 1 要配慮者支援計画を策定し、支援体制計画の構築に努める。
- 2 在宅要配慮者の状況把握に努めるとともに、緊急通報装置等の整備、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 3 要配慮者利用施設の防災設備、組織体制、緊急連絡体制等の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 4 医療機関の防災設備、組織体制、緊急連絡体制の整備を行うとともに、支援協力体制の確立、防災教育・防災訓練の充実強化を図る。
- 5 外国籍住民や外国人旅行者等の観光客が、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、指定緊急避難場所、指定避難所や避難経路標識等の簡素化、多言語化など防災環境づくりに努める。
- 6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設における避難誘導等の体制強化に努めるとともに、これらの施設に対する連絡・通報体制の強化を図る。

第3 計画の内容

1 要配慮者支援計画の作成

【市が実施する計画】

(1) 避難行動要支援者支援に関する計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえつつ、避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考えを整理し、全体計画の作成に努める。また、諏訪市地域防災計画において、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に基づき、避難

行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認等を行うための措置について定める。

市が、諏訪市地域防災計画に定める事項は以下を必須とする。

ア 避難支援等関係者となる者 ※R7.7.29付け改訂案により改訂

避難支援等関係者となる者は、以下に掲げる団体及び個人とする。

- (ア) 消防署
- (イ) 警察署
- (ウ) 区（自主防災組織）
- (エ) 民生児童委員
- (オ) 消防団
- (カ) 市社協
- (キ) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に携わる関係者

イ 災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）に記載する者の範囲

災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）に記載する者の範囲は、以下とする。

- (ア) 高齢者（要介護2～5の在宅高齢者、寝たきり・認知症・一人暮らし高齢者）
- (イ) 身体障がい者（身体障害者手帳1・2級）
- (ウ) 知的障がい者（療育手帳A1・A2・B1・B2）
- (エ) 精神障がい者（精神保健福祉手帳1・2級）
- (オ) 災害時援護希望者リスト（地区で把握している災害時要援護者）の登録者
- (カ) その他、発災時の避難の際に支援を要すると思われる人

ウ リスト（名簿）作成に必要な個人情報及びその入手方法

災害時要援護者リスト（避難行動要支援者名簿）には、災害時要援護者（避難行動要支援者）に関する次に掲げる事項を記載するものとし、リスト（名簿）作成に必要な個人情報は、市の関係部局及び本人から入手する。

- (ア) 氏名
- (イ) 生年月日
- (ウ) 性別
- (エ) 住所又は居所
- (オ) 電話番号その他の連絡先
- (カ) 避難支援等を必要とする事由
- (キ) 避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

エ リスト（名簿）の更新に関する事項

災害時要援護者（避難行動要支援者）の状況は常に変化しうることから、市は災害時要援護者（避難行動要支援者）の状況把握に努め、年1回を目安に、定期的にリスト（名簿）情報の更新を行う。

オ リスト（名簿）情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる事項

カ 要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮

キ 避難支援等関係者の安全確保

(2) 避難行動要支援者支援の把握と名簿の作成

市は、諏訪市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報の把握に努め、避難行動要支援者名簿を作成する。また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用を支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

なお、居宅で人工呼吸器等を日常的に用い、長時間（おおむね4時間以上）の停電が生命維持にかかわる児・者については、平時から非常用電源の確保、災害時の安否確認の体制整備、医療機関等との連携体制の整備に努める。

(3) 個別避難計画作成の努力義務

市は、諏訪市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局の連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民、NPO等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努める。この場合、積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用を支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

なお、作成にあたっては、地域の実情に応じ、地域の危険度の想定や要配慮者本人の心身の状況等を考慮し、優先度が高い要配慮者から作成できるものとする。

加えて、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

(4) 避難行動要支援者名簿の提供

市は、避難支援等に携わる関係者として諏訪市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供するとともに、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(5) 要配慮者支援計画の作成

市は、地域における災害特性等を踏まえ地域住民と連携を図りながら災害時住民支え合いマップ等により要配慮者支援計画を作成するとともに、避難行動

要支援者以外の要配慮者についても、避難支援についての計画の作成に努める。

(6) 避難行動要支援者の移送計画

市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

(7) 個別避難計画の事前提供

市は、避難支援等に携わる関係者として諏訪市地域防災計画に定めた消防機関、警察機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意を得た上で、あらかじめ個別避難計画を提供する。また、個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。

その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

(8) 避難行動要支援者への配慮

市は、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をする。

(9) 地区防災計画との調整

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

2 在宅者対策

【市、関係機関が実施する計画】

(1) 避難所の整備

災害時において避難所となる公共施設について、安全性の向上、段差の解消、スロープや多目的トイレの設置、避難経路標識等の簡素化、多言語化等要配慮者に配慮した施設整備の推進、必要な物資等の備蓄に努める。

(2) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者が自らの対応能力を高めるため、要配慮者の個々の態様にあわせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(3) 緊急通報装置等の整備

要配慮者の安全を確保するため、要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や自動消火器、警報装置等の整備を推進する。

(4) 避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握

民生児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、地域の支え合い等の協力を得て、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、避難行動要支援者以外の要配慮者についても所在及び災害時における保健福祉サービスの要否等、在宅の避難行動要支援者以外の要配慮者の状況把握に努める。

なお、状況把握にあたっては、本人の意思に反してプライバシーに関わる事項の申出を強制しないよう十分注意する。

(5) 避難行動要支援者以外の要配慮者名簿の整備

市は、プライバシーの保護に十分配慮しつつ、必要に応じて、災害の発生に備え、避難行動要支援者以外の要配慮者についても名簿を整備し、災害時に効果的に利用することで、要配慮者に対する援護が適切に行われるように努める。

なお、当該名簿は、閲覧できる者を限定するなどして、プライバシー情報が漏洩しないよう十分注意する。

(6) 支援協力体制の整備

市は、福祉事務所、保健所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童委員、地域住民、NPO・ボランティア等との連携の下に、災害時の安否確認、避難誘導、情報提供、救護・救済対策、緊急受入れ等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。

3 要配慮者利用施設対策

【市、関係機関が実施する計画】

市は、要配慮者利用施設等に対し、以下の(1)～(9)に関する必要な指導を行う。

(1) 非常災害時の整備

社会福祉施設等に対し、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画の作成について指導する。

(2) 防災設備等の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の堅牢化、防災設備の整備等に努めるとともに、災害に備え、施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医療品その他の生活必需品の備蓄（最低でも3日分、可能な限り1週間分程度）を行うよう指導する。

社会福祉施設においては、市及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

(3) 組織体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、災害の予防や災害時において迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自主防災組織を整備し、緊急連絡体制、非常招集体制等の確立に努めるとともに、地域住民やボランティア団体、近隣施設等との連携を図りながら、施設利用者の態様に応じた支援協力体制の確立に努めるよう指導する。

要配慮者利用施設等においては、市及び県の指導の下に、これらの確立を図る。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

要配慮者利用施設等の管理者に対し、職員や施設利用者の災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解と関心を深めるとともに、施設利用者が自らの対応能力を高めるため、防災教育や、防災訓練の充実強化を図るよう指導する。

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、これらの充実強化

を図る。

(5) 応援体制及び受援体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者に対し、他の要配慮者利用施設等において災害が発生し、応援要請がある場合に備えて、派遣可能な職員（介護職員、生活指導員等）、車両（移動入浴車、小型リフト付車両等）、資機材（車椅子、ストレッチャー等）等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努めるよう指導する。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努めるとともに、区、自治会等の自治組織との間で避難支援計画に関する協定及び県内や近隣県における同種の施設と施設利用者の受入れに関する協定を締結するよう働きかける。

要配慮者利用施設においては、市及び県の指導の下に、これらの整備等を図る。

(6) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における入院患者等の安全の確保が円滑に行われるよう指導する。

(7) 医療施設の損壊等により、入院患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう指導する。

(8) 要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。

また、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

(9) ホテル・旅館等の確保

要配慮者の避難先として、ホテル・旅館等の民間施設を速やかに活用できるよう担当部署の調整や協定の締結等に努める。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

4 入院患者等対策

【市が実施する計画】

(1) 医療機関に対し、厚生労働省のガイドラインに沿って、実情に応じた防災マニュアルを作成し、災害時における患者等の安全の確保が円滑に行われるよう要請する。

(2) 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、関係機関に対し、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ調整するよう要請する。

【関係機関が実施する計画】

(1) 市医師会等は県の指導に沿って、それぞれの関係医療機関等に対し、災害時の患者の安全確保について特別の配慮を行うよう指導する。

- (2) 医療施設の損壊等により、患者等の移送、医師、看護師等の確保、医薬品、医療用資機材等の補給等応援要請がある場合に備え、広域的な相互応援及び受援体制の整備についてあらかじめ関係機関等と調整する。

【医療機関が実施する計画】

- (1) 災害時の患者等の安全確保を図るため、厚生労働省のガイドラインに沿って、各医療機関の実情に応じた防災マニュアルを作成するとともに、施設・設備の整備、点検、患者家族連絡表の作成、緊急時の連絡体制や避難誘導體制の整備、職員教育や避難訓練の実施、医薬品、医療用資機材等の備蓄など防災体制の強化を図る。
- (2) 市、県及び関係機関の指導の下に、他の医療機関において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、派遣可能な職員、車両、資機材等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備するとともに、必要な物資、資機材等の確保に努める。

また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。

5 外国籍住民、外国人旅行者等、観光客対策

【市が実施する計画】

- (1) 外国籍住民、外国人旅行者の被災者への情報提供体制の整備
関係機関、関係団体と連携し、外国語によるインフォメーションなど外国籍住民、外国人旅行者に配慮した情報提供体制や緊急時における連絡体制の整備を図る。
- (2) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知
外国籍住民、外国人旅行者や観光客に対する指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路の周知を図るため、標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (3) 防災教育・防災訓練の実施
外国語版の啓発資料の作成の推進、配布、防災教育、防災訓練等への外国籍住民等の参加推進などを通じて、外国籍住民に対する防災知識の普及を図る。
- (4) 応援体制及び受援体制の整備
他の地方公共団体において災害が発生し、応援要請がある場合に備え、通訳者の派遣等、速やかに応援出動等の対応ができる体制を整備する。
また、災害発生時に応援要請を行う場合に備え、あらかじめ連絡調整責任者を定め、円滑かつ効果的に応援を受けられる体制の整備に努める。
- (5) 観光客の安全対策の推進
関係団体、関係機関と相互に連絡協調して、緊急時における連絡体制を確立するとともに、観光客の安全対策を推進する。
また、観光関連事業者（旅館・ホテル等）と連携して外国人旅行者にも対応した「災害時における対応（心得）」を作成するよう努める。
- (6) 外国籍住民の状況把握及び支援体制の整備
市内における外国籍住民等の居住状況等の把握に努めるとともに、地域全体

による情報収集・連絡体制や避難誘導體制等外国籍住民等に対する支援体制の整備を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 多くの人が集まる場所においては、外国語によるインフォメーション、指定緊急避難場所、指定避難所及び避難経路等の標識の簡明化、多言語化など外国籍住民等や観光客に配慮した情報提供体制、避難誘導體制の整備を図る。
- (2) 医療機関においては、外国籍住民、外国人旅行者に対する応急救護体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設対策

【市、要配慮者利用施設が実施する計画】

- (1) 市は、県と連携し、土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対して、避難確保に関する計画の作成や避難訓練の実施など防災体制の整備について支援する。
- (2) 市は、土砂災害警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項及び情報の伝達方法を定めるとともに、要配慮者利用施設、自主防災組織等と連携をとって、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (3) 市は浸水想定区域の指定があったときは、市地域防災計画において、少なくとも浸水想定区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、指定緊急避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項について定める。

また、市は要配慮者利用施設の管理者に対して、避難確保に関する計画作成の支援、同計画の確認を行う。

- (4) 土砂災害警戒区域等及び浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

なお、土砂災害警戒区域及び浸水想定区域内に立地し、市防災計画に定められた要配慮者利用施設の管理者等は、避難確保に関する計画を作成するとともに、ハザードマップを活用するなどして地域の災害リスクの実情に応じた避難訓練を実施する。

また、水防管理者その他関係者との連絡調整や利用者が避難する際の誘導その他の水災による被害を軽減するために自衛水防組織を置くよう努める。なお、避難確保に関する計画を作成・変更したときは遅滞なく市長へ報告する。

第9節 緊急輸送計画

【危機管理課・建設課・都市計画課・総務課】

第1 基本方針

大規模な災害が発生したときは、救急救助活動、消防活動、各種救援活動など、人命救助と被災者の生活確保及び早期復旧のために、よりスムーズな人・物の流れが必要とされることから、こうした緊急輸送業務について、迅速に対応できる体制を平時から確立するとともに、災害による障害を未然に防止し、障害発生に対しても適切に対処し得る事前計画を確立する。

第2 主な取組み

- 1 緊急交通路の確保に関する計画を策定する。
- 2 ヘリポート、輸送拠点などを事前に選定する。
- 3 各種ヘリコプター、トラック協会等、輸送力確保について事前に計画を樹立する。
- 4 緊急通行車両及び規制除外車両（以下「緊急通行車両等」という。）の事前確認を行い、災害時の迅速な運用に備える。

第3 計画の内容

1 緊急交通路確保計画

【市が実施する計画】

幹線道路として国道20号、国道20号諏訪バイパス、県道諏訪辰野線、県道岡谷茅野線、県道諏訪湖四賀線、県道神宮寺諏訪線、県道諏訪茅野線があり、また中央自動車道（高速道路）がある。しかし、これ以外の道路は狭濫で屈曲区間や橋梁が多い等、緊急輸送道路として確保することが困難な状態であるため、諏訪警察署と協議し、地域の実情に合った区域内の交通確保計画を策定する。

この場合、県が定める交通規制計画道路との整合と、「拠点ヘリポート」及び「物資輸送拠点」との交通確保について、特に配慮する。

2 緊急用ヘリポート及び物資輸送拠点の確保計画

【市が実施する計画】

ヘリポート等を資料編に掲げる場所に設定する。なお、これらの施設は、全て避難所に指定されているため、エリアの区分けをしておく。また、拠点ヘリポート及び物資輸送拠点について住民に周知する。

資料編 ・ 拠点ヘリポート ・ 物資輸送拠点

3 輸送体制の整備計画

【市が実施する計画】

- (1) 管内の輸送事業者と連絡を密にし、災害時の協力体制を確保しておく。
- (2) 必要に応じ、緊急輸送に係る調整業務等への運送事業者等の参加、物資の輸送拠点における運送事業者等を主体とした業務の実施、物資の輸送拠点として運送事業者等の施設を活用するための体制整備を図る。この際、災害時に物資の輸送拠点から指定避難所等までの輸送手段を含めた体制が速やかに

確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努める。

- (3) 物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を図る。なお、燃料については、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。

- (4) 輸送協定を締結した民間事業者等の車両は、あらかじめ緊急通行車両確認標章等の交付を受けることができることについて、周知及び普及を図る。

4 緊急通行車両等の事前確認事務

【市が実施する計画】

災害時の緊急通行車両等の円滑な通行の確保のため、市が保有する車両について、事前に公安委員会に災害時における緊急通行車両等の届出を行い、確認事務を済ませておく。

資料編 ・ 市有車両一覧

第10節 障害物の処理計画

【建設課・都市計画課】

【関係機関】

第1 基本方針

災害直後の道路は法面の崩壊、河川の決壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊、流倒木に加えて放置車両や立ち往生車両を含む障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、これらの所有者又は管理者は常日ごろ、不断の点検を実施するなど、障害物となり得る工作物の倒壊等を未然に防止するとともに、応急対策について関係機関と事前に対応を協議するなど、有事に備える。

第2 主な取組み

- 1 応急対策に必要な専門的技術者を確保する体制の整備を図る。
- 2 障害物除去体制について、関係機関と事前に対応を協議する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- (1) 諏訪市建設業協会と協議し、体制を整備する。また、切断された高圧電線等専門の処理を要する場合もあることから、中部電力パワーグリッド(株)等と事前に打合せ体制整備を図る。
- (2) 緊急輸送道路とされている道路について、障害物除去対策の体制整備を図る。
- (3) 森林組合等林業関係団体と倒木処理について調整し、あらかじめ体制を整備する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 道路上の障害物の処理等を行うに必要な資機材の備蓄計画を策定し、必要な資機材の備蓄を図るとともに、迅速に資機材の調達及び供給ができるよう、民間保有の主要な災害復旧用資機材及び応急用主要機械等を地域別に把握する。また、資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定を締結しておく。
- (2) 部内規定の定めるところにより、巡回の強化を図る。

第11節 避難の受入活動計画

【危機管理課・教育総務課・福祉介護課・観光課】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害の発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置をとることが重要であるが、崖崩れや火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険が及ぶような場合は、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

このような事態に備え、迅速かつ円滑な避難活動を確保するため、要配慮者及び帰宅困難者、滞留旅客（以下「帰宅困難者等」という。）に配慮した避難計画の作成、各種災害への安全性を考慮した指定緊急避難場所及び指定避難所の確保等を図る。

また、気候変動に伴い自然災害が頻発する中、避難所の感染症対策や生活環境改善が求められている。

そのため、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境の重点的な向上が必要であり、備蓄や関係団体との協定締結等により発災に備える。

第2 主な取り組み

- 1 避難計画を策定し、要配慮者、帰宅困難者等にも配慮した避難体制の確立を図るとともに情報伝達体制の整備を図る。
- 2 指定緊急避難場所及び指定避難所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。
- 3 住宅の確保等を迅速に行うための体制の整備を図る。
- 4 学校における迅速かつ適切な避難活動のための計画策定を行う。

第3 計画の内容

1 避難計画の策定

【市が実施する計画】

(1) 高齢者等避難情報伝達体制の整備

災害対策基本法に定める避難指示のほか、一般住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と連携しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難情報」を活用するため、伝達体制の整備を図る。

(2) 避難指示及び高齢者等避難の類型

発令時の状況		住民に求める行動
高齢者等 避難	要配慮者、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならぬ段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった	- 要配慮者、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難場所への避難行動を開始（要配慮者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、

	状況	避難準備を開始
避難指示	通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況	通常の避難行動ができる者は、計画された避難場所等への避難行動を開始
緊急安全確保	- 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 人的被害の発生した状況	- 避難指示の発令後で避難中の住民は、確実な避難行動を直ちに完了 - 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、その余裕がない場合は生命を守る最低限の行動

(3) 避難指示及び高齢者等避難の基準等の策定

避難指示及び高齢者等避難について、河川管理者及び水防管理者等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にしたマニュアル等を整備し、住民への周知徹底に努める。

なお、基準の設定に当たっては、定量的データの設定に努める。

また、市長不在時における避難指示等の発令について、その判断に遅れを生じることがないように職務代理者を定める。

(4) 要配慮者の避難誘導體制の整備

危機管理課と健康福祉部との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平時から要配慮者と接している社会福祉協議会、民生児童福祉委員、介護保険制度関係者、在宅介護支援センター、障がい者団体等の福祉関係者と協力して、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有及び避難支援計画の策定等、要配慮者の避難誘導體制の整備に努める。

(5) 避難計画の作成

次の事項に留意して避難計画を作成するとともに、自主防災組織の育成、防災訓練の実施等避難体制の確立に努める。

また、躊躇なく避難指示等を発令できるよう、平時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁を挙げた体制の構築に努める。

ア 避難指示の具体的な発令基準及び伝達方法

イ 高齢者等避難を伝達する基準及び伝達方法

- ウ 指定緊急避難場所の対象となる異常現象の種類
- エ 指定緊急避難場所及び指定避難所の名称、所在地、対象地区及び対象人口、責任者
- オ 指定緊急避難場所及び指定避難所への経路及び誘導方法
- カ 指定避難所開設に伴う被災者救援措置に関する事項
 - (ア) 給食措置
 - (イ) 給水措置
 - (ウ) 毛布、寝具等の支給
 - (エ) 衣料、日用品の支給
 - (オ) 負傷者に対する救急救護
- キ 指定避難所の管理に関する事項
 - (ア) 避難受入れ中の秩序保持
 - (イ) 避難住民に対する災害情報の伝達
 - (ウ) 避難住民に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (エ) 避難住民に対する各種相談業務
 - (オ) 飼育動物の取扱い方法
- ク 広域避難地等の整備に関する事項
 - (ア) 収容施設
 - (イ) 給水施設
 - (ウ) 情報伝達施設
- ケ 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項

平時における広報	災害時における広報
○広報紙、諏訪市行政チャンネル、市ホームページ、パンフレット等の発行 ○住民に対する巡回指導 ○防災訓練等	○防災行政無線、防災メール、諏訪市行政チャンネル、市ホームページ、広報車による周知 ○避難誘導員による現地広報 ○自主防災組織を通じた広報

なお、市は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておく。

また、避難時の周囲の状況等により、屋内にとどまっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、緊急安全確保を講ずべきことにも留意する。

(6) 要配慮者対策

要配慮者の所在、援護の要否等の把握に努め、要配慮者を安全かつ適切に避難誘導し、安否確認を行うために、次の事項に留意したきめ細かな避難支援計画を策定する。

- ① 在宅の要配慮者の安全を確保するため、緊急通報装置や自動消火器、警報装置、避難誘導に際し安全を確保するための発電、照明器具等の整備

- ② 所在、援護の要否等の状況把握
- ③ 配慮すべき個々の態様
- ④ 災害発生時の安否の確認
- ⑤ 避難誘導方法及び要配慮者の支援者の行動計画
- ⑥ 情報提供手段
- ⑦ 配慮すべき救護・救援対策
- ⑧ 地域の支え合いによる支援協力体制

保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童福祉委員、自主防災組織、ボランティア団体等との連携の下に、災害発生時の安否の確認、避難誘導、情報提供、救護・救援対策等地域ぐるみの支援協力体制の確立に努める。特に、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域等の区域に近接する要配慮者利用施設については、昼間・夜間の連絡先を確認するとともに、これらの施設や自主防災組織等と連携をとって災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施するなど警戒避難体制の確立を図る。

(7) 帰宅困難者等対策

帰宅困難者等を安全かつ適切に避難誘導、保護するため具体的な避難計画を策定するとともに、帰宅困難者等に確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。

なお、指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

【関係機関が実施する計画】

- (1) それぞれの施設管理者は、避難計画を市の指導に基づき作成し、避難の万全を期する。
- (2) 市の避難計画策定について、それぞれの所管事項について協力する。
- (3) 要配慮者利用施設の管理者は、市の指導等に基づき、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に応じた避難計画を策定するとともに、市、地域住民、自主防災組織等との連携の下に、支援協力体制の確立に努め、避難誘導に係る訓練の実施等により、市、地域住民、自主防災組織等との連携を強化し、避難体制の確立を図る。
- (4) 指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から避難指示等を行う際の助言を求められた場合は、その所掌事務に関して必要な助言を行う。

【住民が実施する計画】

- (1) 家族があわてず行動できるよう、次のことを話し合い、家庭内の役割分担を決めておく。
 - ア 災害の状況に応じて避難行動をどのようにとるか
 - (イ) 指定緊急避難場所への立退き避難
 - (イ) 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き

避難

- (ウ) 「屋内安全確保」(その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動)
- イ 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段をどのように確保するか(テレビ、ラジオ、インターネット等)
- ウ 家の中でどこが一番安全か
- エ 救急医薬品や火気などの点検
- オ 幼児や高齢者等の避難は誰が責任を持つか
- カ 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路はどこにあるか
- キ 避難するとき、誰が何を持ち出すか、非常持出し袋はどこに置くか
- ク 家族間の連絡方法と最終的に落ち合う場所をどこにするか
- ケ 昼の場合、夜の場合の家族の分担
- (2) 防災訓練に積極的に参加し、避難行動を実践的に身に付ける。
- (3) 指定避難所での生活に最低限必要な食料、水、衣類等生活必需品、医薬品、携帯ラジオ、携帯電話用モバイルバッテリー等をいつでも持ち出せるように備えておく。

【企業等において実施する計画】

帰宅困難者対策

公共交通機関が運行を停止し、自力で帰宅することが困難な帰宅困難者が発生した場合、従業員等を一定期間事業所等内に留めておくことができるよう、必要な物資の備蓄等に努めるものとする。

2 避難場所の確保

【市が実施する計画】

- (1) 避難場所は資料編に掲げるとおりとする。
- (2) 次に掲げる事項に留意の上、避難場所、避難路の指定を行う。
 - ア 安全を主眼に、誰でも分かりやすく、広く、なるべく近隣の場所(路)を選び、このような適地が不足する場合には、その新設を考慮すること。
 - イ 避難場所(避難路)の安全性に特に配慮すること。
 - ウ 定められた避難場所(避難路)が、災害の状況により使用不可能となった場合の代替避難場所(避難路)をあらかじめ定めておくこと。
 - エ 上記をもとに、避難場所の適正配置について十分留意すること。
- (3) 市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。
- (4) 市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設を対象に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、感染症対策等を踏まえ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において、安全が確保される指定緊急避難場所及び避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所について、必要な数、規模の施設等をあらかじめ指定し、平時から、指定避難所の場所、収容

人数、家庭動物の受入れ方法等について、住民への周知徹底を図る。

また、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

なお、指定した指定緊急避難場所、指定避難所については、市地域防災計画に掲載する。

- (5) 指定緊急避難場所については、洪水、崖崩れ、土石流、地すべり、地震、大規模な火事、内水氾濫（一時的に大量の降雨が生じた場合に下水道等の排水施設又は河川その他の公共の水域に当該雨水を排水できないことによる浸水）、噴火に伴う火山現象の各現象に対応するため、災害に対して安全な構造を有する施設又は周辺等に災害が発生した場合に、人の生命及び身体に危険を及ぼすおそれのあるものがない場所であって、災害発生時に迅速に指定緊急避難場所の開放を行うことが可能な管理体制を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努める。

- (6) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所の相互提供等について協議しておく。
- (7) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。
- (8) 市は、安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に緊急避難場所から避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法についてあらかじめ定めるよう努める。

3 避難所の確保

【市が実施する計画】

- (1) 指定避難所については、避難者を滞留するために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れることが可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。
- (2) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じ、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努める。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努める。
- (3) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において、要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定する。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。
- (4) 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避

難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを、日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。

- (5) 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。
- (6) 市は、(5)の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。
- (7) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育の場であることに配慮する。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを確認の上、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。
- (8) 市が全域的に被災する場合又は被災場所の地域性により、隣接市町村の方が避難に利便を有する場合も想定されるので、必要に応じ隣接市町村と指定緊急避難場所、指定避難所の相互提供等について協議しておく。
- (9) 指定避難所に指定した施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明、冷暖房等の施設の整備に努める。

なお、設備の整備に当たっては、電力、ガス等の供給が長期間停止することを想定した整備に努める。

- (10) 避難所の感染症対策については、第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を踏まえ、平時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染者患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、必要な措置を講じるよう努める。

また、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用を含めて、可能な限り多くの避難所の開設に努める。

- (11) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮する。

また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。

- (12) テレビ、携帯ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。また、要配慮者のニーズを把握し、適切な情報保障を行う。
- (13) 指定避難所又はその近傍で、地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、携帯トイレ、簡易トイレ、非常用電源、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド（以下「段ボールベッド等」という。）、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や感染症対策に必要な物資等の備

蓄に努める。

また、灯油、L P ガスなどの常設に努める。

なお、備蓄品の調達にあたっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

(14) 誘導看板の設置等により避難場所（避難路）の住民への周知徹底に努める。

(15) 避難行動要支援者を安全かつ適切に避難させるため、地域住民の助け合いの力等による避難行動要支援者一人ひとりの状況に即した避難支援体制を確立する。

なお、災害発生時に避難所となる公共施設については、段差解消やスロープの設置等、要配慮者に配慮した施設整備を行うと共に、必要な物資等の備蓄に努める。

(16) 医療機関、社会福祉施設等との密接な連携の下に、災害発生時における避難行動要支援者の緊急受入れ等について、支援協力体制の確立に努める。

(17) 公有地はもとより民有地についても極力安全空間の確保に努め、今後開発される地域においても、その計画が指定緊急避難場所及び指定避難所としての条件を満たすよう協力を求めていく。特に公共用地については、積極的に広域避難場所として整備を図る。

(18) 長野県避難所運営マニュアル策定指針（令和4年3月改訂）、長野県避難所 T K B スタンドアード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努める。

(19) マニュアルの作成、訓練等を通じて、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。特に、夏季には熱中症、冬季には低体温症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。

(20) 指定避難所として指定した学校等の施設については、備蓄のためのスペース確保や通信設備の整備等に努める。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。

(21) 指定避難所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮する。

(22) 安全が確保された後に、避難行動要支援者を円滑に指定緊急避難場所から指定避難所へ移送するため、運送事業者等の協力を得ながら、移送先及び移送方法について、あらかじめ定めるよう努める。

(23) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

(24) 市及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、N P O ・ボランティア等との定期的な情報交換や、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

【関係機関が実施する計画】

(1) 管理施設について市の指定避難所の指定に協力する。

(2) 要配慮者が利用する施設の管理者は、施設利用者を安全かつ適切に避難誘導するため、施設利用者の個々の態様に配慮した避難体制の確立を図り、職員及

び施設利用者に周知徹底するとともに、近隣の施設等との密接な連携の下に、災害発生時における施設利用者の緊急受入等について、支援協力体制の確立に努める。

資料編 ・ 広域避難所 ・ 一次避難所

4 住宅の確保体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 災害救助法が適用されない場合における応急仮設住宅の供給体制について整備する。
- (2) 応急仮設住宅の建設用地については、指定緊急避難場所及び指定避難所との整合を図りながら候補地を選定し、学校の敷地を用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。
- (3) 利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (4) 必要に応じ賃貸住宅等の借上げ、応急仮設住宅の建設により、被災者に住宅を提供する体制を整備する。
- (5) 利用可能な賃貸住宅等の情報を被災者に提供する体制を整備する。
- (6) 周辺市町村が被災したときのため、利用可能な公営住宅等の把握に努め、被災市町村に情報提供する体制を整備する。
- (7) 災害救助法が適用された場合における、入居者の決定等住宅供給体制等について、県と相互に連携した体制の整備を図る。

5 学校等における避難計画

【市が実施する計画】

学校等においては、多数の児童生徒等を混乱なく、安全に避難させ、身体及び生命の安全を確保するために、立地条件を考慮し学校等の実態に即し、避難場所、経路、時期及び誘導並びにその指示、伝達の方法等、適切な避難対策を立てておく。

(1) 防災計画

ア 学校長等は、災害が発生した場合、又は発生するおそれのある場合に児童生徒等の安全を確保するため防災計画を作成しておく。なお、この計画作成に当たっては、市、諏訪警察署、諏訪広域消防本部及びその他の関係機関と十分協議する。

イ 学校長等は、防災計画を作成又は変更したときは、速やかに市教育委員会（以下「市教委」という。）に報告するとともに、教職員、児童生徒等及び保護者に周知徹底を図る。

ウ 防災計画には、次の事項を定めておく。

- (ア) 災害対策に係る防災組織の編成
- (イ) 災害に関する情報の収集と児童生徒等、学校等、教職員及び保護者への

伝達の方法

- (ウ) 県教育委員会、市教育委員会、市、諏訪警察署、諏訪広域消防本部及び
その他関係機関への連絡方法
 - (エ) 夜間、休日等における緊急時の教職員等の連絡及び招集方法
 - (オ) 児童生徒等の避難・誘導と検索の方法
 - (カ) 児童生徒等の帰宅と保護の方法
 - (キ) 児童生徒等の保護者への引渡し方法
 - (ク) 児童生徒等が登下校の途中で災害にあった場合の避難方法
 - (ケ) 児童生徒等の救護方法
 - (コ) 初期消火と重要物品の搬出の方法
 - (サ) 施設、設備の災害予防、危険箇所、危険物、危険動物の点検方法
 - (シ) 避難所の開設への協力（施設、設備の開放等）
 - (ス) 防災訓練の回数、時期、方法
 - (セ) 教職員、児童生徒等に対する防災上の教育及び保護者に対する広報の実
施
 - (ソ) 災害時における応急教育に関する事項
 - (タ) その他学校長等が必要とする事項
- (2) 施設、設備の点検管理
- 学校等における施設、設備の点検管理は次の事項に留意し、適切に行う。
- ア 日常的に児童生徒等がよく利用する施設空間（教室、昇降口、階段等）や
遊具等が災害の作用によりどのような破損につながりやすいか留意して点
検する。
 - イ 定期的に非常階段、消火栓等の防災施設や薬品庫等の施設・設備を各担当
者が点検する。
 - ウ 設備や備品等の設置方法・場所が適当か、転倒、落下等の防止の措置がさ
れているかについて点検する。
- (3) 防火管理
- 災害での二次災害を防止するため、防火管理に万全を期する。
- ア 日常点検は、職員室、給食調理室、用務員室、理科室、家庭科室等火気使
用場所及び器具を点検し、消火用水や消火器等についても点検する。
 - イ 定期点検は、消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、避難器具、
避難誘導灯及び貯水槽等の器具・設備等の機能を精密に点検する。
- (4) 避難誘導
- ア 避難経路及び避難先は、第一、第二の避難経路及び避難先を設定し、あら
かじめ保護者に連絡し周知徹底を図る。
 - イ 防災計画の「児童生徒等の避難誘導と検索の方法」の作成に当たっては、
以下の事項に留意する。
 - (ア) 児童生徒等の行動基準並びに学校等や教師の対処、行動を明確にする。
 - (イ) 全職員の共通理解がなされ、個々の分担を明確にする。
 - (ウ) 遠足等校外活動中の災害発生等の場合にも対応できるものとする。

- (エ) 登下校時、在宅時における災害発生時の場合にも対応できるものとする。

6 避難所以外で避難生活を送る避難者等への支援

【市が実施する対策】

- (1) 保健師、福祉関係者、NPO等の様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ検討するよう努める。
- (2) 在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等の支援方策を検討するよう努める。
- (3) やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資の備蓄に努める。

第12節 孤立防止対策

【危機管理課・建設課・農林課・福祉介護課・生活相談課】

【事業所、住民】

第1 基本方針

本市は、大規模災害が発生した場合、交通手段の寸断等により孤立地域の発生が考えられることから、その対策が重要である。

第2 主な取組み

- 1 災害時の孤立地域を予測し、住民と行政機関との情報が途絶しない通信手段の確立に努める。
- 2 孤立予想地域に通じる道路の防災対策を推進するとともに、林道、農道等の迂回路確保に配意した整備を推進する。
- 3 孤立時に優先して救護すべき要配慮者や観光客の孤立予測について、平時から把握しておく。
- 4 救援が届くまでの期間、孤立地域の中で互いに助け合えるよう、平時から地域住民の間で準備する。
- 5 孤立予想地域ごとに避難所となり得る公民館等の施設の整備を推進する。
- 6 孤立地域内での生活が維持できるよう、各自が食料品等の備蓄に努めるとともに、孤立する観光客等に対する備蓄にも配慮する。

第3 計画の内容

1 通信手段の確保

【市が実施する計画】

- (1) 防災行政無線の導入等、災害時の通信手段確保に努めるものとする。その際、停電時でも通信が確保できるシステムとする。
- (2) アマチュア無線の協力確保について、体制の確立を図る。
- (3) 孤立する可能性のある集落等に対し、衛星通信等の非常時通信手段の確保を図る。
- (4) NTT東日本(株)等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努める。また、災害用として配備されている無線電話等の機器については、その運用方法等について習熟に努める。また、IP電話を利用する場合は、ネットワーク機器等の停電対策を図る。

2 災害に強い道路網の整備

【市が実施する計画】

- (1) 市道の災害予防対策を推進する。
- (2) 住民に対しては、道路に面した工作物、立木等について、災害時に道路封鎖等の影響を与えることのないよう、広報紙等で配慮を促す。

【住民が実施する計画】

住民は、平素から道路に面した工作物、立木等について、点検するとともに、補強等必要な措置をとり、災害時に道路封鎖を防ぐように努める。

3 孤立予想地域の実態把握

【市が実施する計画】

- (1) 中山間地域などの集落のうち、道路交通等による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難又は不可能となるおそれがある孤立予想地域をあらかじめ把握しておく。
- (2) 平時の行政活動を通じ、高齢者世帯、寝たきりの病人、身体の不自由な者等、優先して救護すべき住民の実態を把握しておく。
- (3) 観光地にあっては、孤立した場合の最大人員、生活維持可能期間等の基礎的実態を把握しておく。

【住民が実施する計画】

各地域においては、地区内の要配慮者について平時から把握するよう努める。

4 自主防災組織の育成

【市が実施する計画】

- (1) 自主防災組織の育成を推進する。
- (2) 地域の自主防災組織の防災体制を確立するため、災害発生時の活動要領（自主防災組織防災活動マニュアル）の作成を指導する。
- (3) 自主防災組織防災資機材整備事業補助金等を活用し、活動用資機材の整備充実を行う。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 災害時には、地域住民及び事業所が行政の対応にあわせて、それぞれの責務を果たし、相互の協力のもとに一体となって災害対策活動に取り組むことが被害の軽減防止につながる。このため、地域住民は、「自分たちの町は自分たちで守ろう」という連帯意識に基づいて自主防災組織を結成する。
- (2) 事業所は地域社会の一構成員として、その社会的責任を自覚し、事業所防災体制の充実・強化に努め、地域の自主防災組織と相互に協力、連携できる体制を整備することが必要である。
- (3) 孤立が予想される地域の住民は、組織結成に対して積極的に参加するよう努める。

5 避難所の確保

【市が実施する計画】

孤立予想地区の公民館等の実態を把握し、未設置地区の解消と、老朽施設の更新について、地区を指導する。

6 備蓄

【市が実施する計画】

市は、孤立化が予想される集落単位での食料品等の備蓄に配慮する。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 孤立が予想される地域の住民は、平時から最低1週間分の備蓄を行う。
- (2) 観光・宿泊施設等においては、孤立した滞在者の生活が確保できるよう、その規模に応じた備蓄を行う。

第13節 食料品等の備蓄・調達計画

【危機管理課】

【住民、事業所】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、被災直後の住民の生活を確保する上で食料の備蓄・供給は重要であり、住民は、一般流通が十分機能しないと考えられる発災直後から最低でも3日間、可能な限り1週間（孤立予想地域にあつては最低1週間。以下同じ。）は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

市は、この間、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、食料を持ち出しできない者等を想定して、必要量を地域防災計画等で定め、食料の備蓄を実施する。

また、市は、具体的な備蓄体制を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取組み

- 1 住民が発災直後から最低でも3日分、可能な限り1週間分程度を自ら備蓄するよう、十分に周知啓発を行う。また、食料の供給について、国や関係業者と協定を締結し調達体制の整備を行うとともに、備蓄体制の強化を図る。
- 2 協定の内容を確認し、円滑な食料供給が行えるよう供給体制の整備を図る。
- 3 初期の対応に必要な量の食料品等を備蓄するほか、食料品等の性格に応じ、集中備蓄又は指定避難所の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに、備蓄拠点を設けるなど、体制の整備に努める。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

- 4 交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。
- 5 平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努める。

第3 計画の内容

1 食料品等の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 平成25、26年度に実施した長野県地震被害想定の結果や、外部からの支援が届く時期の想定、市の地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品を中心に非常用食料（現物備蓄）の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新する。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、諏訪市地域防災計画で定める。

なお、備蓄品目を決める際には、保存期間についても検討する。

- (2) 他の地方公共団体等との災害時の相互救援協定の締結を図る。
- (3) 非常用食料については、その保管場所に留意し、定期的に保存状態、在庫量の確認を行う。
- (4) 県と市町村の備蓄品目及び数量の情報共有を図ることにより、災害時、備蓄食料の供給を円滑、効率的にできるようにする。
- (5) 食料品等の調達体制の整備に努める。
- (6) 住民、企業等に対して、防災訓練の機会等を通じ食料備蓄の重要性について十分周知啓発する。また、周知啓発に当たっては、自主防災組織の活用も図る。

【住民、事業所が実施する計画】

- (1) 住民においては、「自らの安全は自らが守る」という防災の基本どおりに、家庭においても発災時備蓄食料や、調達された食料が供給されるまでの間の当座の食料として、一人当たり最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料（乾パン、缶詰、チョコレート、ビスケット等調理の不要のものが望ましい。）を非常時に持ち出しができる状態で備蓄することを原則とする。また、高齢者用、乳児用等の食料品は供給が困難になる場合が予想されるので、各世帯構成に応じた食料備蓄を行うよう留意する。
- (2) 企業等においても、災害発生に備えて、食料備蓄を行うことが望ましい。

2 食料品等の供給計画

【市が実施する計画】

- (1) 備蓄食料及び協定等により調達した食料を避難住民に供給するための体制を整備する。
- (2) 食料供給を円滑に行えるよう、調理を要しないか、または調理が容易で食器具等が付属した食料品の備蓄に配慮するほか、炊飯器具（なべ、釜）、食器類（茶碗、はし）、調味料（みそ、塩）等についても整備するよう努める。
- (3) 学校及び保育園の給食室の活用について検討する。

第14節 給水計画

【水道課】

第1 基本方針

飲料水の備蓄は、緊急遮断弁により確保された配水池及び浄水池の貯留水並びにボトルウォーターとし、調達体制は稼働できる浄水場並びに清浄な水の確保が可能なプール等にろ水器を設置し製造を行う。

また、被災していない地区や他の市町村（水道事業者等を含む。以下同じ。）による応急給水活動により飲料水の確保を図る。

このほか、市は、被災を最小限に食い止めるため、事前に施設の災害に対する安全性の確保を進めるとともに、給水車・給水タンク等の確保を図り、飲料水の供給に備える。

また、市は、水の備蓄において、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取組み

- 1 水道施設の災害に対する安全性の確保、緊急遮断弁の設置及びろ水器の整備促進、関係業者との協定の締結等、飲料水の備蓄・調達体制の整備を図る。
- 2 給水車、給水タンク等の整備促進を図り、飲料水の供給体制の整備を図る。
- 3 諏訪赤十字病院、諏訪市水道温泉事業協同組合及び北陸コカ・コーラボトリング㈱と締結している協定の内容を確認し、円滑な供給が行えるよう供給体制の整備を図る。

第3 計画の内容

1 飲料水の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 配水池の容量の増強、緊急遮断弁の設置、自家発電の整備など、施設の災害に対する安全性の確保等整備を促進する。
- (2) 市内の井戸の利用状況及び水質の状況を把握する。
- (3) 住民が実施する事項への支援を行う。
- (4) 県が実施する事項に協力する。
- (5) 貯水槽、プール等の管理者は、特別の事情のある場合を除き、災害の発生に備えて常に貯水槽、プール等に貯水しておくように努める。
- (6) 予備水源、予備電源の確保を行う。
- (7) プール等飲料水以外の貯水状況の把握を行う。
- (8) 住民が実施する自家用井戸等の維持確保への支援や災害時の提供協力の促進に努める。

【住民が実施する計画】

- (1) 風呂の残り湯の活用を習慣づける。
- (2) ボトルウォーター等による飲料水の備蓄に努める。
- (3) ポリタンク等給水用具の確保を行う。

- (4) 自家用井戸等について、水質検査を行う等その維持、確保に努める。

2 飲料水等の供給計画

市は、給水タンクを保有しており、緊急時にはこれらにより供給を行う。市独自の供給が困難な場合は、災害相互応援要綱（県水道協議会策定）により他市町村の支援を要請する。

- (1) 給水車の運行計画の策定等給水体制の確立を図る。
- (2) 給水源の確保、供給量の見直しを行う。
- (3) 被災範囲、被災状況、給水拠点の想定を行う。
- (4) 給水車、給水タンク、給水袋の確保を行う。
- (5) 諏訪市水道温泉事業協同組合と連絡を密にし、発災時の応急措置等の体制を確立する。

第15節 生活必需品の備蓄・調達計画

【危機管理課】

【関係機関、住民】

第1 基本方針

災害時には、地域住民の生活物資の喪失、流通機能の麻痺等により生活必需品に著しい不足が生じる。

このため、災害に備えて次に掲げるような品目については、備蓄・調達体制の整備を図る必要がある。

1 災害時の主な生活必需品

- (1) 寝具（タオルケット、毛布、エアーマット、段ボールベッド等）
- (2) 衣類（下着、靴下、作業着等）
- (3) 炊事道具（なべ、包丁、卓上コンロ等）
- (4) 身の回り品（タオル、生理用品、紙おむつ等）
- (5) 食器等（はし、茶わん、ほ乳びん等）
- (6) 日用品（石鹸、ティッシュペーパー、携帯トイレ、簡易トイレ、組立式トイレ、トイレットペーパー等）
- (7) 光熱材料（マッチ、ガスボンベ、ストーブ、灯油等）

2 必要量

最大の避難所避難者数の発生が想定される災害など、市の被害想定を踏まえて、備蓄・調達体制を整備するよう努める。

また、市は、上記品目（特に、紙おむつや携帯トイレ等、トイレットペーパー、生理用品、毛布）の備蓄を検討する上で、「県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた基本的な方向性」（令和6年10月11日付6危第168号）に示している被害想定・避難者数や対応期間、標準品目等の必要量などを踏まえて行う。

第2 主な取組み

備蓄・調達体制の整備を図るとともに、住民に対して、災害時に備えた備蓄の必要性について普及・啓発に努める。

第3 計画の内容

1 生活必需品の備蓄・調達体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 生活必需品の備蓄・調達体制の整備を図る。
- (2) 住民に対し防災思想の普及を行い、住民における備蓄の促進を図る。
- (3) 災害時の避難所等におけるトイレの確保は心身への影響を軽減する上で重要なことから、災害用仮設トイレ等の備蓄に努めるとともに、配置計画についても検討する。

【住民が実施する計画】

住民は、災害に備えて、第1「1 災害時の主な生活必需品」に掲げた生活必需品の他、最低でも3日分、可能な限り1週間分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレットペーパー等の備蓄を図り、避難に備え非常持出し袋（救急箱、懐中電灯、

ラジオ、乾電池等)の準備を行う。

【関係機関が実施する計画】

関係機関にあっては、必要な生活必需品の備蓄を図る。

2 生活必需品の供給体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 輸送されてくる生活必需品の集積場所を調整する。
- (2) 輸送手段、集積場所、輸送された物品の受領、仕分け、配送等について、関係機関と調整し、あらかじめ計画するように努める。

第16節 危険物施設等災害予防計画

【商工課・観光課・消防課】

第1 基本方針

災害により、危険物、火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、毒物劇物等の危険物品、放射性物質、石綿、及び大気汚染防止法に定める特定物質（以下「危険物等」という。）を取り扱う施設又は石綿使用建築物等（以下「危険物施設等」という。）に損傷が生じた場合、重大な被害をもたらすおそれがあることから、自主保安体制の強化、災害に対する安全性の確保を図り、当該施設に係る災害を未然に防止する。

第2 主な取組み

- 1 危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 2 火薬類施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 3 高圧ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 4 液化石油ガス施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 5 毒物・劇物保管貯蔵施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。
- 6 放射性物質使用施設における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 危険物施設災害予防計画

(1) 危険物施設の現況把握

諏訪広域消防本部の協力を得て、危険物施設等の所在地、施設規模、形態、危険物種類、取扱数量等の状況について把握に努める。

(2) 規制及び指導の強化

ア 諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 諏訪広域消防本部は、既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 諏訪広域消防本部は、立入検査については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規定の作成等安全管理状況

(3) 自主防災組織の整備促進

諏訪広域消防本部は、緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

(4) 化学的な消火、防災資機（器）材の整備促進

諏訪広域消防本部は、多様化する危険物に対応する化学消防力の整備を図る。

また、危険物施設の管理者に対し、発災時における災害の拡大防止対策に必要な資機（器）材の整備、備蓄の促進について指導する。

(5) 相互応援体制の整備

諏訪広域消防本部は、近隣の危険物取扱い事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、効率ある自衛消防力の確立について指導する。

(6) 県警察との連携

諏訪広域消防本部は、危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、県警察に対してその旨連絡し、連携を図る。

2 放射性物質使用施設、火薬類施設等災害予防計画

放射性物質使用施設、火薬類施設における災害の発生及び拡大を防止するため、対象施設管理者、関係機関等との連携を強化し、次の予防対策を推進する。

- (1) 所管する放射性物質使用施設、火薬類施設の把握
- (2) 施設管理者、関係機関との連絡体制の整備
- (3) 救助・避難体制の整備
- (4) 放射線測定器、放射線保護服等を整備し、放射性物質による事故等に対応できる体制の整備

3 高圧ガス、液化石油ガス施設等災害予防計画

高圧ガス、液化石油ガス施設等に対して、直接の管理権限はないが、施設が災害により被害を受けた場合は、火災、爆発等により、従業員及び施設等の周辺住民に重大な影響を与えるおそれがある。このため諏訪広域消防本部の協力を得て次の対策に努める。

- (1) 施設の所在等、現況の把握に努める。
- (2) 県及び関係機関と協力し、災害予防対策を確立する。
- (3) その他の事項は、県地域防災計画に準ずる。

4 毒物・劇物保管貯蔵施設災害予防計画

【諏訪保健所が実施する計画】

毒物及び劇物取締法に基づく、毒物及び劇物の製造業、輸入業、販売業、及び届出を要する業務上取扱者等に対して、災害防止のための指導をする。

【諏訪警察署が実施する計画】

毒物、劇物保管貯蔵施設の所在地、名称及び毒物劇物の種類・貯蔵量等を把握するとともに関係機関との情報連絡体制を確立し、災害発生時における住民の避難誘導方法等について指導する。

資料編 ・ 危険物施設等の状況

第17節 電気施設災害予防計画

【中部電力(株)】

第1 基本方針

電気は、現代の社会生活にとって欠くことのできないエネルギー源であることから、

- 災害に強い電気供給システムの整備促進
 - 災害時を想定した早期復旧体制の整備
- を重点に、予防対策を推進する。

第2 主な取組み

- 1 地中化の推進等、施設・設備の安全性を促進する。
- 2 災害時の職員の配備計画を樹立する。
- 3 関係機関との連携について、平時から体制を確立する。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

【中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画】

- (1) 災害に強い電力供給システムを構築するとともに、二次災害防止を考慮した安全性を確保する。
- (2) 水力発電設備、変電設備、送電設備（架空送電線、地中送電線）、配電設備について、それぞれの技術基準等に基づいた耐災設計を行う。

2 職員の配置計画

【中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)が実施する計画】

非常災害対策本部組織及び事務分掌を定め、職員の配置と任務分担を確立しておく。

3 関係機関との連携

【市及び関係機関が実施する計画】

- (1) 市は、市地域防災計画等の定めるところにより、電力会社との連携を図る。
- (2) 関係機関は、電力会社において平時から電力の相互融通体制を確立するとともに、応急復旧用資機材の準備と復旧工事について、関係業者と契約して体制を整備しておくものとする。
- (3) 市、電気事業者及び電気通信事業者は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努める。

第18節 都市ガス施設災害予防計画

【諏訪瓦斯(株)】

第1 基本方針

都市ガス事業は、製造所又は供給所から道路に埋設した導管を利用しガスを供給している。

災害により製造所・供給所の施設又は導管の破損によるガス漏れから、火災・爆発の二次災害発生が予想され、予防対策として施設の安全性を高めるとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。

災害発生後の情報収集及び対応を迅速に行うため、情報手段及び情報網の整備を図るとともに、常時職員を配置する。

二次災害防止及び早期復旧を図るため、関係機関等との連携を図るとともに、協定に基づき都市ガス事業者間で応急復旧の応援を行う。

第2 主な取組み

- 1 都市ガス事業者は、橋に添架されている等、露出している導管部分及び緊急ガス遮断装置の日常点検を充実し、維持管理に留意するとともに、供給支障を最小限にするためのバックアップ体制の整備を図る。
- 2 都市ガス事業者は、宿日直体制により常時職員を配置するとともに、災害時の出動体制をあらかじめ定めておき、災害予防及び発生時の対応を迅速に行う。
- 3 二次災害を防止するため、消防、警察、道路管理者、行政、電気事業者、都市ガス事業者その他関係機関との連絡ルートを確認しておく。

第3 計画の内容

1 施設・設備の安全性の確保

- (1) 都市ガス事業者は、橋に添架されている等、露出している導管及び緊急ガス遮断装置の日常点検を実施する。
- (2) マイコンメータの全戸設置

2 職員の配置計画

都市ガス事業者は、休日・夜間の風水害に対応できるよう宿日直者を配置し、警報及び風水害発生時には直ちにガス供給施設の点検操作・情報収集・各種連絡を行う。

3 関係機関との連携

【市が実施する計画】

- (1) 市は、市地域防災計画等の定めるところにより、都市ガス事業者との連携を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 連絡方法等の確認
都市ガス事業者は、被害の情報収集手段をあらかじめ定めておくとともに、関係機関との連絡方法及び連携方法を確認しておく。
- (2) 事業者間の連携
都市ガス事業者間では、災害の規模により当該都市ガス事業者だけでは対応

ができない場合、次のような相互応援体制が確立されており、この連携を図る。

ア (一社)日本ガス協会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」

イ (一社)日本ガス協会関東中央部会「地震・洪水等非常事態における救援措置要領」 「株式会社 I N P E X 事故対策要領」

第19節 上水道施設災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

水道施設、設備の安全性の確保については、施設の災害に対する強化のほか、非常用施設・設備を常に正常に稼働できる状態に維持し、かつ、非常用施設・設備が被災を受けにくいものにすることが必要である。

これらについては、施設・設備の更新時に十分考慮することとし、通常のメンテナンス体制の充実を図る。

第2 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

水道施設、設備の整備及び安全性の確保のため、次の対策を行う。

- 1 老朽管の布設替等、施設整備の推進を図る。
- 2 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- 3 他水道事業者との緊急時連絡管の整備促進を図る。
- 4 復旧資材の備蓄を行う。
- 5 水道管路図等の整備を行う。
- 6 非常時において重要な役割を果たす施設・設備については、定期的な点検を実施し、非常時における作動確保を図る。
- 7 職員の任務、配備、参集について定め、災害時の迅速な対応を図る。

第20節 下水道施設等災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

下水道（汚水・雨水）、農業集落排水施設、浄化槽等（以下「下水道施設等」という。）は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、風水害発生時においてもその機能の確保を図る必要がある。

風水害により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により早期復旧を図る。

第2 主な取り組み

- 1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保を図る。
- 2 雨水貯留施設や雨水浸透型排水設備の整備等により、雨水流出量の削減を図る。
- 3 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 4 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 5 下水道施設台帳等の整備・充実を図る。
- 6 管渠及びポンプ場施設等の系統の多重化を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

1 下水道施設等の風水害に対する安全性の確保

浸水対策の検討を行い、必要に応じて下水道の排水区域として位置付けるとともに、雨水渠等による整備を行う。

2 雨水流出抑制施設の整備

雨水型貯留施設や雨水浸透型排水設備の導入について、住民への啓発活動等を行う。

3 緊急連絡体制、被災時の復旧体制の確立

- (1) 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。
- (2) 業務継続計画や災害対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、関係団体等との協力体制を確立する。なお、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」により、他の地方公共団体に応援要請をすることができる。

4 緊急用・復旧用資機材の計画的な備蓄

発電機、ポンプ等の緊急用・復旧用資機材を計画的に購入、備蓄する。

5 下水道施設台帳、浄化槽台帳等の整備・充実

下水道施設台帳等を適切に調製・保管する。

また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速にデータの調査、検索等ができる体制を整備する。

6 管渠及びポンプ場施設の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

第2 1 節 給湯施設災害予防計画

【水道課】

第1 基本方針

災害に備えて、事前に施設の安全性の確保を進める。

第2 主な取組み

1 受湯槽、貯湯槽の管理

受湯槽、貯湯槽については、災害の発生に備えて常に高水位を保つよう努める。

2 住民による備蓄の推進

災害により給湯が停止しても、貯湯タンク内の温泉は使用できることから、大規模災害の発生時に、宅内側のバルブを閉め、貯湯タンク内に温泉を備蓄するよう広報を行う。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

災害に際し、応急復旧が迅速に実施できる体制を事前に整備するとともに、資機材の備蓄に努める。また、温泉関係工事事業者においても資機材の備蓄に努め、調達も迅速にできるよう協力を依頼する。

第22節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理課・企画政策課】

【通信事業者】

第1 基本方針

災害時において通信・放送の途絶は、災害応急対策の遅れ、情報の混乱を招くなど、社会に与える影響は非常に大きい。これらを未然に防止するよう機関ごとに予防措置を講ずる。

第2 主な取組み

- 1 各機関は緊急時における通信手段の確保、整備を図る。
- 2 通信施設の災害対策、災害に強い通信手段の整備を図る。
- 3 電気通信事業者は通信施設の災害対策、迅速な情報収集体制の確立を図る。
- 4 通信ケーブルの地中化を推進する。

第3 計画の内容

1 緊急時のための通信確保

【市が実施する計画】

- (1) 有線・無線系及び地上・衛星系による通信回線の多ルート化、中枢機能の分散化、機器の二重化、移動体通信機器の整備を図るほか、緊急時のための通信施設、機器を整備する。通信施設の整備に当たっては、庁内及び自機関関係各所はもとより、市以外の防災関係機関との情報伝達ができる手段についても配慮する。

また、非常通信を行う場合に備え、あらかじめ通信を依頼する無線局（消防無線、警察無線等）を選定しておく。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実効性の確保に留意する。

- (2) 災害時優先電話の利用

災害時優先電話とは、電話網が異常に輻輳した場合においてもNTTが行う通信規制をされない電話である。登録済みの電話についても逐次見直すとともに、災害対策従事職員等に周知する。

- (3) 非常通信の利用

非常災害等により有線通信系が被害を受け不通となった場合又はこれを利用することが著しく困難な場合は、電波法等の定めるところに基づき、非常通信により防災業務を遂行する。

- (4) 衛星携帯電話の利用

携帯電話は広く普及しているが、電波を利用することから災害時には有効な通信手段となるが、輻輳防止のため通信が規制される欠点がある。一方、衛星携帯電話は、災害当初からその心配がなく有効な通信手段となることから活用を検討する。

2 防災行政無線通信施設等の災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 市防災行政無線は、資料編に掲げるとおり、同報系、移動系が整備されている。

また、ＩＰ通信網やケーブルテレビ網等の活用を図り、通信施設については、災害などに備えた災害予防対策を図る。

- (2) 消防団無線

本市においては、消防団無線が整備されている。今後、これら無線設備の災害に備えた災害予防対策を図る。

3 電気通信施設災害予防

【市が実施する計画】

市は電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等へ対して迅速な情報提供が必要となることから、ＮＴＴ東日本(株)との連携を強化するとともに、情報連絡の強化を図る。

【ＮＴＴ東日本(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、市の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、市庁舎等の重点拠点の通信確保に配慮する。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて下記の施策を逐次実施する。

- (1) 被災状況の早期把握

市防災機関等との情報連絡の強化を図る。

- (2) 通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構成、若しくはループ構成とする。

イ 主要な交換機を分散設置する。

ウ 通信ケーブルの地中化を推進する。

エ 主要な電気通信設備について必要な予備電源を設置する。

- (3) 災害対策機器の配備

通信を確保し、又は災害を迅速に復旧するために必要な非常用通信装置、非常用電源装置等の機器及び車両を配備する。

4 放送施設災害予防

【市が実施する計画】

市は、エルシーブイ(株)等の電気通信事業者との連携を図る。

【エルシーブイ(株)が実施する計画】

非常災害等における放送を確保するために、「非常災害対策要領」を策定しこれに基づいた放送施設の防災対策を実施する。

5 道路埋設通信施設災害予防

【市が実施する計画】

通信事業者等との調整がついた箇所より、電線共同溝又は、共同溝の整備を行い、通信ケーブルの地中化の推進を図る。

第23節 鉄道施設災害予防計画

【東日本旅客鉄道(株)】

第1 基本方針

鉄道施設は、輸送機関として重要な施設であり、新設や更新、補強の際には、災害の発生に対処するため、鉄道施設等の機能が外力及び環境の変化に耐える防災強度を確保するよう、綿密な整備計画に基づき予防措置をとる。

また、施設、設備の安全性を確保するため、定期的に点検、検査を実施し、保守、補強などの整備を計画的に推進する。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の検査を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し整備強化を図る。
- 2 各体制に基づき関係職員の配置計画をとる。
- 3 関係機関との連絡を密にし、必要な資機材及び要員について、緊急時の協力体制の整備を図る。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

市及び東日本旅客鉄道(株)は、電車の不通により生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要となることから、平時から情報連絡の強化を図る。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 施設・設備の安全性の確保

鉄道施設の点検整備は、常時定期的に全ての構造物に対する検査を実施しており、安全性のチェック及び環境条件の変化等による危険箇所発見のために、必要に応じて、随時精密に検査を行い、必要な措置をとる。

(2) 防災体制の確立

長野支社管内における防災上実施すべき対策を行うため、防災業務実施計画を定めるとともに、災害に備えて情報連絡の万全を期すため、情報収集体制の整備を図る。

(3) 関係機関との連携

部内外機関及び協力会社との連絡を密にし、連携をとる。

【北陸信越運輸局が実施する計画】

- (1) 鉄道事業者に対し、風水害による土砂災害等から鉄軌道を保全するため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう指導するとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには、当該線路の監視に努めるよう指導する。

また、安全運行に資する竜巻等突風に係る検討内容等の情報提供に努める。

- (2) 鉄道事業者に対し、災害発生に備え、異常時マニュアル等の作成及び実情を踏まえたマニュアルの見直しの指導を行う。
- (3) 鉄道事業者に対し、定期的な異常時訓練の実施について指導を行う。

- (4) 関係機関との連携を図る。

第24節 災害広報計画

【危機管理課、企画政策課、秘書広報課】

【報道機関等】

第1 基本方針

災害時に有効な広報活動を迅速に行うための体制づくりを事前に行っておく必要がある。

そのためには、被災者及び住民等に対する情報の提供体制の整備を行うとともに、報道機関等に対する情報の提供体制を整備、協定の締結等を行っておく必要がある。また、放送事業者、通信事業者等は、被害に関する情報、被災者の安否情報等について、情報の収集及び伝達に係る体制の整備に努める。

第2 主な取組み

- 1 被災者及び住民等への情報の提供体制を整備する。
- 2 報道機関等への情報提供の方法及び協定による報道要請の方法について確認する。

第3 計画の内容

1 被災者及び住民等への情報の提供体制

【市が実施する計画】

- (1) 被災者及び住民等に対する情報の提供は、災害対策本部から防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、市ホームページ等により行う。なお、必要に応じ広報車による広報を行う。
- (2) 被災者及び住民等からの問い合わせに対する専用の窓口や専用電話、FAX、パソコン（インターネット）を設置し、本部室職員が専属で対応できる体制の整備を図る。
- (3) CATV、コミュニティFMを活用し、地域に密着した情報を提供するため、事業者との協力関係の構築を図る。
- (4) タクシー協会諏訪地区会との連携により、被災者及び住民等に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (5) Lアラート（災害情報共有システム）、市ホームページ、ソーシャルメディア等を利用し、住民に対して各種の情報を提供できる体制の整備を検討する。
- (6) その他、被災者及び住民等に対し各種の情報提供を行うため、県及び報道関係機関と体制の整備・確認を行うとともに、安否情報の確認手段について住民への普及啓発に努める。
- (7) 外国語による情報提供体制を整備する。
- (8) 想定される広報用の文案を用意する。
- (9) NTT東日本㈱等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

【報道機関等が実施する計画】

県内報道機関及び通信事業者は、被災者及び住民等に対して各種の情報提供を行うため、市と体制の整備・確認を行う。

【電気通信事業者が実施する計画】

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について、利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用方法等の周知に努める。

【関係機関が実施する計画】

関係機関は、住民等に対して交通規制、交通機関の運行等の状況に関する情報提供を行うため、県及び市町村と体制の整備・確認を行う。

2 報道機関への情報提供及び協定**【市が実施する計画】**

- (1) 取材に対する対応による業務への支障、窓口が一本化されていないことによる情報の混乱等を防ぐため、取材に対する広報窓口を災害対策本部に置き、窓口を経由して情報の提供を行う体制とする。
- (2) 災害発生時に放送要請が必要な事態が生じた場合に、速やかに放送要請が行えるよう、放送要請の方法についての確認を行っておく。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

・ エルシーバイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」

第25節 土砂災害等の災害予防計画

【危機管理課・農林課・建設課・都市計画課・消防課】

【住民】

第1 基本方針

本市には、その地形、地質から土砂災害等が発生する危険性のある場所があり、風水害に起因する土砂崩落、地すべり等による被災が懸念される。

これらの土砂災害を防止するため、国、県の協力を得て危険箇所を把握し、総合的かつ長期的な対策を講ずる。

特に近年、要配慮者利用施設が土砂災害により被災し、多数の犠牲者が出た事例もあり、これらの施設が土砂災害警戒区域等内にある場合については、特に万全の対策が必要とされる。また、近年土砂災害のおそれのある区域への宅地開発が進行する中で、開発区域が土砂災害を受ける事例が見受けられる。このような土砂災害を防止するため、土砂災害のおそれがある区域内の宅地開発を抑制し、また、土砂災害のおそれがある区域からの住宅移転希望者を支援していく。

第2 主な取組み

- 1 土砂災害等の危険箇所を的確に把握し、防災上の観点からそれら箇所の土地に法律に基づく指定を県に働きかけ、開発行為の制限や有害行為の防止と防災工事を強力に推進するとともに、適切な警戒避難体制の整備を実施し、住民への周知を図る。
- 2 土砂災害特別警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築等を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築する。
- 3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。
- 4 住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害警戒区域、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域を土砂災害特別警戒区域として周知する。

第3 計画の内容

1 地すべり対策

【市が実施する計画】

(1) 危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所の周知

市は、防災関係機関と連携して土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民へ危険箇所を周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、降雨期や融雪期のように地すべりが発生しやすい時期には、地域住民及び関係機関と協力し、危険箇所の巡視や排水等を行い、災害を未然に防ぐ体制を整備する。

- (2) 土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所、及び避難路その他の避難経路に関する事項、及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布しその他必要な措置をとる。
- (3) 地すべり災害の発生するおそれがある場合等に、迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について、避難計画を確立する。

【住民が実施する計画】

ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

2 山地災害危険地区対策

【市が実施する計画】

必要に応じて、山地災害危険地区を森林法に基づく保安林に指定し、保安施設事業の積極的な推進を県に要請する。

3 土石流対策

【市が実施する計画】

- (1) 危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に危険箇所を周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

- (2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布するなど地域住民へ周知するとともに、災害発生のおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

- (3) 砂防事業の推進

災害発生の危険度や人家の状況等を考慮し、必要により砂防指定区域への指定を県に要請し、砂防推進を図る。

【住民が実施する計画】

住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

4 急傾斜地崩壊対策

【市が実施する計画】

(1) 危険箇所の周知、巡視等

ア 危険箇所等の周知

関係機関と連携して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域等が指定された区域の地域住民に危険箇所を周知する。

イ 危険箇所の巡視等

市は、防災パトロールを実施し情報の収集を図るとともに、周知方法等について定める。

(2) 警戒避難体制の整備

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害警戒区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれのある場合の避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項及び円滑な警戒避難に必要な情報を住民等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布し、その他必要な措置をとる。

(3) 急傾斜地崩壊防止工事の推進

急傾斜地の崩壊による災害防止に関する法律に基づき、急傾斜地崩壊防止工事を必要とする箇所については、急傾斜地崩壊防止区域の指定及び急傾斜地崩落防止工事の早急な実施を県に要請する。

(4) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等費、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

(5) 崖崩れ災害の発生するおそれがある場合等に迅速かつ適切な高齢者等避難又は避難指示を行えるような具体的な基準及び伝達方法等について避難計画を確立する。

(6) 農業用排水路について危険箇所を調査し、「土砂崩壊危険箇所台帳」を整備する。

【住民が実施する計画】

住民は、ハザードマップ等についての知識を深めるとともに、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路の確認をしておく。

5 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策

【市が実施する計画】

(1) 防災マップ等の配布や避難訓練等の機会を通じて、住民に対して土砂災害警戒区域等の周知を図る。

(2) 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設については、利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、その名称・所在地及び土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項について、地域防災計画に定めておく。

- (3) 土砂災害警戒情報が発表された場合は、防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、電話、FAXのほか、地元自主防災会による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報伝達体制の整備を図る。

【施設の管理者が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市、地域住民の協力を得て、避難誘導、搬送体制の整備を図る。

6 土砂災害警戒区域等の対策

【市が実施する計画】

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が指定されているが、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供のあり方等に留意する。

- (1) 市は、住民へ土砂災害警戒区域等を周知し、情報伝達体制を整備する。また、土砂災害警戒区域等における円滑な警戒避難体制の整備に努める。

- (2) 土砂災害特別警戒区域については、次の措置をとる。

ア 建築基準法に基づく建築物の構造規制を踏まえた安全確保の推進

イ 勧告による移転者又は移転を希望する者への建物除却等の費用、建物助成費による支援及び相談窓口の確保

- (3) 土砂災害警戒区域については、次の措置をとる。

ア 地域防災計画において、土砂災害警戒区域ごとに次の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報及び気象警報等の伝達方法

(イ) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路

(ウ) 土砂災害に係る避難訓練に関する事項

(エ) 警戒区域内に、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設の名称及び所在地

(オ) 要配慮者利用施設及び学校への土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達に関する事項

(カ) 救助に関する事項

(キ) その他警戒避難に関する事項

イ 土砂災害警戒区域ごとに警戒避難に関する上で必要な事項を記載した防災マップ等を作成し、住民等に周知する。

- (4) やむを得ず土砂災害警戒区域等に要配慮者利用施設の新築等を行う場合は、施設設置者に対して警戒避難体制の構築等について助言を行う。

【住民等が実施する計画】

- (1) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認したときは、遅滞なく市長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等のほか、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。さらに土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努

める。

- (2) 土砂災害警戒区域等には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わない。
やむを得ず新築等を行う場合は、警戒避難体制等に関する事項について、市、
県に助言を求める。

資料編 ・ 急傾斜地崩壊危険区域 ・ 砂防指定地 ・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 ・ 山腹崩壊危険地区 ・ 崩壊土砂流出危険地区

第26節 防災まちづくり計画

【都市計画課・建設課・消防課】

第1 基本方針

人口や産業の集中に伴う都市の高密度化等により、都市における災害の危険性が増大しており、災害時における住民の生命及び財産の保護を図るため、都市防災に関する総合的な対策を推進し、安心して住める都市づくりを進める。

第2 主な取組み

- 1 市街地における火災を予防するため、防火地域・準防火地域等の制度を活用して、建築物の不燃化の促進を図る。
- 2 避難路、延焼遮断帯、避難地の機能を有する道路、公園緑地等の防災空間（オープンスペース）の整備を一層推進する。
- 3 土地区画整理事業等の面的整備を積極的に推進することにより、健全な市街地の整備と防災機能の一層の充実を図る。

第3 計画の内容

1 建築物の不燃化の促進

【市が実施する計画】

- (1) 防火地域・準防火地域の指定
都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定め、地域内の建築物を耐火構造・準耐火構造とし、不燃化を図る。
- (2) 建築基準法第22条区域の指定
防火地域・準防火地域以外の市街地において指定することにより、指定区域内の建築物の屋根の不燃化等を図る。
- (3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。
- (4) 防災都市づくり計画を策定する。

2 防災空間の整備拡大

【市が実施する計画】

- (1) 「緑の基本計画」等の策定にあたり、防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (2) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯として必要な街路整備に努める。
- (3) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定する。

3 市街地開発事業による都市整備

【市が実施する計画】

- (1) 木造密集地や公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発事業を積極的に推進する。
- (2) 都市計画法等に基づく市街地再開発事業計画及び住環境整備事業計画を策定

する。

第27節 建築物災害予防計画

【観光課・建設課・都市計画課・教育総務課・生涯学習課】

【建築物所有者等】

第1 基本方針

強風又は出水等による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物及び敷地の安全性の向上を図る。

第2 主な取組み

- 1 強風による屋根瓦の脱落・飛散防止を含む落下物、転倒物の防止対策を講ずる。
- 2 出水時の被害を最小限に抑えるため、敷地の安全性の確保及び建築物の浸水対策を講ずる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

第3 計画の内容

1 建築物の風害対策

【市が実施する計画】

- (1) 公共建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のため点検を実施し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 一般建築物については、屋根材、看板等の飛散・落下防止のための指導及び啓発を行う。
- (3) 道路占有物については、落下・転倒防止のための指導を行う。
- (4) 落下物、屋外設置物による被害の防止対策について普及・啓発を図る。
- (5) 住民に対し、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等について、普及・啓発を図る。

【建築物所有者等が実施する計画】

- (1) 屋根材、看板等の飛散・落下被害を防止するため点検し、必要に応じて改修を行う。
- (2) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

2 建築物の水害対策

【市が実施する計画】

- (1) 出水によるがけ地の崩壊等により被害が発生するおそれのある区域について、建築等の制限を行うため条例の制定に努める。
- (2) がけ地近接等危険住宅移転事業計画を策定し、移転事業の推進を図る。
- (3) 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えを行う。

【建築物所有者等が実施する計画】

建築物の所有者等においては、出水時における建築物の被害を防止するため、土地の状況等に応じ盛り土等の必要な措置を講ずる。

3 文化財の風水害予防

【市が実施する計画】

各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施

し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置促進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

【所有者が実施する計画】

所有者は、防災管理体制及び防災施設の整備をし、自衛消防隊の確立を図る。
また、建造物内にある文化財の把握に努める。

第28節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課・都市計画課・農林課】

【関係機関】

第1 基本方針

災害の発生により生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう災害に強い道路及び橋梁づくりを行う必要があることから、構造物・施設等の災害に対する安全性及び耐震性を確保する。

また、道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たってはネットワークを充実させ、災害に対する安全性の確保を図る。

機能に重大な支障が生じた場合は、代替路の確保及び応急対策により機能の確保を行う。災害後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関と相互応援の協定を締結し平時より連携を強化する。

第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の災害に対する安全性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係団体との協力体制を整えておく。
- 3 危険防止のための事前規制を行う。

第3 計画の内容

1 道路及び橋梁の災害に対する整備

【市が実施する計画】

- (1) 計画的な都市計画道路の整備に努め、道路幅員の確保、多ルート化を進める。
- (2) 既存道路については、道路改良、法面保護等、耐震性に考慮しながら計画的に道路整備を実施する。
- (3) 橋梁については、長寿命化事業等により、耐震化に考慮しながら計画的に整備を行う。
- (4) 道路の冠水による事故を未然に防止するため、冠水警告パトライト等を整備するとともに、諏訪警察署、広域消防本部との連携の下で、適切な道路管理に努める。

【関東地方整備局が実施する計画】

- (1) 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備は、風水害対策を必要とする道路施設については、社会資本整備重点計画等に基づき、計画的に整備を進める。
- (2) 緊急輸送道路のネットワークにおいて、風水害応急対策を円滑に実施するため、緊急輸送道路について広域的な応急対策等を考慮し、各道路管理者と総合的な調整を行う。
- (3) 発災後の道路の障害物除去（路面変状の補修や迂回路の整備を含む。）による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。
- (4) 道路施設の点検に基づく補強及び緊急輸送道路としての機能の確保を図るよう努める。
- (5) 発災により予測される危険性及び緊急輸送道路としての機能維持について、

現場点検の実施に努め、緊急を要するものから逐次必要な対策を実施する。

- (6) 「兵庫県南部地震により被災した道路橋の復旧に係る仕様」を準用して、既存の橋梁の内、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次橋脚等の補強対策を概成させる。

また、点検等により道路構造物の状況把握を行うとともに、対策を必要とするものについては、緊急を要するものから逐次整備を進める。

【中日本高速道路(株)が実施する計画】

- (1) 日常から、施設の点検調査とこれに基づく補修工事を実施し、災害に強い施設の確保に努める。
- (2) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。

2 関係団体との協力体制の整備

【市が実施する計画】

- (1) 国、県及び中日本高速道路(株)の道路管理者並びに土地改良区等の関係団体との通報連絡体制等、協力体制を整備する。
- (2) 災害時の道路等の応急復旧に備え、協定等により諏訪市建設業協会との協力体制を図る。
- (3) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより、協力体制を整備するとともに、市の協定等に協力する。
- (2) 大規模災害時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。

3 危険防止のための事前規制

【道路管理者が実施する計画】

- (1) 道路管理者は、あらかじめ特別警報発令時などにおいて、通行規制が必要な道路及び橋梁について検討し、警察等と情報共有を図る。
また、道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表する。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示す。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行う。
- (2) 道路管理者は警察等と相互に連携協力し、気象・水象情報、道路情報等を迅速に収集し、道路の通行に危険が認められる場合は、迅速な通行規制を実施する。
- (3) 事前の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

第29節 河川施設等災害予防計画

【建設課・農林課・消防課】

【関係機関】

第1 基本方針

出水時の破堤をはじめとする河川管理施設の災害は、多くの人命や財産を失うなど多大な社会的影響を与えることから、新たな施設整備とともに、既存施設の日常的な整備・点検、維持管理を行い安全の確保に努める。

第2 主な取り組み

- 1 過去の災害の実績、現況の流下能力、災害時の社会的影響等を勘案し優先度の高い箇所から改修等を実施する。
- 2 堤防や河道の土砂堆積の状況等を適宜把握し、洪水等に対する安全度を確保するよう維持的な対策を講ずる。
- 3 既存の河川施設に関して定期的な点検を行い、施設の維持管理に努める。
- 4 出水時の的確な情報収集や情報提供に努める。
- 5 浸水想定区域の公表、浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の情報伝達並びに避難体制の確保に努める。

第3 計画の内容

1 河川施設災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 過去の災害と堤防の状況等を勘案し、特に注意を必要とする地域を重要水防区域に指定し、被害予測に基づく水防工事等の検討を行い、災害に備える。
- (2) 区及び水利組合の関係機関と連携し、内水排除ポンプや水門等の適切な管理により水害予防に努める。

【関係機関が実施する計画】

河川改修事業を促進し、災害危険箇所の解消に努める。

【住民が実施する計画】

区及び水利組合は、水門や農業用水の適正管理の体制整備を行う。

2 浸水想定区域内の災害予防

【市が実施する計画】

- (1) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び大規模工場等の名称・住所・管理者等及び施設に対する洪水予報等の伝達方法（FAX、メール、電話等）を定め、警戒避難体制の確立等防災体制の整備について指導する。
- (2) 要配慮者利用施設及び大規模工場等、自主防災組織等と連携を図り、災害の発生を想定した連絡・通報、避難誘導等に係る訓練を実施する。

【浸水想定区域内の要配慮利用施設及び大規模工場等の管理者等が実施する計画】

- (1) 浸水想定区域内にある要配慮者利用施設及び大規模工場等の所有者又は管理者は、利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成するとともに、避難体制等の確立を図る。
- (2) 浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者は、避難誘導に係る訓練の実

施、避難マニュアルの作成等によって警戒避難体制の確立を図る。

- (3) 浸水想定区域内の大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

資料編	▪ 重要水防区域 ▪ 水防警報指定河川 ▪ 水位周知指定河川 ▪ 水位観測所 ▪ 雨量観測所 ▪ 浸水想定区域内要配慮者施設 ▪ 浸水想定区域内大規模工場
-----	---

第30節 ため池災害予防計画

【農林課・消防課】

【住民、管理団体】

第1 基本方針

下流域に人家や公共施設等がある農業用ため池が豪雨等により被災した場合には、受益農地の営農に支障を来すばかりでなく、甚大な被害が生じるおそれがある。このため、適切な維持管理や監視体制についてため池管理者を指導するとともに、県、区・水利組合等と連携して、豪雨に対する安全性の低い施設について防災工事を実施し、災害の発生を未然に防止する。

第2 主な取り組み

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池について、優先して対策に取り組む。

1 緊急時の迅速な避難行動につなげる対策

ハザードマップの作成及び公表により、地域住民にわかりやすい防災情報を提供する。

2 施設機能の適切な維持・補強に向けた対策

防災重点農業用ため池の防災工事を推進するとともに、農業用水として利用されなくなったため池は、所有者等の合意を得た上で、廃止を促進する。

3 豪雨に対する対策

豪雨時に空き容量を確保するため、営農に影響しない範囲で、ため池の低水位管理に取り組む。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- 1 ため池の諸元、改修履歴等を明記した「ため池データベース」の変更が生じた場合は、県に報告するとともに、施設の状況について適時確認しておく。また、被災時のため池の被害の影響について被害想定調査を行っていくよう努める。
- 2 ため池管理者等との緊急連絡網を作成する。
- 3 豪雨が予想される場合には、事前に点検を実施する。
- 4 必要に応じ土のう、杭等の応急資材を準備する。
- 5 ため池ハザードマップを作成し、住民に周知する。

【市、住民、管理団体が実施する計画】

- 1 豪雨の発生が予想される場合には、事前に巡回点検を実施する。
- 2 ため池管理者は、非常事態が発生した場合、直ちに市に緊急連絡ができるよう、災害に備えた監視体制を組織化する。
- 3 ため池サポートセンターは、ため池管理者と連携し、定期的に点検を実施するとともに、市に点検結果を報告する。

第3 1節 農林水産物災害予防計画

【農林課】

【住民、関係機関】

第1 基本方針

災害による農林水産関係の被害は、水稻、果樹、野菜、花き等の冠水・倒伏による減収、水田等の流失、ハウス、きのこ栽培施設、畜舎等生産施設の損壊や立木の倒壊・流失が予想されるとともに、農作物の病害発生や生育不良、家畜・水産物の斃死被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産、流通・加工施設の安全性の確保、適地適木の原則を踏まえた森林の整備等を推進する。

第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、諏訪農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。
- 2 長野県ふるさとの森林づくり条例に基づく森林づくり指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

第3 計画の内容

1 農水産物災害予防計画

【市が実施する計画】

諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術の周知徹底を図る。なお、周知すべき作目別の主な予防技術対策は次のとおりである。

(1) 水稻

- ア 強風が予想される時は、水田はなるべく深水にし、倒伏予防を図る。
- イ 水路の流れを良くし冠水を抑えるため、清掃及び障害物の除去に努める。

(2) 果樹

- ア 防風林又は防風施設を設置し、被害の未然防止に努める。
- イ 支柱、トレリス、果樹棚等の補強をし、枝折れ、落果被害の防止に努める。
- ウ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(3) 野菜及び花き

- ア 支柱のある作物は、支線の補強、防風ネットの設置等により、被害の未然防止に努める。
- イ ハウスは、破損部の修理、支柱等の補強により倒壊を防ぐとともに、周囲に排水溝を設置し、浸水防止に努める。
- ウ 風速30m/秒以上の強風が予測される場合には、支柱をねかせ、被覆フィルムは取り外す。
- エ 台風等豪雨襲来の前に排水溝を設置し、浸水防止に努める。

(4) 畜産

- ア 家畜を少なくとも一週間以上飼養できる飼料・燃料などの在庫を確保する。

イ 停電時でも飼養管理、搾乳や生乳冷却を継続できるよう、地域又は経営毎に非常電源を準備する。

ウ 施設の損傷・倒壊・浸水を防止するため、事前に施設を点検・補修する。

(5) 水産物

増水、濁水による養殖魚の斃死等が予測される時は、取水制限、餌止め等により被害防止に努める。

(6) 凍霜害対策

農産物の凍霜害を未然に防止するため、常に長野地方気象台等関係機関からの霜予想やC A T V気象情報に留意し、降霜の有無・程度・最低気温の予想及び技術指導等を防災行政無線等を通じて関係農家に周知徹底を図る。

【関係機関が実施する計画】

市等と連携し、農業者等に対し、予防技術対策の周知徹底を図る。

【住民が実施する計画】

農業者は、市、県、農業団体等からの情報に基づき災害予防対策を実施する。

2 林産物災害予防計画

【市が実施する計画】

(1) 技術対策

林産物を各種災害から防護するため、市は関係機関と連携を密にし、気象条件に対応した技術指導、予防技術対策を樹立し、関係機関、農家に指導の徹底を図る。

(2) 病虫害防除対策

病虫害防除の徹底を図るため、関係団体の協力を得て農林作物病虫害防除の推進を図るように努める。

(3) 市森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。

(4) 県と連携し、林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう指導又は助言する。

【関係機関が実施する計画】

(1) 国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。(中部森林管理局)

(2) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。

(3) 関係業界は、県、市と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

【住民が実施する計画】

住民は、市が計画的に行う森林整備に協力する。

第32節 二次災害の予防計画

【危機管理課・消防課・農林課・都市計画課・建設課・施設管理者】

【関係機関】

第1 基本方針

災害発生時に被害を最小限に抑えるためには、発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、関係機関の平時からの体制の整備が不可欠である。

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

また、倒木の流出による二次災害の危険性もあり、これに対する予防対策をあらかじめ講じておく必要がある。

第2 主な取り組み

- 1 構造物に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 2 危険物等に係る二次災害防止のための措置を講じる。
- 3 災害発生時の流木発生を予測した対策を検討する。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

第3 計画の内容

1 構造物に係る二次災害予防対策

【市、関係機関が実施する計画】

道路・橋梁等の被害及び避難所となる施設の被害を防ぐため、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整備する。

2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

【市が実施する計画】

諏訪広域消防本部が実施する危険物関係の計画

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

【関係機関が実施する計画】

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等の研修会等への積極的参加
- (2) 防災応急対策用資機材等の整備
- (3) 行政機関、警察署及び消防本部等との連絡体制、緊急時の応援体制の整備
- (4) 近隣住民に危険施設へ近寄らないよう周知
- (5) 自衛消防組織の強化促進
- (6) 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

3 倒木の流出対策

- (1) 豪雨災害時において、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水が懸念される危険箇所について、事前に調査し、流木除去体制を整備する。
- (2) 地域住民からの情報等に速やかに対応できる情報収集体制の整備を図る。

4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策

- (1) 災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩落、地すべり及び溪流における土石流の発生などに備え、それら災害の発生が懸念される危険箇所について、事前調査により把握を行い、被害時に適切な点検が行えるよう情報収集体制を整備する。
- (2) 地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

資料編	・ 危険物施設等の状況 ・ 砂防指定地 ・ 山腹崩壊危険地区 ・ 崩壊土砂流出危険地区 ・ 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
-----	---

第33節 防災知識普及計画

【全機関】

第1 基本方針

「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、市、県及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。

また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。

しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは困難である。

このため、市、県及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民を育成し、地域の総合的な防災力の向上に努める。

第2 主な取組み

- 1 住民等に対する実践的な防災知識の普及・啓発活動を行う。
- 2 防災上重要な施設の管理者等に対して防災知識の普及を図る。
- 3 学校における実践的な防災教育を推進する。
- 4 市職員に対する防災知識の普及・防災意識の高揚を図る。
- 5 過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていく。

第3 計画の内容

1 住民等に対する防災知識の普及活動

【市が実施する計画】

- (1) 住民に対して防災知識を普及させるため、新聞、CATV等のマスメディア、市ホームページ、出前講座等の住民向け講座及び各種広報資料等により、次の事項の啓発活動を行う。

なお、啓発活動を行う際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

ア 最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、トイレトーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油

イ 飼い主による家庭動物の同行避難や避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

ウ 警報等や、避難指示等の意味や内容

エ 警報等発表時や緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の発令時にとるべき行動

- オ 避難行動への負担感、過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識、正常性バイアス等を克服し、避難行動をとるべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること
 - カ 指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認
 - キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方
 - ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど、生活の再建に資する行動
 - ケ 台風、集中豪雨、洪水、土砂災害、山地災害に関する一般的な知識
 - コ 「自らの命は自らが守る」という「自助」の防災意識
 - サ 地域、職場、家庭等コミュニティにおいて相互に協力し、助け合う「互助」の防災意識
 - シ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害時にとるべき行動に関する知識
 - ス 正確な情報入手の方法
 - セ 要配慮者に対する配慮
 - ソ 男女のニーズの違いに対する配慮
 - タ 指定避難所や仮設住宅、ボランティアの活動場所等において、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないよう、「暴力は許されない」という意識
 - チ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - ツ 各地域における避難対象地域、土砂災害警戒区域等に関する知識
 - テ 各地域における風水害のおそれのない適切な緊急避難場所及び避難経路に関する知識
 - ト 必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動
 - ナ 避難生活に関する知識
 - ニ 平時から住民が実施し得る、最低でも3日分、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - ヌ 「むやみに移動を開始しない」という帰宅困難者対策に対する基本原則や、安否確認手段について
 - ネ 被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることについて
 - ノ 各地域における避難対象地区、土砂災害警戒区域等の災害危険箇所についての知識
 - ハ 各地域における指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路に関する知識
- (2) 諏訪市マルチハザードマップを次の内容で作成・配布するとともに、市ホームページに掲載し、徹底した情報提供を行う。
- ア 諏訪市の災害履歴

- イ 洪水・土砂災害マップ
- ウ 地震マップ
- エ 防災の心得
- オ 防災関係機関一覧

- (3) ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮した上で、とるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努める。

また、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等多様な避難が選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

ア 浸水想定区域については次の事項を記載した洪水ハザードマップを作成し、住民等へ配布する。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については「早期の立退き避難が必要な区域」として明示するとともに、避難時に活用する道路において、冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。また、市ホームページ等での情報提供も行う。

(ア) 避難の確保を図るため必要な事項

(イ) 要配慮者が利用する施設で、特に必要な施設の名称及び所在地

イ 土砂災害警戒区域については、次の事項を記載した防災マップを作成し、住民等へ配布する。また、市ホームページ等での情報提供も行う。

(ア) 土砂災害に関する情報の伝達方法

(イ) 指定緊急避難場所及び指定避難所に関する事項

(ウ) その他土砂災害警戒区域における、円滑な警戒避難に必要な事項

ウ 山地災害危険地区等の山地災害に関する情報提供を行う。

- (4) 防災気象情報や避難に関する情報等の防災情報を、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供すること等を通して、受け手側が情報の意味を直感的に理解できるような取組を推進する。
- (5) 自主防災組織における、防災マップ、地区別防災カルテの作成に対する協力について指導推進する。
- (6) 上記の防災マップ、地区別防災カルテの配布に当たっては、それらが持っている意味、活用方法について十分な理解が得られるよう、啓発の機会を設定する。この際、被害想定区域外にも被害が及ぶ可能性があることも併せて周知する。
- (7) 防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャー）の連携により、高齢者等に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。
- (8) 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、防災に関するテキストやマニュアルの配布、有識者による研修会や講演会、実地研修の開催等により、防災教育を実施する。
- (9) 各地域において、防災リーダーの育成等、自助・共助の取組が適切かつ継続

的に実施されるよう、気象防災アドバイザー等の水害・土砂災害・防災気象情報に関する専門家の活用を図る。

- (10) 防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン、火山防災の日、雪崩防止週間等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、雪崩災害、二次災害防止・大規模広域避難等に関する総合的な知識の普及に努める。

また、住民に対し、水害時のシミュレーション結果等を示しながら、「早期の立退き避難が必要な区域」からの、迅速で確実な立退き避難を求めるとともに、浸水深、浸水継続時間等に応じて、水・食料を備蓄すること、ライフライン途絶時の対策をとること、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え、マイ・タイムラインの作成方法等について、普及啓発を図る。

- (11) 住民に対し、風水害のおそれのない適切な避難場所、避難路等について周知徹底するとともに、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。
- (12) 住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信する。
- (13) 大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努める。
- (14) 地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の災害時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。

また、感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

【自主防災組織が実施する計画】

地区別防災カルテ等は、自主防災組織等が作成に参画することが、きめ細かな防災情報を掲載するうえからも、防災知識の普及、防災意識の高揚、的確な災害対応といった観点からも望ましく、自主防災組織等においても、地区別防災カルテ等の作成に参画する。

【住民が実施する計画】

住民は、各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等へ積極的に参加するとともに、家庭防災会議を定期的に関き、以下のような活動を通じて、防災意識を高める。

- (1) 避難路、指定緊急避難場所及び指定避難所の確認
- (2) 災害の状況に応じた避難行動の確認
 - ア 指定緊急避難場所への立退き避難
 - イ 「近隣の安全な場所」（近隣のより安全な場所・建物等）への立退き避難
 - ウ 「屋内安全確保」（その時点に居る建物内において、より安全な部屋等への移動）

- (3) 災害時の警戒避難に係る各種情報の多様な入手手段の確保（テレビ、ラジオ、インターネット等）
- (4) 災害時の連絡方法等（連絡方法や避難ルールの取決め等）の確認
- (5) 幼児や高齢者の避難についての役割の確認
- (6) 災害用の非常持出袋の内容、保管場所の確認
- (7) 備蓄食料の試食及び更新
- (8) 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策
- (9) 地域防災マップの作成
- (10) 地域の防災訓練など自発的な防災活動への参加

【企業等が実施する計画】

企業等においても、災害時に企業が果たす役割を踏まえた上で、災害時の行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練の実施等防災活動を推進するよう努める。

【関係機関が実施する計画】

日本赤十字社長野県支部及び消防機関は、それぞれの普及計画に基づき、住民を対象に応急手当（救急法）の講習会を実施する。

2 防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及

危険物を使用する施設、病院及び社会福祉施設等の要配慮者利用施設、旅館・ホテル、駅、スーパー等不特定多数の者が利用する施設の管理者の災害時の行動の適否は、非常に重要である。

したがって、これらの防災上重要な施設の管理者等に対する防災知識の普及を積極的に行っていく必要がある。

【市が実施する計画】

市が管理している防災上重要な施設については、その管理者等に対して災害時における行動の仕方、避難誘導について配慮すべき事項、どのような危険があるか、要配慮者に対する配慮等防災思想の普及徹底を行う。

【防災上重要な施設の管理者等が実施する計画】

防災上重要な施設の管理者等は、災害時に適切な行動をとれるよう各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等に積極的に参加し、防災知識の習得に努めるとともに、その管理する施設においても防災訓練を実施する。

3 学校における防災教育の推進

幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校（以下この節において「学校」という。）において幼児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）が正しい防災知識を身につけることは、将来の災害に強い住民を育成する上で重要である。

そのため、体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育に関する指導内容の整理、指導時間の確保などを行ったうえで、学校における防災訓練等を実践的なものにするとともに、学級活動等を通して、防災教育を推進する。また、幼稚

園に対しては、学校の対策に準じて、適正な対策を行うよう指導する。

【市が実施する計画】

- (1) 学校においては、大規模災害においても対処できるようにその他関係機関と連携したより良い実践的な防災訓練の実施に努める。
- (2) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。
- (3) 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養う。
 - ア 防災知識一般
 - イ 避難の際の留意事項
 - ウ 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法
 - エ 具体的な危険箇所
 - オ 要配慮者に対する配慮
- (4) 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図る。

4 市職員に対する防災知識の普及

【市が実施する計画】

各種の防災訓練、防災に関する研修、講習会等への参加を通じて、防災関係以外の職員に対しても次の事項について防災知識の普及、防災意識の高揚を図る。

- (1) 自然災害に関する一般的知識
- (2) 自然災害が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (3) 職員等が果たすべき役割
- (4) 自然災害対策として現在講じられている対策に関する知識
- (5) 今後自然災害対策として取り組む必要のある課題

5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承

【市が実施する計画】

過去に起こった大規模災害の教訓や、災害文化を確実に後世に伝えていくため、災害に関する調査分析結果や映像を含めた各資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう、地図情報その他の方法により公開に努める。

また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

さらに、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

【住民が実施する計画】

住民は、自ら災害教訓の伝承に努める。

第34節 防災訓練計画

【危機管理課・消防課】

【住民、事業所】

第1 基本方針

災害発生時に、被害を最小限にとどめるためには、災害時に適切な行動をとれるよう、過去の災害から得られた教訓に学ぶことが必要である。そこで、その教訓を学び、災害時の具体的な状況を想定した、日頃からの訓練が重要である。また、防災時の状況を想定した訓練は、住民に対する計画の周知、防災知識の普及、防災計画の検証、防災関係機関相互及び住民との協力体制の確立等の効果も期待できる。

災害時における行動の確認、関係機関及び住民、企業等との連携体制の強化を目的として各種の災害を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練を実施する際には、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の性別によるニーズの違い等に十分配慮するよう努めることに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。

第2 主な取組み

- 1 年1回以上防災訓練を実施し、防災関係機関と連携した各種訓練を実施する。
- 2 実践的な訓練にするため訓練内容について配慮し、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次の訓練に反映させる。

第3 計画の内容

1 防災訓練の種別及び実施時期

【市が実施する計画】

- (1) 住民の参加を得て、相互の連携体制の強化による被害防止を目的として大規模な災害を想定した総合防災訓練を行う。

ア 実施時期の目安は次のとおりとする。

- (ア) 「防災の日」前後
- (イ) 災害シーズンの前の時期
- (ウ) 他地域での大規模災害で新たな防災上の対応が必要となった場合

イ 実施場所

各地区小・中学校、公民館等

ウ 実施方法

住民及び関係機関の参加を得て次の訓練を中心として、あらかじめ災害の想定を行い、予想される事態に即応した応急活動を実施する。

(ア) 水防訓練

水防管理者は、水防協力団体等の協力を得て、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、独自に、又は共同して水防訓練を実施するほか水系別に水防演習を行う。

(イ) 消防訓練

消防活動の円滑な遂行を図るため、火災警報伝達訓練、出動訓練、火災防衛訓練、救助・避難誘導訓練等を実施するほか、必要に応じて他の関連した訓練と合わせて行う。

(ウ) 災害救助訓練

救助・救護を円滑に遂行するため必要に応じて独自に、又は、関係機関と共同してあらかじめ災害の想定を行い、医療救護・人命救助、炊出し等の訓練を行う。

(エ) 通信訓練

災害時に円滑な関係機関間の通信が行えるよう、信越地方非常通信協議会等の協力を得て、あらかじめ作成された想定により情報伝達訓練及び防災相互波による感度交換訓練を行う。

(オ) 避難訓練

災害時における緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難の迅速化及び円滑化のため、地域住民の協力を得て、災害のおそれのある地域間の住民及び病院集会場等の建造物内の人命保護を目的として、避難訓練を実施する。

(カ) 非常参集訓練及び本部の設置運営訓練

災害時における職員の非常参集及び災害対策本部の設置の迅速化及び円滑化のため、非常参集訓練及び本部の設置運営訓練を実施する。非常参集訓練については、抜き打ち的に実施する。

(キ) 要配慮者に対する訓練

災害時における要配慮者の安否の確認、避難誘導等地域住民も含めた実践的な訓練を行う。

(ク) 情報収集及び伝達訓練

災害時における情報の収集及び伝達活動が迅速かつ的確に実施されるよう、あらかじめ作成された想定により、情報の収集及び伝達に関する訓練を実施する。

また、非常参集時には通信が途絶する可能性もあることから、これを想定した訓練を実施する。

(ケ) 消防団による実働訓練

- a 模擬消火訓練
- b 避難誘導訓練
- c 地域住民の初期消火訓練
- d 防災行政無線、消防無線の通信訓練
- e 救出救護訓練

(コ) 広域防災訓練

広域応援協定をより実効あるものとし、災害時応援協定の内容が的確に実行でき、かつ協定締結地方公共団体間の連絡体制を確立するために、広域防災訓練を実施する。

(サ) 複合災害を想定した訓練

地域特性に応じた複合災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより、被害が深刻化し、災害応急対策が困難になる事象）を想定した机上訓練等を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しに努める。

- (シ) 市は、警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し、必要な助言又は勧告等を行い、施設所有者又は管理者による取組の支援に努める。

【住民が実施する計画】

住民は、県、市等が実施する訓練に積極的に参加するよう努める。自主防災組織等を中心として実施する主な訓練は次のとおりである。

- (1) 情報の収集伝達訓練
- (2) 初期消火、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練
- (3) 地域における危険箇所の把握
- (4) 要配慮者の安全対策訓練
- (5) 家庭内における災害対策の点検

【企業等が実施する計画】

- (1) 企業等においても、従業員等による初期消火訓練、避難誘導訓練、救出救護訓練、給食給水訓練等の防災訓練を実施するとともに、各種の訓練に積極的に参加するよう努める。
- (2) 市地域防災計画に名称及び所在地を定められた浸水想定区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者、大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保及び浸水防止に関する計画に基づき、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。
- (3) 諏訪市地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設、又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施し、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市長に報告する。

2 実践的な訓練の実施と事後評価

訓練の実施に当たっては、より実践的な訓練となるよう訓練内容について工夫をするとともに、次回以降の訓練の参考にするため、訓練実施後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、次回の訓練に反映させる。

【市が実施する計画】

- (1) 実践的な訓練の実施

ア 市は、訓練の目的を具体的に設定した上で、被害の想定（地震の場合は規模を含む。事故災害の場合は事故の想定を含む。）を明らかにするとともに、避難行動要支援者に対する配慮を訓練に取り入れる等、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材等及び実施時

間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断が求められ、災害時における行動のシミュレーションとしての効果を持つ実践的なものとなるよう工夫する。この際各機関は、救援活動等の連携強化に留意する。

また、災害対策業務に習熟するための訓練に加え、課題を発見するための訓練の実施にも努める。

イ 学校、自主防災組織、民間企業、NPO・ボランティア等、要配慮者を含めた地域住民等の地域に関係する多様な主体とも連携した訓練となるよう努める。

ウ 避難行動要支援者個別避難計画による防災訓練を実施し、地域の支え合う力を常に発揮できるよう努める。

エ 県等他の防災関係機関との連携、災害時の応援協定の実施事項の確認を実践形式で行う。

オ 感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するよう努める。

(2) 訓練の事後評価

訓練の実施機関は、訓練の実施後には評価を行い、防災体制の課題を明らかにし、必要に応じて改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるよう努める。

第35節 災害復旧・復興への備え

【全機関】

第1 基本方針

災害廃棄物の処理を円滑かつ迅速に行うため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制整備に努める。発生を抑制するため、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の充実に努める。

また、災害発生後円滑で迅速な復旧・復興活動を行うために、平時から復興時の参考になるデータの保存及びバックアップ体制、災害復旧用資材の供給体制及び罹災証明書の発行体制を整備する。

第2 主な取り組み

- 1 災害廃棄物の発生への対応体制を整備する。
- 2 復興のためのデータを保存し、バックアップ体制を整備する。
- 3 災害復旧用資材の供給体制の整備を行う。
- 4 罹災証明書の発行体制の整備を行う。

第3 計画の内容

1 災害廃棄物の発生への対応

【市が実施する計画】

- (1) 大量の災害廃棄物の発生に備え、大規模仮置場の候補地の確認など広域処理体制の整備に努める。
また、広域処理を行う地域単位で、一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性確保を図る。
- (2) 災害廃棄物対策指針等に基づき、県の災害廃棄物処理計画と整合した災害廃棄物処理計画を策定する。
- (3) 発災時に、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体や民間事業者等との連携・協力の在り方等について、災害廃棄物処理計画において具体的に示す。
- (4) 県と連携し、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (5) 定期的に災害廃棄物処理に関する研修、訓練を実施するとともに、必要に応じて、適正な見直しを行い、計画の実効性の向上に努める。

2 データの保存及びバックアップ

【市が実施する計画】

あらかじめ、重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。また、市において保管している公図等の写しの被災の回避のための手段を講じる。

【関係機関が実施する計画】

関係機関においても、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の

資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

3 災害復旧用資材の供給体制の整備

【市が実施する計画】

災害発生後の復興のために、木材を安定的に供給し、価格の安定を図るため、市内建設業者、森林組合及び県と木材供給体制を整備しておく。

4 罹災証明書の発行体制の整備

【市が実施する計画】

災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局を定め、住家の被害認定調査の担当者の育成、他の地方公共団体、不動産鑑定士、行政書士等の士業団体その他の民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ態勢の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、効率的な罹災証明書の交付のため、当該業務を支援するシステムの活用について検討する。

第36節 自主防災組織等の育成に関する計画

【危機管理課・消防課】

第1 基本方針

災害時に、被害の防止又は軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。

地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。

また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。今後、一層の自主防災組織の組織化と強化育成を図るとともに、企業等に対しても防災組織の組織化と強化を指導する。

第2 主な取組み

- 1 自主防災組織未結成地区を解消する。
- 2 平時、災害時の自主防災組織の活動内容を明確化する。
- 3 自主防災組織の活動環境を整備し、活動の場を確保する。
- 4 リーダーに対する研修等の組織を活性化するための対策を講じる。
- 5 防災組織相互の応援体制の確立のための指導を行う。

第3 計画の内容

1 地域住民等の自主防災組織の育成

【市が実施する計画】

市は、自主防災組織が未結成の地域に対しては、防災知識の普及啓発活動と併せて組織の結成への働きかけを行うとともに、平日の昼間に地域の防災活動の中心となることが期待される地元事業者、農林業者、家事専従者等及び事業所等に対しても防火管理者を主体にした防災組織の結成を図る。

2 組織の活動内容

平時の活動	発災時の活動
ア 災害に対する日ごろの備えや、発災時の的確な行動等 防災知識の普及	ア 情報の収集及び伝達 イ 出火防止、初期消火 ウ 避難誘導活動
イ 情報の収集及び伝達、防災資機材を利用した初期消火、避難、救出・救護等の 防災訓練の実施	エ 救助等の実施及び協力 オ 炊出し等の給食給水活動
ウ 自主防災組織防災マニュアル及び要配慮者リスト マップ作成の指導	
エ 要配慮者に関する情報の収集（プライバシーに対する配慮が必要）	
オ 防災資機材の備蓄の確認	

及び整備・点検

3 活動環境の整備**【市が実施する計画】**

コミュニティ助成事業、市自主防災組織防災資機材整備費補助金を活用し、自主防災組織の資機材の整備を進めていくとともに、自主防災組織が活動する場を確保するため、既存の施設（公園、広場等）を活用し、防災活動の拠点としての整備を進める。

4 組織の活性化

災害発生時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題である。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。

加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも、併せて進めていく必要がある。

【市が実施する計画】

- (1) 自主防災組織のリーダーに対する教育、研修、地域住民に対する出前講座等を実施し、組織の活性化を図るとともに、地域住民に対して、自主的な防災活動の普及拡大を図る。
- (2) 県が開催する研修等に参加し、自主防災組織等に対して、育成強化を図ることができる体制づくりを進める。
- (3) 自主防災組織の活動が、男女共同参画の視点を反映した活動となるよう、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針（内閣府2013）」等に基づき、女性リーダーの育成及び女性の意思決定の場への参画等に努める。

また、自主防災組織の育成、強化のために研修等を実施する場合には、男女共同参画の視点からの災害対応について、理解を深める内容を盛り込む。

5 各防災組織相互の協調**【市が実施する計画】**

- (1) 自主防災組織間及び事業所の防災組織、防犯組織等との連携を図るため協議会等を設置し、相互の応援体制を確立するよう指導する。
- (2) 地域の自主防災組織の活動実態を把握し、地域の課題や防災活動の活性化を図り、災害時に機能する組織づくりを推進する。
- (3) 自主防災組織と消防団の連携等を通じて、地域コミュニティの防災体制の充実を図る。

第37節 企業防災に関する計画

【危機管理課・商工課・観光課】

【事業所】

第1 基本方針

企業は、災害時、従業員の生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生など、多岐にわたる企業の果たす役割が求められている。

各企業において、これらの重要性を十分認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。具体的には、災害時に重要業務を継続できる体制の整備や訓練、事業所の被害軽減方策の検討や耐震化、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し等を実践するなどの防災活動の推進が必要となる。

第2 主な取組み

- 1 施設・設備の点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。
- 2 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定するとともに、防災訓練を実施し企業及び地域の防災力の向上に努める。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- (1) 企業の事業継続計画（BCP）の策定などの取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。
- (2) 職員や住民向け講座などの啓発活動や研修により、企業のトップから従業員に至るまでの防災知識の向上、防災意識の高揚を図るとともに、企業の防災に係る取組の積極的評価等により、企業の防災力向上の促進を図る。
- (3) 中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努める。
- (4) 企業を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。

【企業が実施する計画】

- (1) 企業は、災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定・運用するよう努める。
- (2) 強風による屋根材等の飛散・落下や建築物の損壊、看板等の飛散・転倒を抑制するとともに、防災体制の整備、防災訓練の実施、損害保険等への加入

や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施に協力するよう努める。

- (3) 組織力を生かした地域活動への参加、防災市民組織との協力など地域社会の安全性向上への貢献に努める。
- (4) 防災資機材や水、食料等の非常用品の備蓄等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認対策に努める。
- (5) 事業所の属する地域で行われる防災訓練に積極的に参加するよう努める。
- (6) 要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成する。
- (7) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに、従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努める。

第38節 ボランティア活動の環境整備

【福祉介護課】

【社会福祉協議会】

第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合、きめ細かな災害応急対策を迅速かつ的確に実施するためには、市及び防災関係機関だけでは十分な対応ができないことが予想される。このため、災害応急対策に対する知識、技術及び意欲を持ったボランティア、NPO・NGO及び企業等（以下「ボランティア関係団体」という。）の自発的支援を適切に受け入れ、協働による効果的な支援活動を行う必要がある。

また、ボランティアが、必要な時に、必要な所で、必要な活動を行えるよう、県・市、社会福祉協議会、NPO等が連携して環境整備を図っていくことが必要である。

第2 主な取組み

- 1 ボランティアの事前登録を、市社会福祉協議会等において実施する。
- 2 ボランティア活動の環境整備を推進する。
- 3 平時からボランティアの支援の在り方やボランティアとの連携の方法などについて検討し、災害時に速やかに始動できる体制を構築する。
- 4 長野県災害時支援ネットワーク等の災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）（以下「災害中間支援組織」という。）及び県内外の専門性の高いNPO等との平時からの官民連携体制の構築に努める。
- 5 災害中間支援組織やNPO等との連携を図るため、連絡協議会等の設置を図る。
- 6 ボランティアコーディネーターの養成を推進する。

第3 計画の内容

1 ボランティアの事前登録

災害時において必要となるボランティア活動の内容は、炊出し等の救援活動、情報の収集伝達、医療救護活動、要配慮者の介護、物資・資材の輸送配分、障がい者・外国籍県民への情報伝達のための通訳等多種多様である。

こうした多様なボランティア活動が適時適切に行われるためには、あらかじめ災害時に救援活動を行い得るボランティアの所在、活動内容等を把握しておくことが求められるところであり、事前登録制度の推進を図ることが必要である。

【市が実施する計画】

諏訪市社会福祉協議会及び日本赤十字社長野県支部等が行うボランティアの事前登録の推進について、住民に対する啓発普及を図る等その支援に努める。

【社会福祉協議会が実施する計画】

市社会福祉協議会等は、災害時における被災者の多様なボランティアニーズに対応できるよう、ボランティアの事前登録の推進を図る。

また、災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市との連携

により、その体制確保に努める。

2 ボランティア活動の環境整備

【市が実施する計画】

- (1) 平時から地域団体、NPO・ボランティア等の活動支援やリーダーの育成を図るとともに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、NPO・ボランティア等と協力して、発災時のボランティアとの連携の方法について検討し、速やかに始動できる体制を構築する。
- (2) 防災ボランティアの活動環境として、長野県災害時支援ネットワークと協力し、市・社会福祉協議会・NPO等の三者連携により、平時の登録、ボランティア活動や避難所運営、在宅避難者の支援等、被災者支援のための人材育成の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。
- (3) 社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築する。
また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、ボランティア活動の環境整備に努める。
- (4) 社会福祉協議会と平時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、災害ボランティアセンターの設置・運営における連携体制を整える。

また、市は、災害時における官民連携体制の強化を図るため、災害ボランティアセンターを運営する市社会福祉協議会との役割分担等を、あらかじめ定めるよう努める。なお、市災害ボランティアセンターの設置予定場所は、「諏訪市総合福祉センター」とする。

【社会福祉協議会が実施する計画】

災害ボランティアセンターの設置等について、平時から県・市との連携により、その体制確保に努める。

3 ボランティア・NPO等関係団体間の連携

災害時においては、広範なボランティア活動が必要となることから、今後災害救援等のボランティア活動についての認識の共有化や、各組織の活動分野、能力等の事前把握を行い総合的、効果的な活動が行えるよう、団体間の連携の強化を図っていくことが必要である。

【市、社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティア団体相互間の連携を深めるため、連絡会議等の設置を推進するとともに、災害時を想定した訓練や研修の実施に努める。

4 ボランティアコーディネーターの養成

災害時における被災者のボランティアニーズは、広範かつ多量にわたることが予想される。これらのニーズを的確に満たすためには、ボランティアを適時適切に配置し、ボランティア活動が全体として効果的に行われることが必要である。こうした調整機能を担うボランティアコーディネーターが、今後計画的に養成さ

れるよう努める。

【市、社会福祉協議会が実施する計画】

ボランティアコーディネーター養成研修の実施や、全国社会福祉協議会が開催する、より実践的で高度な養成研修への参加促進を図るなど、協力してボランティアコーディネーターの養成及び資質向上に努める。

第39節 災害対策基金等積立及び運用計画

【企画政策課・財政課】

第1 基本方針

災害応急対策のための災害救助関係費用の支弁に要する財源をはじめ、災害対策に要する経費に充てるため、財政調整基金の積立を行い、的確な運用を図る。

第2 主な取組み

災害により生じた経費を補填する等のための基金の積立を行う。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

災害時に備え、市財政調整基金条例（昭和39年3月31日条例第38号）の定めるところにより、財政調整基金の維持、運営を図る。

第40節 風水害対策に関する調査研究及び観測

【全機関】

第1 基本方針

台風、集中豪雨等の風水害は、毎年のように県内に被害をもたらしており、ときには、大きな被害が発生している。

既に、国においても、気象等風水害に関する様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、ライフライン施設への依存度の増大、居住地域の拡大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関と連携し、科学的な調査研究を行い、総合的な風水害対策の実施を図る。

第2 主な取り組み

市は、県・各関係機関と協力し、風水害に関する情報収集整理等を行う。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

【関係機関が実施する計画】

- 1 各機関がそれぞれ行った風水害対策に関する調査研究のデータについて、必要があれば、県、市への提供について協力する。
- 2 国等が行う、観測施設の設置等に積極的に協力する。

第4 1 節 住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

【危機管理課】

第1 基本方針

市の一定の地区内の居住者及び事業者が、「自助」・「共助」の精神に基づき、市と連携して、自発的に地区における防災活動を担う例もあることから、これらの自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、各地区の特性に応じて、コミュニティレベルでの防災活動を内容とする「地区防災計画」を市地域防災計画に定める。

第2 主な取組み

住民等の提案により市地域防災計画に地区防災計画を定め、地域の防災力向上に努める。

第3 計画の内容

【市が実施する計画】

市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定める。

また地区居住者の参加の下、地域防災力の充実強化のための具体的な事業に関する計画を定める。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において、地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合が図られるよう努める。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努める。

【住民及び事業所を有する事業者が実施する計画】

市内の一定地域内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

第42節 観光地の災害予防計画

【観光課・危機管理課・施設管理者】

第1 基本方針

諏訪市は、諏訪湖、霧ヶ峰、諏訪大社、温泉を中心とした観光地であり、地理的状况に不案内な観光客が多数存在する状況にあるため、地域住民による自主防災組織、諏訪観光協会、諏訪湖温泉旅館組合及び観光施設の管理者等での応援体制の整備を図る。

また、近年増加している外国人旅行者について防災対策の一層の充実を図る。

第2 主な取組み

- 1 県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、災害時の観光客の安全確保策を推進する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や避難経路標識等の簡明化、多言語化や情報提供体制の整備など災害時の防災環境づくりに努める。

第3 計画の内容

1 観光地での観光客の安全確保

【市が実施する計画】

- (1) 観光地での災害時の市、県、関係機関、関係団体間の連絡体制を整備する。
- (2) 観光地の自治組織、観光施設の管理者に働きかけ、自主防災組織を設置し、災害時の観光客への避難体制を整備する。
- (3) それぞれの観光地に起こりうる災害を想定し、組織体制、連絡体制、防災設備、通信設備の整備や訓練を行う。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者は、観光客の安全対策として、観光客が安全かつ迅速に避難できる場所及び経路の確保、災害時の安全確保を推進する。
- (2) 観光施設の管理者は、孤立に備えた通信手段、資機材、食料等の備蓄に努める。

2 外国人旅行者の安全確保策

【市が実施する計画】

- (1) 災害時に外国人旅行者への避難場所や避難経路を周知するため、避難経路標識の簡明化、多言語化を推進する。
- (2) 関係機関、関係団体等と連携し、外国人旅行者に対する情報提供体制の整備を行う。
- (3) 観光地の観光案内所で、災害時の外国人旅行者避難誘導体制の整備や、非常用電源の確保を図る。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 観光施設の管理者は施設内の避難経路標識に、外国語の併記や外国語版の防災パンフレットを作成するなど、外国人旅行者の災害時安全確保を推進する。
- (2) 駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化など外国人旅行者に配慮

した情報提供体制、避難誘導體制の整備、非常用電源の確保を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 災害直前活動

【本部室、防災対策部】

第1 基本方針

風水害については、災害発生危険性のある程度は予測することが可能であり、被害を軽減するためには、気象警報・注意報等の住民に対する伝達、迅速な避難誘導等、災害の未然防止活動等の災害発生直前の活動が極めて重要である。特に、避難行動要支援者が迅速に避難できるよう対策を講ずる。

第2 主な活動

- 1 気象に関する情報を迅速かつ適切に伝達する。
- 2 住民に対して適切な避難誘導を実施する。
- 3 災害を未然に防止するための活動を実施する。

第3 活動の内容

1 警報等の伝達活動

気象警報・注意報等を迅速かつ適切に伝達することは、災害発生直前に適切な行動をし、人的、物的被害を回避するためにも重要である。関係機関は、「警報等伝達系統図」により気象警報・注意報・水位情報・土砂災害警戒情報等の伝達活動を行う。

また、住民から災害のおそれがある異常気象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達を行う。

なお、長野地方気象台が行う警報等の発表基準は、別表のとおりである。

- (1) 特別警報発表時の対応（下記内容以外は(2)と同じ）

【市が実施する対策】

住民等への周知の措置

県、消防庁、NTT東日本㈱から特別警報の発表又は解除の通知を受けた場合又は自ら知ったときは、直ちにその内容を住民、滞在者、所在の官公署に周知する措置をとる。

なお、周知に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、迅速かつ的確に行うよう努める。

- (2) 特別警報以外の気象警報等発表時の対応

- ア 特別警報・警報・注意報等の伝達責任者は、危機管理課長とする。
- イ 危機管理課長は、気象状況を常に把握し、特別警報・警報・注意報等の補填に努める。
- ウ 危機管理課長は、市長の指示があった場合には、特別警報・警報・土砂災害警戒情報等及び指示事項を速やかに防災行政無線、防災メール、広報車、消防団広報等を通じて住民への周知徹底を図る。

- エ 危機管理課長は、受領した警報等を職員に周知するとともに、各種体制が敷かれた場合若しくは他の体制に移行した場合は、庁内放送、内線電話、掲示板等により周知する。
- オ 各部課等の長は、体制の移行に伴い予想される事態に対して取るべき処置を、関係機関等に伝達するとともに、職員体制を整える。
- カ 突発的な災害が発生した場合、職員は先ず来庁者及びわが身の安全を確保し、来庁者を避難誘導する。
- キ 来庁者を避難させた後、庁舎施設等の安全点検及び被災状況調査を実施する。
- ク 市内出張者は速やかに帰庁するか、被害状況により帰庁できない場合は、最寄りの出先機関施設で待機し自分の所在及び周辺の被害状況を所属の長に報告する。帰庁できるまでの間は、出先機関施設での応急対策を実施する。
- ケ 市外出張者は直ちに自分の所在を所属長に連絡し指示を仰ぐ。

【長野地方気象台が実施する対策】

長野地方気象台等の気象警報・注意報等の発表機関は、「警報等の種類及び発表基準」により注意報・警報等を発表する。

なお地震が発生した地域で災害発生に関わる条件が変化した場合は、警報等の発表基準の引き下げを関係機関と協議の上、実施する。

【市が実施する対策】

ア 市は、各機関から通知を受けた気象警報・注意報等及び指示事項を速やかに周知徹底する。

また、放送等により気象状況を常に把握し、気象警報・注意報等の補填に努める。

イ 市において、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに関係機関に伝達する。

【放送事業者が実施する対策】

各放送事業者は、長野地方気象台から、気象警報・注意報等の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

【その他防災関係機関が実施する対策】

その他の防災関係機関は、気象警報・注意報等の伝達について、それぞれあらかじめ定めておく組織、方法により、伝達系統でいう所定の機関に速やかに通知する。

【住民が実施する対策】

以下のような異常を発見した者は、直ちに市又は警察に連絡する。

ア 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷と大雨等の気象現象

イ 水象関係

河川や湖沼の水位の異常な上昇

(3) 土砂災害警戒情報発表時の対応

【長野地方気象台が実施する対策】

県との協定に基づき、報道各社へ土砂災害警戒情報の発表・解除について伝達する。

【市が実施する対策】

県から土砂災害警戒情報発表の通知を受けたときは、速やかに避難指示を発令するなど、住民の避難行動へつなげる。また避難情報の周知を図る。

【放送事業者が実施する対策】

長野地方気象台から土砂災害警戒情報発表・解除の通知を受けたときは、その周知徹底を図るため放送時間、放送回数等を考慮の上、速やかに放送を行う。

2 住民の避難誘導対策

風水害により、住民の生命、身体に危険が生じるおそれのある場合には、必要に応じて、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令により、適切な避難誘導を実施し、災害の発生に備える。

また、浸水想定区域内や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

【市が実施する対策】

(1) 市は、風水害の発生のおそれがある場合には、防災気象情報等を十分把握するとともに、河川管理者、水防団等と連携を図りながら、重要水防区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行い、危険がある場合又は危険が予想される場合は、住民に対して避難指示等を発令するとともに、適切な避難誘導活動を実施する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

(2) 避難行動要支援者については、高齢者等避難の伝達を行うなどの、避難支援計画に沿った避難支援を行う。

当日及び前日までの降水量等の気象状況等から、災害発生の危険性があると判断した場合は、時間帯や利用者数等を総合的に判断し、要配慮者利用施設に対して連絡・通報を行う。

また、必要に応じて、自主防災組織・住民等の協力を得て避難誘導活動を実施する。

(3) 住民に対して、避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

(4) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。

(5) 市は、災害時又は災害が発生するおそれがある場合には、必要に応じ指定

緊急避難場所及び指定避難所を開設し、住民等に対して周知徹底を図る。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とする。

- (6) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線、防災メール、行政チャンネル、市ホームページ、広報車等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努める。
- (7) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努める。
- (8) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した諏訪市マルチハザードマップの配布、市ホームページでの掲載など必要な措置を講ずる。
- (9) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。
- (10) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図る。
- (11) 災害の規模に鑑み、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (12) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (13) 市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

【住民が実施する対策】

避難の際には、出火防止措置をとった上、食料、日常品等の備蓄物資を携行する。

【要配慮者利用施設管理者が実施する対策】

- (1) 要配慮者利用施設の管理者は、自らも気象情報の収集を行うなど、自主的な防災活動に努める。
- (2) 災害が発生するおそれのある場合は、市、自主防災組織等と連携し、避難誘導等を実施する。

3 災害の未然防止対策

各施設の管理者は、災害発生のおそれがある場合は、事前に適切な災害未然防止活動を行い、被害の発生の防止に努める。

【市が実施する対策】

- (1) 水防計画に基づき、河川堤防等の巡視を行い、市域の状況を情報収集する。
- (2) 水防上危険であると思われる箇所について、応急対策として水防活動を実施する。
- (3) 状況に応じ市災害対策本部を設置する。
- (4) 必要に応じ、現地災害対策本部を設置する。

【河川管理者、水利管理者等が実施する対策】

河川管理者、水利管理者等は、洪水、豪雨の発生が予想される場合には、ダム、せき、水門、ポンプ場等の適切な操作を行う。その操作に当たり、危険を防止するために必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を市及び警察に通報するとともに住民に対して周知する。

【道路管理者が実施する対策】

道路管理者は、降水量等に応じて、パトロール、事前規制等の必要な措置を実施する。

【住民が実施する対策】

住民は、災害が発生するおそれのある異常な現象を発見したときは、その旨を市又は警察へ通報する。

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(2) 長野地方気象台が発表する特別警報・警報・注意報

特別警報基準

種類	発表基準
大 雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴 風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大 雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

ア 雨を要因とする特別警報の指標

(ア) 大雨特別警報（浸水害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、次の a 又は b を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報（浸水害）を発表。

- a 表面雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子がおおむね30個以上まとまって出現。
- b 流域雨量指数として定める基準値以上となる 1 km格子がおおむね20個以上まとまって出現。

(イ) 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域ごとに設定し、この基準値以上となる 1 km格子がおおむね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間におおむね30mm以上の雨）がさらに降り続けると

予想される市町村等到大雨特別警報（土砂災害）を発表。

イ 台風等を要因とする特別警報の指標

「伊勢湾台風」級（中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上）の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表する。

台風については、指標（発表条件）の中心気圧又は最大風速を保ったまま、中心が接近・通過すると予想される地域（予報円がかかる地域）における、暴風の警報を、特別警報として発表する。

温帯低気圧については、指標（発表条件）の最大風速と同程度の風速が予想される地域における、暴風（雪を伴う場合は暴風雪）の警報を、特別警報として発表する。

ウ 雪を要因とする特別警報の指標

府県程度の広がりを持って50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表する。

エ 雪に関する観測地点（諏訪）の50年に一度の値（令和6年11月1日現在）

地点名	50年に一度の積雪深(cm)	既往最深積雪深(cm)
諏訪	55	69

注1）50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注2）大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

諏訪市気象警報基準

（令和7年5月29日現在）

種 類		発 表 基 準	
大 雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	14
	（土砂災害）	土壌雨量指数基準	99
洪 水		流域雨量指数基準	新川流域=5.3、宮川流域=15.7、上川流域=21.9、角間川流域=5.7、沢川流域=5.7
		複合基準※1	新川流域=(5、5.3)、角間川流域=(5、4.5)
		指定河川洪水予報による基準	天竜川水系諏訪湖【釜口水門】
暴 風		平均風速	17m/s
暴 雪		平均風速	17m/s 雪を伴う
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm

※1複合基準（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を表している。

諏訪市気象注意報基準

(令和7年5月29日現在)

種 類		発 表 基 準	
大 雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	6
	(土砂災害)	土壌雨量指数基準	79
洪 水		流域雨量指数基準	新川流域=4.2、宮川流域=12.5、上川流域=17.5、角間川流域=4.6、沢川流域=4.6
		複合基準※1	新川流域=(5、3.6)、角間川流域=(5、4)、沢川流域=(5、3.6)
		指定河川洪水予報による基準	天竜川水系諏訪湖 [釜口水門]
強 風		平均風速	13m/s
風 雪		平均風速	13m/s 雪を伴う
大 雪		降雪の深さ	12時間降雪の深さ10cm
雷		落雷等により被害が予想される場合	
融 雪		1. 積雪地域の日平均気温が10℃以上 2. 積雪地域の日平均気温が6℃以上で日降水量が20mm以上	
濃 霧		視程	100m
乾 燥		最小湿度20%で実効湿度55% ※2	
なだれ		1. 表層なだれ：積雪が50cm以上あって、降雪の深さ20cm以上で風速10m/s以上、または積雪が70cm以上あって、降雪の深さ30cm以上 2. 全層なだれ：積雪が70cm以上あって、最高気温が平年より5℃以上高い、または日降水量が15mm以上	
低 温		夏期：平均気温が平年より4℃以上低く、かつ最低気温15℃以下 (高冷地で13℃以下)が2日以上続く場合 冬期：最低気温-14℃以下(高冷地で-21℃以下)	
霜		早霜・晩霜期に最低気温2℃以下	
着 氷		著しい着氷が予想される場合	
着 雪		著しい着雪が予想される場合	

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は諏訪特別地域気象観測所の値。

2 水防法に基づくもの

(1) 洪水予報

水防法に基づき、重要河川で国土交通大臣又は長野県知事が定めた河川について、国土交通大臣又は長野県知事と気象庁長官が共同してその状況を水位又は流量を示して発表する警報及び注意報をいう。

種類	情報名	概要
洪水 警報	氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。 災害がすでに発生している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。
	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位を超える状況が継続しているとき、または急激な水位上昇によりまもなく氾濫する可能性のある水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
	氾濫警戒情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
洪水 注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位に達し、更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状況が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。

(2) 避難判断水位到達情報及び氾濫危険水位到達情報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事がその指定した河川について、水位又は流量を示して発表する水位情報をいう。

区 分	発 表 基 準
避難判断水位到達情報	対象水位観測所の水位が避難判断水位に到達したとき。
氾濫危険水位到達情報	対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に到達したとき。

(3) 水防警報

水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が指定した河川について、水防活動のために発する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
水防警報	水位が氾濫注意水位に達し、上昇のおそれがあり、水防活動の必要が予測されたとき。 (通知内容は、本章第8節「消防・水防活動」第3「2 水防活動」及び別に定める「諏訪市水防計画」参照のこと。)

3 消防法に基づくもの

(1) 火災気象通報

消防法第22条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに長野地方気象台が長野県知事に対して行う通報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災気象通報	長野地方気象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の基準と同一とする。 ただし、実施基準に該当する地域及び時間帯で降水（降雪を含む）が予想される場合には、通報を実施しない場合がある。

(2) 火災警報

消防法に基づき、一般に警戒を促すために発表する警報をいう。

区 分	発 表 基 準
火災警報	前項(1)の発表基準に準じる。

4 その他の情報

(1) 大雨警報・洪水警報の危険度分布（キキクル）等

警報の危険度分布（キキクル）等の概要

種類	概要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布 （土砂キキクル）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
大雨警報（浸水害）の危険度分布 （浸水キキクル）	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1 km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布 （洪水キキクル）	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路をおおむね1 kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。
危険度分布（キキクル）の色が持つ意味	・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	各河川の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度（大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度）の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測（解析雨量及び降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。

(2) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が〔高〕、〔中〕の2段階で発表される。
当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週

間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかけられる場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点が解説される場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨・洪水警報や土砂災害警戒情報等で警戒を呼びかける中で、重大な災害が差し迫っている場合に一層の警戒を呼びかけるなど、気象台が持つ危機感を端的に伝えるため、本文を記述せず、見出し文のみの全般・関東甲信地方・長野県気象情報が発表される場合がある。

(4) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、長野県と長野地方気象台が共同で発表する。なお、これを補足する情報として、実際に危険度が高まっている場所は大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(5) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、危険度分布（キキクル）の「危険」

（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。

(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）

で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

5 警報等の発表及び解除

警報等を発表及び解除する機関は、次のとおりとする。

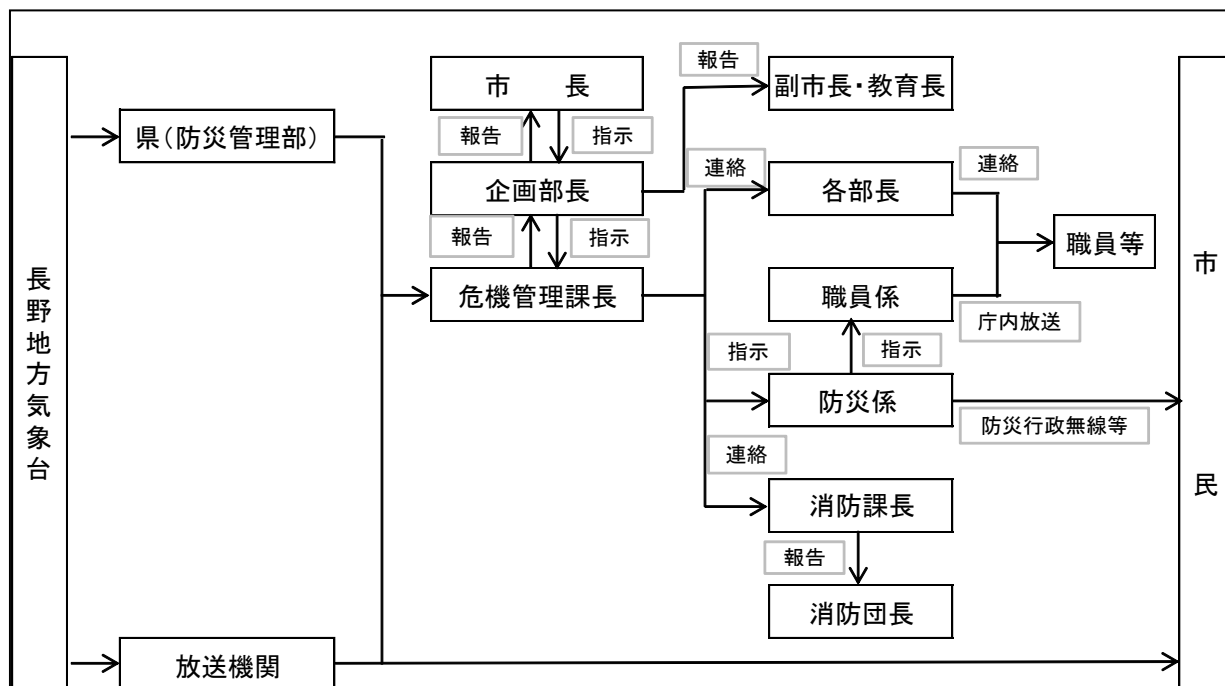
なお、注意報及び警報はその種類にかかわらず、新たな注意報又は警報の発表が行われたときには、自動的にきりかえられる。ただし、竜巻注意情報の有効期間は発表からおおむね1時間である。

警報等の種類	発表機関名	対象区域
気象注意報 気象警報	長野地方気象台	県全域
天竜川上流洪水予報 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 国土交通省天竜川 上流河川事務所 (共同で発表)	国土交通大臣が指定した河川 (「洪水予報指定河川」という)
県管理河川洪水予報(諏訪湖) 洪水注意報 洪水警報	長野地方気象台 建設部河川課 (共同で発表)	知事が指定した河川 (「県の指定河川」という)
水防警報	国土交通省天竜川上流河川事務所 諏訪建設事務所	国土交通大臣が指定した河川 (「国の指定河川」という。) 知事が指定した河川 (「県の指定河川」という。)
火災気象通報	長野地方気象台	県全域
火災警報	市長	諏訪市
避難判断水位到達情報 氾濫危険水位到達情報	国土交通省天竜川上流河川事務所 諏訪建設事務所	国土交通大臣、知事が指定した河川
土砂災害警戒情報	長野地方気象台 建設部砂防課 (共同で発表)	県全域
記録的短時間大雨情報	気象庁	県全域
竜巻注意情報	気象庁	県全域
全般気象情報、 関東甲信地方気象情報、 長野県気象情報	気象庁、 気象庁、 長野地方気象台	全国、 関東甲信地方、 長野県

6 警報等伝達系統図

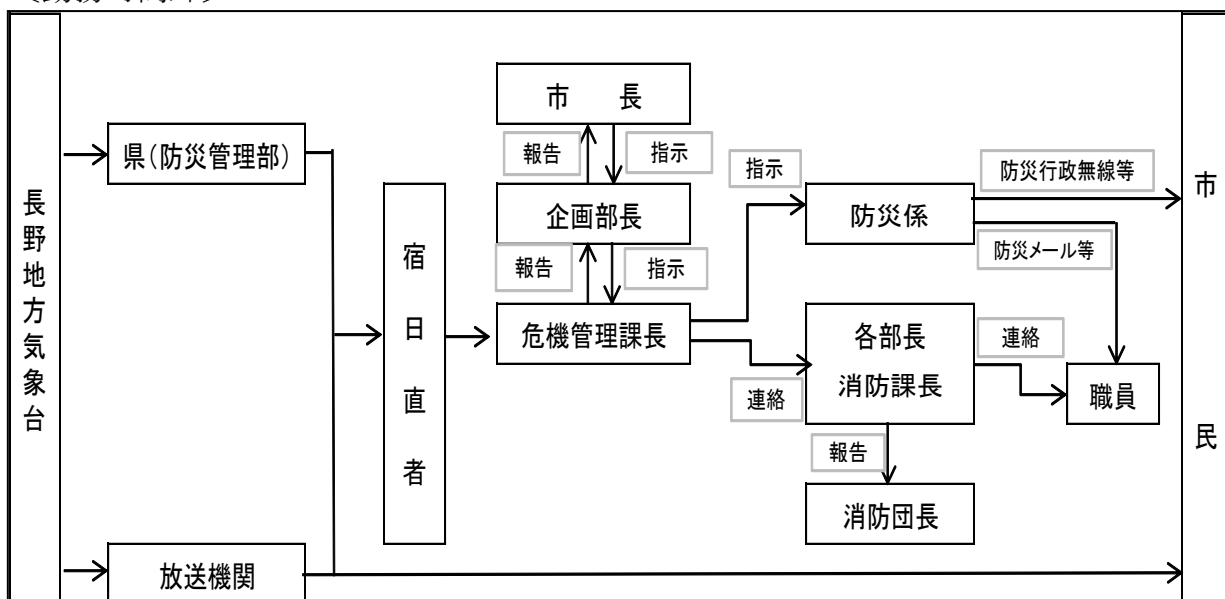
- (1) 勤務中における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときも含む。）

〔勤務時間内〕



- (2) 勤務外における伝達系統（勤務時間外において各課が配備体制についているときは除く。）

〔勤務時間外〕

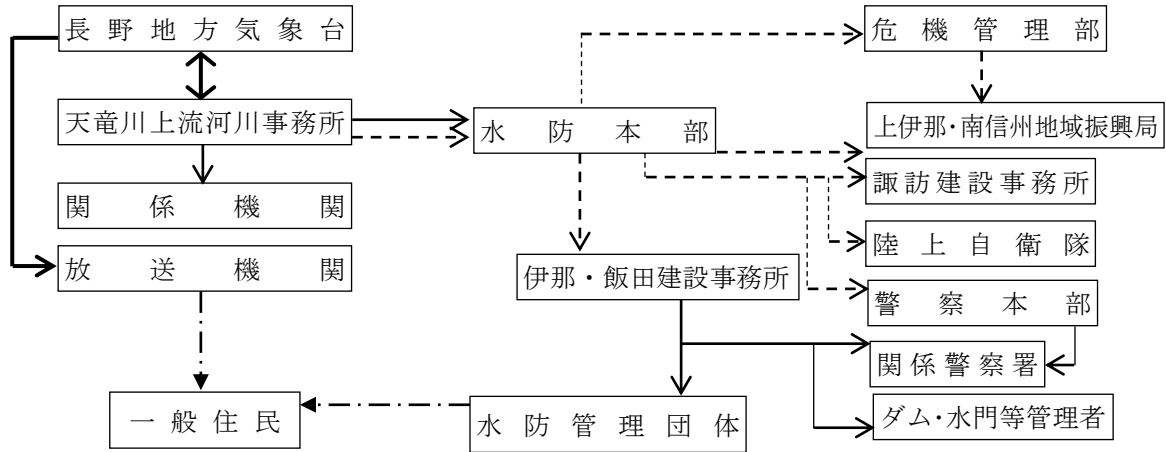


7 水防警報等

(1) 伝達系統

ア 洪水予報指定河川に対する洪水注意報及び洪水警報

(ア) 天竜川



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

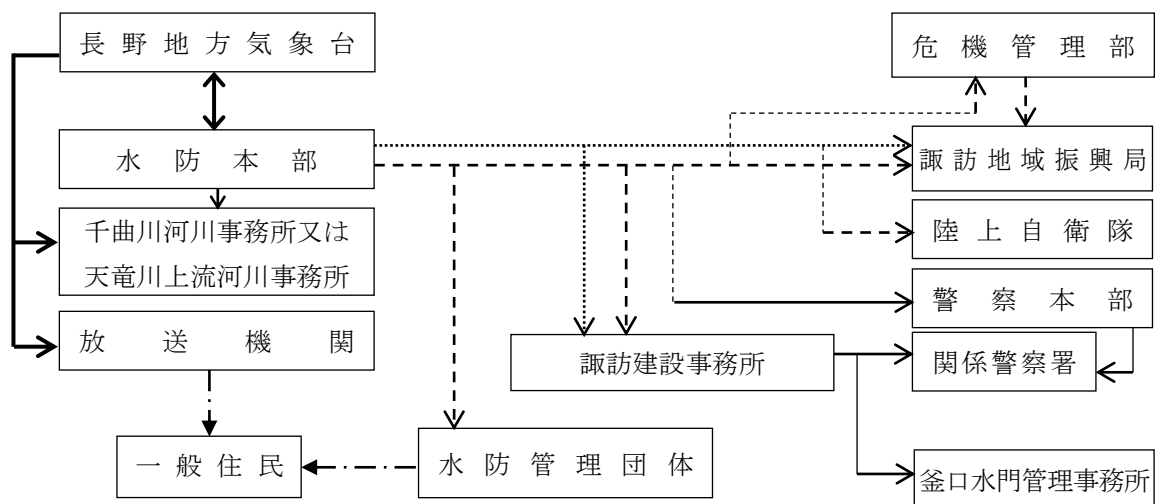
..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

..... は、電子メールによる伝達を示す。

— · — · — は、その他による伝達を示す。

(イ) 県管理河川（諏訪湖）



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

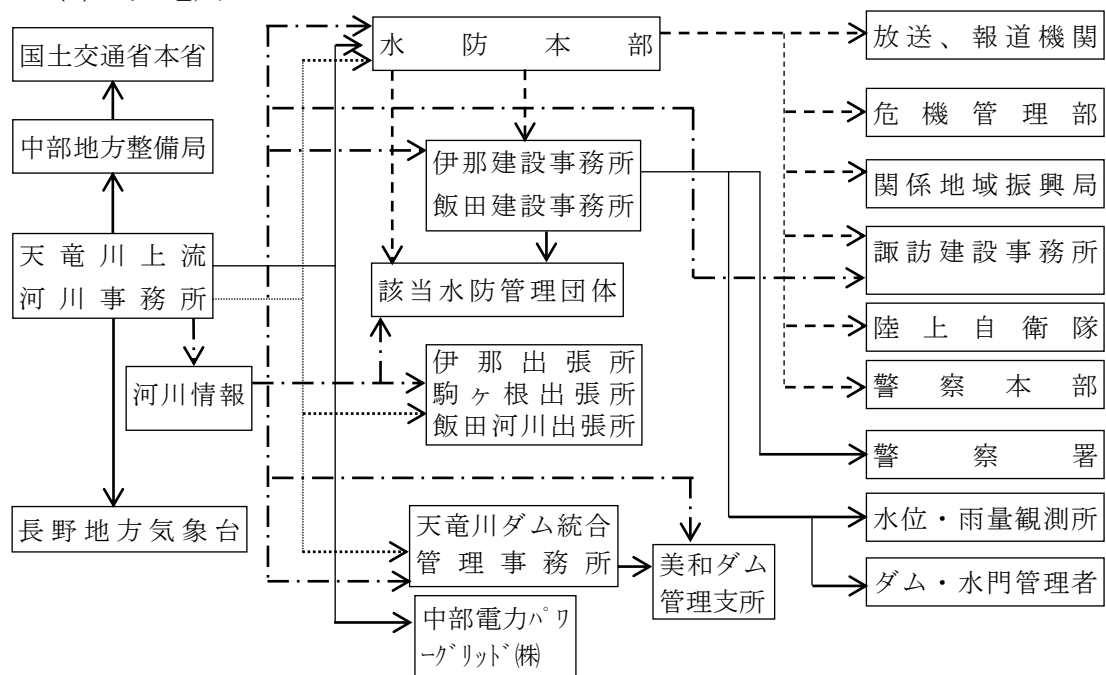
..... は、防災行政無線によるファクシミリ伝達を示す。

———— は、長野地方気象台から関係機関への気象情報伝送システム等による伝達を示す。

..... は、電子メールによる伝達を示す。

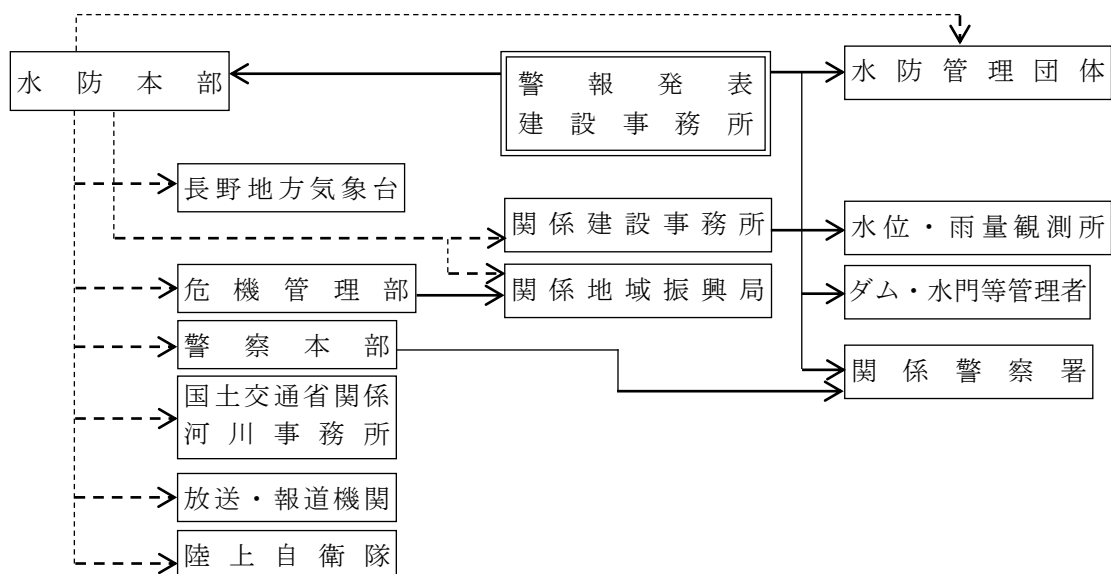
— · — · — は、その他による伝達を示す。

イ 水防警報 (ア) 天竜川



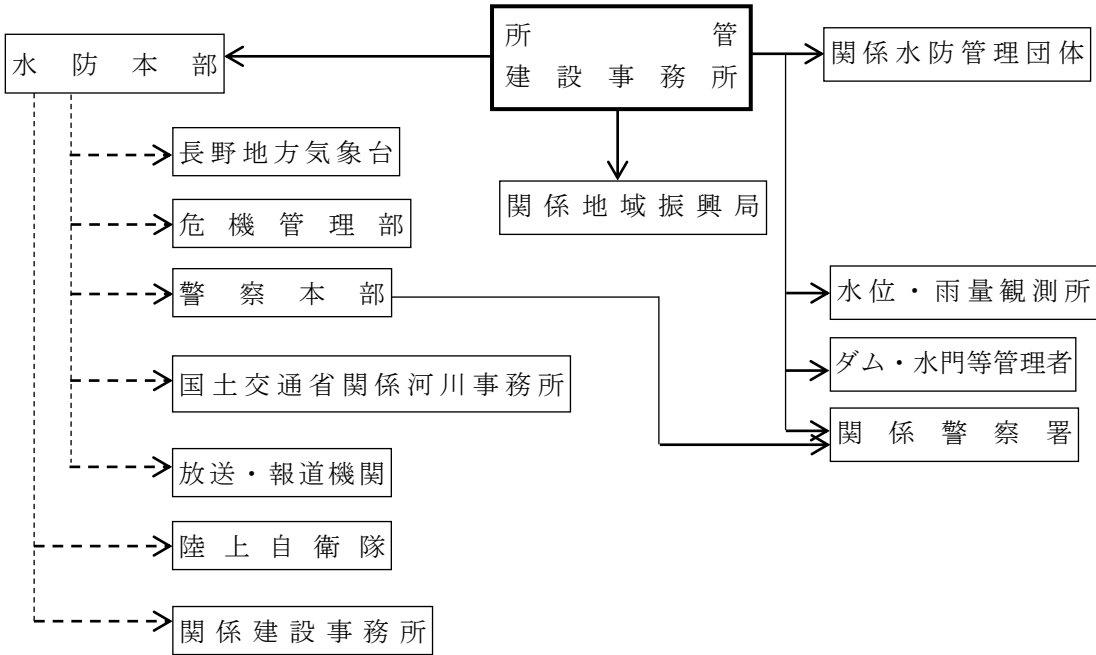
(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、ファクシミリによる伝達を示す。
 は、電子メールによる伝達を示す。
 - - - - は、HP「川の防災情報」(統一河川情報システム)による補助的伝達系等を示す。

ウ 水防警報 (知事が行うもの)



(注) ——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。
 は、電子メールによる伝達を示す。

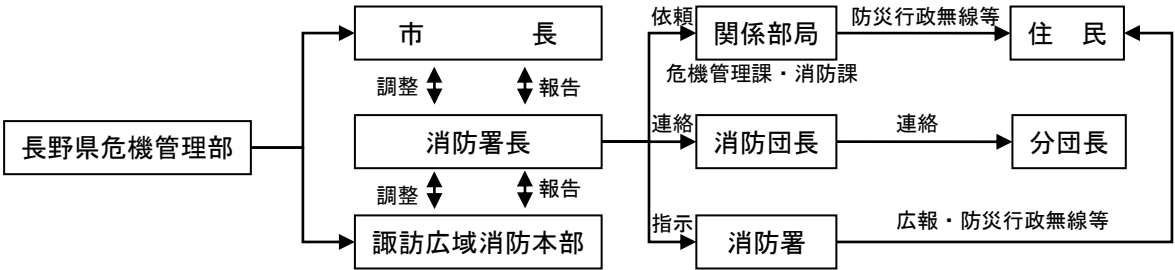
エ 水位情報の通知（知事が行うもの）



（注）----- は、電子メールによる伝達を示す。
——— は、NTTファクシミリ等による伝達を示す。

8 火災警報

(1) 伝達系統

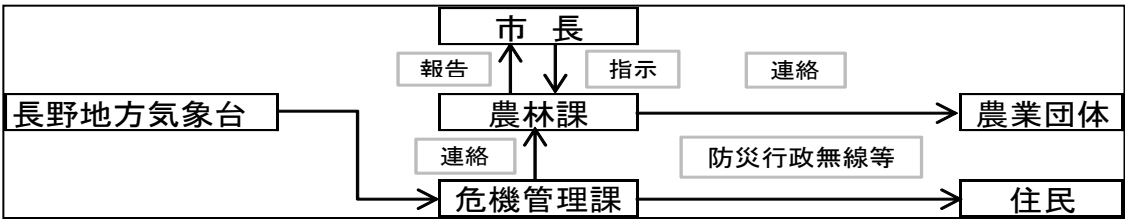


(2) 伝達要領

- ア 消防署長は、市長から火災警報発令の指示を受けたときは、直ちに消防団長、各分団長に連絡する。
- イ 防災行政無線により全市放送する。

9 凍霜害に対する注意報

(1) 伝達系統



(2) 伝達要領

ア 長野地方気象台から伝達された凍霜害に対する注意報の発令は、直ちに危機管理課、諏訪広域消防本部において防災行政無線により全市放送するとともに、農林課は、農業団体へ直ちに連絡をする。

10 予警報等の伝達責任者

気象予警報、水防警報及び火災警報の伝達責任者は、次のとおりである。

予警報伝達責任者

予 警 報 名	責 任 者
気象水防警報	危機管理課長
火災警報	本部長
凍霜害に対する注意報	農林課長

11 気象、水象及び地象等についての異常現象通報者

異常現象を発見した者は、災害の拡大を未然にとどめるため、その発見場所、状況、経過等できるだけ具体的な情報を、次により速やかに通報しなければならない。

(1) 通報を要する異常現象

異常な現象とは、例えば次のようなものである。

気象関係	強い突風、竜巻、強い降雹、激しい雷と大雨等
水象関係	放置すれば決壊のおそれのある堤防の水漏れ、河川や湖沼の水位の異常な上昇

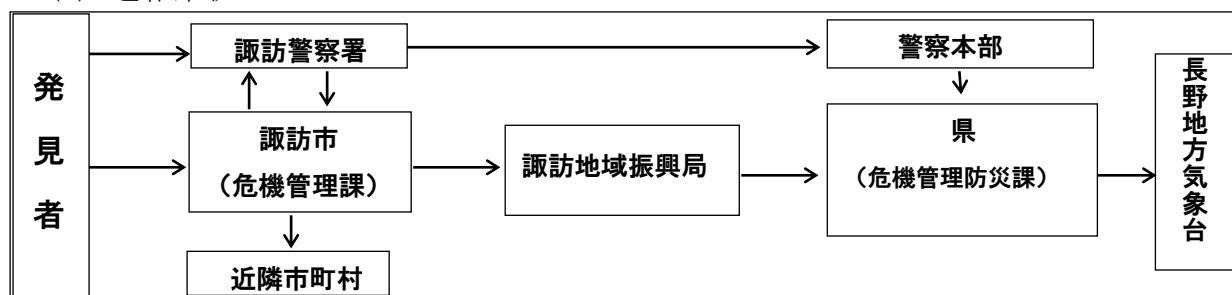
(2) 通報要領

ア 災害が発生あるいは拡大するおそれがある異常な現象を発見した者は、市又は警察署に速やかにその情報を通報する。

イ 通報を受けた市は、(3)の通報系統によりそれぞれ関係の機関に通報するとともに、できる限りその現象を確認し事態の把握に努める。

ウ 情報が隣接市町村へ影響すると認められるときは、関係市町村へ通報する。

(3) 通報系統



第2節 災害情報の収集・連絡活動

【関係対策部】

第1 基本方針

災害が発生した場合、直ちに災害時における被害状況調査体制をとり、迅速、的確な被害状況調査を行い、県へ報告する。

第2 活動の内容

【市が実施する対策】

1 報告の種別

(1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したときは、直ちにその概況を報告する。

(2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

(3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

2 被害状況等の調査と調査責任機関

(1) 本市における被害状況の調査は、次表「担当部」欄に掲げる災害対策部等が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。

(3) 市は、市の対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

(4) 市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努める。

また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調 査 事 項	担 当 部	協 力 機 関
概況速報	企画部	諏訪地域振興局
人的及び住家の被害	企画部	諏訪地域振興局
高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況	企画部	諏訪地域振興局

社会福祉施設被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
農・畜・養蚕・水産業被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪農業農村支援センター・ 信州諏訪農業協同組合・諏訪森林組合
農地・農業用施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
林業関係被害	経済対策部	諏訪森林組合環境・諏訪地域振興局・中部森林管理局 南信森林管理署
公共土木施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
都市施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
水道施設被害	土木対策部	諏訪地域振興局
下水道施設被害	土木対策部	諏訪湖流域下水道事務所
給湯施設被害	土木対策部	諏訪保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	市民対策部	諏訪地域振興局
感染症関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
医療施設関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪商工会議所
観光施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
教育関係被害	文教対策部	南信教育事務所
市有財産被害	企画部	
水害等情報	防災対策部	
火災即報	市町村	
危険物等の事故による被害	市町村	

3 被害状況等報告内容の基準

この計画における被害の程度区分の判定は、法令等に特別の定めがある場合を除くほか資料編に掲げるとおりとする。

4 災害情報の収集・連絡系統

(1) 連絡系統

被害状況等の収集・連絡系統は「別記」災害情報収集連絡系統に図示するとおりとする。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、市は直接関係機関に報告し、その後において諏訪地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

(2) 連絡の実施事項の概要

ア 被害報告等

(ア) 第2の2において市が調査機関として定められている事項については被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局等に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3 直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。

(イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。

(ウ) 県庁舎の被災、通信の途絶等により、県との情報連絡がとれない場合

は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。

なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。

- (エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について各対策部長へ報告する。

5 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧をすみやかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の各種移動無線通信機器及び応援協定に基づき、タクシー無線の協力を要請する。

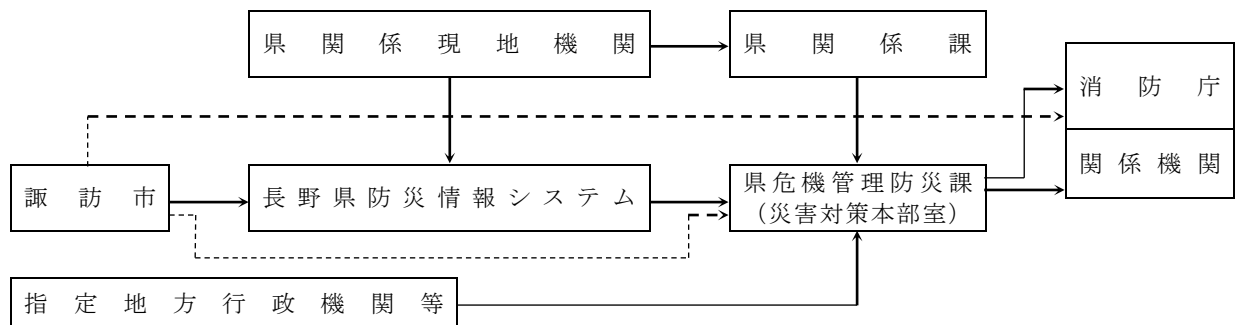
【市が実施する事項】

- (1) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため、市防災行政無線及び県防災行政無線の活用を図る。
- (2) 災害情報の共有並びに通信手段確保のため、可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器の活用を図る。
- (3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

別記 災害情報収集連絡系統

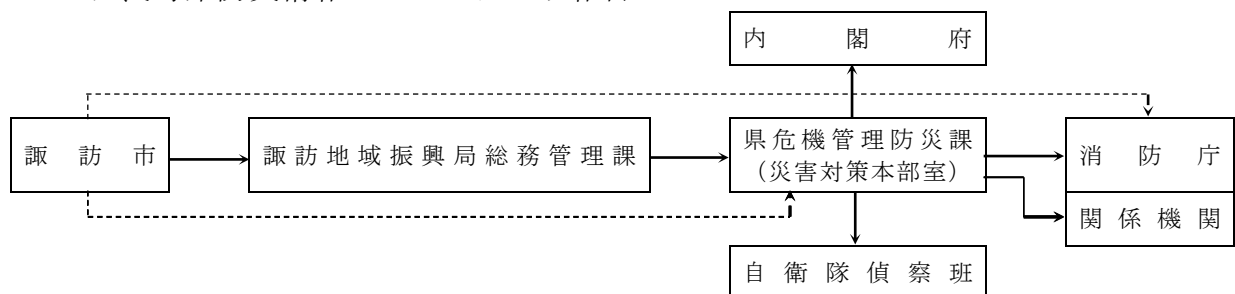
- (1) 概況速報 様式第1号（消防庁への即報は、様式第21号（表21の2））

市は、人的被害、住家被害に関するもの及び集落の孤立を伴う交通情報を中心に報告する。



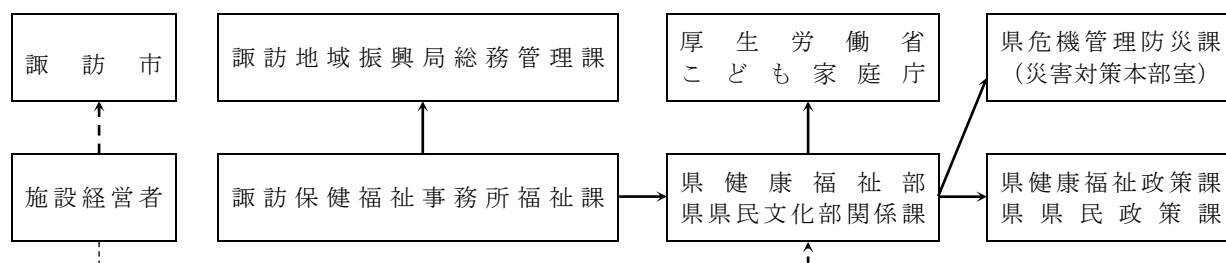
- (2) 人的及び住家の被害状況報告 様式第2号

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告 様式第2-1号又は長野県防災情報システムにより報告



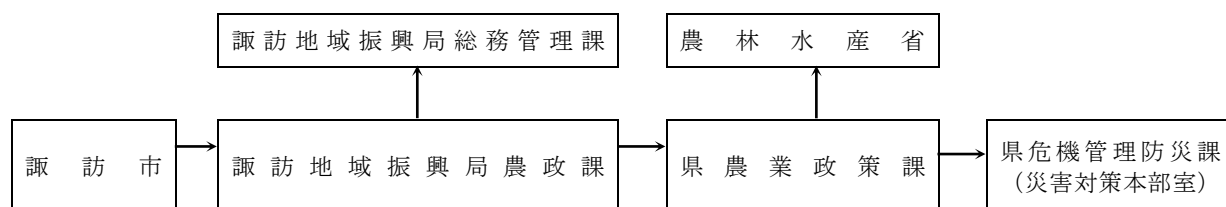
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡する。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式第3号

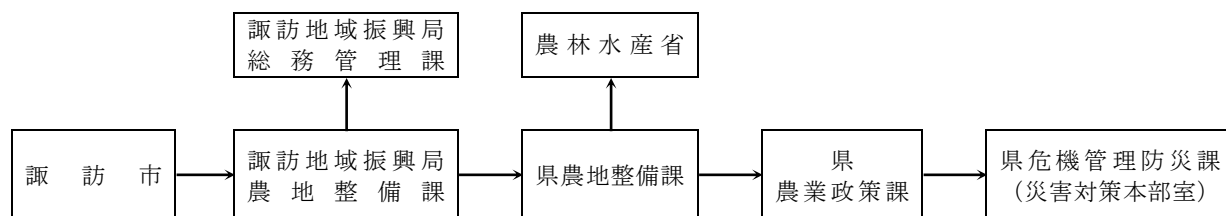


(4) 農業関係被害状況報告 様式第4号

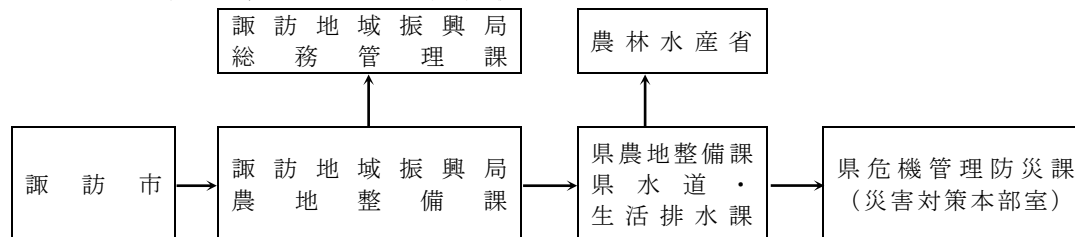
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



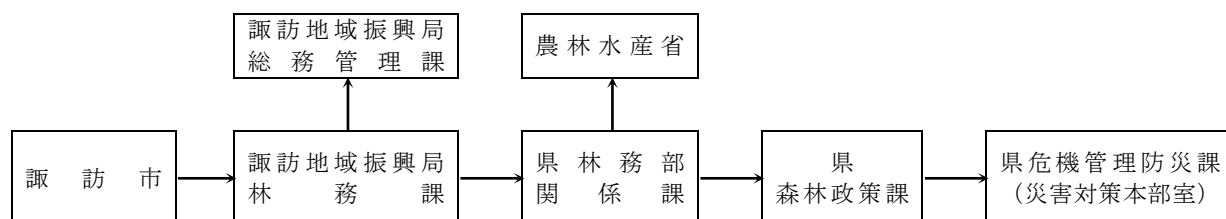
イ 農地・農業用施設被害状況報告



ウ 農業集落排水施設被害状況報告

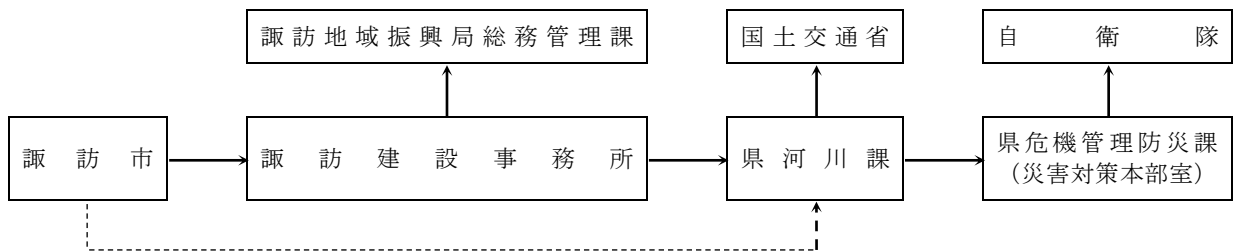


(5) 林業関係被害状況報告 様式第5号

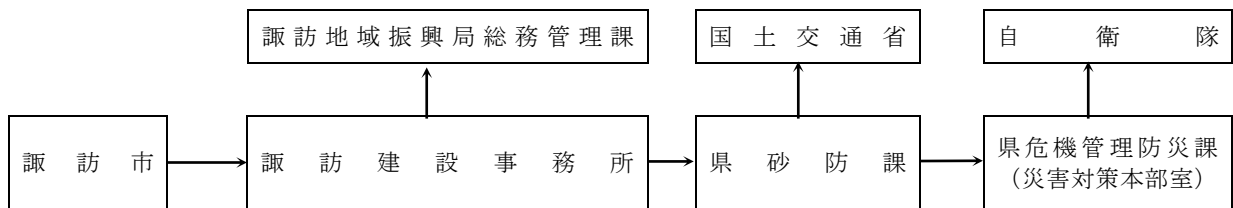


(6) 土木関係被害状況報告 様式第6号

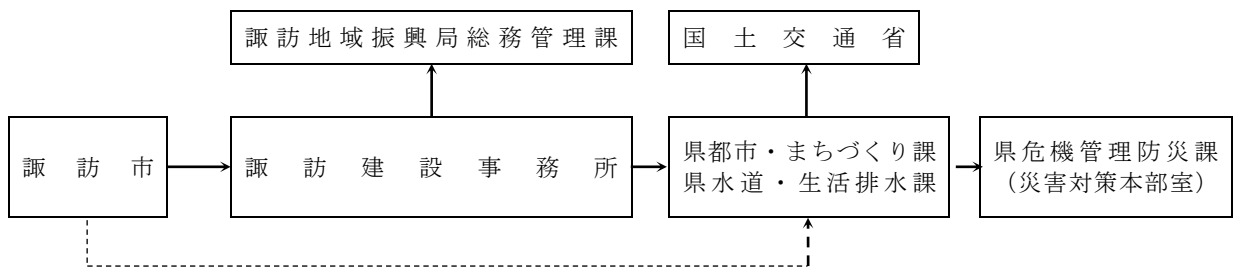
ア 公共土木施設被害状況報告等



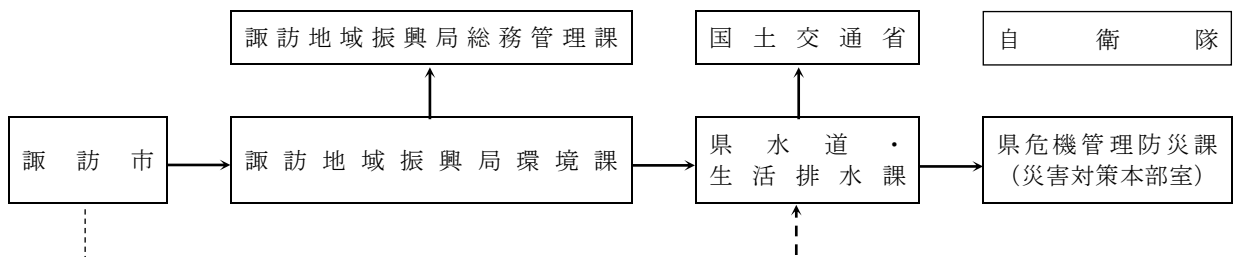
イ 土砂災害等による被害報告



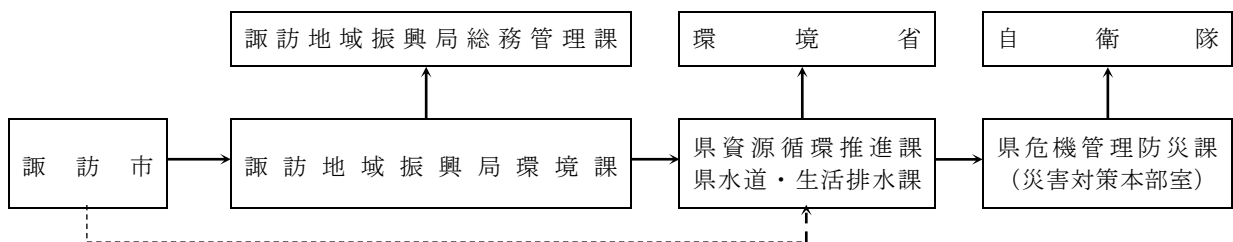
(7) 都市施設被害状況報告 様式第7号



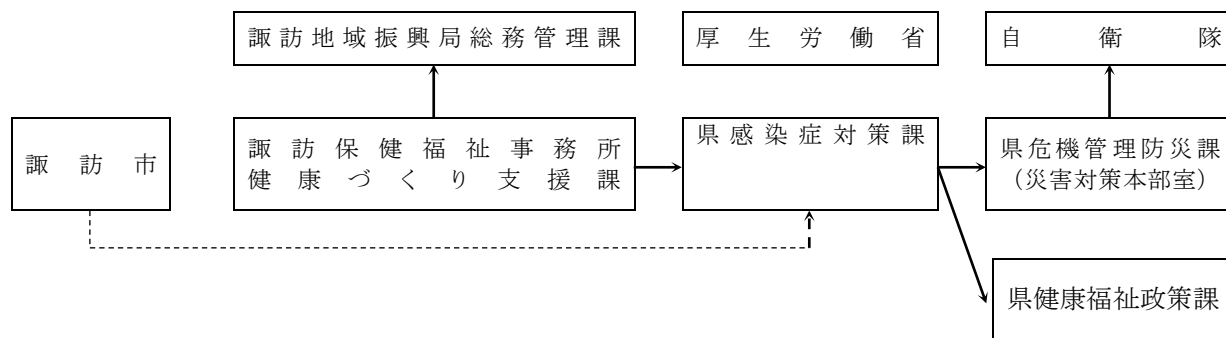
(8) 水道施設被害状況報告 様式第8号



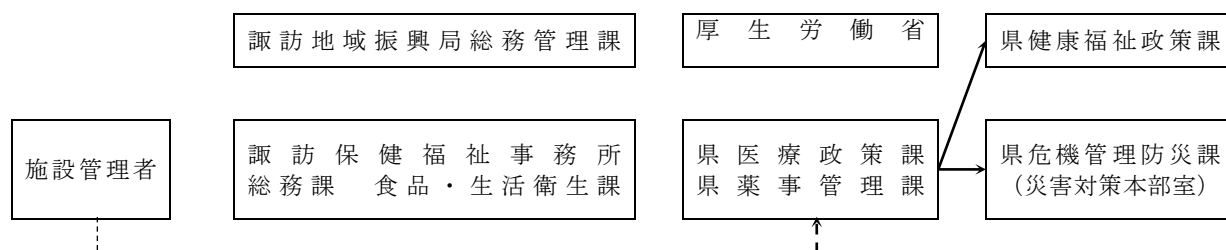
(9) 廃棄物処理施設被害状況報告 様式第9号



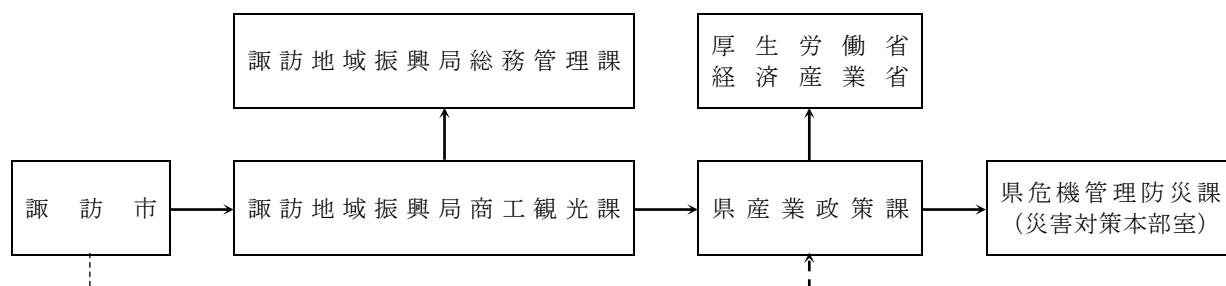
(10) 感染症関係報告 様式第10号



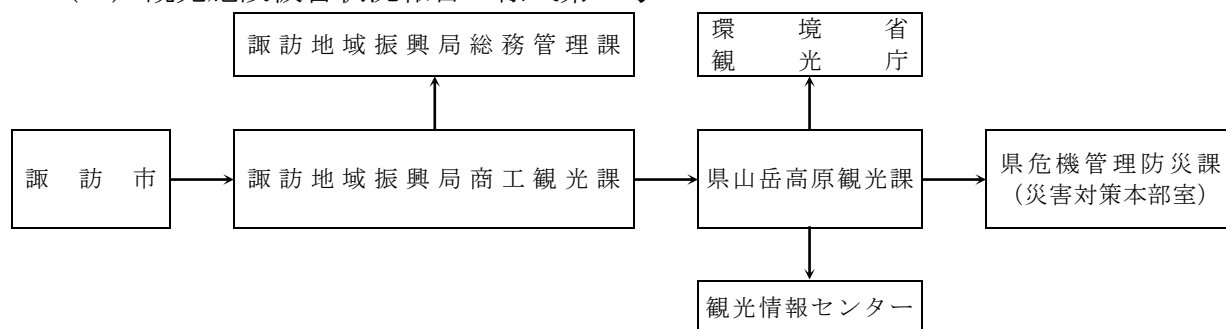
(11) 医療施設関係被害状況報告 様式第11号



(12) 商工関係被害状況報告 様式第12号

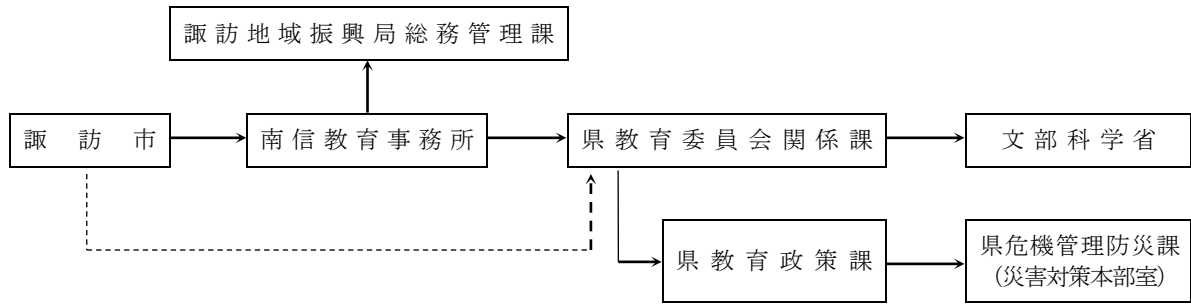


(13) 観光施設被害状況報告 様式第13号

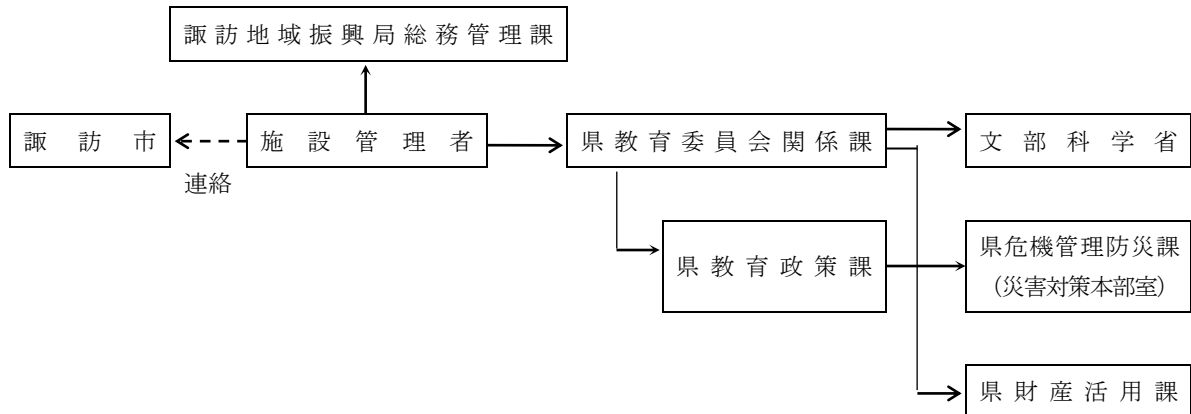


(14) 教育関係被害状況報告 様式第14号

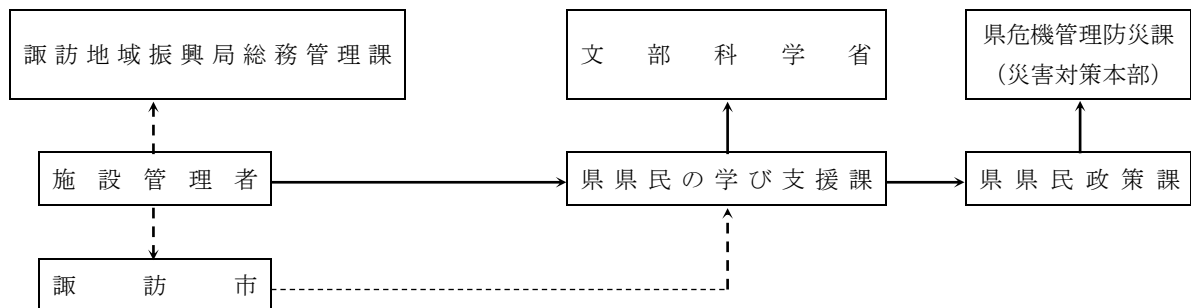
ア 市施設



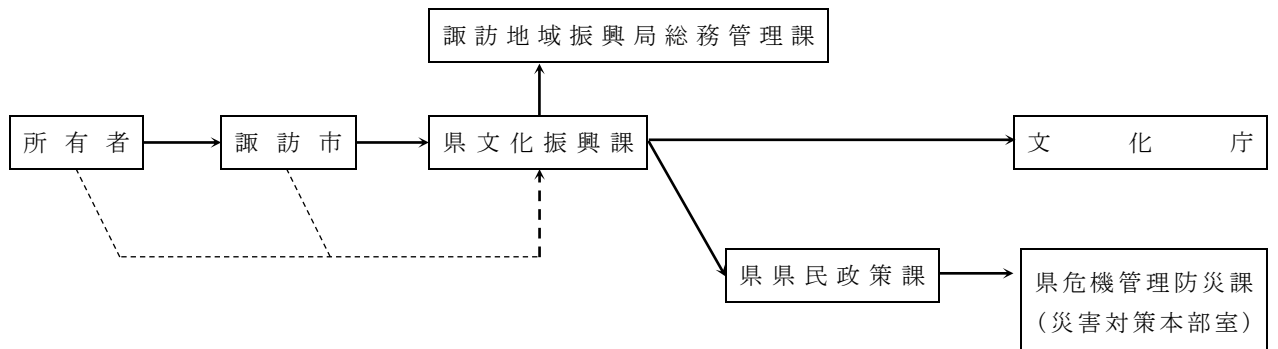
イ 県施設



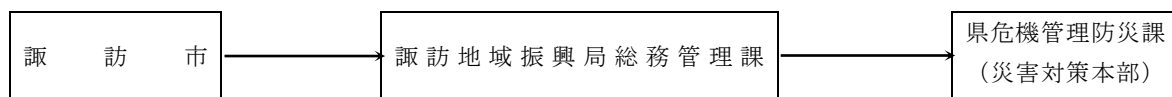
ウ 私立施設



エ 文化財

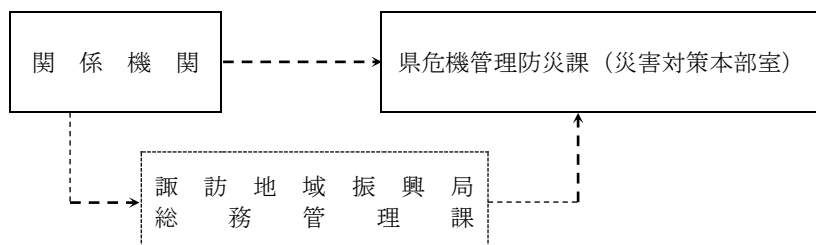


(15) 市有財産の被害状況報告 様式第15号



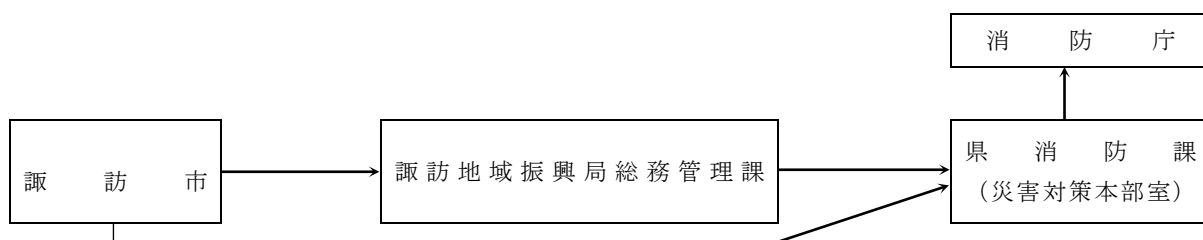
注：他の報告系統に含まれない施設についてのみあげること。

(16) 公益事業関係被害状況報告 様式第16号

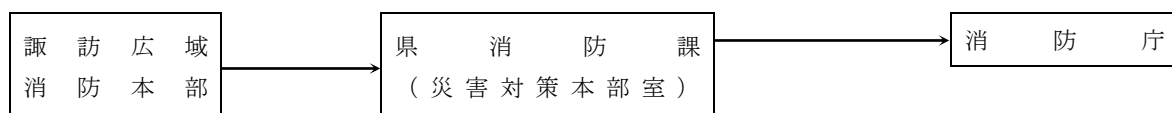


注：破線は地域振興局への連絡系統が確立されている公益事業関係機関からの報告の場合

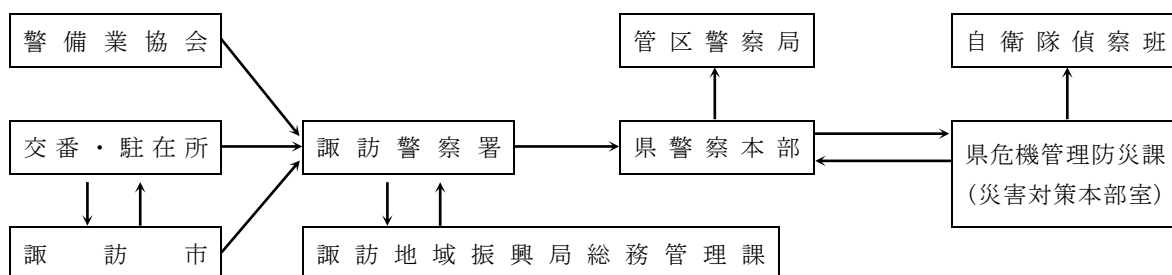
(17) 火災即報 様式第17号



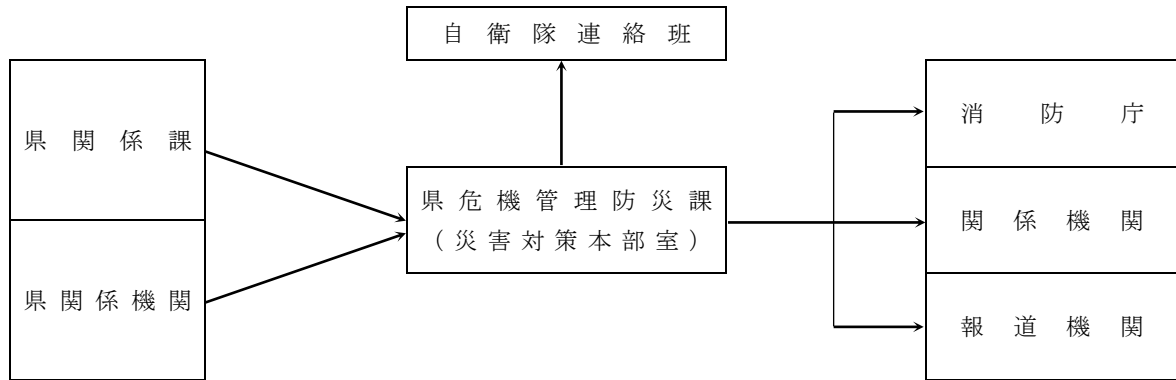
(18) 火災等即報（危険物に係る事故）



(19) 警察調査被害状況報告 様式第18号



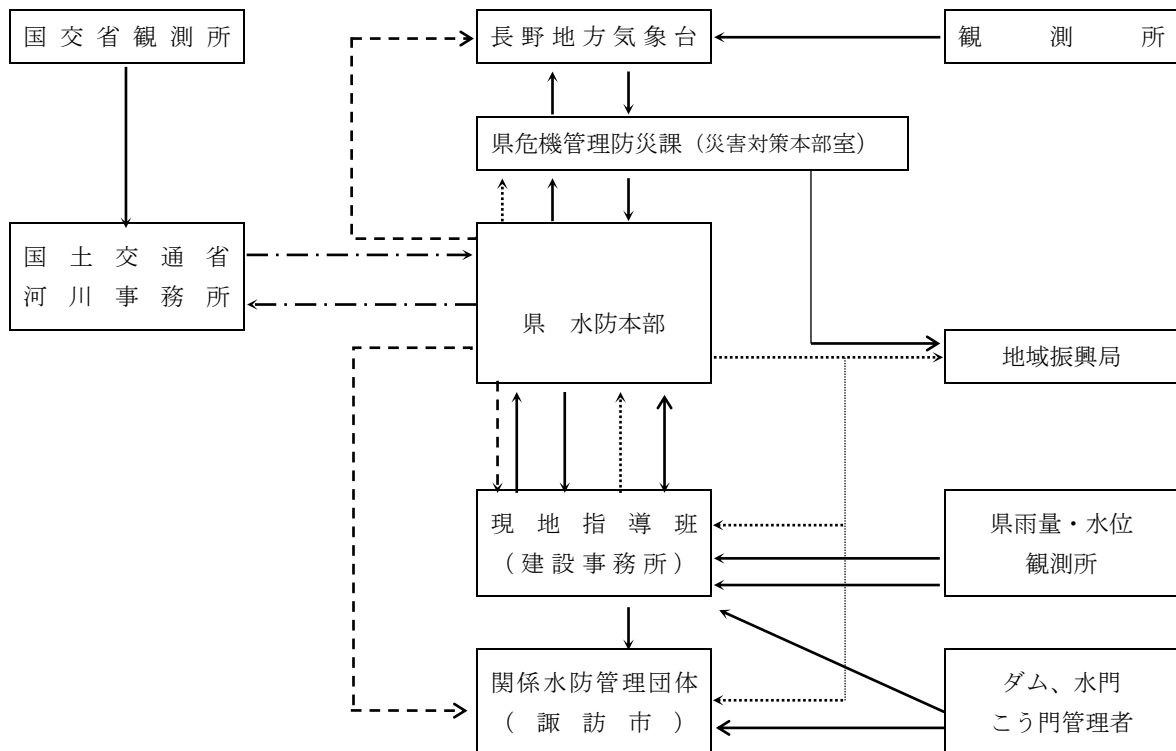
(20) 被害状況総合報告



注：県関係課及び関係機関から危機管理防災課への報告は(2)から(17)までの報告によるものであること。

(21) 水防情報

雨量・水位の通報



1. —————→ はオンライン配信又はNTTファクシミリ等による伝達を示す。
2.→ はファクシミリによる伝達を示す。
3. —————→ は長野県水防情報システムを示す。
4. -.-.-.-.-→ は統一河川情報システムを示す
5. -----→ は長野県HP「長野県河川水位情報」による補助的伝達系統である。

第3節 非常参集職員の活動

第1 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

この場合において、市は防災関係機関の協力を得て、組織及び機能の全てを挙げて災害応急対策活動に当たる。

第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員の安全の確保に十分に配慮した迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、市災害対策本部を設置する。

第3 活動の内容

【市が実施する対策】

1 責務

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。

職員は次の動員配備基準により、自主参集又は電話連絡又は職員一斉の防災メール等により参集する。職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

(下線部は、自動発令により参集)

種 別		配備基準	配備体制及び処理事項
事前 体制	担当課 配 備	■気象注意報(大雨浸水等) が発表され、危険な状態が予想される時 ■<u>気象警報(大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、暴風等)</u> が発表されたとき	■企画部本部室(危機管理課)、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員 主に災害発生前に現地調査、情報収集・伝達を行う。
	第1次 配 備	■気象警報(大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、暴風) が発表され、かつ 浸水・土砂・洪水キキクル のいずれかが 赤 の場合 ■水位周知河川の水位が、予め決めた基準を超える場合	■企画部本部室の職員(※)、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員 ※状況により係長以上のみ ①連絡要員を配置 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③危険箇所の状況確認 ④状況の変化による警戒体制への移行準備ほか
		■気象警報(大雨浸水、河川氾濫、土砂災害、暴風) が発表され、かつ 浸水・土砂・洪水キキクル のいずれかが 紫又は赤 の場合	■企画部本部室、配備検討会及び下記対策部の職員 本部室、総務部総務班、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班、防災対策部、文

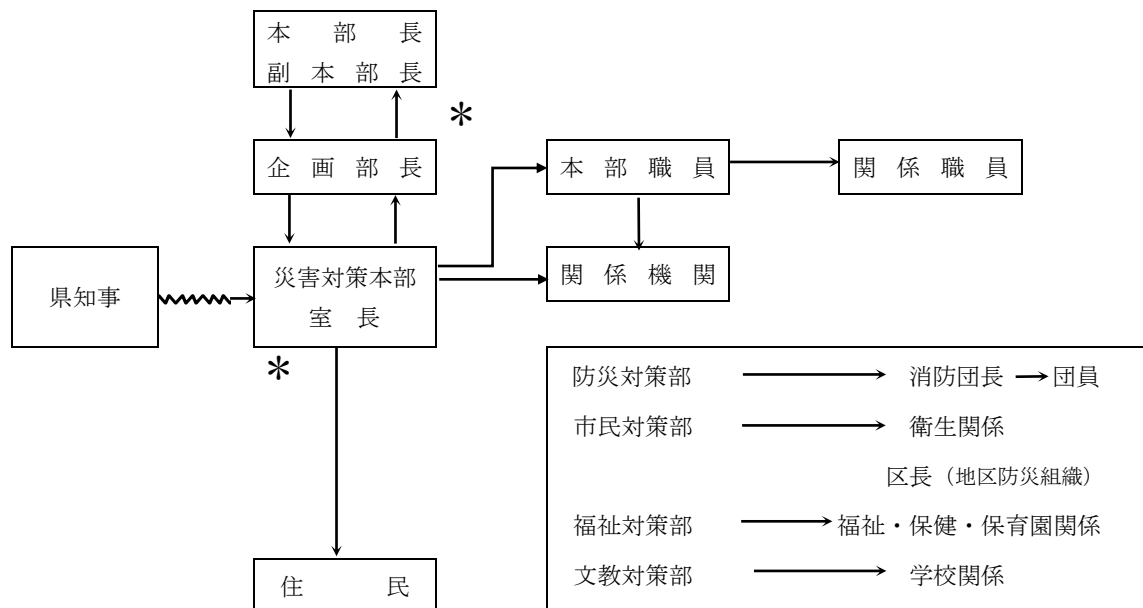
警戒体制	第2次配備	■水位周知河川の水位が、はん濫注意水位を超える場合	教対策部、福祉対策部の職員ほか 【高齢者等避難の発令を判断できる体制】 ①情報収集及び関係機関との連絡 ②危険箇所の状況確認 ③災害本部への移行準備 ④避難所等の開設準備
災害対策体制	第3次配備	■気象警報が発表され、災害が予想されるとき ■大雨等特別警報が発表されたとき ■水位周知河川の水位が、避難判断水位【高齢者等避難レベル】を超えるとき ■小災害が発生し、応急対策が必要なとき ■その他甚大な被害が予想されるとき	■全対策部の係長以上の職員ほか 【高齢者等避難を発令できる体制】 ①被害状況調査 ②応急対策（救助、避難所開設、交通規制等） ③危険地域の災害予防措置 ④第4次配備への移行準備
	第4次配備	■危険警報が発表され、災害が予想されるとき ■市内に災害が発生 ■大雨等特別警報が発表されたとき ■土砂等災害警戒情報が発表されたとき ■水位周知河川の水位が、はん濫危険水位【避難指示レベル】を超えるとき ■局地的に大災害が発生 ■第3次配備では対処できない ■その他甚大な被害が予想されるとき	■全職員 【避難指示を発令できる体制】 【災害本部（災害警戒本部・災害対策本部）設置】 ①被害状況調査 ②応急対策 ③復旧対策 ④応援要請 ⑤物資の調達ほか

3 配備指令の伝達及び配備担当者の招集

(1) 伝達系統

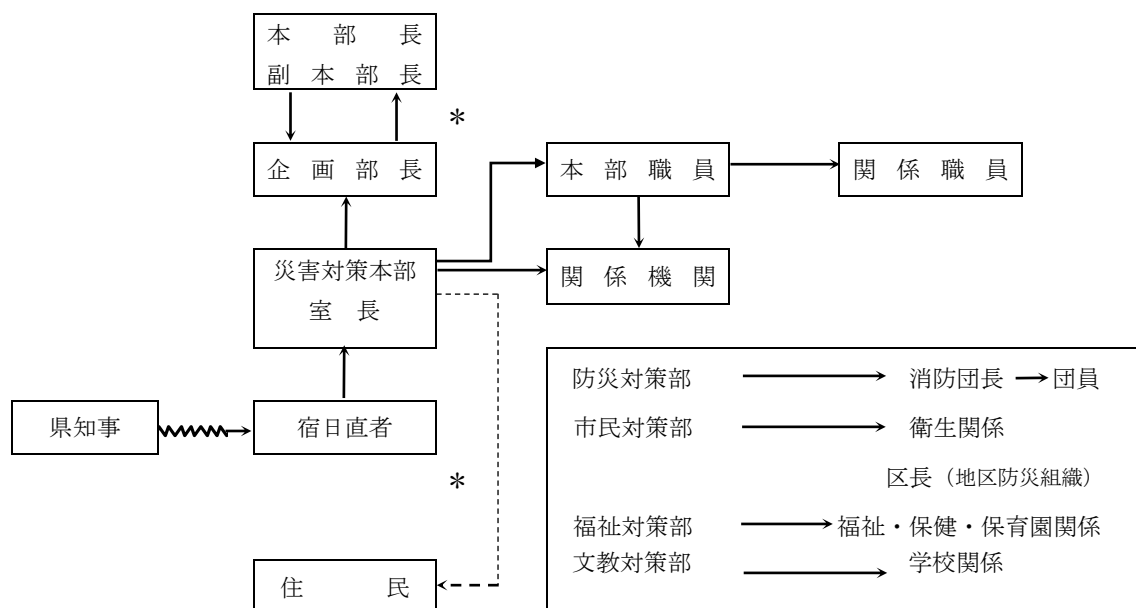
配備指令及び配備担当者の招集の伝達は次の方法で行う。

ア 勤務時間内



* ただし、防災上必要と認めるときのみ

イ 勤務時間外



* ただし、防災上必要と認めるときのみ

〰 県防災無線

— 有線電話又は市内防災行政無線

(2) 伝達方法

配備決定に基づく危機管理課長からの関係職員への配備指令の伝達は、原則として次の方法による。

ア 勤務時間内

本 庁	庁内放送のほか、電話、掲示板、伝令、防災メール等電子媒体等のうち最も速やかに行える方法による。
現 地	防災行政無線による一斉送信のほか、電話、掲示板、伝令、防災メール等電子媒体等により伝達する。

イ 勤務時間外

本 庁	電話、携帯電話、防災メール等電子媒体、使走等のうち最も速やかに行える方法による。
現 地	防災行政無線による一斉送信のほか、電話、携帯電話・防災メール等電子媒体、使走等により伝達する。

(3) 配備担当者の決定

関係部長は、あらかじめ配備担当者並びにその連絡方法を定めておく。

(4) 自主参集

前記2「活動体制」における「自動発令により参集」及び電話等の不通により連絡が取れない場合、職員は参集基準により、自主的に判断し、自ら進んで参集し、災害対策本部の事務掌握につく。

(5) 配備検討会

ア 配備検討会の開催

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合で災害対策本部を設置するまでに至らない場合は、配備検討会を開催する。

イ 配備検討会の構成、協議事項は下記のとおりとし、事務局を危機管理課防災係とする。

構成員	協議事項
・企画部長 ・企画部危機管理課長 ・企画部企画政策課長 ・総務部総務課長 ・建設部建設課長 ・経済部農林課長 ・消防課長 ・教育総務課長	・被害情報の収集 ・気象状況等の評価のための専門、研究機関からの情報収集 ・今後の対応策と配備体制の検討 ・その他
・危機管理課防災係	事務局

4 災害対策本部の設置等

(1) 設置基準

市長は、前記2「活動体制」における災害対策体制（第3次配備、第4次配備）の体制をとるべき状況のときで必要があると認めるときは、市災害対策本部（以下「本部」という）を設置する。

設置の基準はおおむね次のとおりとする。

ア 大規模な災害が発生するおそれがあるとき。

イ 災害が発生しその規模及び範囲から判断し本部を設置してその対策を要すると認められるとき。

ウ 災害救助法が適用されたとき。

(2) 体制の種別

災害の状況に応じ、前記2「活動体制」における事前体制、警戒体制、災害対策体制のうち必要と認める体制をとる。

(3) 本部の組織

市災害対策本部の組織及び事務分掌は、諏訪市災害対策本部条例に定めるところにより、別表1及び別表2のとおりとする。

(4) 本部設置場所

災害対策本部は、災害の状況に応じ以下の場所に設置する。

ア 本庁舎内に設置する。

イ 本庁舎が被災した場合、駅前交流テラスすわっチャオ、文化センター、消防署の順に検討し、市長の決定をもって設置する。

資料編 ・ 諏訪市災害対策本部条例

〈災害対策本部設置場所〉

種 別	名 称	所 在 地	電話番号
原則設置場所	市役所庁舎	諏訪市高島1-22-30	0266-52-4141
代替設置場所	駅前交流テラスすわっ チャオ	諏訪市諏訪1-6-1アーク諏 訪3階	0266-75-5257
代替設置場所	消防署	諏訪市上川3-2505	0266-52-0119
代替設置場所	文化センター	諏訪市湖岸通り5-12-18	0266-58-4807
代替設置場所	諏訪市公民館	諏訪市湖岸通り5-12-18	0266-53-6219

(5) 本部長及び副本部長

ア 市長を本部長とし、副市長・教育長を副本部長とする。

イ 本部長が不在又は事故等により、指揮をとることが困難な場合は、副本部長がその職務を代理する。市長、副市長ともに不在等の場合の職務代理者は、教育長、企画部長の順とする。

〈本部長職務代理者〉

1 位	2 位	3 位
副市長	教育長	企画部長

(6) 本部室の設置

ア 災害対策本部が設置された場合は、本部事務局として本部室を設ける。

イ 本部室長は危機管理課長、副室長は企画政策課長、地域戦略・男女共同参画課長をもって充てる。

ウ 本部室は、本部の庶務、各部の連絡、調整及び本部長命令の伝達等を行う。

(7) 腕章の着用

本部長、副本部長、部長、その他の本部員は、災害対策活動に従事するときは、腕章を着用する。

(8) 災害対策本部設置・廃止の通知

災害対策本部を設置・廃止したときは、次の機関等に通知又は公表する。また、建物入口（階）に本部標識板を掲出する。

通知又は公表先	通知又は公表の方法	担当班
県（諏訪地域振興局）	市防災行政無線、電話、その他	総務部
諏訪警察署	〃	〃
指定公共機関	〃	〃
一般住民	市防災行政無線、広報車、その他	〃

報道機関	電話、口頭、文書	〃
各部	庁内放送	〃

(9) 各部班の活動要領

- ア 各部長は、所属の職員のうちから本部連絡員を指名する。
- イ 各部長は、情報の収集及び伝達の体制を強化するとともに関係機関からの情報を本部連絡員を通じ企画部に報告する。
- ウ 企画部部長（企画部長）は、各部からの情報を取りまとめ、随時本部長に報告する。
- エ 総務部部長（総務部長）は、災害の状況、当該災害についての県の対策及び被災者に対する要望事項等を必要の都度報道関係の協力を得て周知する。
- オ 各部長は、所属の各班長を指揮し、所掌事務を遂行する。
- カ 本部長は、必要に応じ、本部員会議を招集する。

(10) 災害対策本部員会議

- ア 本部員会議は、本部長・副本部長・部長をもって構成し、災害応急対策について協議する。
- イ 本部員会議は、本部長が必要に応じて招集する。
- ウ 各部長は、本部員会議の開催を必要と認めたときは、企画部長に申し出る。
- エ 会議には必要に応じて指定（地方）公共機関等防災関係機関の職員の出席を要請する。
- オ 協議事項
 - (ア) 災害対策本部の配備体制に関すること。
 - (イ) 災害情報、被害状況の分析及びこれに伴う活動の基本方針に関すること。
 - (ウ) 災害救助法の適用に関すること。
 - (エ) 現地災害対策本部に関すること。
 - (オ) 国・県及び関係機関との連絡調整に関すること。
 - (カ) 他市町村及び関係機関への応援要請に関すること。
 - (キ) 災害対策経費に関すること。
 - (ク) その他災害対策に関する重要事項

(11) 現地災害対策本部の設置

- ア 本部長は、現地の情報を把握し、応急対策の実施等に必要があると認めた場合は、災害地に現地災害対策本部を置く。
- イ 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- ウ 現地災害対策本部は、本部の指揮により、本部の任務のうち、急を要する対策について、関係機関からの連絡、状況報告、要請に基づき適切な処置を講ずる。

(12) 国及び県の現地対策本部等との連携

国の非常災害現地対策本部若しくは緊急災害現地対策本部又は県の現地対策本部が市内に設置された場合等は、当該現地対策本部長と密接な連携を図り、適切な応急対策を実施する。

(13) 本部の廃止

本部長は、市域内において、災害が拡大するおそれなくなった場合で、次に掲げる状況から災害応急対策がおおむね完了したと判断できるときは、本部を廃止する。

ア 災害救助法による応急救助が完了したとき。

イ 公的避難所の廃止、仮設住宅の整備の完了等当面の日常生活の場が確保されたとき。

ウ 災害援護資金等、各種の公的資金制度等による被災者支援が講じられたとき。

エ 被害数値がおおむね確定したとき。

オ その他災害応急対策から災害復旧対策に移行と判断できるとき。

(14) 市水防本部との関係

市水防本部は、市災害対策本部が設置されたときは、同本部組織の一部としてその事務または業務を処理する。

(15) 職員の応援

ア 市職員間の応援

市職員は、状況に応じ、職員間の相互応援を適宜行う。

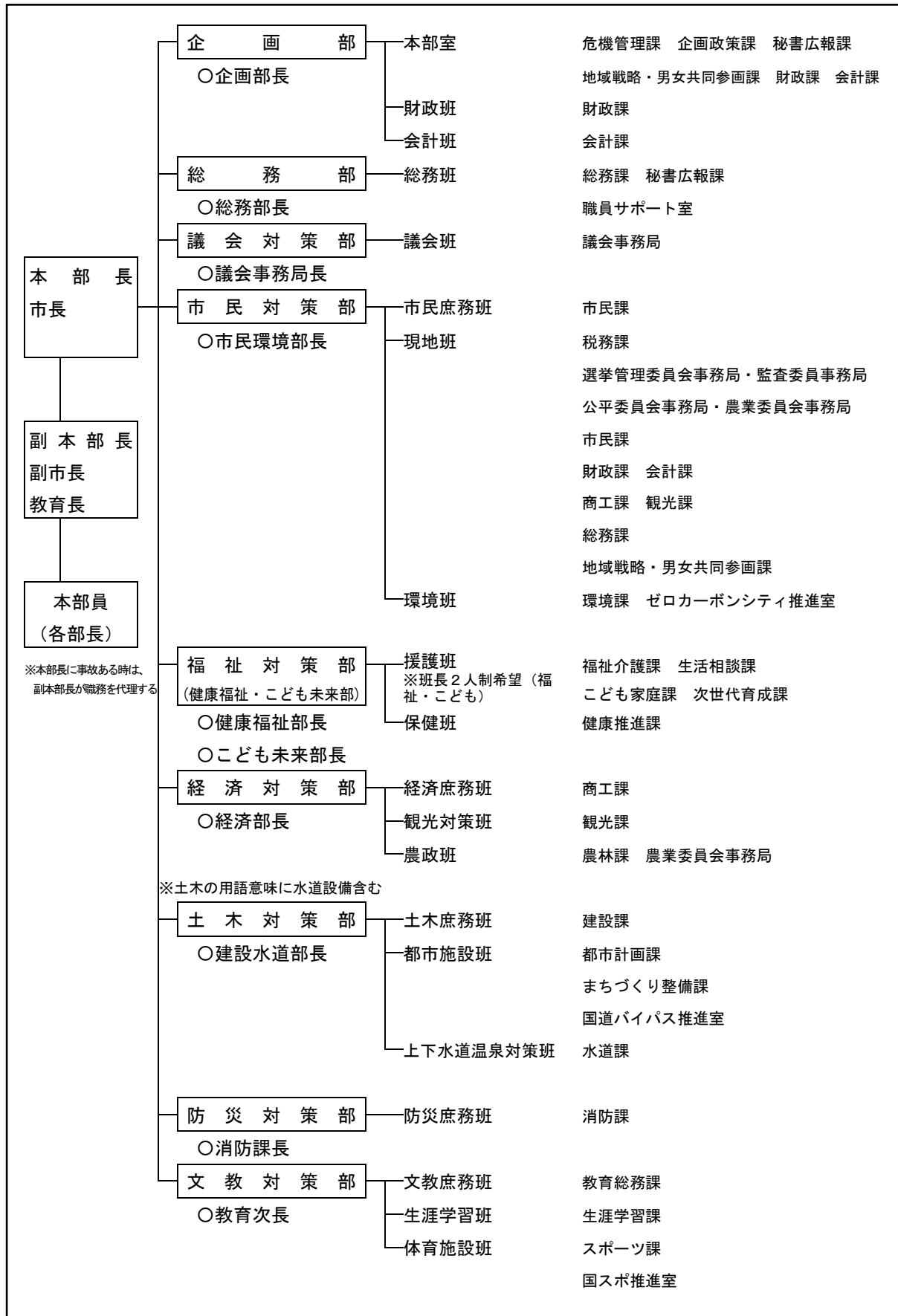
イ 他機関への応援要請

市の職員をもっても不足する場合、又は特定職種の職員が不足する場合、他の機関の応援を求める。※参照 【第4節 広域相互応援活動】

(16) 災害救助法が適用された場合の体制

市域に災害救助法が適用されたときは、市長は知事から救助の一部を委任されたものについて、直ちに救助事務を行うものとし、必要に応じ知事と連絡をとる。

別表1 諏訪市災害対策本部組織及び編成



別表2 諏訪市災害対策本部の事務分掌

部	班	班員	分担事務
企画部 部長 [企画部長]	本部室 ◎課長 危機管理課長 ○副室長 企画政策課長 地域戦略・男女 共同参画課長 統括班 情報受理班 情報広報班	危機管理課 防災係 企画政策課 企画政策係 スマート化推進 係 地域戦略・男女共 同参画課 地域戦略係 秘書広報課 広報戦略係 財政課 管財係 契約係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 災害対策本部の運営、総合企画、連絡調整に関す ること 3 本部員会議に関すること 4 防災会議に関すること 5 職員の配備計画に関すること 6 無線通信の総括に関すること 7 災害情報等の収集及び伝達に関すること 8 被害状況の総括、収集及び報告に関すること 9 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保に関す ること 10 避難所開設指示に関すること 11 災害救助法の総括に関すること 12 応援協定に関すること 13 災害関係の広報に関すること 14 その他各部に属さない事項及び本部の庶務に関す ること
	財政班 ◎班長 財政課長	財政課 財政係 管財係 契約係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 災害経費の予算措置に関すること 3 市有財産の被害状況調査、収集、報告及び災害対 策に関すること 4 他班の応援に関すること
	会計班 ◎班長 会計管理者	会計課 出納係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 災害対策物品の調達に関すること 3 災害経費の出納に関すること 4 義援金の保管に関すること 5 他班の応援に関すること
総務部 部長 [総務部長]	総務班 ◎班長 総務課長 ○副班長 秘書広報課長 職員サポート室 長	総務課 庶務法規係 職員係 庁舎車両管理係 秘書広報課 秘書係 広報戦略係 職員サポート室	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難 誘導に関すること 2 庁舎の被害情報の収集及び報告に関すること 3 庁舎の保安対策に関すること 4 広報記録に関すること 5 自衛隊の派遣要請・連絡調整に関すること 6 自衛隊員の宿泊施設等の確保、ヘリポート及び車 両置場の確保、並びに自衛隊員が使用する災害応 急対策用資（機）材等の確保に関すること

部	班	班員	分担事務
			7 公用車の管理及び配車に関する事 8 緊急輸送車両の確保に関する事 9 関係機関・団体等に対する協力及び応援要請に関する事 10 災害見舞等に関する事 11 職員の動員、勤務の把握、配置替えに関する事 12 職員の食糧調達、サポート支援に関する事 13 職員の安否確認に関する事 14 他班の応援に関する事
議会对策部 部長 [議会事務局 長]	議会班 ◎班長 議会事務局 次長	議会事務局 庶務係 議事係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 市議会に関する事 3 議員との連絡調整に関する事 4 他班の応援に関する事
市民対策部 部長 [市民環境部 長]	市民庶務班 ◎班長 市民課長	市民課 総合窓口係 市民係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 市民の要望苦情等の処理に関する事 3 食糧・生活物資の調達に関する事 4 り災証明・被災届出証明に関する事 5 被災者の安否問合わせに関する事 6 死傷病者に関する事 7 死体の収容所の開設に関する事 8 埋火葬に関する事 9 その他部の庶務及び連絡調整に関する事 10 他班の応援に関する事
	現地班 ◎班長 税務課長 ○副班長 選挙管理委員会 事務局長 監査委員事務局 長	税務課 市民税係 資産税係 収納係 市民課 国保医療係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関する事 2 被災地及び被災世帯の被害状況調査、収集、報告に関する事 3 本部及び被災者との連絡に関する事 4 被災地との連絡および救援活動に関する事 5 救護物資等の輸送・配布に関する事 6 他班の応援に関する事

部	班	班員	分担事務
	公平委員会事務局 局長	選挙管理委員会事務局 監査委員事務局 公平委員会事務局 農業委員会事務局 財政課 財政係 管財係、契約係 会計課 出納係 商工課 工業・ブランド 振興係 観光課 観光係 総務課 庶務法規係 職員係 地域戦略・男女共 同参画課 地域支援係 条例公民館 (豊田・四賀 中洲・湖南 公民館)	
	環境班 ◎班長 環境課長	環境課 環境衛生係 環境保全係 ゼロカーボンシ ティ推進室	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 清掃施設等の被害調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 環境衛生団体の連絡、調整に関すること

部	班	班員	分担事務
			4 伝染病対策及び防疫に関すること 5 死亡獣畜の処理に関すること 6 ペットの逸走対策及び保護、収容、救護に関すること 7 被災地の廃棄物処理に関すること 8 被災地・避難所のし尿処理に関すること 9 有害物質の安全確保及び指導に関すること 10 他班の応援に関すること
福祉対策部 部長（2名体制） [健康福祉部長] [こども未来部長]	援護班 ◎班長（2名体制） 福祉介護課長 こども家庭課長 ○副班長 生活相談課長 次世代育成課長	福祉介護課 福祉政策係 障がい福祉係 介護保険係 生活相談課 高齢者福祉係 生活福祉係 こども家庭課 子育て応援係 こども相談係 次世代育成課 こども青少年係 保育係 各保育園	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 福祉施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 災害時要援護者避難支援計画による災害時要援護者対策に関すること 4 福祉避難所の開設・運営に関すること 5 福祉施設の災害対策に関すること 6 福祉施設入所者の安全対策、避難救助に関すること 7 義援金の受け入れ及び配布に関すること 8 炊き出しに関すること 9 日赤奉仕団、民生委員等社会福祉団体との連絡調整に関すること 10 所轄施設の避難者の救護及び避難者名簿の作成に関すること 11 ボランティアに関すること（社会福祉協議会との調整） 12 見舞金等の配布に関すること 13 災害救助法の手続きに関すること 14 災害援護資金等の貸付に関すること 15 他班の応援に関すること
	保健班 ◎班長 健康推進課長	健康推進課 健康予防係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 保健施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対

部	班	班員	分担事務
		健康支援係	策に関すること 3 救護所の開設、運営に関すること 4 伝染病対策及び防疫に関すること 5 医薬品等の調達、確保、供給に関すること 6 医師会、医療機関との連絡調整に関すること 7 被災地の救護活動に関すること 8 日赤救護班の出動要請及びその協力に関すること 9 助産に関すること 10 被災者に対する保健指導に関すること 11 他班の応援に関すること
経済対策部 部長 〔経済部長〕	経済庶務班 ◎班長 商工課長	商工課 商業振興係 工業・ブランド 振興係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 商工施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 関係施設利用者の安全対策及び避難救助に関すること 4 商工関係団体等の連絡、調整に関すること 5 商工関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 6 商工関係災害資金の融資斡旋に関すること 7 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 8 他班の応援に関すること
	観光対策班 ◎班長 観光課長	観光課 観光係 施設管理係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 観光施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 観光施設利用者の安全対策及び避難救助に関すること 4 観光客の安全確保に関すること 5 観光関係団体等の連絡、調整に関すること 6 観光関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 7 観光関係災害資金の融資斡旋に関すること 8 他班の応援に関すること
	農政班 ◎班長	農林課 農業振興係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること

部	班	班員	分担事務
	農林課長	耕地林務係 農業委員会事務局	2 農林漁業関係の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 農林漁業関係者の災害対策の指導及び措置に関すること 4 営農資金、農林漁業資金等の融資斡旋に関すること 5 応急資機材の調達及び確保に関すること 6 農林漁業関係施設の応急対策及び復旧に関すること 7 病虫害防除に関すること 8 信州諏訪農業協同組合との連絡調整に関すること 9 他班の応援に関すること
土木対策部 部長 [建設水道部長]	土木庶務班 ◎班長 建設課長	建設課 管理維持係 建設係 交通安全係 用地管理係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 公共土木施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 応急資機材の調達及び確保に関すること 4 関係機関及び関係団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 5 迂回路線の設定及び障害物の除去等交通の確保に関すること 6 交通情報の収集伝達、交通規制に関すること 7 急傾斜地、崖崩れ等の予防・応急対策に関すること 8 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 9 道水路の応急危険度判定に関すること 10 他班の応援に関すること
	都市施設班 ◎班長 都市計画課長 ○副班長 まちづくり整備課長	都市計画課 計画・公園係 建築住宅係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 都市施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 応急資機材の調達及び確保に関すること

部	班	班員	分担事務
		まちづくり整備課 まちづくり整備係 国道バイパス推進室 国道バイパス推進室	4 公営住宅の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 5 建物、土地の危険度判定に関すること 6 建物被害に係わる被災の程度の判定に関すること 7 関係機関及び関係団体との連絡、調整及び応援要請に関すること 8 応急仮設住宅の建設及び入居者の選定に関すること 9 住宅建設資金・災害復興住宅資金の融資斡旋に関すること 10 事業実施中の宅地造成区域内、及び区画整理区域内の災害対策に関すること 11 住宅応急修理、障害物の除去に関すること 12 他班の応援に関すること
	上下水道温泉対策班 ◎班長 水道課長	水道課 経営企画係 料金係 上水道係 温泉係 下水道係	1 課が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 水道温泉施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 3 飲料水の確保及び供給に関すること 4 水道温泉施設の保全に関すること 5 水道温泉施設の応急対策及び復旧に関すること 6 給水等の広報に関すること 7 下水道施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 8 下水道施設の保全に関すること 9 下水道施設の応急対策及び復旧に関すること 10 関係機関及び関係団体への応援要請に関すること 11 他班の応援に関すること
防災対策部 部長 [消防課長]	防災庶務班 ◎班長 消防課長 警防担当参事 担当参事	消防課 消防係	1 消防署が所管する箇所等の安全確認及び来庁者の避難誘導に関すること 2 災害情報の収集及び報告に関すること 3 消防活動、水防活動に関すること 4 応急資器材の調達及び確保に関すること 5 被災者の救助及び救急活動に関すること 6 消防団、防火防犯組合、自主防災組織等関係機関との連絡調整に関すること 7 災害警報の発令、伝達に関すること

部	班	班員	分担事務
			8 防災無線に関すること 9 気象情報、水防警報等の受領及び伝達に関すること 10 消防、水防施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 11 行方不明者及び遺体の捜索に関すること 12 被災地の警備に関すること 13 長野県広域消防相互応援協定に基づく応援要請に関すること 14 危険物の安全確保に関すること 15 避難者の誘導に関すること 16 災害の警戒、防御に関すること 17 その他部の庶務及び連絡調整に関すること
文教対策部 部長 [教育次長]	文教庶務班 ◎班長 教育総務課長	教育総務課 教育総務係 学務係 教育企画係	1 教育施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 児童生徒の安全対策及び避難救助に関すること 3 被災児童生徒の把握及び学用品の調達配布に関すること 4 教育施設の選定に関すること 5 被災児童生徒に対する教育の実施に関すること 6 学校給食に関すること 7 児童生徒に対する防災教育に関すること 8 避難所の開設及び管理運営に関すること 9 収容避難者名簿の作成に関すること 10 その他部の庶務及び連絡調整に関すること 11 他班の応援に関すること
	生涯学習班 ◎班長 生涯学習課長	生涯学習課 すわっチャオ 文化財係 公民館 文化センター 図書館 博物館 美術館 放送大学係	1 社会教育施設及び文化財の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 避難所の開設及び管理運営に関すること 4 収容避難者名簿の作成に関すること 5 他班の応援に関すること

部	班	班員	分担事務
	体育施設班 ◎班長 スポーツ課長	スポーツ課 スポーツ振興係 施設管理係 国スポ推進室 総務企画係	1 体育施設の被害状況調査、収集、報告及び災害対策に関すること 2 施設利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 3 避難所の開設及び管理運営に関すること 4 収容避難者名簿の作成に関すること 5 他班の応援に関すること

(注) 諏訪市組織規則に基づく部・局の次長、担当参事は、所属する部等の長の属する部付とする。

第4節 広域相互応援活動

【本部室・防災対策部】

第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援協定」等の協定に基づき、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発生直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入れ体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定等により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断する。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

第2 主な活動

- 1 被害の規模及び状況に応じ、広域受援計画に基づき速やかに応援を要請する。
- 2 災害時に速やかな応援体制を整える。
- 3 応援要請を行う場合の円滑な受入れ体制を確立する。
- 4 広域避難が行われる場合の体制を確立する。
- 5 応援活動に伴う経費を負担する。

第3 活動の内容

1 応援要請

【市が実施する対策】

(1) 消防に関する応援要請

ア 県内市町村等に対する応援要請

諏訪広域消防本部は、大規模災害時等の非常事態の場合において、災害の規模及び被害状況等から自己の持つ消防力のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、県内の他市町村等に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、「長野県消防相互応援協定」に基づき、速やかに他の市町村の長等に対し、応援を要請するものとし、その旨知事に連絡する。

イ 他都道府県への応援要請

諏訪広域消防本部は、アの場合における相互応援協定に基づく県内の他市町村等からの応援を受けても十分に対処できないと認められるときは、次に掲げる消防組織法第44条の規定による他都道府県からの消防の応援を知事に要請する。

(ア) 緊急消防援助隊（緊急消防援助隊運用要綱に基づく計画による。）

(イ) 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づくヘリコプターの応援

(ウ) その他、他都道府県からの消防隊

(2) 消防以外に関する応援要請

ア 他市町村に対する応援要請

(ア) 市長は、大規模災害時等の非常事態において、災害の規模及び被害状況等から、市の持つ人員、物資、資機材等のみではこれに対処できない、又は緊急性、地理的条件、被害状況等により、他市町村に応援を要請することがより効果的等必要があると認められる場合は、事前に締結されている長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、速やかにブロックの代表市町村の長等に対して応援を要請し、その旨を知事に連絡する。

(イ) 市長は、前記（ア）の場合において、当該代表市町村（代表市町村が被災した場合は、あらかじめ決められたブロック内の他の市町村）は被災市町村に先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

なお、大規模災害時の非常事態と判断される市町村へは、自動的にブロックの代表市町村が先遣隊を派遣する。

また、被災した市町村は、先遣隊に対し必要な情報を提供する。

ただし、ブロックを構成する市町村の大半が被災し、当該ブロック内から先遣隊の派遣を行うことができない場合は、長野県市町村災害時相互応援協定に定められた応援ブロックから先遣隊を派遣し、応援の必要性を判断する。

〈応援の要請事項〉

- a 応援を求める理由及び災害の状況
- b 応援を必要とする職種、人数、派遣場所、活動内容、派遣期間等
- c 応援を必要とする物資、資機材等の品名、数量、搬入場所等
- d その他必要な事項

イ 県に対する応援要請等

市長は、災害応急対策を実施するために必要があると認めるときは、知事等に対し、ア（イ）a～dに掲げる事項を明らかにして、災害対策基本法第68条の規定により、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

ウ 指定地方行政機関等に対する職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、災害対策基本法第29条及び第30条の規定により、職員の派遣の要請又はあつせんを求め

る。

エ その他の協定

市長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、ア～イ以外の市が災害対策として締結している機関に対し応援を要請する。

資料編 ・ 長野県市町村災害時相互応援協定

- ・ 諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定
- ・ 災害時における相互応援に関する協定
- ・ 災害時における応急措置に関する協定
- ・ 災害時における応急生活物資提供等の協力に関する協定
- ・ 災害時の医療救護活動に関する協定
- ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定

2 応援体制の整備

【市が実施する対策】

応援活動は、他市町村が災害を受けた場合、必要とする災害応急対策等を、迅速かつ的確に行うことが重要となることから、その災害時は、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、速やかに情報収集を行うとともに、応援体制を整え、要請を受けた場合は、早急に出動する。なお、職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。また、通信の途絶等により要請がない場合でも、災害の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、要請を待たないで自主的に出動する。

この場合、相互応援協定等により先遣隊を派遣し、情報収集等を行う。

県外で大規模災害が発生した場合も、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となって支援を行う。

(1) 情報収集及び応援体制の確立

ア 市は、災害時は、速やかに災害規模等の情報収集を行うとともに、応援体制を整え、被災市町村等から要請を受けた場合は、直ちに行動する。

イ 県及び市は、県外で大規模な災害が発生した場合には、一体となつて的確な支援を行う。

なお、必要に応じて支援県民本部を設置し、関係機関と連携した支援を行う。

(2) 指揮

市は、応援に出動した場合、被災市町村等の指揮の下で、緊密な連携を図りながら応援活動を実施する。

(3) 自給自足

市は、被災市町村等の負担とならないよう、自給自足の応援体制及び応援期間が長期に及ぶ場合も想定した職員等の交替について留意する。

(4) 自主的活動

通信の途絶等により要請がなく、かつ、連絡ができない場合において、災害

の規模等から緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、事前に締結されている相互応援協定等に基づき、自主的に応援活動を行う。

【長野県合同災害支援チームが実施する対策】

- (1) 長野県内で大規模な災害が発生した場合、被災した県外地方自治体に対し、県と市町村が一体となつて的確な支援を行う。
- (2) 県及び市町村は「長野県合同災害支援チームによる被災県等への支援に関する協定」に基づき支援を行う。
- (3) 主な支援内容は以下のとおり。
 - ア 被災県等への職員派遣及び物資の提供
 - イ 被災者の受入及び施設の提供
 - (ア) 県内医療機関での傷病者の受入
 - (イ) 県内での避難所、応急仮設住宅等の提供
 - ウ その他被災県等との協議の中で必要と認めた支援

3 受援体制の整備

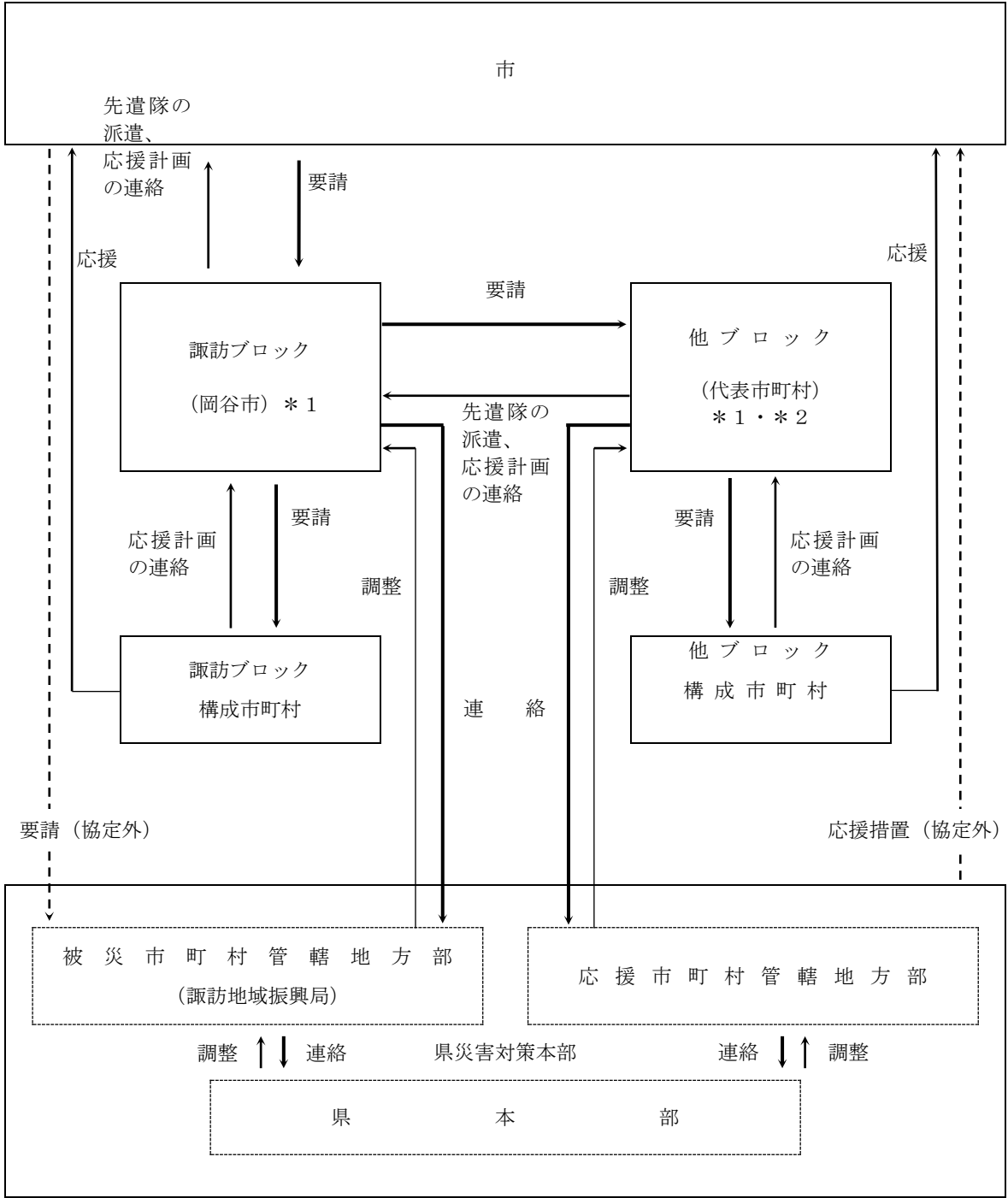
- (1) 市は、円滑な受入れ体制のため、予め応急対応業務に必要な物資、人員等について、地域防災計画、受援計画、避難所運営マニュアル、業務継続計画等に規定し、不足が見込まれる場合は、協定等、他からの応援により確保する方法を検討しておく。
- (2) 応援を受けた場合の配置、指揮命令系統等、応援活動に必要な基本的事項の整備をする。
- (3) 市は、応援職員が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮する。

4 経費の負担

- (1) 県又は他市町村から派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は災害対策基本法施行令第18条の規定に定めるところによる。
- (2) (1)以外の応援に要した経費は、法令その他に特別の定めがある場合を除き、事前に締結された相互応援協定等に定められた方法による。

長野県市町村災害時相互応援協定連絡調整系統

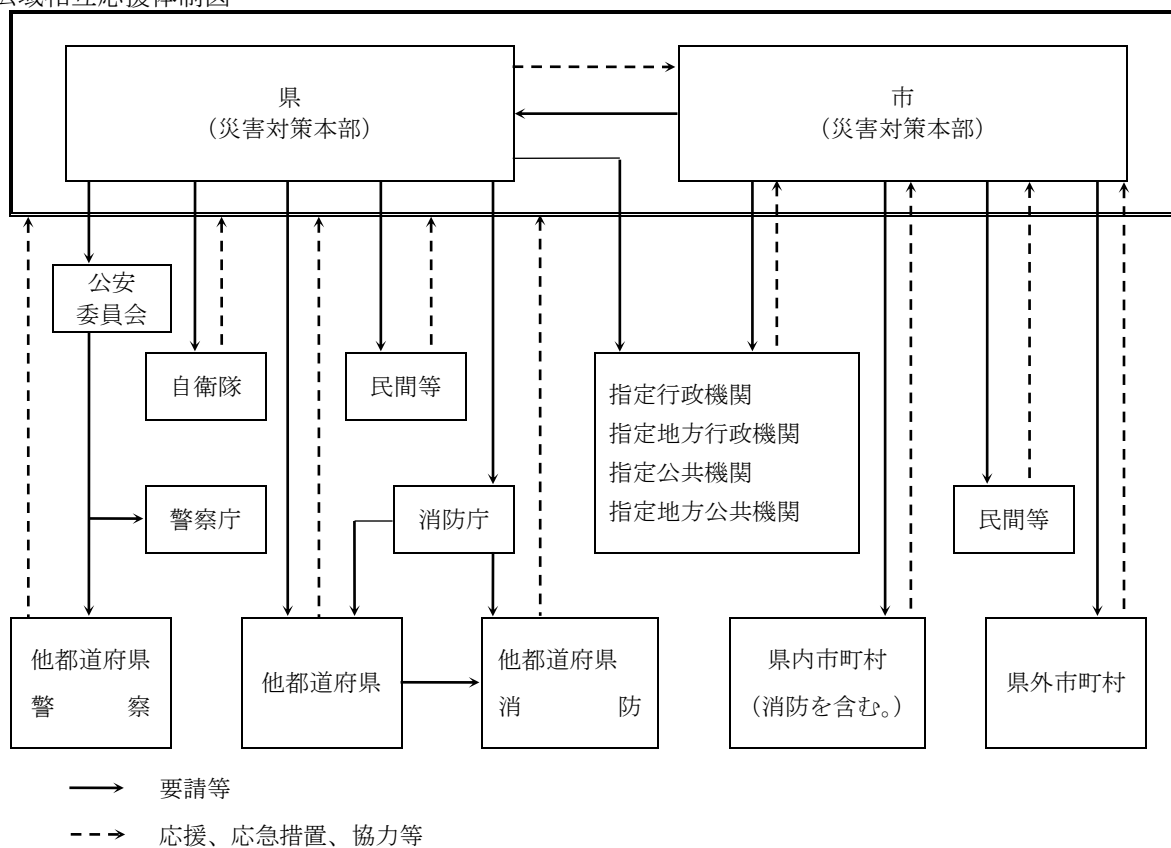
(常備消防分を除く)



- * 1 第2以降順位の代表市町村を予め所属ブロック内で指定
- * 2 応援ブロック、応援を受けるブロックの組み合わせを予め定める

凡 例	↓	要請に係る系統 (応援協定)
	↑	応援に係る系統 (応援協定)
	⋮	要請に係る系統 (協定外)
	⋮	応援に係る系統 (協定外)

広域相互応援体制図



第5節 ヘリコプターの運用計画

【本部室・防災対策部】

第1 基本方針

災害時には、陸上の道路交通等の寸断が予想されることから、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策については、ヘリコプターを広域的かつ機動的に活用する。

災害応急対策に当たっては、消防防災ヘリコプターがまず対応するが、災害の規模、活動の内容等により、必要に応じて次のヘリコプターを選定、要請する。

名 称	機 種	定員	救助 ホイスト	消火装置	物資吊下	映像伝送
消防防災ヘリコプター	ベル412EPI	15	○	○	○	○
県警ヘリコプター	レオナルド AW139	14	○			○
	レオナルド AW139	14	○			○
広域航空消防 応援等ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	○
自衛隊ヘリコプター	各種	各種	○	○	○	
ドクターヘリ	各種	6				

第2 主な活動

陸上の道路交通の寸断等の発生に伴う災害の応急対策を円滑、効果的に実施するため、必要に応じ、県にヘリコプターの出動を要請するとともに、ヘリポートの選定及び必要な人員配置等適切な措置を行う。

第3 計画の内容

【市が実施する対策】

1 ヘリコプターの要請

陸上の道路交通の寸断等が発生した場合、被災状況に関する情報の収集、救助活動、負傷者の救急搬送、緊急輸送物資の輸送、人員の搬送等の緊急の応急対策を実施するため、迅速な判断の下に、災害の状況に応じたヘリコプターの出動を県へ要請する。（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。

2 出動手続の実施

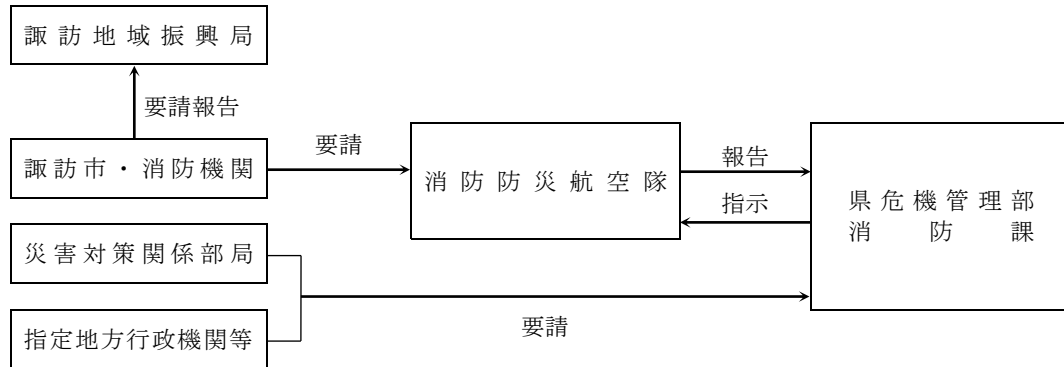
- (1) 各ヘリコプターの連絡系統に基づき、迅速な出動手続を行う（別記「ヘリコプター要請手続要領」のとおり）。
- (2) 要請に当たっては、次の事項について可能な限り調査し、急を要する場合は、口頭で要請する（文書による手続が必要な場合は、後刻速やかに行う。）。
 - ア 災害の状況と活動の具体的内容（消火、救助、救急搬送、調査、人員・物資輸送等）

- イ 活動に必要な資機材等
 - ウ ヘリポート及び給油体制
 - エ 要請者、現場責任者及び連絡方法
 - オ 資機材等の準備状況
 - カ 気象状況
 - キ ヘリコプターの誘導方法
 - ク 他のヘリコプターの活動状況
 - ケ その他必要な事項
- (3) 県と連携して適切なヘリポートを選定し、必要な人員の配置、散水、危険防止のための適切な措置をとる。
- ア ヘリコプターの臨時発着場の開設
 - (ア) ヘリコプター臨時発着場（以下「ヘリポート」という。）は、資料編に掲げるとおりとする。
 - (イ) 被害状況の調査及びヘリポートの指定
本部室、防災対策部は、資料編に掲げるヘリポート及び周辺の被害状況を調査し、使用するヘリポートを指定する。
 - (ウ) 開設の方法
本部室、防災対策部は、次の要領によりヘリポートの開設を行う。
 - (エ) 広さ
開設するヘリポートの広さは、別に定める臨時ヘリポートの基準により確保する。
 - (オ) 整地（地均し）
ヘリポート内は、板、トタン、小石、砂塵等が巻き上がらないように措置するとともに、必要に応じて周囲の雑草、雑木の除去、散水等をしておく。
 - (カ) 発着点の表示
ヘリポートであることを表示するため、石灰等を用い幅30センチメートル以上の白線で半径2メートル以上の円を描き、中央にHと表示する。
 - (キ) 風向の表示
地上の状態をヘリコプターに確認させるため、吹き流しを発着場付近に立てる。吹き流しは、布製で発着に支障のないよう発着地点から離れた地点で、かつ、施設、地形等による影響の少ない場所を選ぶ。
- (4) 傷病者の搬送の場合は、救急車及び収容先病院等について手配する。
- (5) 連絡責任者は、ヘリポートで待機し、必要に応じ機長等との連絡に当たる。

別記 ヘリコプター要請手続要領

1 消防防災ヘリコプター

災害時の救助、緊急物資の輸送、災害応急対策要員の搬送や、重度傷病者の救急搬送、林野火災の空中消火等に幅広く迅速に対応する。

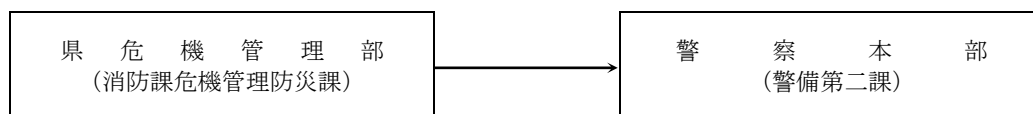


※ 連絡用無線 消防デジタル無線（主運用波）

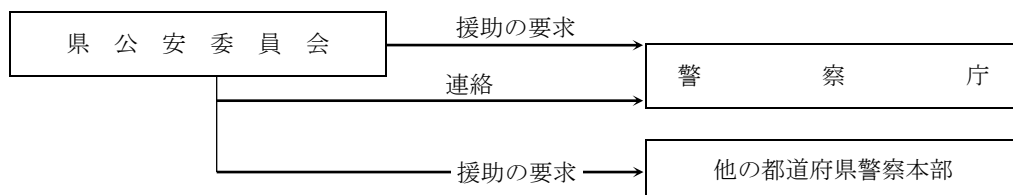
呼出名称 「しょうぼうながのけんあるぷす1（いち）」

2 県警ヘリコプター

災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請する。



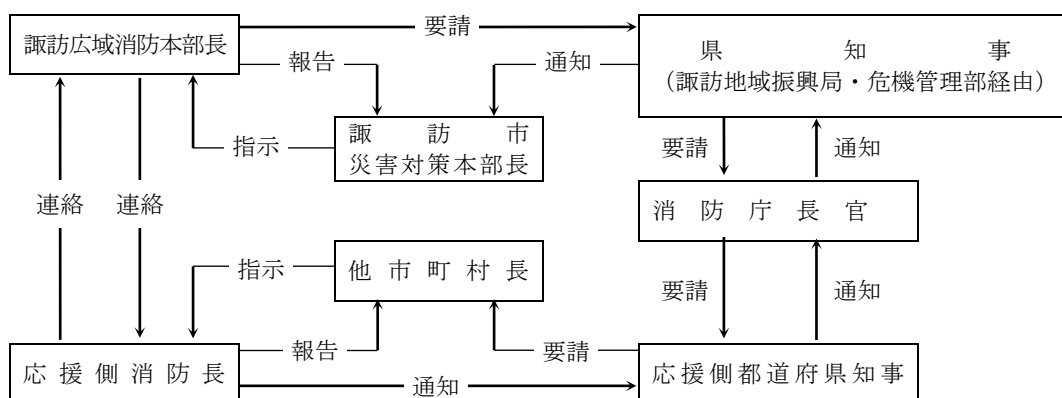
また、県公安委員会は、必要に応じて、警察庁又は他の都道府県警察に対し、援助の要求を行う。



3 広域航空消防応援等ヘリコプター

広域的な航空消防応援が必要な場合においては、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」又は、「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」に基づき応援要請する。

(1) 広域航空応援要請手順



(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画

ア 大規模災害又は特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおりである。

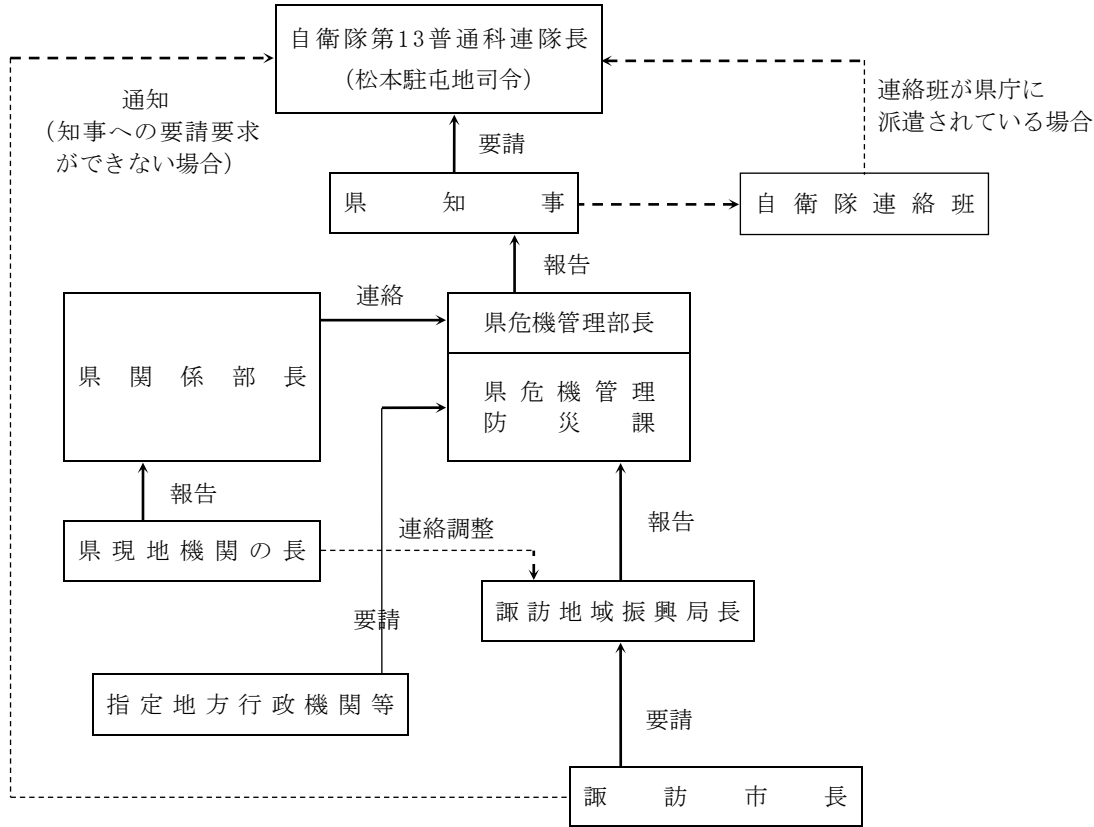
東京消防庁	埼玉県	山梨県	群馬県	新潟県
富山県	岐阜県	静岡県	浜松市	名古屋市

イ 第一次航空小隊のほか、大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおりである。

栃木県	茨城県	京都市	千葉市	横浜市	川崎市	福井県	静岡県	石川県	滋賀県	三重県	大阪市
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----

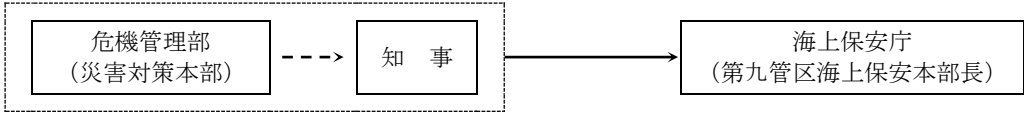
4 自衛隊ヘリコプター

要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。

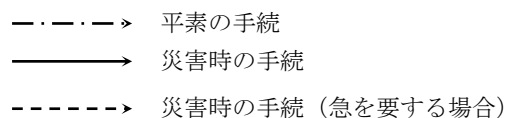


5 海上保安庁ヘリコプター

救助等の所要が生じた場合、海上保安庁ヘリコプターの応援を要請する。



重度救急患者の搬送が必要な場合は、県危機管理部と県健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院佐久医療センター又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



第6節 自衛隊の災害派遣

【総務班・財政班】

第1 基本方針

災害に際して、人命又は財産の保護のため必要と認め、公共性・緊急性・非代替性を満たす場合、自衛隊法第83条第1項に基づき、県知事は自衛隊の災害派遣を要請する。

また、災害対策基本法第68条の2に基づき、市長は県知事に対し、災害派遣の要請をするよう求めることができる。

自衛隊が派遣された場合は、派遣部隊の円滑な活動を確保するため、市は、県、派遣部隊と密接に連絡調整を行う。

第2 主な活動

- 1 自衛隊に要請する救援活動及び要請手続について定める。
- 2 県と派遣部隊の連絡調整について定め、受入れ体制を整備する。
- 3 派遣部隊の活動の必要がなくなった場合の撤収方法について定める。
- 4 派遣に要した経費の負担について定める。

第3 活動の内容

1 派遣要請

災害時における被害の拡大を防ぎ、迅速な救助を行うために、早急に災害の情報収集に努め、必要があれば直ちに県を通じて派遣要請を行う。事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を県に連絡する。

【市が実施する対策】

(1) 派遣要請の範囲

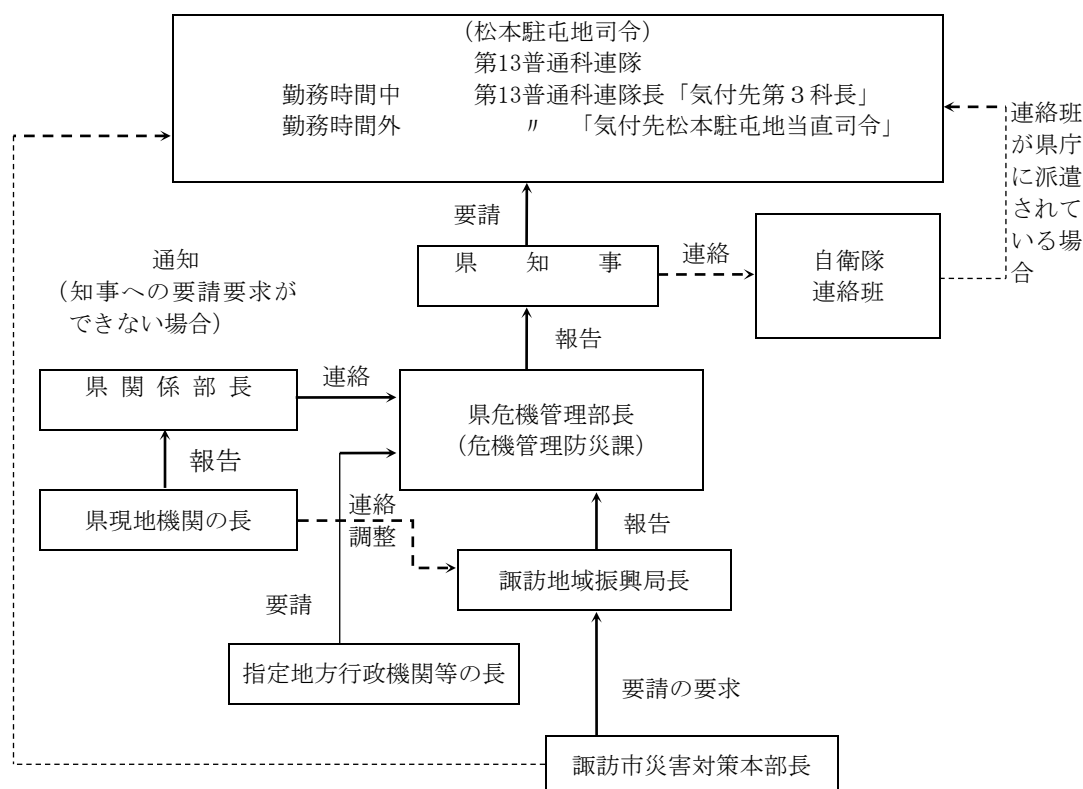
自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。

項 目	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の援助
遭難者等の搜索、救助	行方不明者、負傷者等の搜索、救助
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具（空中消火が必要な場合は航空機）による消防機関への協力

道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救護活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
給食及び給水支援、入浴支援	被災者に対する給食及び給水、入浴支援
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する省令」（昭和33年1月10日総理府令第1号）に基づく、被災者に対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについて所要の措置

(2) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の手續系統は、次表のとおりである。



(3) 要請方法

派遣要請の範囲において自衛隊の派遣を必要とする場合は、災害対策基本法第68条の2に基づき、次により要請を求める。

ア 自衛隊の災害派遣を求めようとするときは、文書又は口頭をもって諏訪地域振興局長に派遣要請を求める。

イ 口頭をもって要請したときは、事後において速やかに諏訪地域振興局長を通じ文書による要求をする。

ウ 諏訪地域振興局長を通じての要請ができない場合には、その旨及び災害の状況を、第13普通科連隊長に通知する。また、この通知をしたときは、速やかに知事にその旨を通知する。

エ 要請事項

要請に当たっては、次の事項を明らかにする。

- (ア) 災害の情况及び派遣を要請する事由
- (イ) 派遣を希望する期間
- (ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (エ) 連絡場所、連絡責任者、宿泊施設の状況
- (オ) その他参考となるべき事項
- (カ) ヘリコプターを要請する場合は、ヘリポートの状況

〈自衛隊への連絡先〉

あて先：陸上自衛隊第13普通科連隊長

松本市高宮西 1－1

連絡先：

時 間 内	時 間 外
第3科長 T E L N T T 0263－26－2766（内線235） 防災行政無線 81－535－79 F A X N T T 0263－26－2766（内線239） 防災行政無線 81－535－76	駐屯地当直司令 T E L N T T 0263－26－2766（内線301） 防災行政無線 81-535-61 F A X N T T 0263－26－2766（内線239） 防災行政無線 81－535－62

(4) 派遣部隊の受入措置

ア 受入れ総括責任者は市長とする。

イ 連絡責任者は総務部長とし、現地連絡調整者（諏訪地域振興局長等）を通じて部隊の活動等の要請を行い、また、その活動を援助する。

ウ 総務部長は派遣部隊の到着に備え、おおむね次のような準備を実施する。

- (ア) 宿泊施設（場所）及び車両の保管場所を準備する。
- (イ) 派遣部隊との連絡調整に当たる現場責任者を定め派遣する。
- (ウ) 派遣の状況により建設水道部長と調整し、自衛隊の作業に必要な資機材を確保し、到着後直ちに活動できるよう準備する。
- (エ) ヘリコプターの応援を受ける場合には、着陸地点、風向き表示などの必要な準備事項を行う。
- (オ) 作業計画の連絡調整

自衛隊に対し作業を要請するに当たっては、次の事項に留意して応急対策活動の重複を避け、資機材の効果的な運用が図れるよう防災関係機関と

の連絡調整に努める。

- a 作業箇所及び作業内容
- b 作業箇所別必要人員及び機材
- c 作業箇所別優先順位
- d ヘリポート
- e 資材の調達方法
- f 本部事務所
- g 宿泊施設
- h 資材置場、炊事場
- i 駐車場

エ 諏訪警察署長に連絡し、交通の整理、確保を図り、部隊のスムーズな移動が行えるよう配慮する。

資料編 ・ 拠点ヘリポート

2 派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の円滑な活動を確保するため、県との連絡を密にして受入れ体制を整備する。

【市が実施する対策】

- (1) 部隊の活動等について、部隊その他関係機関に行う要請は、全て県現地連絡調整者を通じて行う。
- (2) 連絡交渉の窓口の一本化を図り、県現地連絡調整者に報告する。また、派遣部隊と市及び現地連絡調整者の情報共有の場を設置する。
- (3) 部隊の宿舎、部隊の活動に要する資材等について県現地連絡調整者から要請があったときは、やむを得ない事情がある場合を除き、これに協力する。

【住民が実施する対策】

住民は、自衛隊の派遣活動が円滑に行われるよう、可能な範囲で協力を行う。

3 派遣部隊の撤収要請

【市が実施する対策】

派遣部隊の撤収時期については、総務部長が、関係部長と協議して、部隊の活動の必要がなくなったと認めたときは、県現地連絡調整者に文書又は口頭をもって報告する。

総務部長は、県本部長から派遣部隊の撤収の通知を受けたときは、その旨を関係部長に連絡する。

4 経費の負担

【市が実施する対策】

自衛隊の救援活動に要した経費は、自衛隊の負担すべきものを除き、原則として市が負担するものとし、その内容は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊の装備に係るものを除く。）
- (2) 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物の使用料及び借上料

- (3) 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話及び入浴等の費用
- (4) 派遣部隊の救援活動の実施に際して生じた（自衛隊の装備に係るものを除く。）損害の補償
- (5) その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義がある場合は、県が調整して決定した費用

第7節 救助・救急・医療活動

【防災対策部・保健班】

【住民、医療機関等】

第1 基本方針

大規模災害時における救助・救急・医療活動については、多数の負傷者を迅速に処置することが求められるため、速やかな災害派遣医療チーム（DMAT）及び救護班の派遣、円滑で効率的な救護活動の実施、医療品、医療用資機材の供給体制の確保、他の市町村との相互支援体制の整備等について、関係機関が連携を密にし、一貫性のある的確な対応を行う。

また、道路交通確保が困難となることが予想されるため、救護所や後方医療機関等への搬送方法について、広域的な対応を行う。

第2 主な活動

- 1 市及び県、県警察本部、消防機関、医療機関等が相互の連携により、被災地における救助活動、救急処置を要する傷病者の搬送、医薬品・医療用資機材の提供、広域受援計画に基づく国や他の地方公共団体等への応援要請等の大規模災害に対応した救助・救急・医療活動を行う。
- 2 災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班により初期救護医療を行うとともに、傷病者の後方医療機関への受入れ、ヘリコプター等による緊急輸送等広域救護体制を確保する。

第3 活動の内容

1 救助・救急活動

消防機関、警察、医療機関等関係機関が、それぞれの救助活動計画に従い、相互の連携を密にしながら、円滑で効率的な救助・救急活動を行う。

また、大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されるため、相互応援活動及びヘリコプター等による広域緊急輸送活動を迅速かつ効果的に行う。

なお、災害現場で活動する消防機関、警察等関係機関の部隊は、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

【市等が実施する対策】

- (1) 諏訪広域消防本部は消防計画における救助・救急計画等に基づき、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署、医療機関等と連携して、的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況の早急な把握に努める。
- (2) 市及び諏訪広域消防本部は必要に応じて他の市町村等との相互応援協定に基づく応援要請等を本章第4節「広域相互応援活動」及び本章第6節「自衛隊の災害派遣」により行い、住民の安全確保を図る。
- (3) 諏訪広域消防本部は、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署及び道路管理者等との連携及び出動隊の報告等により、道路状況の早急な把握に努め、現場への出動及び医療機関等への搬送に当たり、効率的な対応をする。

- (4) 諏訪広域消防本部及び消防団は、救助活動に当たり、市災害対策本部、諏訪警察署等との活動区域及び人員配置の調整等密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。
- (5) 諏訪広域消防本部は、救急活動に当たり、市災害対策本部、消防団、諏訪警察署、救護班等との密接な連携により医療機関、救護所に迅速かつ的確に傷病者を搬送する。
その際、高規格救急車（救急救命士搭乗隊）を傷病者の状態に合わせて有効に運用する。
- (6) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

【関係機関が実施する計画】

- (1) 日本赤十字社長野県支部は、各赤十字病院に医療救護班を編成し、医療救護（巡回診療を含む）を実施する。また、状況に応じ、医療救護班の派遣に併せ、又は単独で長野県赤十字救護隊を出動させ傷病者の搬送等に当たる。
- (2) 長野県医師会、諏訪市医師会、長野県歯科医師会、諏訪市歯科医師会、災害拠点病院（諏訪赤十字病院）等は、あらかじめ救護班を編成し、効率的な救助活動を行う。
- (3) 災害派遣医療チーム（DMAT）を有する医療機関は、要請に基づきチームを派遣し、救助活動を行う。

【住民及び自主防災組織が実施する計画】

発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、住民及び自主防災組織は、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は、自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関、救護班等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 医療活動

災害時においては、従来の救急医療体制が十分に機能しないことが考えられるため、災害派遣医療チーム（DMAT）及び関係機関により編成された救護班による初期段階の医療体制を充実させることが重要である。

また、主に重傷患者に係る後方医療機関について、災害拠点病院を中心として関係機関との連携による受入体制の確保を図る。

更に、市の枠を越えた相互支援体制による医療活動を行う。

なお、市は、災害時を想定した情報の連携、整理及び分析等の保健医療福祉活動の総合調整の実施体制の整備に努める。

【市が実施する対策】

(1) 医療救護所等の設置

ア 市内の適当な場所に諏訪市医師会の協力を得て医療救護所を確保し、医薬品、医療用資機材等の供給体制、比較的軽傷の被災者の避難所への輸送

体制を整備する。

イ 避難所での救護所の開設にあたっては、施設管理者と連携し、避難所が学校施設の場合は、保健室を利用する。

(2) 医療救護班の設置

ア 市は、医療救護活動に関する協定に基づき、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会等に協力を求め、医療救護班、歯科医療救護班を編成する。

イ 応援要請等

市自らの体制では対応が困難な場合は、諏訪赤十字社長野支部の医療救護班を要請するほか、必要に応じて県、近隣市町村、郡医師会等へ応援を要請する。

(3) 医療救護班の業務内容は、おおむね次のとおりである。

ア 負傷の程度の判定

イ 負傷者の搬送順位及び搬送先の決定

ウ 救急処置の実施

エ 救急活動の記録

オ 遺体の検案

カ その他必要な事項

(4) 傷病者の搬送体制の整備

ア 医療機関における収容可能人員、診療機能の稼働状況等の情報を迅速に把握し、後方医療機関の確保を行い、諏訪警察署に誘導を要請する等、傷病者の搬送体制を整備する。

また、災害の規模により必要がある場合は、隣接市町村、県に対し傷病者の受入について要請する。

イ 必要に応じて、重傷傷病者の災害拠点病院への搬送体制を確保するとともに、災害拠点病院、救命救急センター等への緊急輸送について県に要請する。

(5) 医薬品等の調達

ア 市は諏訪赤十字病院との「災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書」及び諏訪市薬剤師会との「災害時の医療救護活動に関する協定」に基づき医薬品等の供給を要請する。

イ 必要に応じて、県及び近隣市町村に対して協力を要請する。

【住民が実施する計画】

(1) 発災直後の応急処置により傷病者の救命率が飛躍的に高まることから、初期救助・救急活動について日頃から認識を深めるとともに、被災時は感染症対策を講じた上で、自発的に救急活動を行うよう心掛ける。

(2) 比較的軽症の被災者の被災地から救護所及び医療機関への搬送は自主防災組織、消防団、家庭の連携により実施する。

- | | |
|-----|---|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時の医療救護活動に関する協定 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧 ・ 災害時の歯科医療救護活動に関する協定 |
|-----|---|

第8節 消防・水防活動

【防災対策部】

【住民、事業所】

第1 基本方針

大規模災害等発生時においては、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定等に基づき、速やかに他の地方公共団体等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

第2 主な活動

- 1 火災による被害の拡大を防止するための初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 洪水等による水害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

第3 活動の内容

1 消防活動

大規模災害発生時においては、火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず、住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。

また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の地方公共団体に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

【市及び諏訪広域消防本部が実施する対策】

(1) 消火活動関係

ア 出火防止及び初期消火

諏訪広域消防本部は、諏訪市消防団と連携し住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

イ 情報収集及び効率的部隊配置

諏訪広域消防本部は、諏訪市消防団と連携し管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び諏訪警察署・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。

特に、大規模な火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画等により、重要防御地域等の優先等、消防力の効率的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

ウ 応援要請等

(ア) 市長は、速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される等緊急の必要があると認めるときは、他の地方公共団体等に対する応援要請等を「第4節 広域相互応援活動」及び「第6節 自衛隊の災害派遣」により行う。

(イ) 市長は、ヘリコプターの支援を求めようとするときは、「第5節 ヘリコプターの運用計画」により要請する。

(3) 救助・救急活動

大規模災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることが予想されることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、諏訪市消防団、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項については、「第7節 救助・救急・医療活動」に定める。

【住民、事業所及び自主防災組織が実施する対策】

(1) 出火防止、初期消火活動等

住民等は、災害時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他火災発生原因となる火気器具等の取扱いに十分留意し、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力を努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

(2) 救助・救急活動

自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。

特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

2 水防活動

洪水により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため、水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

【市が実施する対策】

諏訪市水防計画に基づくものとする。

- | |
|---|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none">・ 水位観測所・ 雨量観測所・ 重要水防区域・ 拠点ヘリポート・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域 |
|---|

第9節 要配慮者に対する応急活動

【援護班・保健班・(全対策部)】

【医療機関】

第1 基本方針

災害時には、要配慮者とりわけ避難行動要支援者は、自力での避難等が困難であり、被災する可能性が高いことから、市、県及び医療機関、社会福祉施設等の関係機関は、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者とりわけ避難行動要支援者の態様に十分配慮した応急活動を行う。

第2 主な活動

- 1 要配慮者について、地域住民、自主防災組織等の協力のもと、被災状況の把握、避難誘導、要配慮者に配慮した避難所での生活環境の整備及び応急仮設住宅への受入れ等を行う。また、要配慮者が利用する医療機関、社会福祉施設等の施設機能の早期回復を図る。
- 2 介護用品、育児用品等要配慮者の生活の維持に必要な物資を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行う。
- 3 要配慮者のニーズを的確に把握し、迅速に必要な対策を講じるため、避難所等に相談窓口を設置するとともに、必要な人員の確保に努める。
- 4 災害発生時において、応援をする場合及び応援を受ける場合に、円滑かつ効果的な対応がとれる体制を確立する。

第3 活動の内容

1 避難受入れ活動

市、県及び関係機関と相互に連携し、迅速かつ適切に要配慮者の応急対策を講ずる。

【市が実施する対策】

- (1) 高齢者等避難・避難指示をはじめとする災害情報の周知

要配慮者の態様に応じ、防災行政無線をはじめとして、エルシーブイ(株)、行政チャンネル、防災メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

- (2) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

市は、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づき、関係者にあらかじめ提供した名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支援を行う。

なお、災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無にかかわらず、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を効果的に利用し、避難行動要支援者

について避難支援や迅速な安否確認が行われるように努める。

なお、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、必要に応じて避難支援等を行う。

(3) 避難場所での生活環境整備等

災害時に通常の避難所では生活が困難な要配慮者を応急的に受け入れるため、施設・設備や人員体制の整った福祉避難所、あるいは通常の避難所の一部を仕切った福祉避難スペースを必要に応じて設置する。

また、要配慮者の態様に応じ、次の支援を行う。

ア 避難所における設備の整備

段差解消やスロープ・身体障がい者用トイレの設置等を必要に応じて行う。

イ 避難所における物資の確保及び提供

車椅子等の補装具、医薬品、介護用品、介護機器、ポータブルトイレを始めとする日常生活用品等について迅速に確保し、必要性の高い要配慮者から優先的に支給・貸与等を行う。

ウ 避難所における相談体制の整備及び必要な人員の確保・提供

福祉避難所（福祉避難スペース）及び要配慮者が生活する避難所には、保健師や介護支援専門員等を配置した相談窓口を設置のうえ、要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、医師、看護師、保健師、介護職員、心理カウンセラー、手話・外国語通訳者等の派遣を必要に応じて迅速に行う。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

エ 外国籍県民や外国人旅行者等の支援体制の確立

外国籍県民や外国人旅行者に対して多言語による情報提供や避難所への巡回による支援などを行うため、必要に応じ、災害多言語支援センターの設置を行う。

オ 情報提供体制の確立

避難所等で避難生活を送る要配慮者に対して、被災状況や生活に必要な各種情報を提供するため、大画面テレビ、インターネットの端末、FAX、ホワイトボード等を状況に応じて設置するとともに、手話・外国語通訳者等を配置する。

カ 在宅者対策

災害発生後、避難所に避難しないで自宅等で過ごす要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力により、要配慮者の態様に応じ、在宅訪問により次の支援を行う。

(ア) 在宅者の訪問の実施

在宅の要配慮者に対し、民生委員、地域住民、自主防災会等の協力のもと定期的に訪問する体制を確立する。

(イ) 物資の確保及び提供

必要に応じて日常生活に必要となる物資等を提供する。

(ウ) 相談体制の整備

在宅の要配慮者のニーズや生活状況を適切に把握し、要配慮者の態様に
応じた助言と支援を行う。

(エ) 情報提供体制の確立

災害状況や生活に必要な各種情報を、要配慮者の態様に応じた手段により
提供する。

(4) 応急仮設住宅等の確保

要配慮者向けの応急仮設住宅を、県と連携して必要数設置するとともに、
必要性の高い要配慮者から優先的に入居を進める。

【関係機関等が実施する対策】

(1) 避難行動要支援者の避難支援及び安否確認

避難支援等関係者は、避難行動要支援者に関する避難支援計画等に基づ
き、市からあらかじめ提供された名簿に掲載した避難行動要支援者の避難支
援を行う。

なお、災害時において、市からあらかじめ提供された名簿に掲載されてい
ない避難行動要支援者の名簿提供があり、避難支援について協力の依頼が
あった場合は、可能な範囲で避難支援を行うよう努める。

(2) 医療機関・社会福祉施設等における受入れの推進

福祉避難所（福祉避難スペース）や要配慮者が生活する避難所への介護職
員等の派遣や介護機器の貸与及び医療機関・社会福祉施設等への緊急受け入
れ等について、市から要請があった場合、当該医療機関・社会福祉施設等の
利用者の生活に支障が生じない範囲で、積極的に協力する。

(3) 医療機関・社会福祉施設等の復旧

医療機関や社会福祉施設等要配慮者が利用する施設については、ライフライ
ン等の施設機能を早期に回復させる。

2 広域相互応援体制等の確立

広域にわたる大規模災害が発生した場合や医療機関・社会福祉施設等が被災
し、避難所や他の施設へ一次的・応急的に避難が必要な場合などにおいては、要
配慮者の移送、受入れ等が集中的に必要なことが考えられる。

このような場合、市の区域を越えた広域的な応援体制により、関係機関が連
携して、迅速かつ適切な避難受入れ活動を行う。

【市が実施する対策】

要配慮者の救助・避難支援、避難所生活等に関し、市の区域を越えて応援が
必要となった場合は、必要となる人員、資機材及び避難所等を確認のうえ、
県、他市町村及び関係機関に応援要請を行うとともに、他市町村等から応援要
請があった場合、可能な限り協力するよう努める。

【関係機関等が実施する対策】

医療機関・社会福祉施設等及び関係機関は、県・市町村等から要配慮者の救
助・避難支援、避難所生活等に関する人員、資機材及び避難所等の要請があっ
た場合、当該医療機関・社会福祉施設等の利用者の生活に支障が生じない範囲

で、積極的に協力するよう努める。

第10節 緊急輸送活動

【本部室・防災対策部・土木庶務班・農政班・財政班・総務班・経済庶務班】

【関係機関】

第1 基本方針

- 1 大規模災害発生時の救助活動、救急搬送活動、消火活動、緊急輸送活動、応急復旧活動等を迅速、的確に実施するために、陸上交通網の確保はもちろん、航空機の活用を含む総合的な輸送確保を行う。
- 2 緊急輸送活動に当たっては、被害の状況、緊急度、重要度によって判断し、次の点に配慮して推進する。
 - (1) 人命の安全
 - (2) 被害の拡大防止
 - (3) 災害応急対策の円滑な実施
- 3 原則として次の優先順位をもって実施する。

第1段階の活動	第2段階の活動	第3段階の活動
・人命救助 ・消防等災害拡大防止 ・ライフラインの復旧 ・交通規制	(第1段階の続行) ・食料、水、燃料等の輸送 ・被災者の救出・搬送 ・応急復旧	(第1・2段階の続行) ・災害復旧 ・生活必需物資輸送

第2 主な活動

- 1 緊急輸送全般の調整は、必要により災害対策本部が行う。
- 2 被災状況を直ちに調査し、県警察の定める規制計画に基づく交通規制を実施して、緊急交通路を確保するとともに、必要に応じて放置車両や立ち往生車両の移動等について道路管理者に要請を行う。
- 3 諏訪地域振興局及び諏訪警察署を窓口として、応急復旧等に従事する緊急通行車両の確認事務を行う。
- 4 被災状況を直ちに調査し、主要道路を優先した応急復旧や除雪活動を行うとともに、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは放置車両や立ち往生車両等の移動等を行う。また、農道、林道等の迂回路確保にも配慮する。
- 5 輸送関係機関等の協力により輸送車両を確保するとともに、効率的なヘリコプターの運用に配慮する。
- 6 支援物資の集積と各指定避難所への配送を円滑に実施するため、輸送拠点を指定して運用する。

第3 活動の内容

1 緊急交通路確保のための道路啓開等

県警察が行う緊急交通路確保計画と整合しながら、第1次緊急輸送道路指定路線から順次道路啓開及び応急復旧を進める。指定路線の道路啓開及び応急復旧

に日数がかかる場合は指定路線以外の道路を緊急交通路として確保する。

【市が実施する対策】

- (1) この計画に定める緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- (2) 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保し、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対して応援を要請する。

2 緊急輸送道路確保のための道路啓開等

【関係機関等が実施する対策】

(1) 緊急交通路の確保

緊急交通路の確保は、県が主体となり、次の活動を実施する。

- ア 災害時は、警察、道路管理者等が協力し、速やかに道路、橋梁、交通状況、信号機の作動状況等を把握し、道路の交通可否を判断する。
- イ 緊急交通路を確保する必要がある場合、県公安委員会は、通行可能な緊急規制対象道路を緊急交通路と指定し、一般車両の通行を禁止又は制限する。
- ウ 被災した緊急交通路は、県警察が行う緊急交通路確保計画との整合を図りながら、関係機関との連携のもと第1次確保路線より、順次応急復旧を実施する。
- エ 諏訪警察署は、緊急通行車両の通行確保のため、緊急通行車両の通行の妨げとなる車両、他の物件の移動、破損等の措置命令又は強制措置を実施する。
- オ 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者は、自ら車両の移動等を行う。

【市が実施する対策】

(1) 緊急交通路接続道路等の確保

関係機関と連絡協議の上、第1次緊急輸送道路指定路線から順次効率的に応急復旧等を推進するものとし、次の区間について、応急復旧を実施する。

- ア 県が指定し確保する緊急交通路から先の輸送拠点までの取り付け道路や、各避難所までの連絡道路等を確保するため、応急の復旧工事を推進する。
- イ 緊急交通路が使用不能となった場合は、市道、林道、農道等、指定道路に代わるべき道路について確保するものとし、この場合、必要に応じて県等の関係機関に対し応援を要請する。

資料編 ・ 緊急輸送道路

3 輸送手段の確保

災害時の輸送は、緊急にして大量な輸送手段を必要とすることから、輸送関係各機関等の協力のもと、迅速な輸送力確保と円滑な輸送を推進する。

【市が実施する対策】

(1) 自動車による輸送

ア 輸送車両の確保

市有車両のみでは、応急対策の実施に必要な車両が不足する場合は、次の順序で借り上げを行うほか、県、自衛隊等に車両の応援を要請し、輸送車両の確保に努める。

(ア) 官公署及び公共団体の車両

(イ) 民間輸送業者の車両等

(ウ) その他自家用車両

(エ) 自衛隊の車両等

イ 緊急通行車両の確認手続き

本部室は、災害対策基本法第76条に基づく交通規制が行われた場合には、諏訪警察署に申請し、緊急通行車両確認証明書及び同標章を収受する。

ウ 燃料等の調達

総務班は、輸送車両の燃料又は消耗機材の調達が困難な場合は、民間業者等へ協力を依頼し、調達先の確保に努める。

(2) ヘリコプターによる輸送

ヘリコプターによる緊急輸送が必要な場合は、第5節「ヘリコプターの運用計画」により、要請する。

(3) 鉄道による輸送

経済庶務班は道路等の被害により、車両による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資を確保した場合は、東日本旅客鉄道(株)長野支社上諏訪駅に協力を要請し、輸送を実施する。

4 輸送拠点の確保

緊急輸送が円滑に推進されるためには、受け入れた物資を拠点に一旦集積し、各避難所ごとに分類して発送することが効率的である。

ヘリコプターによる輸送も考慮し、陸上と航空の輸送が一元的に推進できる拠点として資料編に掲げる施設を設定する。

【市が実施する対策】

(1) 地域内物資輸送拠点を速やかに開設し、指定避難所までの輸送体制を確保するとともに、その周知徹底を図る。

また、輸送拠点の効率的な運営を図るため、速やかに、運営に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努める。

(2) 各避難所での必要物資につき、輸送拠点と連携を密にする。

資料編 ・ 市有車両一覧
 ・ 物資輸送拠点
 ・ 拠点ヘリポート

第11節 障害物の処理活動

【土木庶務班・農政班】

【関係機関】

第1 基本方針

発災後は、直ちに復旧作業、救援活動を開始することから、これらの活動を阻害する道路上の放置車両や立ち往生車両等、被災車両及び倒壊物件等による交通障害を直ちに除去し、作業車両、救援車両の通行路を優先して確保しなければならない。

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、先遣隊等を派遣して障害情報を早期に収集し、障害物除去に対処することが必要である。

また、障害物の集積、処分に当たっては、その集積場の確保に加え、複雑な権利関係をも考慮に入れた、速やかな物件の集積、処分ができるよう措置する必要がある。

第2 主な活動

- 1 障害物の除去処理については、原則として障害となる物件の所有者又は管理者が行うものであるが、迅速な交通路の確保が必要であることから、これらの者と迅速な協議の上、諏訪市建設業協会の協力を得て関係機関との連携のもと、市災害対策本部が行う。
- 2 除去障害物の集積、処分については、原則として、除去障害物の所有者又は管理者が集積場所の事前選定と速やかな処分を行う。

第3 活動の内容

1 障害物の除去処理

障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、これらの者に代わって市災害対策本部が緊急輸送道路上の放置車両、被災車両及び倒壊物件等の交通障害物を直ちに除去する。

【市が実施する対策】

- (1) 障害物の除去作業は、諏訪市建設業協会等の協力を得て、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。
- (2) 放置車両等の移動等
 - ア 市管理の道路上で、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。
 - イ 運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。
- (3) 応援協力体制
 - ア 市に所在する各機関等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ 市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

【関係機関が実施する対策】

(1) 障害物の処分者

自己の所有又は管理する障害物（工作物を含む。）の除去は、その者が行う。

(2) 障害物除去方法

ア 緊急輸送道路については、関係機関との調整を図りつつ、路上障害物の除去等により、速やかに緊急輸送機能の回復を図る。（所管する道路管理者）

イ 巡回の強化を図り、障害となる物の除去等に努める。

ウ 除去作業は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 放置車両等の移動等

ア 道路管理者は、放置車両や立ち往生車両が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。

イ 運転者がいない場合等においては、道路管理者は自ら車両の移動等を行う。

(4) 必要な資機材等の整備

障害物の除去範囲及び多寡により、それぞれ対策を立てる。

(5) 応援協力体制

ア 各機関のみでは実施困難なときは、市長に応援協力を要請する。

イ 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

2 除去障害物の集積、処分方法

障害物の集積、処分は、その障害物の所有者又は管理者が行うものであるが、一時的に多量に出る障害物が二次災害の原因となるなどの事後支障を生じさせないため、集積場所の確保、障害物の権利関係を事前又は発災後直ちに確認し、速やかな物件の集積、処分を行う。

【市が実施する対策】

(1) 障害物の集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(2) 応援協力体制

ア 市に所在する各機関等から集積、処分について応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

イ 市における稼働能力のみでは実施が困難なときは、知事等に応援協力を要請する。

(3) 障害物の集積場所

ア 交通に支障のない公有地を選ぶ。

イ 公有地に適当な場所がないときは、民有地を利用するが、やむを得ざる場合以外は、所有者の了解を求め、事後の処理は万全を期する。

【関係機関が実施する対策】

(1) 障害物の処分者

各機関の施設、敷地内の障害物に係る集積、処分は、その所有者又は管理者が行う。

(2) 障害物の集積、処分の方法

ア 自らの組織、労力、機械器具を用い、又は建設業者等の協力を得て、速やかに行う。

イ 集積、処分は、周囲の状況等を考慮し、事後支障の起こらないよう配慮して行う。

(3) 必要な資機材等の整備

障害物の多寡により、それぞれ対策を立てる。

(4) 障害物の集積場所

それぞれの実施者において判断するものとするが、おおむね次の場所に保管又は処分するものとし、用地管理者等と協議し、あらかじめ選定した場所とする。

ア 保管するものについては、その保管する障害物に対応する適当な場所

イ 処分するものについては、実施者の管理する遊休地及び空地その他処分に適当な場所

ウ 障害物が二次災害の原因とならない場所

エ 広域避難地として指定された場所以外の場所

(5) 応援協力体制

ア 各機関限りで実施困難なときは、本部長に応援協力を要請する。

イ 市等から応援、協力要請があったときは、必要に応じて適切な措置を講じる。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

第12節 避難受入及び情報提供活動

【本部室・防災対策部・文教庶務班・生涯学習班・体育施設班・都市施設班・現地班】

【警察署、水防管理者、県、自衛隊、住民、事業所】

第1 基本方針

風水害発生時においては、浸水、建築物の破損、崖崩れ等が予想され、地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第一次の実施責任者である市長が中心に計画作成をしておく。

その際、高齢者、障がい者等の要配慮者について十分考慮するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮する。

特に、土砂災害警戒区域等に近接する要配慮者利用施設における避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施に当たっては、これらの施設に十分配慮する。

第2 主な活動

- 1 市長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。
- 2 市長等は、必要に応じ警戒区域の設定を行う。
- 3 避難誘導に当たっては、要配慮者に配慮し、誘導員は的確な指示を行う。
- 4 市は避難者のために指定避難所を開設し、良好な避難生活を確保する。
- 5 市及び県は、広域的な避難が必要な場合は、相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。
- 6 市は、速やかに住宅の確保等を行う。
- 7 市及び関係機関は、被災者等への的確な情報提供を行う。

第3 活動の内容

1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。

避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知する。その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心掛ける。

また、避難指示等の発令に資する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難行動等を促す。

避難情報等 (警戒レベル)				河川水位や雨の情報 (警戒レベル相当情報)	
警戒 レベル	状況	住民がとるべき行動	避難情報等	防災気象情報（警戒レベル相当情報）	
				浸水の情報（河川）	土砂災害の情報（雨）

5	災害発生 又は切迫	命の危険 直ちに安全確保！	緊急安全確保	5 相当	氾濫発生情報	大雨特別警報 (土砂災害)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~						
4	災害の おそれ高い	危険な場所から 全員避難	避難指示	4 相当	氾濫危険情報	土砂災害警戒情報
3	災害の おそれあり	危険な場所から 高齢者等は避難	高齢者等避難	3 相当	氾濫警戒情報 洪水警報	大雨警報
2	気象状況悪化	自らの避難行動を確認	大雨・洪水注意報	2 相当	氾濫注意情報	——
1	今後気象状況 悪化のおそれ	災害への心構えを高める	早期注意情報	1 相当	——	——

## (1) 実施機関

## ア 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令機関

実施事項	機 関 等	根 拠	対象災害
高齢者等避難	市 長	災害対策基本法第56条	災害全般
避難指示	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	水防管理者	水防法第29条	洪 水
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条 地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり 災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般
	自衛官	自衛隊法第94条	災害全般
緊急安全 確保	市 長	災害対策基本法第60条	災害全般
	知 事	災害対策基本法第60条	災害全般
	警察官	災害対策基本法第61条	災害全般
指定避難所の 開設、受入れ	市 長		

イ 知事は、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、前表における市長の事務を市長に代わって行う。

ウ 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言する。さらに、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行う。

## (2) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の意味

事項	意 味
高齢者等避難	災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮をすることをいう。
避難指示	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）に対し、避難のための立退きを指示することをいう。
緊急安全確保	災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときに、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置を指示することをいう。

## (3) 措置及び報告、通知等

## 【市が実施する対策】

市長及び消防機関の長の行う措置

## ア 高齢者等避難

災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難すべき状況において、必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、高齢者等避難を発令する。

- (ア) 長野地方気象台から大雨警報（土砂災害）又は洪水警報が発表され、避難を要すると判断される地域
  - (イ) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
  - (ウ) 河川が避難判断水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- また、高齢者等以外の者に対しても、不要不急の外出を控え、避難の準備を整えるとともに、必要に応じて自主的に避難するよう呼びかける。

## イ 避難指示

災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、避難指示を発令する。

- (ア) 長野県・長野地方気象台から共同で土砂災害警戒情報が発表され、避難

を要すると判断される地域（土砂災害警戒区域等）

- (イ) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域
- (ウ) 河川が氾濫危険水位に到達し、避難を要すると判断される地域
- (エ) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される地域
- (オ) 上流の地域が水害を受けた河川で、危険がある下流の地域
- (カ) 地すべりにより著しい危険が切迫している地域
- (キ) 火災が随所に発生し、炎上火災の危険があり人的災害が予測される地域
- (ク) 炎上拡大地域の風下に隣接し、延焼の危険が大きな地域
- (ケ) 避難路の断たれる危険のある地域
- (コ) 爆発火災が発生し、再爆発の危険圏内にある地域
- (サ) 酸素欠乏もしくは、有毒ガス等が大量に流出し、広域にわたり人的被害が予想される地域

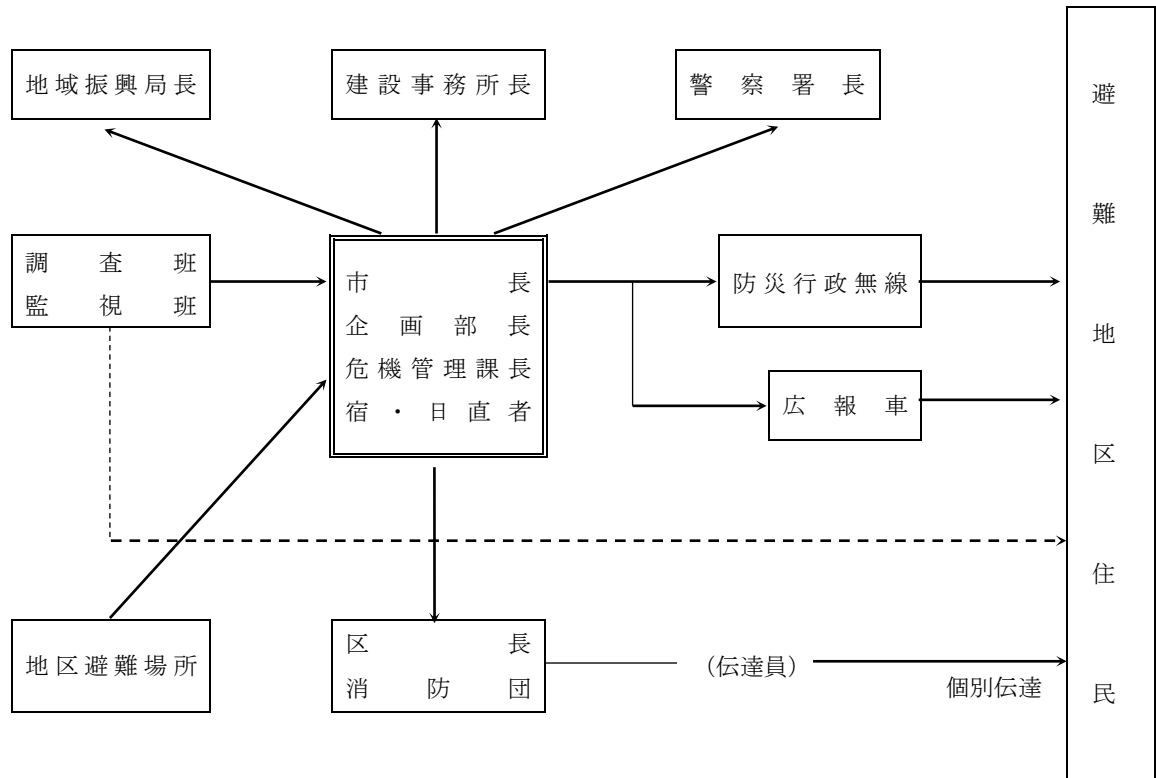
#### ウ 緊急安全確保

居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況において、いまだ危険な場所にいる居住者等に対し、指定緊急避難場所等への「立退き避難」を中心とした避難行動から、「緊急安全確保」を中心とした行動へと行動変容するよう市長が特に促したい場合に、国の「避難情報に関するガイドライン」等を参考に、次の地域の居住者等に対し、緊急安全確保を発令する。

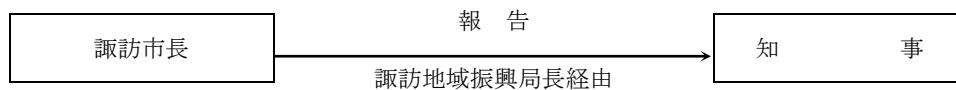
- (ア) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される地域
- (イ) 国又は長野県と長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域

なお、災害の危険性が高まり、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は、県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

〈避難指示の伝達系統図〉



- エ 報告（災害対策基本法第60条等）  
 避難指示等を行った場合は、直ちに知事へ報告する。  
 （報告様式 2－1）



※ 避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示するとともに知事に報告する。

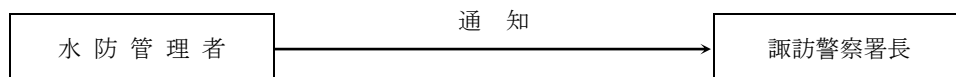
### 【水防管理者が実施する対策】

水防管理者の行う措置

#### ア 指示

洪水により危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。

#### イ 通知（水防法第29条）



## 【県が実施する対策】

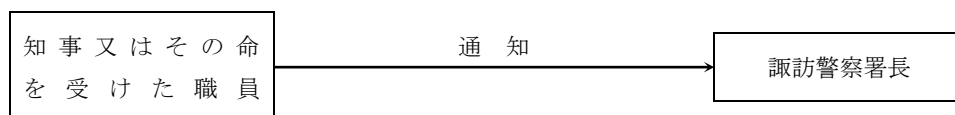
知事又はその命を受けた職員が行う措置

ア 洪水のための指示

水防管理者の指示に同じ

イ 地すべりのための指示（地すべり等防止法第25条）

地すべりにより危険が切迫していると認めたときは、その地域内の居住者に対し、避難の立ち退きを指示する。



## 【警察官が実施する対策】

警察官が行う措置

ア 指示

二次災害等の危険箇所等を把握するため、諏訪警察署にて調査班を編成し、住宅地域を中心に区域を定めて調査を実施する。

把握した二次災害危険箇所等については、市災害対策本部等に伝達し、避難指示等の発令を促す。

さらに、的確な避難の指示・誘導を行うため、災害警備本部等が各現場における避難の指示・誘導を一元的に統制できる体制の整備と通信手段を確保する。

(ア) 住民の生命、身体の安全を最優先とした避難・誘導に努めること。

(イ) 市関係者と緊密な連絡体制を保持すること。

(ウ) 市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長からの要求があったときは、諏訪警察署は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の必要と認める居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は緊急安全確保措置を指示する。

この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。

(エ) 被害発生危険が急迫した場合には、警察官職務執行法第4条に基づいて関係者に警告を発し、又は避難させる強制手段を講ずる。

(オ) 避難のための指示を行うに当たっては、関係機関と協力し、広報車等により、避難の理由、指定緊急避難場所、避難路等を明確に指示し、迅速な周知徹底を図る。

(カ) 被災地域、災害危険箇所等の現場の状況を把握した上、安全な避難経路を選定し、避難場所へ避難誘導を行う。

(キ) 避難誘導に当たっては、高齢者及び障がい者等避難行動要支援者については可能な限り車両等を活用して避難誘導を行うなど、その措置に十分配慮する。

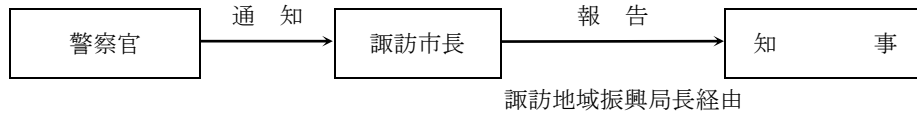
(ク) 警察署に一次的に受け入れた避難住民については、市の指定避難所の整備が整った段階で当該施設に適切に誘導する。

(ケ) 被留置者の避難等の措置につき、迅速に判断し、これを的確に実施す

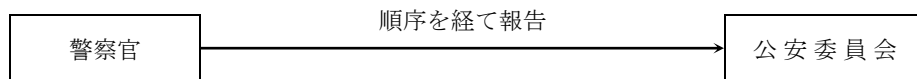
る。

#### イ 報告、通知

(ア) 上記ア(ウ)による場合（災害対策基本法第61条）



(イ) 上記ア(エ)による場合（警察官職務執行法第4条）



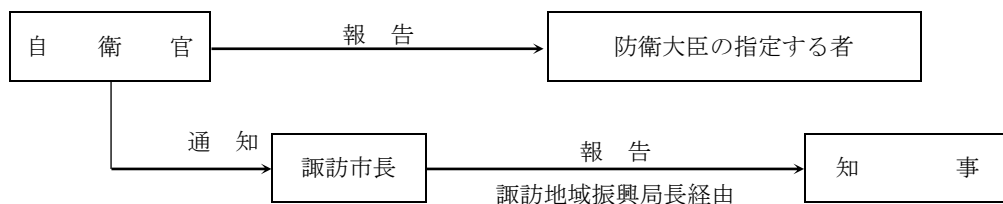
### 【自衛官が実施する対策】

自衛官が行う措置

#### ア 避難等の措置

自衛隊法第83条により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、警察官がその場にいない場合に限り「【警察署が実施する対策】ア(エ)警察官職務執行法第4条による措置」による避難等の措置をとる。

#### イ 報告（自衛隊法第94条）



#### (4) 避難指示等の時期

### 【市等が実施する計画】

前記(3)【市が実施する対策】に記載する地域に災害が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。

なお、避難指示等を解除する場合には、十分に安全性の確認に努める。

#### (5) 避難指示等の内容

### 【市等が実施する対策】

避難指示等の発令に際して、次の事項を明確にする。

- ア 発令者
- イ 発令日時
- ウ 避難情報の種類
- エ 対象地域及び対象者
- オ 緊急避難場所
- カ 避難の時期・時間
- キ 避難すべき理由

- ク 住民のとるべき行動や注意事項
- ケ 避難の経路又は通行できない経路
- コ 危険の度合い

(6) 住民への周知

【市が実施する対策】

ア 企画部長は、避難指示等の伝達を必要と認めるときは市長に報告し、その命令により直ちに区長及び消防団長に通知するとともに防災行政無線等で住民に周知する。

本部室は、防災行政無線放送等不能地区については市広報車により伝達する。避難の必要が無くなった場合も同様とする。

特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。

イ 市長以外の発令者は、住民と直接関係している市長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。

ウ 市長は、災害による危険地域内の居住者に避難のため立ち退くべきことを知らせるため、警鐘、サイレン等による周知方法を定めておき、あらかじめ周知しておく。

エ 消防団長は、アの伝達を受けたときは、伝達員に連絡し、個別伝達により住民に周知する。

オ 防災行政無線又は市広報車をもってする場合は避難時間、避難場所を示さなければならない。

カ 避難のため立ち退くべき地域が広範囲であるとき、エルシーブイ㈱に放送を依頼し、他局のテレビ放送による周知がより効果的であるときは、県に連絡してラジオ、テレビによる放送を要請する。

キ 市は、さまざまな環境下にある住民、要配慮者利用施設等の施設管理者等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう、関係事業者の協力を得つつ、市防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を活用して、警報等の伝達手段の多重化・多様化に努める。

ク 避難情報や災害情報の周知のため、防災行政無線をはじめとして、コミュニティ放送、ケーブルテレビ、有線放送、電子メール等のほか、地域住民の協力による伝達など多様な手段を用い、避難に関する情報及び被災状況や生活支援等に関する各種情報の伝達を適時に行うとともに、災害の状況によっては臨時災害放送局の開設を検討する。

(7) 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援

【市が実施する対策】

災害発生後直ちに避難支援計画に基づき地域住民、民生児童福祉委員、自主防

災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ的確な把握に努める。

また、必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行う。

## 2 警戒区域の設定

災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときに警戒区域を設定する。

### 【市、警察署、自衛隊が実施する計画】

#### (1) 実施者

- ア 市長、市職員（災害対策基本法第63条）
- イ 水防団長、水防団員、消防職員等（水防法第21条）
- ウ 消防吏員、消防団員（消防法第28条）
- エ 警察官（上記法で各実施者が現場にいない場合、又は依頼された場合）
- オ 自衛隊法第83条第2項の規定により災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官（災害対策基本法第63条第3項－市長又はその職権を行う者がその場にいない場合に限る。）

なお県は、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退却を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土砂等を利用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

#### (2) 警戒区域設定の内容

警戒区域を設定するときは、必要な区域を定めて、ロープ等によりこれを明示し、その区域への立入りを制限、禁止又はその区域から退去を命ずることをいう。警戒区域の設定が避難の指示と異なる点は、次の3点である。

- ア 避難の指示が対人的にとらえて指示を受ける者の保護を目的としているのに対し、警戒区域の設定は、地域的にとらえて、立入制限、禁止及び退去命令によりその地域の住民の保護を図ろうとするものである。
- イ 警戒区域の設定は、避難の指示より災害が急迫した場合に行使される場合が多い。
- ウ 避難の指示については、その罰則規定がないのに対し、警戒区域の設定は罰則規定がある。

#### (3) 警戒区域の設定を行った者は、避難の指示と同様、関係機関及び住民にその内容を周知する。

#### (4) 上記(1)オの自衛官が警戒区域の設定を行った場合は、直ちに、その旨を市長に通知する。

### 3 避難誘導活動

避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮する。

#### 【市、警察署、自衛隊が実施する計画】

##### (1) 避難の誘導員

避難の誘導は、区、自主防災組織、消防団、消防本部、諏訪警察署の協力を得て実施する。

##### (2) 誘導の優先順位

高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者、特に避難行動要支援者を優先する。

##### (3) 誘導の方法

ア 誘導員は、指定緊急避難場所、経路及び方向を的確に指示する。

イ 誘導経路は、できる限り危険な橋、堤防、その他災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。

ウ 危険地域には、標示、縄張りを行うほか、状況により誘導員を配置する。

エ 浸水地にあつては、舟艇又はロープ等を使用し、安全を期する。

オ 誘導中は、水没、感電等の事故防止に努める。

カ 学校長、保育園及び施設の管理者は、本部長からの避難指示の伝達を受けたときは、各避難所へ児童、生徒などを避難させる。その他の要領については、学校長、保育園及び施設の管理者はあらかじめ定めておく。

キ 高齢者、障がい者、傷病者、幼児、その他歩行が困難な者及び災害の状況により自力により立ち退くことが困難な者については、市が車両及びヘリコプター等の要請等により移送する。

また、地域住民の協力を得ながら、それぞれの態様に十分配慮した迅速かつ適切な避難誘導を行う。

ク 避難行動要支援者の避難については、避難行動要支援者名簿を使用し、予め定めた避難支援等に携わる関係者の協力を得て行う。

ケ 災害地が広範囲で大規模な避難のための移送を必要とし、本市において処置できないときは、諏訪地域振興局を経由して県へ応援を要請する。

状況によっては、直接隣接市町村、諏訪警察署等へ連絡して実施する。

コ 夜間においては、特に危険を防止するため、投光器等の照明具を最大限に活用する。

サ 誘導員の退避を指示できる通信手段及び受傷事故を防止するための装備の充実を図る。

##### (4) 避難時の携帯品

避難誘導をする者は、避難立ち退きに当たっての携帯品を必要に応じ、最小限度（貴重品、必要な食料、衣類、日用品等）とするよう適宜指導する。

#### 【住民、事業所が実施する対策】

住民等は電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難する。避難は、最寄りの

公民館、集会所等、区・町内会であらかじめ決めた場所に集合した後、市長の指示する避難所へ移動する方法が原則であるが、安全の確保を優先する。なお、携帯品は食料、日用品等必要最小限とする。

#### 4 避難所等の開設・運営

市は、収容を必要とする被災者の救出のために指定避難所を設置するとともに、施設管理者や自主防災組織等の協力を得て、指定避難所における良好な避難生活環境確保のため、必要な措置をとる。

その際、衛生、食事、睡眠（T：トイレ（衛生）、K：キッチン（食事）、B：ベッド等（睡眠））に関する環境確保について、県、関係団体等と連携し対策を講じる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 市長は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で避難しなければならない者を、一時的に収容し保護するため指定避難所を開設し、住民等に対し、周知徹底を図る。また、要配慮者のため、必要に応じて福祉避難所を開設する。本部室は、避難所の開設が必要と認められるときは、本部長に報告しその命令により市職員（原則文教対策部）を派遣し、当該地区（自主防災組織）の区長（自主防災組織の長）の協力を得て開設するとともに、区（自主防災組織）との連絡調整に当たらせる。管理運営は区長（自主防災組織の長）、役員（自主防災組織の役員）及び市職員の協議に基づいて行う。また、指定施設が使用できないなど必要に応じ、指定以外の施設を避難所として開設する。この場合、安全性を確認し、管理者の同意を得る。避難所開設の際には災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努める。
- (2) 指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、市ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努める。特に、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- (3) 避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認する。
- (4) 避難所を開設したときは、市長はその旨を公示し、避難所に収容すべき者を誘導し保護する。この場合、県、警察署、消防機関に対して次の事項を連絡する。
  - ア 開設の日時、場所
  - イ 収容人員、収容状況
  - ウ 開設期間の見込み
  - エ 水、食料、生活用品の充足状況等
- (5) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について次の者の協力を得られるよう努める。
  - ア 避難者
  - イ 住民

- ウ 自主防災組織
  - エ ボランティア
  - オ 他の市町村
  - カ 日赤奉仕団やNPO等の避難所運営について専門性を有した外部支援者
- (6) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援する。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。
- (7) 避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食料や水等を受け取りに来ている避難者等に係る情報の把握に努めるとともに、被災状況や応急対策の内容等について、市役所等防災関係機関の職員による説明、掲示、有線テレビ等の活用により随時提供する。
- (8) 避難の長期化など必要に応じプライバシーの確保、男女ニーズの違い等に配慮する。
- (9) 指定避難場所における生活環境について次の事項に注意を払い、必要な措置をとることで、常に良好なものであるよう努める。
- ア トイレの設置状況等の把握に努め、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置への配慮
  - イ 食事供与の状況の把握に努め、栄養バランスの取れた適温の食事の提供
  - ウ 避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
  - エ 入浴、洗濯等の生活に必要なとなる水の確保
  - オ 避難の長期化等必要に応じて、避難者の健康状態や指定避難所の環境状況の把握
    - (ア) パーティション等によるプライバシーの確保状況
    - (イ) 段ボールベッド等の簡易ベッドの設置状況
    - (ウ) 入浴施設設置の有無及び利用頻度
    - (エ) 洗濯等の頻度
    - (オ) 医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度
    - (カ) 暑さ・寒さ対策の必要性
    - (キ) 食料の確保、配食等の状況
    - (ク) し尿及びごみの処理状況
  - カ 必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保等、同行避難について適切な体制整備に努めるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握
- (10) 指定避難所における感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保等の必要な措置を講じるよう努める。

- (11) 指定避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮する。特に、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営管理に努める。
- (12) 指定避難所等における女性や子供等に対する性暴力・DVの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・DVについての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。
- (13) 災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、ホテル・旅館等への移動を避難者に促す。
- (14) 災害の状況により避難が長期間に及ぶ場合は、避難者による指定避難所運営のための組織化に努める。その場合、ボランティアの協力も得る。
- (15) 指定避難所の管理に当たっては、避難者名簿、避難所物品の受払簿等書類の整理を行い、注意事項の掲示等により混乱防止に努める。
- (16) 指定避難所への収容及び指定避難所の運営管理に当たっては、要配慮者の態様に合わせ、次に掲げる事項に十分配慮し、地域住民やNPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に生活環境の整備を図る。
  - ア スロープや洋式仮設トイレの設置、段差の解消、車椅子や障がい者用携帯便器の供給等、高齢者、障がい者等に配慮した設備、機器等の整備を行う。
  - イ 異性に介助される要介助者、性的マイノリティの方等が利用しやすいように、性別を問わず利用できるトイレ、更衣室等を設置するよう努める。
  - ウ 介護用品、育児用品等必要に応じた生活必需品の調達確保に努める。
  - エ 災害発生後できる限り速やかに、全ての避難所を対象として要配慮者把握調査を行い、次のような組織的、継続的な保健福祉サービスの提供が開始できるように努める。
    - (ア) 介護職員の派遣
    - (イ) 入浴サービス等在宅福祉サービスの実施
    - (ウ) 病院や社会福祉施設等への受入れ
  - オ 要配慮者の心身両面の健康状態に特段の配慮を行い、メンタルケア、保健師等による巡回健康相談等を実施する。
  - カ 大画面テレビ、FAX、パソコン、ホワイトボード等の設置、アナウンス、外国語・手話通訳者の派遣等要配慮者に対する情報提供体制を確保する。
- (17) 要配慮者の避難生活が長期に及ぶと予想される場合、市は必要に応じて、社会福祉施設等との災害時協定により福祉避難所を開設する。
- (18) 指定避難所の管理運営に当たり、災害の規模が大きく、市において人員が不足し困難を来した場合、県職員の派遣を要請し、協力を依頼する。

- (19) 教育委員会及び学校長等（以下「施設管理者」という。）は、次に定めるところにより、市の地域防災計画をふまえ適切な対策を行う。
  - ア 学校等が指定避難所となった場合、施設管理者は、できるだけ速やかに指定避難所として開放する。そのため、夜間や休校、休園日の災害発生に備え、開錠の方法や、教職員の緊急の招集方法、連絡方法を周知徹底しておく。

また、学校としての教育機能維持の観点から、あらかじめ指定避難所として使用させる場所について優先順位等を定めておく。
  - イ 施設管理者は、指定避難所の運営について、必要に応じ市に協力する。なお、市の災害対策担当者が配置されるまでの間の教職員の対応方法を明確にしておき、避難者の収容、保護に努める。
  - ウ 児童生徒が在校時に災害が発生し、指定避難所として利用される場合、施設管理者は、児童生徒と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報、指令の伝達に万全を期するとともに、避難所内に避難者と児童生徒のための場所を明確に区分する。
- (20) 避難場所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の寸断による孤立が続くと見込まれる場合には、当該地域に避難場所を設置・維持することの適否を検討する。
- (21) やむを得ず指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (22) ペットとの同行避難について適切な体制整備に努める。
- (23) 在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。
- (24) 車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。
- (25) 避難所を開設した場合には、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努める。
- (26) 指定緊急避難場所や避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等にかかわらず適切に受け入れる。
- (27) 必要に応じ、被災者支援等の観点から指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。
- (28) 避難所の閉鎖  
避難の必要がなくなり、避難所を閉鎖したときは直ちにその旨を公示するとともに、知事に報告する。

**【住民が実施する計画】**

住民は、指定避難所の管理運営については本部長の指示に従い、必要に応じて管理運営に協力するとともに、相互に助け合い、良好な環境のもとで避難生活ができるよう努める。

- (1) 自治組織の結成とリーダーへの協力
- (2) ごみ処理、洗濯、入浴等生活上のルールへの厳守
- (3) 要配慮者への配慮
- (4) その他避難所の秩序維持に必要な事項

**【関係機関が実施する計画】**

- (1) 避難所の運営について、必要に応じ本部長に協力する。
- (2) 被災地の周辺地域の社会福祉施設等においては、入所者・利用者の処遇の継続を確保した後、余裕スペースなどを活用し、マンパワー等を勘案しながら、要介護者等援護の必要性の高い者から優先的に、被災者の受入れを行う。
- (3) 日本赤十字社長野県支部は、市災害対策本部並びに諏訪赤十字病院と連携をとり、被災者救援に協力する。
  - ア 日本赤十字社長野県支部「災害救援物資配分基準」による、毛布・安眠セット・緊急セットの提供
  - イ 赤十字防災ボランティアによる労力の提供（炊き出し、救援物資の輸送等）
- (4) 民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者等は、要配慮者の居場所や安否の確認に努め、把握した情報については県、市に提供する。

**5 広域避難及び広域一時滞在を要する場合の活動**

大規模災害が発生し、被災者が居住地以外の市町村に避難する必要がある場合は、県、市及び関係機関は相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。

**【市が実施する対策】**

- (1) 広域避難の対応

**ア 協議**

災害の予測規模、避難者数に鑑み、市の区域外への広域的な避難、指定避難所及び指定緊急避難場所の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては、県に対し当該他の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。なお、広域避難に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

**イ 実施**

あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

**ウ 避難者への情報提供**

避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関、他の地方公共団体及び事業者と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

## (2) 広域一時滞在の対応

### ア 協議

市は、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、県内の他の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他の都道府県との協議を求めることができる。なお、広域一時滞在に関して必要な調整を行うよう県に求めることができる。

### イ 広域的避難収容活動の実施

市は政府本部が作成する広域的避難収容実施計画に基づき、適切な広域的避難収容活動を実施する。

## 【関係機関が実施する対策】

### (1) 活動実施

運送事業者等は、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、国、地方公共団体等の関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努める。

### (2) 避難者への情報提供

関係事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、政府本部、指定行政機関、公共機関及び地方公共団体と相互に連絡をとりあい、放送事業者等を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

## 6 住宅の確保 <都市施設班>

住宅の被災により避難生活を余儀なくされた住民に対して、早期に生活基盤が安定するよう県及び市は相互に連携し、公営住宅のあっせん等により速やかに住宅の提供又は住宅情報の提供を行う。

なお、災害救助法が適用された場合は県が、適用されない場合は必要に応じて市が住宅の提供を行う。

応急仮設住宅の建設地、仕様、入居者の決定等については、通勤通学地、被災前の地域コミュニティの状況、高齢者、障がい者等の要配慮者に配慮する。

## 【市が実施する対策】

### (1) 災害救助法が適用された場合

市は県に対して、災害救助法第4条第1項第1号に規定する応急仮設住宅等の提供を要請するとともに、県が実施する仮設住宅の建設に協力するものとし、次の措置を実施する。

ア 応急仮設住宅等の要望戸数は、全焼、全壊、又は流失戸数以内で被災者が居住に必要な戸数とする。

イ 県に対し市公有地又は私有地の提供をする。ただし、私有地を提供する場合は、市長は、敷地所有者と賃貸契約を行う。

ウ 被災者の状況調査を行い、入居者の決定の協力を行う。

エ 知事の委任を受けて、市長は公営住宅に準じ応急仮設住宅の維持管理を行う。

(2) 災害救助法が適用されない場合

市は、必要に応じて仮設住宅を建設するものとし、次の要領、基準に基づき、必要な措置を実施する。なお、市営住宅等の空き家を把握し、応急住宅としての一時使用も検討する。

ア 活動体制

都市施設班は、諏訪市建設業協会、諏訪市水道温泉事業協同組合、諏訪市下水道指定工事店協会、プレハブ供給メーカー等の協力を得て、仮設住宅を建設する。

イ 対象者

災害により全焼、全壊、流出及び埋没し、自らの資力で住宅の確保ができない者

ウ 建設の方法

- (ア) 応急仮設住宅の設置戸数を決定する。
- (イ) 建設用地を確保する。
- (ウ) 応急仮設住宅の設計を行う。
- (エ) 建設業者との請負契約を行う。
- (オ) 工事監理、検査を行う。
- (カ) 入居者の決定を行う。
- (キ) 応急仮設住宅の維持管理を行う。

エ 設置戸数

住宅の全焼、全壊、流出、埋没世帯

オ 設置場所

飲料水等が得やすく衛生上良好な場所を選定する。

カ 建物の構造及び規模

応急仮設住宅は、おおむね一戸当たり29.7平方メートル（9坪）を基準とし、構造は一戸建て又は長屋・共同住宅のいずれかで、一戸当たり平均価格は県の基準以内とする。（災害救助法参考）

- (3) 応急仮設住宅の運用管理に当たっては、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れにも配慮する。

(4) 入居者の選定（要配慮者への配慮）

入居者の選定に当たっては、福祉対策部と協議し厳正な入居選定を行い、貸与期間は2年以内として入居契約書を徴して入居させ、後日立退き等につい

て問題が生じないよう配慮する。

## 7 被災者等への的確な情報伝達

被災者のニーズを十分把握し、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するよう努める。

### 【市、指定行政機関、公共機関が実施する対策】

- (1) 市は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。
- (2) 被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について、住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努める。
- (3) 市自らの調査では避難先が把握できない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努める。
- (4) 市、指定行政機関及び公共機関は、被災者のニーズを十分把握し、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフライン・交通機関・公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行う。
- (5) 市、指定行政機関及び公共機関は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることに鑑み、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるよう努める。
- (6) 市は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が防災及び防犯に関する情報を、迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (7) 市は、障がいの種類及び程度に応じて、障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずる。
- (8) 市及び指定行政機関及び公共機関は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。
- (9) 市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可

能な限り安否情報を回答するよう努める。この場合において、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

資料編	・ 広域避難所 ・ 一次避難所
-----	--------------------

## 第13節 孤立地域対策活動

【本部室・防災対策部・現地班・土木庶務班】

【住民、NTT東日本(株)】

### 第1 基本方針

- 1 災害時における孤立の内容は、「情報通信の孤立」と、「交通手段の孤立」に大別できる。その特徴は次のとおりである。

項 目	特 徴
情報通信の孤立	救助機関における事案の認知を疎害して、人命救助活動を不可能にする。
交通手段の孤立	救援活動に支障を及ぼすとともに、孤立地域住民の生活に大きな影響を与える。

- 2 孤立が予想される本市の災害応急対策は、常に前記1を念頭に置き、次の優先順位をもって当てる。

- (1) 被害実態の早期確認と救急救助活動の迅速実施
- (2) 緊急物資等の輸送
- (3) 道路の応急復旧による生活の確保

### 第2 主な活動

- 1 孤立予想地域に対しては、市から連絡をとって孤立の有無を確認して県に報告し、被害状況の把握に努める。
- 2 交通の断絶地域に対しては、各種ヘリコプターを活用し、迅速な救急救助活動を実施するとともに、観光客の救出等にも配慮する。
- 3 通信の途絶地域に対しては、移動系の無線機器等を配置して通信の確保に努める。
- 4 緊急輸送手段としてヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、ヘリコプターによる輸送を行う。
- 5 迂回路の確保を含め、応急復旧工事を迅速に実施し、生活必需物資輸送のための最低限の交通を早期に確保する。

### 第3 活動の内容

#### 1 孤立実態の把握対策

全ての応急対策は被害実態の把握から始まる。通信途絶地域については、地域からの救助要請や被害状況の報告が不可能となるので、応急対策責任者の側から能動的に状況を確認する必要がある。

発災時には、平時からの孤立予想に基づき、直ちに各地域と連絡をとり、孤立の有無と被害状況について確認する。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 現地班は、交通手段の寸断状況や電気、通信等のライフラインの途絶・復旧見込み、住民の物資の備蓄状況、道路啓開に要する時間等の孤立状況を把握するとともに、被害の概要について情報収集を行い、県に対して直ちに報告する。

- (2) 現地班は、孤立予想地域に対し、衛星通信回線及び職員の派遣等により、孤立状況の確認を行う。

## 2 救助・救出対策

災害発生時には、人命の救助を第一とした活動を行い、引き続き、孤立地域からの救出活動を実施する。

### 【市が実施する対策】

- (1) ヘリコプターによる救急搬送が予想される場合は、概要を直ちに県に報告する。
- (2) ヘリコプターの要請に際しては、救助場所のヘリポートを確保するとともに、被救助者の容態、人数、気象状況等に関し、できる限り多くの情報を収集して報告する。
- (3) 負傷者等が多い場合は、医師等の現地派遣にも配慮する。
- (4) 孤立地域内の要配慮者や観光客等の実態を把握し、道路の復旧見込み、食料の状況、避難場所の有無等について検討し、必要に応じて県又は他の市町村の応援を得て、救出を推進する。

## 3 通信手段の確保

情報通信回線が不通となった場合、孤立地域の実態を早急に把握し、必要な連絡をすることが不可能となる。情報上の孤立状態をまず解消するため、各機関と協力して早急に応急的な情報伝達回線の確保を行う。

### 【市が実施する対策】

職員の派遣、諏訪広域消防本部の消防無線による中継等、あらゆる方法によって情報伝達手段の確保に努める。

### 【NTT東日本(株)が実施する対策】

- (1) 携帯電話機等の可搬型無線機の臨時配置により、通信途絶を解消する。
- (2) 避難場所等に、デジタル衛星車載局、ポータブル衛星方式等で通信回線を作成し、災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

### 【住民が実施する対策】

住民は、農道、林道等の使用可能な迂回路の活用、及びアマチュア無線等使用可能な通信手段の活用により、市との連絡確保に自ら努める。

## 4 食料品等の生活必需物資の搬送

道路交通が応急復旧するまでの間は、孤立地域住民の生活維持のため、食料品を始めとする生活必需物資の輸送を実施するが、この場合、ヘリコプターによる空輸を効率的に行うほか、迂回路や不通箇所での中継による陸上輸送等、状況に応じた輸送対策を実施する。

### 【市が実施する対策】

迂回路による輸送の確保に努めるとともに、ヘリコプターの活用が有効と考えられる場合には、県に対してヘリコプター確保に関する要請を行う。

### 【住民が実施する対策】

- (1) 住民は、孤立地域内においては、食料品等を相互に融通しあい、地域全体と

しての当面の生活確保について協力しあう。

(2) 住民自らも、隣接地域及び市との連絡確保に努める。

## **5 道路の応急復旧活動**

### **【市が実施する計画】**

孤立地域に通ずる道路の被害状況を早急に把握し、徒歩、二輪車、四輪車の順に、一刻も早い交通確保に努める。

## 第14節 食料品等の調達供給活動

【援護班・市民庶務班・現地班】

【住民】

### 第1 基本方針

災害発生後の、被災地区における食料品等・生活必需品の調達・供給は、被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀等が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料・生活必需品等を被災者に対し供給する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料品・生活必需品等の調達供給活動を行うとともに、諏訪市赤十字奉仕団、諏訪市ボランティアセンターによるボランティア等の協力も得られるようにする。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、物資の調達に留意する。また、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めた被災地の実情を考慮する。

### 第2 主な活動

- 1 市は、自らの備蓄食料では必要量の供給ができない場合は、近隣市町村、県等に食料品等の供給を要請する。
- 2 備蓄食料、協定等によって調達した食料を速やかに供給する。
- 3 被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県への協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 食料品等の調達

被災地の状況をいち早く把握し、国の応急用米穀類が供給されるまでの間、市や県の備蓄食料により対応する。

また、相互応援協定、関係業界団体等との協定に基づいて食料等の調達活動を行う。なお、調達には食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対し、食料の供給について、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、種類及び数量を明示して要請を行う。
- (2) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努める。
- (3) 調達体制

市の備蓄品で不足する場合は、次のとおり市内より調達を図る。

#### ア 給食対象者の把握

被災者及び災害応急対策従事者等の給食対象者の把握は、現地班が当該区長を通じて取りまとめ、市民対策部長へ報告する。

## イ 食料の調達

市民対策部長は、前記の報告に基づき本部長に報告し、本部長の命令により被災者及び災害応急現地従事者等に配給する食料の確保とその他必要食品等の調達を行う。ただし、災害救助法が適用されたときは知事が行うが、知事から委任されたとき、又は知事による救助の暇がないときは、知事の補助機関として本部長が行う。

## 2 食料品等の供給

食料品等の調達活動により調達した食料を迅速かつ円滑に、被災者等に供給する。

市は、被災地の状況をいち早く把握し、関係機関と連携を取り合って活動する。

また、ボランティア等の協力も得られるようにする。

### 【市が実施する対策】

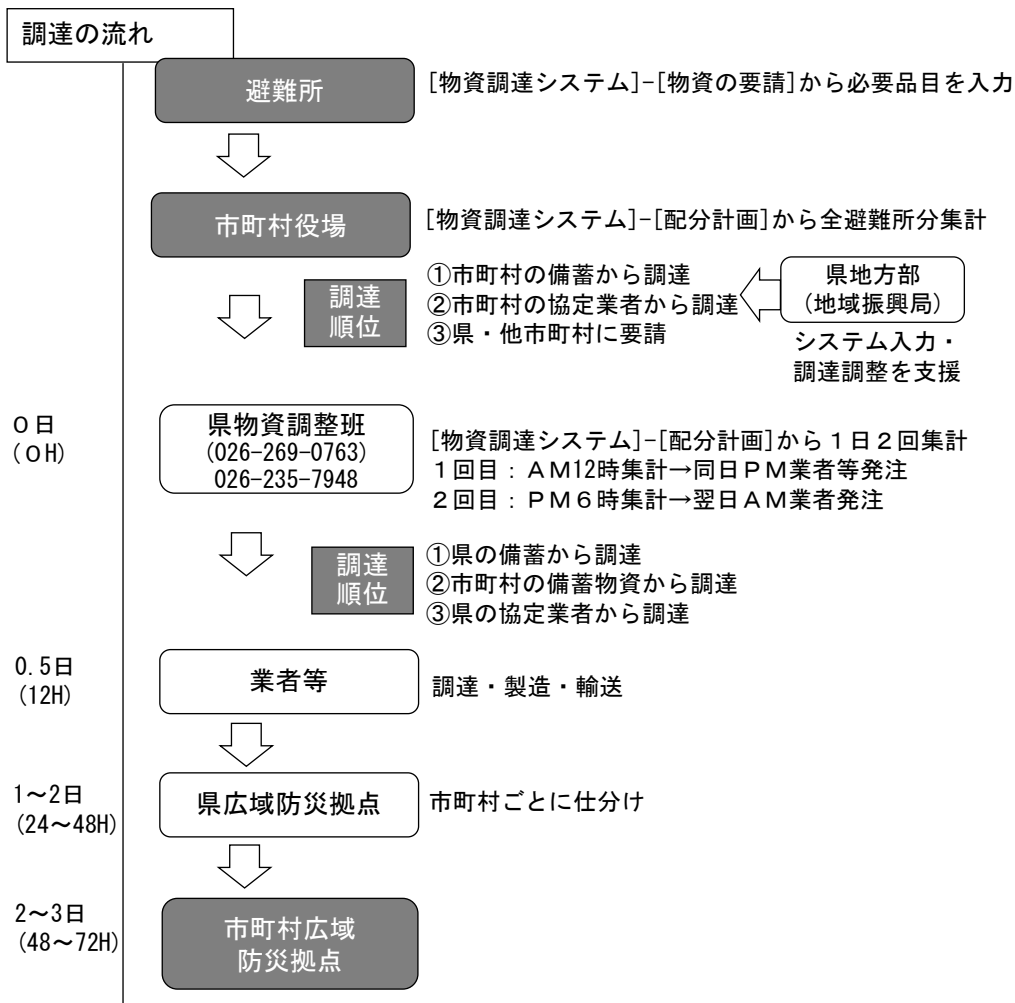
- (1) 市は、災害発生時に被災者等に対する食料の供給が必要な場合は、まず市の備蓄食料の供給を行う。
- (2) 市は、計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、県災害対策本部室に対して要請を行って調達した食料を、被災者等に対して供給する。
- (3) 食料の供給活動に際しては、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、必要に応じてボランティア等の協力を得て実施する。
- (4) 届けられた食料品等は、各避難所の管理責任者を通じて被災者及び、避難者に供給する。
- (5) 各避難所では、区、自主防災組織、ボランティア等の協力得て、被災者及び避難者に配給する。

### 〈応急用米穀の供給基準〉

供給の対象	精米の必要量
1 被災者に対して炊き出しによる給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 200 g
2 災害地における救助作業及び緊急復旧作業等に従事する者に対して給食を行う必要がある場合	1食当たり 精米 300 g

※ 供給品目は原則として米穀とするが、実情によって乾パン及び麦製品等とする。

# 〈食料品・生活必需品の県への調達要請フロー〉



## 【住民が実施する計画】

住民は、手持ちの食料を融通し合う等、状況に応じた行動を行うよう努める。

### 3 炊き出しの実施方法

#### (1) 炊き出しの対象

食料供給の対象は次のとおりとする。ただしオ、カは、災害救助法の対象ではない。

ア 避難所に収容した被災者及び避難者

イ 家屋の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等であって、食事のできない者

ウ 旅館、ホテル等の宿泊者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

エ 社会福祉施設の入所者等（ライフラインの支障により施設で調理できない場合に限る。）

オ 被災地において救助作業、応急対策、復旧作業に従事する者

カ その他市長が食料供給を必要と認めた者

(2) 炊き出しの場所

ア 避難所に収容した被災者及び避難者に対しては、原則として避難所とする。

イ その他の場合にあっては被災者の利便及び輸送の条件を考慮して決定する。

(3) 炊き出しの責任者

炊き出しは本部長の指示により実施し、救護班長を責任者とする。

(4) 炊き出しの協力

炊き出しの実施にあたっては、区、自主防災組織、赤十字奉仕団、ボランティア等の協力を得て行う。

(5) 経費の負担

炊き出しその他による食品の供給を実施するために支出する費用は、災害救助法が適用された場合は、その費用の限度内において県及び国が負担し、その他の場合は市が負担する。

## 第15節 飲料水の調達供給活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】【住民】

### 第1 基本方針

飲料水の調達は、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水場等の貯留水で確保された水により行うこととし、市で水の確保が困難な場合は、他市町村からの応援給水により調達する。

また、飲料水の供給は、断水世帯、避難所、病院等を中心に、給水車、給水タンク等により行う。

被災の規模により本市での給水活動が困難となる場合には、長野県市町村災害時相互応援協定及び長野県水道協議会水道施設災害等相互応援要綱により、他市町村から応援給水を受ける。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な飲料水の確認等を行い、円滑な飲料水の調達を行う。
- 2 飲料水の確保のため、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給水機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 飲料水の調達

飲料水については、緊急遮断弁等により確保された配水池、浄水場等の貯留水を確保する。また、飲用可能な井戸水も利用する。

本市における水の確保が困難な場合は、相互応援要綱による他市町村からの応援給水により調達する。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被災状況の確認を行い、飲用可能な飲料水の確保を行う。
- (2) 本市で対応が困難な場合は応援要請を行う。

#### 【関係機関が実施する計画】

上下水道温泉対策班は、「災害時における救援物資協定に関する協定書」に基づき北陸コカ・コーラボトリング㈱等へ要請を行う。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、ポリタンク等給水用具の確保を行う。

#### 2 飲料水の供給

断水世帯、避難所、病院等に対し、応急給水を実施し、飲料水の確保を図る。

また、諏訪市水道温泉事業協同組合に要請し、速やかな応急復旧作業により、給水機能の回復に努める。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 断水地域の把握等、情報の収集を行う。

- (2) 出動体制、給水拠点の確保・確認を行う。
- (3) 給水用具の確保を行う。
- (4) 災害のために水道、井戸等の給水施設が破壊され、飲料水が得られない被災者に対し、給水車、給水タンク、給水袋等により、飲料水を供給する。
- (5) 応急飲料水以外の生活用水についても、その必要最小限の供給を図る。
- (6) 被災の状況により、本市の対応力だけでは供給の実施が困難な場合は、他市町村、県又は自衛隊の応援を要請する。
- (7) 復旧作業に当たり、指定給水装置工事事業者等との調整を行う。
- (8) 住民に対し、飲料水の供給に関する広報活動を行う。

資料編 ・ 災害時における救援物資提供に関する協定
---------------------------

## 第16節 生活必需品の調達供給活動

【市民庶務班・現地班】

### 第1 基本方針

災害発生後、住民の避難所での生活必需品については、基本的には市の備蓄分を供給するが、被害状況等に応じて不足する場合は、県に対し供給の協力を要請する。

なお、被災地で求められる物資は時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、性別によるニーズの違いに配慮する。

### 第2 主な活動

被災状況等による生活必需品の不足状況・被災者の要望等を調査し、市では調達できないものについて、県へ協力を要請する。

### 第3 活動の内容

#### 1 生活必需品の調達

市は、被災者の生活の維持に必要な生活必需品の量・種類等について、被災者のニーズを把握し、必要な物資の調達・確保に努め、不足分については県へ要請する。

#### 2 生活必需品の供給

市は、調達・確保した生活必需品等を被災状況等に応じて迅速かつ的確に供給・分配する。

#### 【市が実施する対策】

##### (1) 物資の購入及び配分計画の樹立

ア 市民庶務班は、援護班や文教庶務班等の避難所を開設する班と連携し、被災者の生活の維持に必要な量・種類等について把握し、速やかに市内又は近隣市町村の業者から購入する。

イ 市民対策部長は、被害報告をとりまとめ、知事に報告するとともに、救助物資の概算交付を受け又は現地調達して、知事より示された配給基準に基づき配分計画を作成し、配分を実施する。

ウ 特に要配慮者については、介護用品、育児用品等要配慮者の態様に応じた生活必需品の調達、確保に十分配慮する。

##### (2) 物資の調達

生活必需品の調達先をあらかじめ指定しておくなど、調達計画をたてておく。主な生活必需品は本編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」によること。

##### (3) 救助物資の集積場所

救助物資の集積場所は、原則として東バル跡地とするが、災害の状況により交通及び連絡に便利な公共施設を選定する。

(4) 物資の供給又は貸与の支給責任者及び協力者

ア 物資の供給又は貸与の支給責任者は、市民庶務班長とする。

イ 支給責任者は、消防団、日赤奉仕団等の団体及び被災者の協力を得て、被災者に公平に交付する。

## 第17節 保健衛生、感染症予防活動

【保健班・環境班】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

被災後、復旧までの間における被災者の健康の確保を目的として、被災者の健康状態の把握・健康相談等の保健活動、感染症発生予防措置・まん延防止措置、食品衛生指導、食生活の状況の把握及び栄養改善対策等の活動を行うとともに、地域の衛生状態にも十分配慮する。

### 第2 主な活動

- 1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。  
また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに、食品衛生上の危害防止のための措置を講ずる。  
さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに、口腔衛生の維持に努める。
- 2 平時から感染症予防対策用資機材の整備、感染症予防対策のための組織の明確化を図り、災害時においては、衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を速やかに行う。また、感染症発生時は、疫学調査や患者への医療提供、消毒などのまん延防止措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 保健衛生活動

災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び歯科衛生士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。

このほか、被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置を講ずる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被災者の避難状況を把握し、保健福祉事務所に置かれる地方部保健福祉班に報告するとともに、被災者台帳等に反映する。
- (2) 被災者の健康を確保するために、避難所等の整備に努め、健康相談等を行う。
- (3) 県と連携し、要医療者及び慢性疾患患者等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。
- (4) 被災者の食料確保のため、炊き出し、その他食品の調達について県に対し報告するとともに、給食施設等の復旧活動等を速やかに推進する。

#### 【関係機関が実施する対策】

- (1) 諏訪市医師会等は行政との連携のもとに、医療情報等の速やかな提供に努

める。

- (2) 看護協会等は行政との連携のもとに、被災世帯や避難所の救護・健康相談を行うよう努める。
- (3) 栄養士会、食生活改善推進協議会は、行政との連携のもとに、栄養指導・炊き出し等を行うよう努める。
- (4) 関係団体の協力を得るために必要な連絡網、連絡体制、協力者名簿等をあらかじめ整備する。

#### 【住民が実施する対策】

住民は、医療・保健の情報を積極的に活用し、自らの健康管理に努めるとともに、住民相互の助け合いを大切にし、自らもボランティアとしての活動を行う。

## 2 感染症予防対策

感染症予防対策用物品及び器具の整備及び訓練、資機材の確保に努めるとともに、感染症予防対策のための組織を明確化し、迅速な感染症予防活動を行う。

また、感染症の発生を未然に防止するため、県との連携のもとに衛生指導、健康調査などの感染症予防活動を行う。

なお、感染症が発生した場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく患者への医療提供、消毒の実施等の措置を迅速に行い、まん延防止を図る。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 災害時の迅速な感染症予防対策に備え、県に準じて感染症予防対策のための組織を明確化するとともに、緊急連絡網、人員配置等事前の感染症予防計画を樹立し、被災時には迅速に対応する。
- (2) 災害発生に備え、感染症予防対策用器具の整備及び訓練（点検を含む。）、機材の確保を図る。
- (3) 感染症発生の予防のため、感染症予防対策のための組織を設け、速やかな感染症予防活動ができるようにし、県が実施する対策と一体的活動を行う。
- (4) 感染症の発生を未然に防止するため、諏訪保健福祉事務所及び関係機関と緊密な情報交換を行い、感染症予防対策を講じる。また、避難所の施設管理者を通して衛生に関する自治組織を編成させ、予防のための指導の徹底を図る。
- (5) 災害時は、感染症予防活動に要する器具機材の必要量を速やかに算出し、不足分の入手に努める。
- (6) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、まん延防止のため、防災担当部局と保健福祉担当部局が連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく消毒等や、予防接種法による臨時予防接種を、県の指示に応じて実施する。

また、長野県避難所運営マニュアル策定指針等を参考に、感染症対策として必要な措置を講じるよう努める。

#### ア 情報の収集

災害発生と同時に保健福祉事務所等関係機関と連絡を密にし、被災地の状

況を把握するとともに、これに必要な機械、資材、薬剤及び人員を確保し施設の整備等を行う。

#### イ 防疫活動に必要な資材等の確保

##### (ア) 機械

市が保有している消毒用機器等を利用して防疫活動を行うとともに、他の関係機関から借入を図り行う。

##### (イ) 車両

総務班で調整し、車両の確保を行う。

##### (ウ) 薬剤

市で薬剤を備蓄保管するものとし、不足分については、諏訪保健福祉事務所に斡旋を要請するとともに、業者から購入する。

##### (エ) 人員

環境班で不足する場合は、災害対策本部で調整し、他の部から応援を求めるか、人夫等の雇上及び自衛隊の応援を要請する。

#### ウ 防疫業務の実施基準

浸水家屋に係る消毒は、調達可能な下記薬剤のいずれかを散布する。

浸 水 程 度	散 布 す る 薬 剤 の 種 別		
床 下 浸 水	石 灰 酸 水	ク レ ゾ ール 水	ベ ン ザ ル コ ニ ウ ム 水
床 上 浸 水	石 灰 酸 水	ク レ ゾ ール 水	ベ ン ザ ル コ ニ ウ ム 水

希釈割合

石 灰 酸 水	：(石灰酸 1：水33)
クレゾール酸水	：(クレゾール 1：水33)
ベンザルコニウム水	：(ベンザルコニウム塩化物 1：水200)

- (7) 関係機関の協力を得て、災害防疫実施要綱に基づき、感染症発生状況、感染症対策活動状況、災害感染症対策所要見込額を取りまとめるとともに、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事へ報告する。
- (8) 感染症予防活動完了後は、速やかに災害感染症対策完了報告書を取りまとめ、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- (9) 災害感染症予防活動終了後、災害に要した経費を他の感染症予防活動に要した経費とは明確に区分して把握する。なお、災害が激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律により、激甚災害及び当該災害に対して適用すべき措置の指定がなされた場合は、必要書類を災害防疫実施要綱に基づき作成し、諏訪保健福祉事務所長を経由して知事に提出する。
- (10) 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請する。

#### 【住民が実施する対策】

住民は、市の行う広報、衛生組織を通しての指導を参考にして、居住地域の衛生の確保に努める。また、避難所においては、市の指導のもと施設管理者が中

心となり衛生に関する自治組織を編成して、感染症予防に努める。

## 第18節 遺体の搜索及び対策等の活動

【市民庶務班・消防課】

【関係機関】

### 第1 基本方針

災害時において、行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情によりすでに死亡していると推定される者の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに実施する。

また、災害発生時における検視及び遺体の身元確認は、長野県警察災害警備計画により行うこととされているが、検視に当たっては、臨床法医病理会、警察協力歯科医師会との連携を密にして、諏訪市医師会、諏訪市歯科医師会、医療機関による救護班等の協力を得て行う。

さらに、多数の死者が生じた場合は、広域的な応援により、その処置を遅滞なく進める。

### 第2 主な活動

関係機関との連携を密にし、遺体の搜索及び検視を行うとともに、多数の死者が生じた場合は、衛生上の問題及び人心の安定を図る見地から、的確な遺体対策を施す。

### 第3 活動の内容

#### 1 遺体の搜索等及び対応

- (1) 遺体の搜索は、市が県警察本部、消防機関等の協力のもとに行う。
- (2) 災害時において多数の死者が生じた場合、遺体収容所の確保、身元確認、縁故者への連絡、身元が判明しない遺体の埋・火葬等についての的確な対応を行う。
- (3) 多数の遺体の検視については、諏訪警察署長が行い、検視の主目的は死因の究明と身元確認資料の収集であり、不自然な遺体があれば検視規則による司法検視・解剖に移行する。
- (4) 検視場所、遺体安置所等はあらかじめ把握するとともに、避難場所との兼ね合い、建物の崩壊等により、その場所が使用不可能となることもあるので、このような場合は、空き地にテントを設置しての検視活動も考慮する。
- (5) 収容した遺体及び遺留品等の整理について必要な事項を定める。
- (6) 身元が判明しない遺体の埋・火葬を行う。
- (7) 遺体運搬車、棺及び火葬場の不足等遺体の処置等に関して、他の市町村等からの応援を必要とする場合は、県等に要請する。

#### 2 実施計画

##### 【市が実施する対策】

- (1) 行方不明者及び遺体の搜索

ア 行方不明者及び遺体の搜索は、災害の状況から優先すべき地域を判断し効

果的に行う。

イ 災害の状況により行方不明者等の搜索が困難な場合は、関係機関に対して搜索の応援を要請する。

(2) 遺体の収容処理

ア 遺体の収容処理は、市職員、諏訪広域消防本部、諏訪警察署、消防団が協力して行う。

イ 発見遺体その他の事故遺体は、被災現場付近の寺院、神社等の建物に収容するものとし、やむを得ない場合は、テント等を手配し収容する。

ウ 遺体の氏名並びに関係記録及び遺留品の調査表を作成する。

エ 身元不明者については、ウの調査表を作成するほか、衣類などの一部を保管する等、証拠の保全に努め、地元住民の協力を得て身元確認のための手配を行う。

オ 外国籍住民の遺体を引き受けた場合は、遅滞なく遺族や関係機関と連絡をとり、遺体の措置について協議する。

(3) 埋・火葬

ア 火葬許可証発行事務処理体制の整備を行う。

イ 遺体の埋葬は、遺族が行うことが困難であるときは、市が実施する。

身元の確認ができない遺体については、一時仮埋葬を行う。手続を完了した身元不明者の遺体は、近隣の火葬場に依頼し火葬を行う。遺体の運搬、棺及び火葬場の不足等遺体対策に関して、他の地方公共団体等からの応援を必要とする場合は、「長野県広域火葬計画」等に基づき要請する。また、遺体処理台帳、埋葬台帳の整備を行う。

**【関係機関が実施する計画】**

日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、諏訪市医師会、(一社)長野県歯科医師会、諏訪市歯科医師会、災害拠点病院等により編成された救護班は、必要に応じて、洗浄、検案等の処理を行う。

## 第19節 廃棄物の処理活動

【環境班・農政班】

【住民】

### 第1 基本方針

災害発生後のごみ、し尿の適正な処理は、環境の保全、住民衛生の確保、早期の復旧・復興活動を行う上で重要となる。

被災後のごみ、し尿の処理活動の実施とともに、必要に応じて広域に応援を要請して処理を行う。

### 第2 主な活動

- 1 ごみ、し尿の迅速かつ適正な処理のための活動を行う。
- 2 処理能力を超える場合は広域による応援の協力を要請して処理を行う。
- 3 飼育動物や死亡獣畜に対する対策を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 ごみ、し尿の処理対策

被災地における衛生環境を確保するため廃棄物の処理活動を行うとともに、災害廃棄物の発生量及びその処理見込み、廃棄物処理施設の被害状況及び可動見込み等の把握を行うとともに、県に報告する。

#### 【市が実施する対策】

##### (1) 活動体制

ア 被災地における環境保全の緊急性を考え、臨時雇い、機材リース等の措置を講じて廃棄物の早期処理体制の確立を図る。

イ 下水道使用地域等で災害によりトイレが使用不能になった場合は、必要に応じて仮設トイレを設置する等の対策を講じる。

ウ 生ごみ、し尿等腐敗性廃棄物については防疫に留意し、可能な限り早期の収集に努める。

エ 災害により粗大ごみ、不燃性ごみ等が大量に発生し、処理施設での処理が困難な場合は、速やかに仮置き場を設け、住民へ周知する。この場合、設置場所、周辺環境等に十分注意を払う。

オ 収集に当たっては、処理施設の負担軽減を図るため、被災状況に応じ、できる限り平時の分別区分による収集に努める。

カ ごみ、し尿の処理に必要な処理業者が不足し、必要と認める場合は、県に手配を要請する。

キ 被災地の災害廃棄物の処理に要した経費及び廃棄物処理施設の原状復旧に要した経費について国庫補助を受けようとする場合は、災害発生後、原則として10日以内に諏訪地域振興局へ報告する。

##### (2) ごみの収集処理方法

##### ア 収集運搬

被災地におけるごみの排出量が市の指定する収集運搬能力を超え、その処

理が緊急を要する場合は、他の業者に依頼し、トラック等の車両及び作業員を確保して収集運搬を能率的かつ衛生的に実施する。

#### イ 処理、処分

- (ア) 水分の多い難燃性、不燃性のごみは埋立場に運搬し、埋立処分する。
- (イ) 可燃性の大型ごみは、焼却（破碎を含む。）と埋立とにより処理する。
- (ウ) 被災が広域にわたり、しかも環境上緊急を要する場合は、選定し確保した処理場において焼却又は処分する。

### (3) し尿の収集処理方法

#### ア 収集運搬

- (ア) 災害の状況に応じ、市の指定委託業者の清掃車（バキュームカー）を動員し、集中的に配置し、能率的かつ衛生的に収集し処理する。
- (イ) 収集を要する量が指定委託業者の収集能力を超え、その処理が緊急を要する場合は、近隣の市町村長を通じ業者に依頼し、清掃車及び作業員を確保して収集運搬する。

#### イ 処理

被災地から収集したし尿は、通常の方法で衛生的に処理する。一般的に大量のし尿を処理する必要が発生した場合は、近隣の市町村長に依頼し処理を要請するが、近隣市町村で処理が不可能な場合は、処理場選定基準により選定し確保した処理場において衛生的に処理する。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、災害により発生したごみを市が指定した場所に搬入する。搬入に当たっては、分別区分等市が指定した方法を順守し、集積場所の衛生確保に協力する。

## 2 廃棄物処理の広域応援

### 【市が実施する対策】

#### (1) 県又は関係機関への応援要請

環境班は、発生した廃棄物の量、廃棄物処理施設の被害状況等により、市のみでは、廃棄物処理が困難と認められる時は、広域的な応援を要請する。

#### (2) 近隣市町村への応援要請

環境班は、収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は、近隣市町村から応援を求める。

## 3 飼育動物及び死亡獣畜対策

### 【市が実施する対策】

#### (1) 死亡獣畜の処理

災害により死亡した獣畜は、所有者が処理することを原則とする。

所有者が不明、あるいは所有の意志を放棄した死亡獣畜で、自らの資力でこれを処理することができない場合、環境班及び農政班は分担して、死亡獣畜の処理活動を実施する。

#### (2) 収集方法

市有車両及び民間委託業者の車両により収集する。

(3) 処分方法

死亡獣畜発見者の連絡を受けたときは、直ちにその状況を調査し、必要に応じて家畜伝染病予防法に基づく、家畜防疫員の検査を受けるとともに、消毒その他の衛生処理を講じ、関係機関と協議の上、焼却又は化製処理を実施する。

ただし、24カ月令以上の死亡牛については、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、原則として、諏訪地域振興局農政課へ搬入する。

【住民が実施する計画】

- (1) 災害時に飼育動物を放置して見殺しにしたり、解き放すことにより第三者に危害を加える可能性を生じさせないよう飼い主として責任を果たす。
- (2) 死亡した飼育動物や、獣畜は飼い主の責任で適正に処分する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧
---------------------

## 第20節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

【市民庶務班・経済庶務班・環境班・警察】

【住民、事業所】

### 第1 基本方針

災害発生後は、被災地の社会的混乱や被災者の心理的動揺等が予想され、社会秩序の維持が重要な課題となる。

また、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の安定供給のための措置が必要となる。

### 第2 主な活動

- 1 警察等との連携による災害発生後の社会秩序の維持に努める。
- 2 災害発生後の物価の安定、物資の安定供給を図る。

### 第3 活動の内容

#### 1 社会秩序の維持

災害発生時には、被災者を対象とした悪質商法、詐欺事件、社会的な混乱下での産業廃棄物等の不法処理事犯、窃盗事件等が横行する可能性がある。

したがって、社会秩序を維持するため、関係機関の適切な措置により、このような事犯を未然に防止するとともに、悪質な業者を検挙する必要がある。

#### 【諏訪警察署が実施する対策】

- (1) 諏訪警察署は、市民庶務班、環境班及び経済庶務班と連携し社会秩序の維持に関する対策を実施する。
  - ア 災害に便乗した窃盗事犯の取締り
  - イ 災害に便乗した悪質商法事犯の取締り
  - ウ 災害に便乗した産業廃棄物の不法処分事犯の取締り
  - エ 災害に乗じたサイバー攻撃に関する情報収集・分析・取締り
  - オ 広報啓発活動の推進
  - カ 防犯協会等の自主防犯組織及び警備業協会等と連携してのパトロール、生活の安全に関する情報提供等の実施
  - キ 避難所等への定期的な巡回

#### 【市が実施する対策】

- (1) 広報活動  
被災地域において、情報不足等により混乱や犯罪が発生するおそれがあるときは、速やかに住民がとるべき措置について、防災行政無線等を活用した広報活動を行う。また自主防災組織等を通じて正確な情報伝達を行い、混乱等の防止に努める。
- (2) 情報収集  
諏訪市防犯指導員会、自主防災組織等に協力を求め、社会的混乱の原因となる次の事例等の情報の収集に努め、必要に応じて諏訪警察署等関係機関に通報し、対応について依頼する。

- ア 災害に便乗した窃盗事犯に関する情報
- イ 災害に便乗した悪質商法事犯に関する情報
- ウ 災害に便乗した産業廃棄物等の不法処分事犯に関する情報
- エ デマ、うわさなど真実でない情報
- オ その他生活の安全に関わる情報

## 2 物価の安定、物資の安定供給

災害の発生により、物流経路の分断、市場の機能低下、小売店の閉鎖などから、生活必需品等の供給不足やそれに伴う品切れ、価格の高騰、便乗値上げ等がおこるおそれがある。このため、物価の安定、物資の安定供給を図り、被災者の経済的生活の安定に寄与する。

### 【市が実施する対策】

- (1) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行う。
- (2) 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- (3) 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需品の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- (4) 買占め、売り惜しみ及び便乗値上げ、災害に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口を設置する。
- (5) 市内及び諏訪地域内の流通業者との連携を図る。

### 【企業等が実施する対策】

正常な取引環境を回復するため、市場、小売店では、施設、設備の早期復旧を行い、速やかな営業再開を図る。

### 【住民が実施する対策】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第21節 危険物施設等応急活動

【環境班・防災庶務班】

### 第1 基本方針

大規模災害発生時において、危険物施設等に損害が生じた場合、危険物等の流出、爆発、火災等により、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、災害発生後の施設の点検を速やかに実施するとともに、施設損傷時には、応急措置を速やかに実施し、危害の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害防止及び被害の軽減を図る。

### 第2 主な活動

- 1 危険物施設における、危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 2 火薬類施設、高圧ガス施設及び液化石油ガス施設における、火災、爆発及び漏洩の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 3 毒物・劇物保管貯蔵施設における、毒劇物の漏洩、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 4 放射性物質使用施設における、放射線源の露出、流出等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 5 石綿使用建築物等における、石綿の飛散等の発生防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。
- 6 大気汚染防止法で定めるばい煙又は特定物質の排出の防止並びに被害拡大防止のための応急対策を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 共通事項

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物等の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害の拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

#### 【市が実施する対策】

##### (1) 災害時等における連絡

危険物施設等において災害時における、関係機関との連絡体制を確立する。

##### (2) 漏洩量等の把握

関係機関と連携の上、飛散、もれ、流出、又は地下に浸透した危険物等の種類、量、その流出先の把握に努める。

##### (3) 危険物施設等の管理者等に対する指導

危険物施設等の管理者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

- (4) 周辺住民への広報の実施  
周辺住民に対して広報活動を行い、安全を確保する。
- (5) 環境汚染状況の把握  
必要に応じて、関係機関と連携して周辺環境調査や水質・大気質の測定を行い、環境汚染状況を的確に把握する。  
なお、下流に浄水場等が所在する場合など、危険物等が流入した場合に広範に影響を及ぼす施設等が所在する場合は、重点的に調査を行う。
- (6) 人員、機材等の応援要請  
必要に応じて、他の市町村に対して応援を要請し、応急対策等を行う。

#### 【諏訪警察署が実施する計画】

- (1) 避難誘導の実施  
関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

#### 【危険物施設等管理者が実施する対策】

- (1) 危険物施設管理者は次に掲げる対策を実施するものとする。
  - ア 危険物等の流出、爆発、火災等の発生を防ぐため、施設の点検及び必要な防止措置をとる。
  - イ 危険物等の流出、爆発、火災等が発生し、又は発生するおそれがある場合は、被害拡大防止のための応急対策を実施するとともに、関係機関へ速やかに連絡する。
  - ウ 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

## 2 危険物施設応急対策

大規模災害発生時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生防止並びに被害拡大防止等の応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令  
災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、危険物施設の管理者等に対し、製造所等の使用の一時停止等を命ずる。
- (2) 災害時における連絡  
危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。
- (3) 危険物施設の管理者等に対する指導  
危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱い者等に対し、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう、次に掲げる事項について指導する。
  - ア 危険物施設の緊急使用停止等  
危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限を

するとともに、危険物の移送の中止及び車両の転倒防止等をする。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置をとり、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講ずる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(ウ) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報の実施等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(エ) 相互応援の要請

必要に応じ、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱い事業所に応援を要請するものとする。

### 3 火薬類等災害応急対策

火薬類取扱施設は、災害により発生する直接的な被害により、むしろ施設の倒壊等による火薬類の流出・紛失などの二次災害の危険性が高い。

このため、被害を受けた場合には、火薬類の安全な場所への移設あるいは火薬類の捜索等が重要になる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 災害防止のため緊急の必要があると認めたときは、火薬類取扱施設の管理者に対し、火薬類取扱施設の一時停止を命ずる。

#### 【諏訪警察署が実施する対策】

- (1) 関係機関と連携して、従業員及び危険区域住民の避難、誘導措置を実施するとともに、危険区域への人、車両の立ち入りを禁止する。

#### 【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移す場合は、見張り人を付け、関係者以外の者が近づけないよう立ち入り制限を行う。
- (2) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所に移すことが危険な場合又は余裕がない場合は、火薬類を付近の水槽等に沈めるとともに、保管施設の入

口、窓を目塗土等で完全に密封する等防火措置を講じる。

また、関係者の協力をえて、爆発により被害のおそれのある地域は全て立ち入り禁止の制限を行い、危険区域内の住民等を避難させる。

(3) 火薬類が流出した場合は、周辺住民に対して広報を行う。

#### 4 高圧ガス施設応急対策

高圧ガス製造施設等については、火災、爆発、漏洩等により周辺住民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺住民に対する危険防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するため次の対策を行う。

##### 【市が実施する計画】

- (1) 関係者からの情報収集により、災害規模及び被害状況を把握し、消防活動方針を決定する。
- (2) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、関係機関と連携して区域内の住民等の避難誘導及び立ち入り制限を行う。

##### 【高圧ガス製造業者等が実施する計画】

- (1) 高圧ガス関係事業所においては次の応急対策を実施する。
  - ア 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。
  - イ 施設の保安責任者は、災害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに警察署及び諏訪広域消防本部に通報する。
  - ウ 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。
  - エ 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
  - オ 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
  - カ 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱いを禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し人命の安全を図る。
  - キ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請をする。
- (2) 高圧ガス運転業者は次の応急対策を実施する。
  - ア 状況に応じて、車両を安全な場所に移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
  - イ 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所に退避させる。
  - ウ 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請をする。

## 5 液化石油ガス施設応急対策

### 【市が実施する対策】

- (1) 火災警報区域及び消防警戒区域を設定し、関係機関と連携して区域内の住民等の避難誘導及び立ち入り制限を行う。
- (2) 諏訪広域消防本部は、ガスの元栓を閉める等市民に対し広報活動を行う。
- (3) 災害時における、液化石油ガス一般消費先に対する緊急点検活動の迅速な実施（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）について、（一社）長野県LPガス協会に要請する。

### 【（一社）長野県LPガス協会が実施する計画】

災害発生時に液化石油ガス一般消費者先に対して速やかに緊急点検活動（特に、病院、避難所となる学校・公民館等及び大規模な容器置場を有する施設等は最優先で実施）を実施する。

### 【液化石油ガス販売業者が実施する計画】

自社の液化石油ガス設備を点検し、安全の確保に必要な措置を講ずる。

## 6 毒物・劇物保管貯蔵施設応急対策

### 【市が実施する対策】

- (1) 周辺住民に対して緊急避難、広報活動を行う。
- (2) 諏訪広域消防本部は、市と協力して避難誘導、広報活動を行う。
- (3) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。
- (4) 消防機関において、中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

### 【毒物劇物営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

- (1) 災害後直ちに貯蔵設備等の点検及び必要な災害防止措置を講ずるとともに、その旨を保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。
- (2) 毒物劇物の漏洩、流出、拡散等の場合には、中和剤・吸収剤により周辺住民の安全対策を講ずる。

## 7 放射性物質使用施設応急対策

災害発生時において、放射性物質を使用する施設の損傷等により、放射性物質が露出、流出し、放射性障害の発生又は発生のおそれのある場合は、迅速かつ的確な応急措置の実施により、人命の安全の確保を図る。

### 【市が実施する対策】

放射性物質使用施設において火災が発生し、又は延焼するおそれのある場合は、消防機関は、関係機関、放射性同位元素使用者等と連携し、消火又は延焼防止活動を行う。その際、放射線測定器、放射線保護服等を装備し、放射線障害に備える。

### 【放射性同位元素使用者が実施する対策】

- (1) 放射性同位元素使用者等は、当該使用施設が災害により被害を受け、放射線

障害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、消防機関等関係機関の協力を得て、次に掲げる応急措置を実施する。

- ア 放射性物質使用施設に火災が起こり、又は施設に延焼するおそれのある場合は、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに消防機関に通報する。
- イ 放射線障害の危険のある地域（放射線量1ミリシーベルト毎時を超えるおそれのある区域）内にいる者及び付近にいる者に避難するよう警告する。
- ウ 放射線障害を受けた者又は受けるおそれのある者がいる場合は、速やかに救出し、避難をさせる等緊急の措置をとる。
- エ 放射性同位元素による汚染が生じた場合は、速やかにその拡散の防止及び除去を行う。
- オ 放射性同位元素を他の場所に移す余裕がある場合は、必要に応じてこれを安全な場所に移し、その周囲には、なわ張り、標識等を設け、かつ、見張人を付け、関係者以外の者の立入りを禁止する。
- カ 事故発生時、危険区域内にいた者に対して、医師による診断等必要な措置をとる。

## 8 石綿使用建築物等応急対策

大規模災害発生時において、石綿使用建築物等の損傷等による石綿の飛散状況の確認や飛散防止の応急対策を石綿含有建材に関する知識を有する技術者等の協力を得て実施し、周辺住民の安全を確保する。

### 【市が実施する対策】

- (1) 損壊した建築物の周辺など、粉じんの多い場所での防じんマスクの着用徹底及び正しい着用方法について周知する。
- (2) 必要に応じてアスベストが飛散しているおそれのある場合について、大気中のアスベスト調査を県に依頼し、周辺住民等に対して情報提供を行う。
- (3) 必要に応じて環境省が定める「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル」の徹底を事業者に対し指導するよう県に依頼する。

## 9 大気汚染防止法で定めるばい煙発生施設又は特定施設応急対策

大規模災害発生時において、大気汚染防止法で定める事故時の措置を徹底することにより、周辺住民の安全を確保する。

### 【市が実施する対策】

大気汚染防止法に基づき、必要に応じて事業者に対し被害拡大防止の措置をとるよう命ずることを県に依頼する。

資料編 ・ 危険物施設等の状況
-----------------

## 第22節 電気施設応急活動

【中部電力パワーグリッド(株)・情報広報班】

### 第1 基本方針

電気は欠くことのできないエネルギー源であると同時に、災害時には、感電事故や火災の発生等の原因にもなる危険性を併せ持っていることから、

- 早期復旧による迅速な供給再開
  - 感電事故や供給再開に伴う火災発生等の二次災害防止
- を重点的に応急対策を推進する。

### 第2 主な活動

- 1 職員、電気工事事業者、関連電力各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 復旧用資機材、輸送手段を確保し、復旧順位を定めた迅速な応急復旧を行う。
- 3 感電事故防止と復旧見込み等に関する広報を行い、二次災害防止に努めるとともに、必要に応じて節電の呼びかけを行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 応急復旧体制の確立

被害状況を早急に把握し、計画に基づく職員の参集と関連各社との連携により、早期復旧体制を確立する。

#### 【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- (1) 計画に基づいて職員を招集するとともに、直ちに被害状況の確認を行う。
- (2) 被害状況に応じ、請負会社に対して協力を要請し、総合的な応急復旧体制を確立する。
- (3) 電力各社との連絡を密にし、電気供給の融通体制を確立する。

#### 2 迅速な応急復旧活動

復旧用資機材、輸送手段を早急に調達して応急復旧工事を迅速に推進するとともに、電力の緊急融通等による早期送電再開に努める。

#### 【市が実施する対策】

電力会社からの要請に基づき、防災行政無線、防災メール等により、住民に対する広報活動を行う。

#### 【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

- (1) 市及び関係機関と密接な関係を保ちながら、系統及び負荷の重要性と被害状況や復旧の難易度とを勘案して、病院、避難所等の必要性の高い施設や復旧効果の高いものから順次実施する。
- (2) 復旧用資機材の在庫量を確認するとともに、必要な資材については、請負会社等と連携して直ちに調達する。
- (3) 資機材の輸送については、自社及び請負会社を含め、車両、舟艇、ヘリコプター等のあらゆる輸送手段を確保する。

- (4) 応急工事に当たっては、恒久的復旧工事との関連、並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速、的確に行う。また、緊急復旧を必要とする場合は、電源車、バイパスケーブル車、仮設変圧器車等を利用して、応急送電を行う。
- (5) 自社電力が不足する場合は、「全国融通電力受給計画」「二社融通電力受給計画」に基づく緊急融通を行って電力を供給する。

### 3 二次災害防止及び節電

停電による社会不安の除去、感電事故防止、送電再開時の火災予防等に関し、関係各機関と連携を密にして、広報活動を中心とした二次災害防止活動に努める。

また、発電所等の被災により、需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、節電の呼びかけを行う。

#### 【市が実施する対策】

県及び電力会社からの要請に基づき、防災行政無線、防災メール等により、住民に対する広報活動を行う。

#### 【中部電力パワーグリッド(株)が実施する対策】

電力供給機関は、積極的な広報活動を実施して、次の事項の周知徹底に努める。広報に当たっては、広報車、チラシ、広報板等を利用して積極的に行うとともに、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関に対する協力要請や、市の防災行政無線等を活用する等、地域住民に対する周知徹底に努める。

需要量に対して十分電力が供給できない見込みの場合には、速やかに、県及び市町村へ情報提供するとともに、節電の協力要請を行う。

- (1) 停電による社会不安除去に関する事項
  - ア 停電の区域
  - イ 復旧の見通し
- (2) 感電等の事故防止に関する事項
  - ア 垂れ下がった電線に触れないこと
  - イ 断線した高圧線鉄塔等に近寄らないこと
- (3) 送電再開時の火災予防に関する事項
  - ア 電熱器具等の開放確認
  - イ ガスの漏洩確認

## 第23節 都市ガス施設応急活動

【諏訪ガス（株）・情報広報班・土木庶務班】

### 第1 基本方針

ガス漏洩による火災・爆発・生ガス中毒の二次災害防止により住民の安全を確保する。速やかな応急復旧によりガスの早期供給再開を目指し、公共施設としての機能を維持する。

また、被害が大規模な場合、当該都市ガス事業者だけでは応急復旧活動が実施困難であることから、他都市ガス事業者へ応援を依頼した場合の受入体制を整備する。

### 第2 主な活動

- 1 都市ガス事業者、関連各社による、総合的な復旧対策を確立する。
- 2 巡回点検及び各種情報収集から被害の規模を早期に把握する。その上で、復旧計画を策定し、応急復旧活動を行う。
- 3 復旧にあたっては、病院、避難所である学校その他の公共機関を優先して復旧するとともに、仮設住宅への臨時供給を迅速に実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 都市ガス施設応急復旧対策

##### 【市が実施する対策】

- (1) 市道の被害状況の把握
- (2) 掘削工事を伴う場合は、他の占用物件の情報を提供し、他のライフラインの損傷防止を図るとともに、同一場所での2者以上の応急工事がある場合は、工事現場が輻輳しないための調整の実施
- (3) 住民への広報活動

##### 【諏訪ガス（株）が実施する対策】

- (1) ガス施設の点検、損傷箇所の早期発見及び緊急措置
  - ア ガス施設の巡回点検、各種情報の収集を迅速に行い、被害の規模を早期に把握する。
  - イ 被害が大の地域にあつては、製造所、供給所、整圧所及び導管に設置してある遮断弁を利用して全域又は一部区域（ブロック）のガス供給を停止した後、工事店の協力を得て応急復旧活動を行う。
- (2) 二次災害の発生するおそれがある場合は、住民の避難等の措置
- (3) 復旧人員の確保
 

当該都市ガス事業者だけでは復旧できないと判断したときは、直ちに他都市ガス事業者に応援を要請する。
- (4) 復旧資機材の調達
- (5) 受入側にあつては、応援都市ガス事業者の受入体制の整備、また、応援側にあつては、適時、適切な応援体制
- (6) 復旧状況、ガス使用上の注意等必要な事項を住民及び関係機関への広報

**【住民が実施する対策】**

ガス施設損壊の発見又はガス臭を感知した際の通報

**2 都市ガス施設応急供給計画**

復旧に当たっては、病院、避難所等重要施設の早期復旧を考慮するとともに、ブロックごとに応急復旧活動を実施し、工事完了ブロックから順次供給再開する。

また、可能な範囲で供給系統の切替え等を行い、早期の供給再開に努める。

**【諏訪ガス(株)が実施する対策】**

復旧優先順位を定める等復旧計画の立案及び応急供給工事の実施

## 第24節 上水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道事業者は、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続の迅速化を図るなど早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部発注や諏訪市水道温泉事業協同組合との協定に基づき行う。なお、大規模な災害においては、他地区からの応援等により、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により応援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 水道温泉事業協同組合との応援協定に基づき応急措置等の協力を要請する。

#### 【関係機関が実施する対策】

水道温泉事業協同組合は、水道事業者に協力し上水道施設の早期復旧に努める。

資料編 ・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧

・ 災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定

## 第25節 下水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

市街地での内水による浸水は、家屋等の財産に損害を与えるばかりでなく、人命をも脅かすものであり、被害を最小限に抑えるため適切な水防活動が必要である。

また、下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、災害発生時においてもライフラインとしてのその機能の応急的な確保に努める必要がある。

このため、災害による被害が発生した場合には、まず、被害規模等の情報の収集・連絡を行い、次いでその情報に基づき所要の体制を整備する。引き続き、関係機関の協力を得て、処理場施設の被災及び管路施設の破損に対して、応急対策等により復旧に努め、各家庭からの流入管渠の確保及び流入汚水の適正処理を図る。

### 第2 主な活動

- 1 情報の収集・連絡を迅速に行い、被害規模の早期把握に努める。
- 2 収集された情報に基づき、応急対策の実施体制をとる。
- 3 ライフラインとしての機能を最低限確保するため、所要の応急対策をとる。

### 第3 活動の内容

#### 1 情報の収集・連絡、被害規模の把握

市が管理する下水道施設等について、その被害状況を早期かつ的確に把握する必要があるため、下水道施設台帳、浄化槽台帳を活用し、被害箇所及び被害状況の的確な把握に努める。また、県が管理する豊田終末処理場へ流入する下水道施設（公共下水道）があるため、下水道施設の被害状況等の情報について、豊田終末処理場と情報収集・連絡を行う。

#### 2 応急対策の実施体制

市は、災害対策要領等に沿って、発災後速やかに職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立及び対策本部の設置等、必要な体制をとらなければならない。

また、被害が甚大である場合には、「長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール」及び「下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルール」等に基づき、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる必要がある。

- (1) 災害対策要領等に沿って速やかに職員を非常招集し、対策本部の設置等、必要な体制をとる。
- (2) 被害が甚大である場合には、他の地方公共団体に応援を求める等の措置をとる。
- (3) 災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、

可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

### 3 応急対策の実施

#### 【市が実施する対策】

- (1) 上下水道対策班は、諏訪市下水道指定工事店協会、下水道工事指定工事店の協力を得て、次の対策を実施する。

種別	実 施 事 項
管 渠	ア 管渠、マンホール内部の土砂の浚渫、止水バンド等による止水、可搬式ポンプによる緊急送水、仮水路、仮管渠等の設置を行い、排水機能の回復に努める。   イ 工事施工中の箇所においては、被害を最小限にとどめるよう指揮監督し、必要な措置をとらせる。
ポンプ場	ア 停電によりポンプ場の機能が停止又は低下した場合、自家発電装置によってポンプ場の機能回復に努める。   イ ポンプ場への流入水量の異常な増加により、二次災害の防止のためやむを得ず緊急的な措置としてバイパス放流を行う場合は、速やかに連絡網により連絡を行う。

- (2) 速やかな復旧が不可能な場合、住民に対して水洗トイレ、風呂等に使用を極力控えるよう広報活動等により協力を要請する。その際、管路等の下水道施設の異常を発見した場合には市へ情報提供するよう併せて呼びかける。
- (3) 諏訪湖流域下水道事務所と連携を図りながら、交通規制、応急復旧等を行う。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、下水道施設等が使用不能あるいは使用制限が必要になった場合には、これに協力する。

#### 【関係機関が実施する計画】

下水道施設等の建設、維持管理に携わる業者は、それぞれの管理者の依頼に応じて、緊急調査、応急的な工事及びそれに必要な資機材の調達に協力する。

資料編 ・ 下水道排水設備指定工事店一覧

## 第26節 給湯施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

災害発生に際し、災害地区の住民に対し、必要最低限の温泉確保を図り、給湯を行う。

### 第2 主な活動

- 1 被害状況の確認、情報の収集、調達可能な給湯の確認等を行い、円滑な給湯の調達を行う。
- 2 給湯の確保のため、応急給湯を行うとともに、速やかな応急復旧作業により給湯機能の回復に努める。

### 第3 活動の内容

#### 1 給湯の調達及び温泉施設の応急復旧

##### 【市が実施する対策】

- (1) 被災者に対する温泉の応急給湯は、水道課長を実施責任者とする。
- (2) 揚湯・配湯施設が配湯可能な場合は、被害状況を確認し給湯する。
- (3) 災害により温泉施設に被害が発生し、給湯が不能となった場合は、職員を派遣し、被害状況の把握に努めるとともに、被害の状況により温泉工事関係者の協力を得て応急復旧を行う。

資料編 ・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧

## 第27節 通信・放送施設応急活動

【本部室】

【通信・放送事業者】

### 第1 基本方針

災害時において通信・放送は、正確な情報の収集伝達手段として非常に重要な役割を果たし、あらゆる災害応急活動を迅速に行う上で必要不可欠なものである。

これらの確保を図るため各機関ごと必要な対策計画を定める。

### 第2 主な取組み

- 1 市は、防災行政無線通信施設の復旧活動、疎通維持を行う。
- 2 電気通信事業者は通信施設の復旧活動、重要回線及び避難所への通信確保等を行う。
- 3 諏訪警察署は、警察無線施設の復旧活動及び臨時回線の開設を行う。
- 4 放送事業者は放送施設の復旧活動及び放送の継続確保を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 市防災行政無線通信の応急活動

##### 【市が実施する計画】

災害情報等が円滑に収集伝達できるよう通信を維持するとともに、通信施設に被害が発生した場合には、障害の早期復旧に努め、住民及び行政・防災関係機関との通信回線の確保に当たる。

- (1) 業者と協力して通信施設の緊急点検、巡視を行い、当該施設の被害状況等を把握する。
- (2) 通信施設が被災した場合には、職員と保守業者により復旧活動を行い、通信の確保に当たる。
- (3) 停電が発生し、通信施設への復電まで長期間が予想される場合には、燃料の調達、供給を図る。
- (4) 孤立防止無線など災害時用通信手段により通信の確保を図る。
- (5) 災害時用通信手段なども使用不能又は困難となった場合には、非常通信によるものとし、近隣の使用可能な通信手段を持つ機関に通信を依頼する。

#### 2 電気通信施設の応急活動

##### 【通信・放送事業者が実施する計画】

被災地の通信確保のため、防災業務計画に基づき、治安、救援、気象、地方公共団体等機関の重要な通信回線の早期回復を図る。また、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を設置する。

- (1) 重要通信の疎通確保
  - ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保に努める。
  - イ 重要通信の確保のため、通話の利用制限等の措置をとる。

ウ 非常、緊急扱い通話又は非常、緊急扱い電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う対策を講じる。

(2) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置

災害救助法が適用された場合等には、避難所等に災害時用公衆電話（特設公衆電話）の設置に努める。

(3) 無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置

避難所等への無料公衆無線LAN（Wi-Fi）の設置に努める。

(4) 携帯電話等の貸出し

避難所等における通信確保のため、市町村等に対する携帯電話、携帯電話用充電器（マルチチャージャ）、衛星携帯電話等の貸出しに努める。

(5) 災害用伝言ダイヤル等の提供

災害発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等を速やかに提供する。

(6) 情報提供等

通信の疎通及び利用制限の措置状況及び通信の被災と復旧状況等の情報提供に努める。

(7) 放送施設の応急復旧

放送施設の応急復旧に努め、市も必要な協力を行う。

### 3 警察通信施設の応急活動

#### 【諏訪警察署が実施する計画】

(1) 損傷した通信施設及び利用可能な通信施設の状況を迅速に把握し、通信手段の早期確保、応急復旧対策の的確な対応を実施する。

## 第28節 鉄道施設応急活動

【東日本旅客鉄道(株)】

【土木庶務班】

### 第1 基本方針

災害が発生した場合、鉄道施設の被害を最小限にとどめ、輸送の確保を図るため、市及び関係機関は、密接な連携をとりつつ、被害状況を早急に把握するとともに、的確な応急復旧体制を樹立し迅速に対処することが必要である。

このため、関係機関は部内規程等の定めるところにより対策本部を設置し、非常出動体制を整え、直ちに応急復旧活動に入れる体制がとれるよう、あらかじめ整備しておく。

また、復旧活動が円滑に行われるよう、あらかじめ鉄道施設の復旧に必要な資機材及び車両を整備する。

さらに、関係機関は、被災鉄道施設の早期復旧のため、関係機関が実施する災害復旧工事と関連する道路や河川等の災害復旧工事の事業者と連携するよう努める。

### 第2 主な活動

鉄道施設の被害を最小限にとどめるため、災害発生時の危険防止、動員体制、資機材の確保等の措置について整備を図り、的確な応急体制を樹立する。

### 第3 活動の内容

#### 【市が実施する対策】

- 1 土木庶務班は、市道との交差点において鉄道施設の早期応急復旧のため、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図る。
- 2 鉄道施設管理者が、道路区域内で応急活動する場合は、道路管理者と協議の上、応急活動に入るものとする。
- 3 道路内にはいろいろなライフラインが地下埋設されていることから、掘削工事を伴う場合は、道路管理者は、各地下埋設物管理者と協議の上、他の占用物件の情報を提供する。

#### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する対策（上諏訪駅）】

災害に関するあらゆる状況を迅速かつ的確に把握し、現地の状況を報告する方法、報告事項の基準等を定めておくものとし、また、関係会社、関係行政機関、地方自治体等と綿密な情報連絡を行いうるよう、これに必要な措置等を定めておく。

##### 1 旅客公衆等の避難

災害時における旅客公衆及び社員の避難について、その指示、警報伝達、誘導及び収容の方法並びに緊急輸送のための計画を定めておく。

##### 2 水防、消防及び救助に関する措置

出水、火災等の災害から人命及び施設を守るため、必要な機器、用具等を整備するとともに、救難、救護等に必要な措置を講じておく。

### 3 建設機材の現況の把握及び運用

当社内のみならず、部外の関係機関等における応急用建設機材の配置状況及びその種別、数量等を把握し、災害時には緊急使用しうるよう、その方法及び運用について、定めておく。

### 4 駅構内等の秩序の維持

災害時における混乱を防止し、秩序を維持するため、鉄道警察隊との密接な連携のもとに、駅構内、列車等における犯罪の予防、旅客公衆の適切な誘導等、災害警備活動の実施要領を定めておくとともに、随時、関係社員の訓練を行い、旅客公衆の安全の確保を期する。

### 5 災害復旧

#### (1) 災害復旧の実施の方針

災害に伴う社会経済活動を早急に回復し、再び同様の災害を被ることのないよう、関係行政機関が行う復旧事業を考慮して、迅速かつ適切な災害復旧を実施する。

#### (2) 災害復旧計画及び実施

災害の復旧については、応急工事の終了後可及的速やかに、本復旧計画を立て、これを実施する。本復旧計画の実施にあたっては、被害原因の調査分析の結果に基づく必要な改良事項を考慮して、その適正を期する。

## 第29節 災害広報活動

【本部室・援護班】

### 第1 基本方針

誤った情報等による社会的混乱を防止し、住民の不安の解消を図るとともに、被災地や隣接地区の住民等、被災者、滞在者（以下この節において「住民等」という。）の適切な判断と行動を支援し、その安全を確保するために、正確かつわかりやすい情報の速やかな提供及び住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、災害の発生が予想される場合、住民等へ避難を呼びかけるため、必要に応じて、市長等から直接呼びかけを行う。

なお、活動に際しては、高齢者、障がい者、外国籍住民、外国人旅行者等要配慮者に対して、十分配慮するよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 住民等への的確な情報の伝達を行うために広報活動を行う。
- 2 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応を行うため、窓口を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 1 住民等への的確な情報の伝達

県、放送事業者及び関係機関等と緊密な連絡をとり、災害の状況に関する情報や、生活関連情報等住民等に役立つ正確かつきめ細かな情報を、可能な限り多くの媒体を活用し、住民等の立場に立って的確に提供する。

また、災害時には情報の混乱等も予想され、的確な情報の伝達、効果的な応急活動の実施のためには、報道や取材についての報道機関の協力も必要である。

#### 【市が実施する対策】

##### (1) 広報活動

###### ア 災害発生前

災害の規模、動向、今後の予想を検討し、これに対処するため被害防止に必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線をはじめ、防災メール、市行政チャンネル、市ホームページ、広報紙、広報車等により実施する。

###### イ 災害発生後

県、関係機関と緊密な連絡をとり、相互に協力しながら広報資料の収集に努めるとともに、住民に対し、上記手段やエルシーブイ(株)「災害時緊急放送に関する相互協定」に基づき広報活動を実施する。

##### (2) 要配慮者への広報活動

高齢者、障がい者への情報の提供は、FAX、CATV、パソコンネットワーク等の活用等音声と掲示の組合せや、手話通訳ボランティアの派遣等の措置を講ずる。

また、外国籍住民の問い合わせにも対応できるように通訳ボランティアの

活用等、外国語による広報活動にも努める。

(3) 広報事項

災害の規模に応じ、次のような情報を提供する。

- ア 災害の状況に関する情報・応急対策に関する情報
- イ 二次災害の防止に関する情報
- ウ 避難所、経路、避難方法等に関する情報
- エ 医療機関等の生活関連情報
- オ ライフラインや交通施設等公共施設等に関する情報
- カ 交通規制（市内、諏訪管内・外の広域情報も含む。）、交通機関の運行等に関する情報
- キ 関係機関が講じている施策に関する情報
- ク 安否情報
- ケ その他必要と認められる情報

(4) 庁内及び関係機関への連絡

災害情報、被害状況の推移等を庁内放送、Webメール等電子媒体、文章等により、職員に周知させるとともに、各部連絡員は部員に対して措置すべき事項及び伝達事項を連絡する。

また、必要に応じて災害対策本部室を通じて、関係機関等に災害情報を提供する。

(5) 報道機関に対する発表

報道機関に対しては、原則として本部長が被害状況及び対策等の情報を随時の記者会見により発表する。

また、災害対策本部の発表資料の提供コーナーを設け、資料を整理して情報提供を行う。

(6) 報道機関に対する放送要請

ア テレビ、ラジオを通じた広報は、県を通じて放送機関に要請する。

イ ケーブルテレビを通じた放送は、協定に基づき、エルシーブイ㈱に対して行う。

## 2 災害記録の作成

大規模な災害、特異な災害と認められる場合若しくは長期間にわたり日常生活に影響をもたらす災害が発生した際には、被害状況を写真、ビデオ等により取材し、資料の収集、保存に努め、総合的な記録ビデオ、記録集等を作成する。住民等が撮影した写真についても、市民の了承を得て活用する。

## 3 住民等からの問い合わせ等に対する的確、迅速な対応

市は、県、関係機関と緊密な連携を図り、住民等からの問い合わせ、要望、意見等に的確かつ迅速な対応を行う。

また、効果的に住民等からの問い合わせ等に対応することは、災害応急活動の円滑な実施を行う上でも重要である。

**【市が実施する対策】**

- (1) 必要に応じ、専用電話・FAX、相談職員の配置など市の実情に即した相談窓口を設置する。
- (2) 住民等からの問い合わせ内容から被災者のニーズを把握し、応急対策に活用する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

・ 諏訪市とエルシーバイ株式会社との「災害緊急放送に関する相互協定」

## 第30節 土砂災害等応急活動

【防災対策部・本部室・土木庶務班】

【住民】

### 第1 基本方針

災害により土砂災害等が発生した場合、再度の災害及び規模の拡大に備え、的確な避難、応急工事等がスムーズにできるよう、現場での早急かつ適切な判断を行う。

### 第2 主な活動

監視体制を整え、被災状況、土砂災害等の規模を早急に調査し、崩壊、地すべり、土石流等現象ごとに今後考えられる状況、情報を提供し応急工事を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 大規模土砂災害対策

大規模な土砂災害が急迫している状況において、住民が適切に避難の判断を行えるよう市が被害の想定される区域・時期の情報を提供する。

##### 【市が実施する対策】

- (1) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講じる。
- (2) 必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。
- (3) 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

##### 【住民が実施する対策】

土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従う。

#### 2 崖崩れ、地すべり応急対策

関係機関、自主防災組織、地域住民との連絡、職員からの報告等により崖崩れ等の規模、発生状況、斜面防護施設の被災状況について把握し、被害を最小限に抑えるため次の措置を実施する。

##### 【市が実施する対策】

##### (1) 避難指示等

市長は諏訪広域消防本部と連携し、警戒避難に関する情報を住民に提供し、適時適切に避難指示等の処置を講ずるとともに、周知徹底を図る。また、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

##### (2) 応急活動

崩壊被害、地すべり被害の拡大を防止するための排土・雨水浸透防止等の応急処置を行うとともに、必要と認められるときは、県、関係機関へ応急工事の実施を要請する。

##### (3) 警戒体制の確立

諏訪広域消防本部は、消防団、自主防災組織と協力して危険箇所の巡回を実施し、崩落危険が認められ、又は崩落の兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

(4) 国への要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

**【住民が実施する対策】**

住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従う。

**3 土石流対策**

関係機関、自主防災組織、地域住民との連絡、職員からの報告等により被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに、被害を最小限に抑えるため次の措置を実施する。

**【市が実施する対策】**

(1) 避難指示等

諏訪広域消防本部は市長と連携し、警戒避難に関する情報を住民に提供し、必要に応じて避難指示等の処置を講ずるとともに、周知徹底を図る。また、災害の危険性が高まり、避難指示の対象地域、発令及び解除の判断時期等について必要があると認められる場合は県、指定行政機関及び指定地方行政機関に速やかに助言を求める。

(2) 応急活動

状況の緊急度に応じ、県に対し土砂発生状況の調査、不安定土砂の除去等応急工事の実施を要請する。

(3) 警戒体制の確立

諏訪広域消防本部は、消防団、自主防災組織と協力して危険箇所の巡回を実施し、土石流危険が認められ又は、兆候が見られた場合は、監視員の派遣等警戒体制を確立する。

(4) 国への要請

必要に応じて国の緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の出動を要請する。

**【住民が実施する計画】**

住民は、警戒避難に関する情報に注意を払い、避難指示等が出された場合は、これに迅速に従う。

- |     |                                                                                                                                                          |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 資料編 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 急傾斜地崩壊危険区域</li> <li>・ 砂防指定地</li> <li>・ 山腹崩壊危険地区</li> <li>・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</li> <li>・ 崩壊土砂流出危険地区</li> </ul> |
|-----|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第3 1 節 建築物災害応急活動

【都市施設班・生涯学習班】

【建築物所有者】

### 第1 基本方針

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下等の危険性があるものについては応急措置を講ずる。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は、見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 建築物

災害による被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講ずる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 公共建築物内の利用者等の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、安全対策や応急修繕を実施する。
- (2) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度の判定を実施する。  
また、災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進する。

#### 【建築物所有者が実施する対策】

建築物の所有者は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、安全性が確認されるまで、建築物及び危険箇所への立入りの規制等を行うとともに、屋根材及び看板等の飛散・落下のおそれのあるものについて必要な措置を講じる。

#### 2 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置をとる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 生涯学習班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策

について、万全を期すよう指導する。

- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

**【文化財所有者が実施する対策】**

文化財所有者は、災害発生時、次の対策を講じる。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置をとる。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会等の関係機関と連携して応急措置をとる。

## 第3 2 節 道路及び橋梁応急活動

【土木庶務班】

【関係機関】

### 第1 基本方針

災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の措置を講じるとともに、速やかな道路啓開及び応急復旧を行う。

道路利用者に対しては、的確に災害の状況、通行規制等の情報提供を行う。

被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第2 主な活動

- 1 道路及び橋梁の被害状況を把握し、交通規制、道路啓開及び応急復旧を行うとともに、道路状況を提供する。
- 2 被害が甚大な場合は、相互応援の協定に基づき応援要請を行い処理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 道路及び橋梁応急対策

行政区域内の道路及び橋梁の被災について、速やかに県に報告し、各関係機関と連携を図りながら交通規制、道路啓開及び応急復旧を行い、交通の確保に努める。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 災害により道路及び橋梁等に被害が発生した場合、早急にパトロール等を実施するとともに、市民・区長・自主防災組織等からの情報収集を行う。
- (2) パトロール結果及び市民・区長・自主防災組織等からの情報を基に、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は、関係機関と調整を図り、必要な措置をとる。
- (3) 交通機能確保のために道路啓開及び被災道路・橋梁の応急復旧計画を策定し、諏訪市建設業協会等に依頼し、優先的に緊急交通路の交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の機能確保のための応急復旧を行う。

また、応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

- (4) 災害発生箇所、内容、交通規制状況、及び迂回路等の情報について、看板の設置、市ホームページ、行政チャンネル等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して情報を提供する。

#### 【関係機関が実施する対策】（地方整備局）

- (1) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において速やかに巡視を実施するとともに、道路情報モニター等からの情報収集に努める。
- (2) パトロール等による巡視の結果及び道路情報モニター等からの情報をもとに、必要に応じて迂回道路の選定を行い、交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り、必要な措置を講ずる。

なお、措置にあたっては、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路と広域輸送拠点とのアクセス道路の確保にも配慮することとし、関係する道路管理者等と連携しつつ必要な協力・支援を行う。

- (3) 経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強を進め、道路における通行止め状況や通行状況を適切に把握する。
- (4) 災害発生箇所、内容、交通規制状況、緊急交通路交通規制対象予定道路及び緊急輸送道路の指定状況、迂回路等の情報（以下「道路情報等」という。）について、ビーコン、道路情報板、路側放送、災害時情報提供サービス（日本道路交通情報センター）、インターネット等により、迅速かつ的確に道路利用者に対して一元的な情報提供を行う。また、日本道路交通情報センターを通じ、住民、道路利用者等に対して道路情報等及び道路の混雑状況を適時適切に提供する。
- (5) パトロール等による巡視の結果等をもとに、被災道路の応急復旧計画を策定し、緊急交通路及び緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧を行う。

応急復旧の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮して適切な方法を選択する。

## 2 関係団体との協力

### 【市が実施する対策】

市のみでは応急活動及び復旧活動が困難な場合、相互応援の協定に基づく応援要請、県に対する自衛隊の派遣要請などにより、応急復旧及び交通の確保を行う。

## 第33節 河川施設応急活動

【土木庶務班・防災庶務班】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

災害による被災を軽減するため、県の協力を得て水防活動が円滑かつ十分に行われるように配慮し、次の活動を確保するとともに、堤防、護岸等の河川管理施設が破壊、崩壊等の被災を受けた場合に施設の応急復旧に努める。

- 1 水防上必要な監視、警戒、通報、連絡体制
- 2 水防上必要な資機材の調達体制
- 3 水門の適切な操作
- 4 他市町村との相互の協力及び応援体制

### 第2 主な活動

- 1 水防上必要な資機材の調達、技術的な援助、危険箇所の応急復旧及び速やかな復旧計画の策定
- 2 大規模な災害が発生した場合には、臨時点検を行い施設の安全を確認する。  
異常が認められた場合は、適切な処置をとる。

### 第3 活動の内容

水防活動の円滑かつ効果的な実施に努めるとともに、河川施設の応急復旧の実施及び改良復旧を含めた治水安全度の向上を図る。

#### 【市が実施する対策】

- 1 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- 2 河川管理施設、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- 3 区及び水利組合へ水門の適切な操作について呼びかけを行う。
- 4 風水害による被害箇所の早急な復旧のため、復旧計画を立て従前の河川の機能を回復させる。
- 5 市が管理する河川施設等の応急復旧対策について、応援を要するときは、関係機関に応援を要請する。
- 6 堤防決壊時のような重機による水防活動が必要な場合においては、民間業者の協力を得て応急対策業務を行う。
- 7 河川の溢水被害を最小限にするため、内水排除ポンプの作動状況の把握に努める。

#### 【住民が実施する対策】

- 1 住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。
- 2 内水排除ポンプの各地区の管理者は、河川の状況に応じ、操作マニュアルによりポンプを作動させる。
- 3 区及び水利組合はあらかじめ決められた計画に基づき、水門の適正な操作を実施し、農業用水や中小河川の増水による宅地等への浸水被害を防止する。

- |                                                                                                                                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>資料編</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▪ 重要水防区域</li><li>▪ 水防警報指定河川</li><li>▪ 水位周知指定河川</li><li>▪ 水位観測所</li><li>▪ 雨量観測所</li></ul> |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第3 4 節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動

【本部室・土木庶務班・都市施設班・農政班・防災庶務班】

【施設管理者・関係機関】

### 第1 基本方針

風水害の場合は、災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く、また二次災害が発生する場合もある。

被害を最小限に抑えるため、次のような応急活動を行う。

### 第2 主な活動

- 1 構造物に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害防止のための活動を実施する。
- 3 河川施設、都市下水路及び農業用排水路の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害防止のための活動を行う。
- 4 倒木等の流下による二次災害を防止するための活動を実施する。
- 5 危険箇所の緊急点検の活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 構造物に係る二次災害防止対策

##### 【市が実施する対策】

- (1) 道路・橋梁等の構造物については、第32節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと、速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、交通規制、応急復旧を行う。
- (2) 災害時に、適切な管理がされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

##### (1) 危険物関係

##### 【市が実施する対策】

##### ア 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、一時的な使用停止等を命じる。

##### イ 災害時における連絡

危険物施設において災害時における連絡体制を確立する。

##### ウ 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

##### 【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

##### ア 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、使用停止又は制限をす

るとともに、危険物の移送を中止する。

イ 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

ウ 危険物施設における災害防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常を発見したときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じる。

エ 危険物施設における災害発生時の応急措置等

(ア) 応急措置

危険物の流出、火災等が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

(イ) 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

オ 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

カ 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置を行う。

(2) 火薬類関係

**【火薬類取扱施設の管理者が実施する対策】**

ア 保管又は貯蔵中の火薬類を安全な場所へ移す余裕がある場合には、速やかに安全な場所へ移し、見張りを付け、関係者以外近づけないよう措置する。

イ 火薬類が流出した場合は、関係機関の協力を得て捜索を行い、発見回収に努めるとともに、流出した火薬類の危険性について広報を行い周知する。

(3) 高圧ガス関係

**【高圧ガス製造事業者等が実施する対策】**

ア 高圧ガス関係事業所においては、次の応急対策を実施する。

(ア) 災害時に、高圧ガス製造施設等に関係者以外が立ち入らないように事業所員を配置させる等侵入防止のための措置を実施する。

(イ) 施設の保安責任者は、災害時は高圧ガス保安法に基づく応急の措置をとるとともに、警察及び消防機関に通報する。

(ウ) 高圧ガスの漏洩、あるいは爆発等のおそれのある施設の配管の弁類等の緊急停止と施設の応急点検と出火防止の措置をとる。

- (エ) 製造作業を中止し、設備内のガスを安全な場所に移し、又は放出し、この作業に必要な作業員の他は退避させる。
  - (オ) 貯蔵所又は充填容器が危険な状態となったときは、直ちに充填容器を安全な場所に移す。特に浸水により容器が流出しないよう必要な措置をとる。
  - (カ) 漏洩ガスが、静電気、摩擦等により発火し、火災が発生した場合には状況を的確に把握し、初期消火に努める。
  - (キ) 状況に応じて、従業員、周辺住民に対して火気の取扱を禁止するとともに、ガスの種類に応じた避難誘導を行い、特に毒性ガスについては風向きを考慮し、人命の安全を図る。
  - (ク) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。
- イ 高圧ガス運送者は以下の応急対策を実施する。
- (ア) 状況に応じて、車両を安全な場所へ移動させるとともに、火気を近づけないようにする。
  - (イ) 輸送している容器が危険な状態になったときは、近隣の住民等を安全な場所へ退避させる。また、通行者に対する交通遮断をし、状況に応じて安全な場所へ退避させる。
  - (ウ) 状況に応じて、長野県高圧ガス地域防災協議会が指定した防災事業所に応援要請する。

### 3 河川施設等の二次災害防止、浸水被害の拡大防止及び再度災害の防止

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被害の拡大を防止するため、水防活動を実施する。
- (2) 河川管理施設に二次災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視し、応急復旧を実施する。
- (3) 風水害による被害箇所の早期復旧のため、復旧計画を立て、従前の河川の機能を回復させる。

#### 【住民が実施する対策】

住民は、被害の拡大を防止するため、水防活動に協力する。

### 4 風倒木対策

#### 【市が実施する対策】

豪雨災害時には、溪流に押し出された倒木が、流路を閉塞し鉄砲水の原因となったり、下流で橋梁等の構造物と絡んで水害を助長する原因となる場合もあるため、倒木についても除去等の対策を実施する。

また、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

### 5 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る緊急点検

#### 【市が実施する対策】

大雨等により、地盤に緩みが生じた場合、その後の降雨等により山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、これによる二次災害から住民を守るため、緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等

の必要な措置をとる。

- |                                                                                                                                                                     |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><b>資料編</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 危険物施設等の状況</li><li>・ 砂防指定地</li><li>・ 山腹崩壊危険地区</li><li>・ 崩壊土砂流出危険地区</li><li>・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域</li></ul> |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

## 第35節 ため池災害応急活動

【農政班】

【関係機関】

### 第1 基本方針

本市にあるため池が洪水により決壊した場合若しくは決壊のおそれが生じた場合は、速やかに被害状況を把握し、迅速な応急措置を実施する。

### 第2 主な活動

被害状況の的確な把握と被害の拡大防止のための工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

### 第3 活動の内容

ため池が決壊した場合又は決壊のおそれが生じた場合は、速やかに位置及び被害状況等を把握し、迅速な応急工事を実施するとともに、必要に応じ、県等関係機関へ協力を要請する。

#### 【市が実施する対策】

- 1 被害が生じた場合は、速やかに県及び関係機関へ報告する。
- 2 人命を守るため、ため池下流の住民を安全な場所へ避難させる。
- 3 被害を拡大させないように、早期に応急工事を実施する。

#### 【関係機関が実施する対策】

- 1 ため池管理者は、豪雨時等には巡視を行い、ため池に決壊のおそれが生じた場合、住民が迅速に避難できるよう、速やかに市へ通報する。
- 2 ため池管理者は、堤体に亀裂等が確認され、決壊のおそれが生じた場合、緊急に取水施設を操作し、貯留水を放流する。
- 3 ため池管理者は、市が実施する応急対策に協力する。

## 第36節 農林水産物災害応急活動

【農政班】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

被害状況の早期・的確な把握に努め、農産物等被害の拡大防止のための栽培・管理技術指導の徹底を図るとともに、農作物、森林の病虫害や家畜等の伝染性疾病の発生・まん延防止のための防除、倒壊した立木等による二次災害防止のための除去を行う。

また、被災した農林水産物の生産、流通、加工施設等について、速やかな復旧に努める。

### 第2 主な活動

被害状況の早期・的確な調査を実施し、関係機関と連携を取りながら、被害の拡大防止と迅速な復旧に向けて、技術指導等必要な措置を行う。

また、被災した生産施設、集出荷貯蔵施設等の速やかな復旧を進める。

### 第3 活動の内容

#### 1 農産物災害応急対策

被害を受けた作物の技術指導は、諏訪農業農村支援センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体の協力を得て行うとともに、病虫害、家畜疾病の発生、まん延防止の徹底に努める。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 諏訪農業農村支援センター及び信州諏訪農業協同組合等農業団体と連携し、被害状況の早期・的確な把握を行い、その結果を諏訪地域振興局に報告する。
- (2) 信州諏訪農業協同組合等関係機関と連携を取り、農産物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に対する技術対策を速やかに農業者に周知徹底する。

#### 【関係機関が実施する対策】

市等と連携を取り、被害状況の把握を行うとともに、農業者に対する講習会等の実施により、農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止に努める。

#### 【住民が実施する対策】

農業者は、市が行う被害状況調査や応急復旧対策に協力する。また、信州諏訪農業協同組合等の指導に基づき農作物等被害の拡大防止、病虫害の発生防止対策を実施するとともに、被災した生産施設、加工施設等の速やかな復旧を進める。

作物別の主な応急対策は、次のとおりである。

#### (1) 水稻

ア 浸水・冠水したものは排水に努め、排水後速やかにいもち病、黄化萎縮病、白葉枯病の防除を行う。

イ 土砂流入田は、茎葉が3分の2以上埋没した場合、土砂を取り除く。

ウ 水路等が損傷した場合は修理し、かん水できるようにするが、かん水不能の場合は、揚水ポンプ等によるかん水を行う。

(2) 果樹

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、根が障害を受けないよう土砂の排出、中耕等を行う。

イ 倒伏・枝折れ、枝裂け、果樹棚の破損等の応急処置に努める。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

エ 果実や葉に付着した泥は、速やかに洗い流す。

オ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

(3) 野菜及び花き

ア 浸水・滞水している園は、速やかな排水に努めるとともに、表土が乾き次第浅く中耕し、生育の回復を図る。

イ 病害虫の発生防止のための薬剤散布を行う。

ウ 傾いた支柱やハウス破損等の応急処置に努める。

エ 茎葉に泥等が付着している場合は、水洗、洗浄を行う。

(4) 畜産

ア 畜舎に流入した土砂はきれいに排出するとともに、畜舎内外の水洗・消毒を十分行う。

また、乾燥を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

イ 倒伏した飼料作物は、被害の著しい場合は速やかに刈取りサイレージとし、軽微な場合は回復を待つて適期刈取りに努める。

(5) 水産

養殖場に流入した土砂はきれいに排出するとともに、斃死魚の除去を図り疾病及び病害の発生を防ぐ。

## 2 林産物災害応急対策

倒木や損傷した素材、製材品については、二次災害の拡大防止のため速やかに除去するとともに、森林病虫害の発生防除等の徹底に努める。

また、被災した生産、流通、加工施設等の速やかな復旧を進める。

### 【市が実施する対策】

被害状況を調査し、その結果を県に速やかに報告するとともに応急復旧のため、技術指導等必要な措置をとる。

### 【関係機関（中部森林管理局）が実施する対策】

(1) 国有林野内の被災状況を調査し、必要な応急措置を講じるとともに、二次災害のおそれがある場合には、市及び関係機関と連携を図り、その防止に努める。

(2) 市と連携を取って被害状況を調査し、その結果を速やかに市、県に報告するとともに応急復旧措置をとる。

### 【住民が実施する対策】

住民は、市が行う被害状況調査や応急復旧に協力する。

## 第37節 文教活動

【文教庶務班・援護班】

### 第1 基本方針

保育園、小学校、中学校（以下この節において「学校等」という。）は多くの園児及び児童生徒（以下この節において「児童生徒等」という。）を収容する施設であり、災害時には児童生徒等の安全及び教育を確保する必要がある。

このため、あらかじめ定められた計画に基づき避難誘導活動に努めるとともに、速やかな応急教育の実施、被災した児童生徒等に対する教科書の供与等の措置を行う。

また、市は、私立保育園・幼稚園に対して学校等の対策に準じて適切な対策を行うよう指導する。

### 第2 主な活動

- 1 児童生徒等の安全な避難誘導、保護者への引渡しを行う。
- 2 被害状況の把握、授業継続のための措置、学校給食の確保を図り、応急教育体制を速やかに整えるとともに、平常授業の早期再開に努める。
- 3 被災した児童生徒等に対する教科書等の供与、就学援助の措置を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 【市が実施する対策】

#### 1 児童生徒等に対する避難誘導

園長及び学校長（以下この節において「学校長等」という）は、災害が発生し、又は発生するおそれのある場合は、児童生徒等の安全を確保するために、あらかじめ定めた計画（土砂災害警戒区域内に立地する施設にあっては避難確保計画）及び次の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

##### (1) 児童生徒等が登校する前の措置

台風や大雨に関する情報の収集に努め、災害が発生又は発生するおそれのある場合は、休業の措置をとり、保護者及び児童生徒等に周知するとともに、文教庶務班（教育総務課）又は援護班（次世代育成課）にその旨を連絡する。

##### (2) 児童生徒等が在校中の場合の措置

ア 情報収集に努め、道路閉鎖や交通機関の運行に支障が生ずる前に、安全な方法で下校又は保護者への引渡しを行う。

イ 避難の指示があった場合及び学校長等の判断により、児童生徒等を速やかに指定された避難場所・施設へ誘導する。

ウ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、負傷した児童生徒等に適切な処置を行うとともに所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。また、避難状況を文教庶務班（教育総務課）又は援護班（次世代育成課）に報告するとともに保護者及び関係機関に連絡する。

##### (3) 児童生徒等の帰宅、引渡し、保護

ア 児童生徒等を帰宅させる場合は、道路の状況、交通機関の運行状況、崩

落、河川の氾濫などの状況を十分把握した上で、児童生徒等の安全に配慮し、同一方向又は同一地区ごとに集団行動をとらせる。

イ 災害の状況によっては、教職員が引率して各地区まで集団で下校するか、保護者に直接引き渡す等の措置をとる。

ウ 災害の状況及び児童生徒等の状況等により帰宅させることが困難な場合は、学校又は避難所において保護する。

(4) 児童生徒等が登下校中の場合の措置

登下校中の災害に対しては、学校における避難計画に従って必要な処置をする。

## 2 応急教育計画

学校においては、災害時の教育活動に万全を期するため、教職員及び学校施設・設備を早期に確保し、応急教育の円滑な実施を図る。

(1) 被害状況の調査

市教育委員会（文教庶務班）は、学校施設の被害状況を学校長に速やかに報告させ、必要に応じて安全点検を実施する。

(2) 市教育委員会（文教庶務班）は災害時における教育活動に万全を期するため、下記事項に留意し災害発生時の対応、応急教育に関する対策について実施する。

ア 学校施設・設備の確保

(ア) 校舎の一部が利用できない場合

学校運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど学校教育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ、圧縮学級の編成などをして、できる限り休校を避ける。

(イ) 校舎の大部分が使用できない場合

- a 早急に校舎の再建、仮校舎建設の計画を立て、その具体化を図る。
- b 近隣の余裕のある学校に応急収容し、分散授業を実施する。
- c 余裕のある学校がない場合は、公民館等公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散授業を実施する。

(ウ) 市内の全校舎が被害を受け大部分が使用できない場合応急仮校舎の建設を実施する。

イ 教職員の確保

補充を要する教職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は臨時的任用により補充し、これが困難な場合は、隣接学校からの協力を求める。以上の方法によってもなお不足するときは二部授業を行う。

ウ 学校給食の確保

学校給食物資（小麦粉、米穀、脱脂粉乳、牛乳）の補給に支障をきたしているときは、（財）長野県学校給食会等と連絡をとり、必要な措置を講ずる。

また、災害の状況に応じ、学校給食用施設・設備の提供など、被災者対策に可能な限り協力する。

- (3) 学校長は、災害が発生した場合は、あらかじめ定めた計画及び以下の事項に留意して応急教育の円滑な実施を図る。

ア 被害状況の把握

児童生徒等、教職員及び施設・設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会（文教庶務班）及び関係機関へ報告又は連絡する。その際、火気使用場所（家庭科教室、湯沸し室等）及び薬品類保管場所（理科教室、実験室、保健室等）の危険箇所については速やかに安全点検を実施する。

イ 教職員の確保

災害の推移を把握するとともに教職員を掌握し、できるだけ早期に平常の教育に復するよう努め、教職員に不足を生じたときは県教育委員会と連絡をとり、その確保に努める。

ウ 教育活動

- (ア) 災害の状況に応じ、県教育委員会へ連絡の上、臨時休校等適切な措置を講ずる。

この場合、できるだけ早く平常授業に戻すよう努め、その時期については早期に保護者に連絡する。

- (イ) 被災した児童生徒等を学校に収容することが可能な場合は、収容して応急の教育を行う。
- (ウ) 避難所等に避難している児童生徒等については、地域ごとに教職員の分担を定め、実情の把握に努め、指導を行う。
- (エ) 授業の再開時には、市と緊密な連絡のもとに登下校の安全に努めるとともに、健康・安全指導及び生徒指導に留意する。

エ 児童生徒等の健康管理

- (ア) 必要に応じ建物内外の清掃、飲料水の浄化、伝染病の予防措置等保健衛生に関する措置を講ずる。
- (イ) 授業再開時には、必要に応じ教職員を含めた臨時の健康診断及び健康相談を実施するよう努める。

オ 教育施設・設備の確保

- (ア) 学校施設の点検、安全確認を行い、危険箇所への立入り禁止等の措置を行う。
- (イ) 施設・設備に災害を受けた場合は、授業継続に利用できる残存教育施設・設備について調査し、校舎内外の整備復旧に努める。
- (ウ) 残存施設・設備のみで授業を実施することが困難な場合及び避難所として施設を提供したため、長期間利用できない施設が生じた場合には、仮設校舎の建設や被災を免れた近接の学校の施設・その他公共施設の利用を図り授業の実施に努める。

カ 避難所として使用される場合の措置

- (ア) 学校施設が地域の避難所となった場合、できるだけ速やかに学校を開放するものとする。なお、その場合にあっては、特別教室や管理諸室についても、学校教育活動の妨げにならない範囲において必要に応じて段

階的に開放する。

- (イ) 避難所の運営において教職員の対応を明確にし、市職員、ボランティア、避難者の代表者等とともに、避難者の収容、保護に努める。
- (ウ) 児童生徒等が在校時に災害が発生し、学校施設が地域の避難所となった場合、児童生徒等と避難者との混乱を避けるため、それぞれに対する情報・指令の伝達に万全を期するとともに、避難者と児童生徒等の避難場所を明確に区分する。

### 3 教科書、教材、学用品等の調達・供与

被災した児童生徒等の学習を支援するために教科書の提供等を行う。

#### (1) 教科書、教材、学用品等の供与

教科書、教材、学用品等の必要数量を把握し、調達及び配分を行う。調達が困難な場合は、南信教育事務所を経由して県教育委員会に調達のあっせんを依頼する。

#### (2) 就学援助

被災した児童生徒等のうち就学困難な状態の者に対して、就学援助の方法を定めその実施に努める。

### 4 応急保育対策

#### (1) 休園措置

##### ア 保育開始後の措置

各保育園長は、災害が発生し、又は発生が予想される気象条件となった場合、必要に応じ休園の措置をとるとともに保護者に連絡し引き渡す。

##### イ 登園前の措置

各保育園長は、登園前に休園の措置をした場合は、保護者に連絡する。

#### (2) 保育施設の確保

##### ア 保育園の一部が利用できない場合

保育園運営並びに安全管理上緊急に修理を要する箇所については、応急修理又は補強をするなど保育に支障を及ぼさないよう万全の措置を講じ圧縮保育などをして、できる限り休園を避ける。

##### イ 保育園の大部分が使用できない場合

- (ア) 早急に施設の再建、仮施設建設計画を立て、その具体化を図る。
- (イ) 公民館、公共施設及び寺院等の建物に応急収容し、分散保育を実施する。

ウ 市内の全保育園が被害を受け大部分が使用できない場合応急仮施設の建設を図る。

##### エ 保育士等の確保

補充を要する職員は、有資格者の中から確保する。なお不足する場合は、臨時的任用により補充する。

## 第38節 飼養動物の保護対策

【現地班・環境班・農政班・文教庶務班】

【関係機関】

### 第1 基本方針

災害時においては、人命救助が最優先であるが、放浪動物による危害及び環境悪化の防止及び動物愛護等の観点から、被災した動物の保護・収容・救護及び避難所での飼養等の保護措置を獣医師会等と連携し実施する。

### 第2 主な活動

被災地域における負傷又は放浪状態の動物の保護活動及び避難所等における家庭動物の適正飼養を行う。

### 第3 活動の内容

大規模災害に伴い、放浪家畜、逸走犬等や負傷動物が多数生じることが予想されるため、関係機関による保護活動を行う。

また、飼い主が家庭動物と同行避難するため、適正な飼育環境を確保する。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 関係機関等と協力をして被災地における逸走犬等の保護・収容・救護など適切な処置を講ずる。
- (2) 特定動物、危険な家畜等が施設等から逸走した場合は、人への危害を防止するため、県、警察、飼い主、その他関係機関との連携の下必要な措置を講じる。
- (3) 家庭動物との同行避難の状況について把握するとともに、避難所及び応急仮設住宅等における適切な体制整備に努める。
- (4) 飼い主等からの飼養動物の一時預かり要望へ対応する。

#### 【飼養動物の飼い主が実施する対策】

- (1) 飼養動物の飼い主は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号）及び、動物の愛護及び管理に関する条例（平成21年長野県条例第16号）に基づき、災害時においても、動物の健康及び安全を保持し、適正に取り扱う。
- (2) 避難所に避難した動物の飼い主は、動物愛護及び感染症等のまん延防止の観点から、避難所のルールに従い適正な飼育を行う。

## 第39節 ボランティアの受入れ体制

【総務班・援護班】

【諏訪市社会福祉協議会・関係機関】

### 第1 基本方針

被災地では、大量かつ広範な片付けや生活支援などのボランティアニーズが発生するため、被災地内外からボランティアを受け入れ、公助による支援との調整を図り、円滑かつ効果的な支援に結びつけることが求められる。

そのため、ボランティアに期待する支援活動の量や期間について、速やかに見通しを作成し、時間の経過とともに変化する被災者のボランティアニーズに合わせて、受入れ体制の確保やボランティアの活動拠点を整備し、ボランティア活動の支援を行うよう努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のボランティアニーズの把握を行うとともに、ボランティアの受入れ体制の確保に努める。

また、被災地で支援活動を行っているボランティア関係団体と災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置し、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開する。

- 2 災害ボランティアセンター等のボランティア活動拠点を設置し、ボランティアの受入れや活動の調整、資機材の調達・提供等を行い、円滑かつ効果的なボランティア活動の実施を支援する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災者のボランティアニーズの把握と受入れ体制の確保

災害時におけるボランティアの受入れに当たっては、被災地のニーズにあわせて行うことが必要である。被災地における被災者のボランティアニーズを積極的に把握し、ボランティア関係団体やボランティアコーディネーターと連携して円滑な受入れを図る。

また、活動時の粉じん対策の周知など、ボランティアの安全確保に防災関係機関、ボランティア関係団体等が連携し、必要な措置を講じるよう努める。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被災地における被災者のボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティア情報の広報に努める。
- (2) ボランティアセンターが行うボランティアの受入れ、需給調整、相談指導等の活動に対して支援を行う。
- (3) 市社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているボランティア関係団体、災害中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のボランティアニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有す

る。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定の状況を踏まえ、災害廃棄物の収集運搬などを行うよう努める。これらの取組みにより、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境の整備を図る。

- (4) ボランティアの需給状況等について、随時県災害対策本部に報告するとともに、必要に応じて、県、県社会福祉協議会に対して助言や情報共有の場への参加を求め、支援の質の向上に努める。
- (5) 県から事務の委任を受けた市は、共助のボランティア活動と市の実施する救助の調整事務について、社会福祉協議会等が設置する災害ボランティアセンターに委託する場合は、当該事務に必要な人件費及び旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

#### 【諏訪市社会福祉協議会が実施する対策】

諏訪市社会福祉協議会は、市及び県の災害対策本部との連携のもとに、ボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、活動の調整や活動に必要な物資の提供、相談指導等を行う。

#### 【災害中間支援組織（特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク（JV0AD）、長野県災害時支援ネットワーク（N-NET）等）、広域的災害ボランティア支援団体等が実施する対策】

- (1) 被災者のボランティアニーズ及び支援状況の情報を集約し、全体像の把握に努める。
- (2) 県及び市の災害対策本部との連携のもとに、支援活動に必要な情報共有の場を整備し、支援者間の連絡調整を図る。
- (3) 必要に応じて県や市に対して被災者支援に関する支援策の提言などを行う。

#### 【その他NPO・NGO等が実施する対策】

被災者支援に際しては、情報を共有する場等を活用し、長野県社会福祉協議会、被災地を管轄する市社会福祉協議会及び広域的災害ボランティア支援団体のネットワークとの連携に努める。

## 2 ボランティア活動拠点の提供支援

被災地におけるボランティア活動の円滑な実施を図るため、ボランティアの活動拠点を設置し、ボランティア関係団体等との緊密な連携のもとに、ボランティアの支援体制を確立する。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 市は、災害ボランティアセンターが設置された場合には、確実に機能するために必要な措置を講じる。
- (2) 必要に応じボランティア活動上の安全確保を図るとともに、社会福祉協議会が行う災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達に協力し、ボランティア活動の円滑かつ効果的な実施を支援する。

#### 【社会福祉協議会が実施する対策】

- (1) 県社会福祉協議会は、災害ボランティア活動支援の県的拠点として県と協議

の上、県災害ボランティアセンターを設置し、県内におけるボランティア活動の全体像を把握するとともに、運営支援者の派遣調整、活動に必要な資機材の調達等、市災害ボランティアセンター（以下「市センター」という。）及び広域災害ボランティアセンター（以下「広域センター」という。）の設置・運営を支援する。

また、市センター、広域センター、県、ボランティア関係団体、災害中間支援組織と情報共有し、ボランティア受入れの広域的な調整やボランティア活動の情報発信を行う。

- (2) 被災地の市社会福祉協議会は、市と協議の上、市センターを設置し、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、具体的活動内容の指示、派遣先、人員等の調整、活動に必要な資機材の調達・提供等を行う。
- (3) 被災市広域圏内の市町村社会福祉協議会及び県社会福祉協議会は、市センターの活動を支援する前線拠点として広域センターを設置し、ボランティアの登録・受入れ、資機材の調達等の必要な支援を行う。

#### 【日本赤十字社長野県支部が実施する対策】

県及び市との連携のもとに赤十字防災ボランティアの活動拠点を設置するとともに、被災者のボランティアニーズの把握、ボランティアの登録・受入れ、コーディネート、派遣、必要な物資の調達等の支援を行う。

## 第40節 義援物資及び義援金の受入れ体制

【総務班・現地班・援護班・会計班・本部室】

【諏訪市社会福祉協議会】

### 第1 基本方針

大規模な災害が発生した場合には、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と連携を図りながら、個人、団体、企業等から寄託された義援物資及び義援金を迅速かつ確実に被災者に配分するため、受入れ、保管、輸送等の公正かつ円滑な実施に努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災者のニーズを把握し、「受入れを希望するもの・足りているもの」のリスト、送り先、募集期間等を、報道機関等を通じて公表し、支援を呼びかける。
- 2 大規模な災害が発生した場合、災害対策本部内に義援金配分委員会を組織し、寄託された義援金を引継ぎ、迅速かつ公正に被災者に配分する。また、義援物資についても、迅速かつ公正に被災者に配分する。
- 3 寄託された義援物資及び義援金は、被災者に配分されるまでの間、適正に管理する。

### 第3 活動の内容

#### 1 義援物資及び義援金の募集等

##### 【市、社会福祉協議会が実施する対策】

##### (1) 義援物資の募集

義援物資については、関係機関の協力を得ながら、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを十分に把握するとともに需給状況を勘案し、募集する義援物資の種類や数量、送り先、募集期間等を定めて、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

また、現地の需給状況を勘案し、募集する義援物資のリストを逐次改定するよう努める。

##### (2) 義援金の募集

県、日本赤十字社長野県支部、社会福祉協議会、共同募金会等関係機関と相互に連携を図りながら、募集方法、送り先、募集期間等を定め、報道機関等を通じて広報活動を実施する。

#### 2 義援物資及び義援金の引継ぎ及び配分

##### 【市が実施する対策】

##### (1) 義援物資の引継ぎ及び配分

義援物資については諏訪市ボランティアセンターの協力を得て、被災者のニーズを踏まえ、迅速かつ適正に配分する。

なお、配分に当たっては、高齢者、障がい者等要配慮者に十分配慮する。

##### (2) 寄託された義援金は配分委員会に確実に引き継ぐ。配分委員会は、被災状況

等を考慮の上、対象者、配分内容、配分方法等の基準を定め、迅速かつ適正に配分する。

### 3 義援物資及び義援金の管理

#### 【市、社会福祉協議会が実施する対策】

寄託された義援金を配分委員会に寄託するまでの間、義援物資にあつては、被災者に配分するまでの間、一時保管場所を確保し、損傷、紛失のないよう適正に管理する。

## 第41節 災害救助法の適用

【本部室】

【県】

### 第1 基本方針

市単位の被害が一定の基準以上、かつ、応急的な復旧を必要とする場合（被害のおそれがある場合を含む。）に、災害救助法を適用し、被災者の保護及び社会秩序の保全を図る。

災害救助法による救助は、県が実施する。ただし、市長は、知事から委任された救助事務については、知事の補助機関として実施する。

### 第2 主な活動

- 1 災害救助法適用判断のために迅速かつ正確な被害状況の把握を行う。
- 2 被害状況が適用基準に該当するか判定を行う。
- 3 法適用が必要と判断された場合、必要な手続を行う。
- 4 法適用となった場合、市、県はそれぞれの役割分担により、迅速な救助を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被害状況の把握

災害救助法を適用すべきか否かを的確に判断し、災害の事態に応じた救助を行うために、迅速かつ正確な被害情報の収集把握を行う。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 市災害対策本部により迅速な情報収集を行う。
- (2) 被害の認定を資料編に掲げる基準により行う。
- (3) 収集把握した被害情報を、直ちに諏訪地域振興局総務管理課に報告するとともに、災害救助法の適用について検討を行う。

#### 2 災害救助法適用の判定

災害救助法による救助は、非常災害により住家が全焼、全壊、埋没、流失、半焼、半壊、床上浸水又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない場合において、その被害が一定の基準に該当し、かつ、現に応急的な救助を必要とするときに行う。

#### 【県が実施する計画】

県は、以下の基準に基づき、災害救助法の適用に該当するか判定を行い該当するか、又は該当すると思われる場合は、次項3の手続を行う。

- (1) 本市における住家の滅失世帯数（全焼、全壊、流出等により住家の滅失した世帯数をいい、半壊、半焼にあっては、全壊、流失等の1/2世帯、床上浸水にあっては1/3世帯として換算する。以下同じ。）が80世帯（人口50,000人以上100,000人未満）に達したとき。
- (2) 被害が相当広範囲にわたり、県内の滅失世帯数が2,000世帯以上であって、本市の滅失世帯数が、40世帯に達したとき。

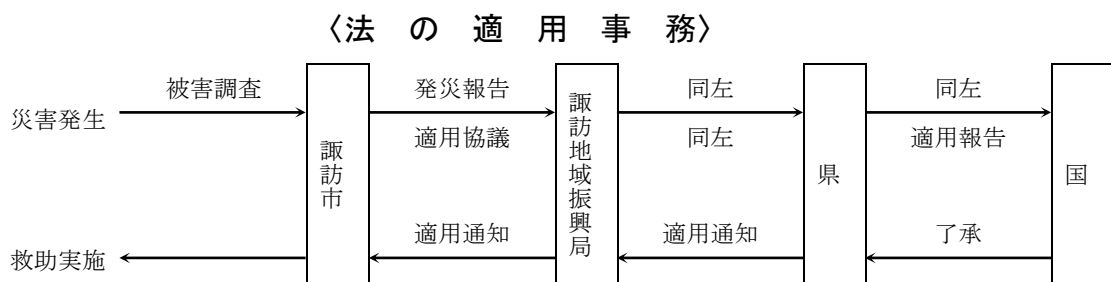
- (3) 被害が広範な地域にわたり、県内の滅失世帯数が9,000世帯以上であって、本市の被害状況が特に援助を要する状態であるとき。
- (4) 本市における被害が次のいずれかに該当し、知事が特に救助の必要を認めたとき。
- ア 災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したとき。
- イ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

### 3 適用の手続

災害救助法の適用が必要と判断された場合は、直ちに必要な手続を行う。

#### 【市が実施する対策】

市長は、災害救助法による救助が必要と判断した場合、知事に対して法適用の要請を行う。なお、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施を待つことができないときは、災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、その後の処置に関して知事の指揮を受けなければならない。



### 4 救助の実施

県、関係機関と協力の上、速やかに救助を実施する。

#### 【市が実施する対策】

##### (1) 救助の役割分担

県から委任された職権に基づき救助を行う。

委任された職権を行使したときは、速やかにその内容を知事に報告する。

なお、次の事項は県知事から委任されるので、必要な手続きを迅速に実施する。

- ア 避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
- イ 炊き出しその他による食品の供給及び飲料水の供給
- ウ 被服、寝具その他生活必需品の供給又は貸与
- エ 医療及び助産
- オ 学用品の供与
- カ 埋葬
- キ 住宅の応急修理
- ク 障害物の除去

##### (2) 救助の実施基準

救助の実施基準については「災害救助法施行細則（昭和34年長野県規則第3

号)」によるほか、厚生労働省監修「災害救助の運用と実務」及び県の「災害救助の手引き」を参照すること。

## 第42節 観光地の災害応急対策

【観光対策班・防災庶務班、施設管理者】

### 第1 基本方針

観光地へ通ずる道路が、豪雨、豪雪、地震など災害により寸断され、観光地が孤立状態になった場合の救出活動や観光客の安全の確保について県、市、関係機関が連携し対応する。

### 第2 主な活動

- 1 観光地で災害時には、県、市、関係機関、観光施設の管理者は、相互の連携により、観光客の安全を確保する。
- 2 外国人旅行者のために、避難場所や災害の情報を提供する。

### 第3 活動の内容

#### 1 観光地での観光客の安全確保

##### 【市が実施する対策】

- (1) 観光地での災害時の、県、関係機関、関係団体との連絡体制を整備し、被害状況の把握、観光客の保護、救助について迅速に対応する。
- (2) 観光地での災害時には、市の消防計画における救助・救急計画に基づき、諏訪警察署、医療機関と連携して、観光客への的確かつ円滑な救助・救急活動を行うとともに、被害状況を早急に把握する。
- (3) 防災庶務班は、観光客の救助活動に当たり、県警察本部と活動区域及び人員配置の調整について密接な連携を図り、現場の状況に対応する迅速かつ効率的な救助を行う。

##### 【住民、自主防災組織及び観光事業者が実施する対策】

- (1) 自発的に被災者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関、救護班に協力する。  
特に、道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関の現場到着前における初期救助・救急活動は、人命救助の上からも重要となるので、積極的に行う。

#### 2 外国人旅行者の安全確保

##### 【市が実施する対策】

- (1) 事前登録されている通訳ボランティアを避難所へ派遣し、外国人旅行者に対する情報提供や要望の把握を行う。
- (2) 観光地の観光案内所で災害時の外国人旅行者の避難誘導、非常用電源の供給を行う。

##### 【関係機関が実施する対策】

駅、ホテルなど多くの人が集まる場所においては、外国語による避難情報の提供、避難場所や避難経路の標識の簡明化、多言語化などにより、外国人旅行者に配慮した情報提供、避難誘導、非常用電源の供給を行う。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

【全機関】

#### 第1 基本方針

被災地の復旧・復興については、住民の意向を尊重し、地方公共団体が主体的に取り組むとともに、適切な役割分担の下、被災者の生活の再建及び経済の復興、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全に配慮した地域づくりを目指す。また、災害により地域の社会経済活動が低下する状況に鑑み、可能な限り迅速かつ円滑な復旧・復興を図るため、この基本方針を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

#### 第2 主な活動

- 1 原状復旧か又は計画的復興かの基本方針を早急に決定する。
- 2 復旧・復興に当たり必要に応じ他の市町村等への支援を求める。技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

#### 第3 活動の内容

##### 1 復旧・復興の基本方針の決定

市は迅速な原状復旧又は計画的な復興を目指す基本方針を早急に決定し、実施に移す。

##### 【市が実施する対策】

- (1) 被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向を勘案しつつ互いに連携し、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針を定め、早期に住民に周知する。
- (2) 被災地の復旧・復興は、住民の意向を尊重しつつ協同して計画的に行うものとし、情報公開並びに計画策定に際しての住民参加を積極的に図る。

##### 【関係機関が実施する対策】

防災関係機関は、市・県の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

##### 【住民が実施する対策】

住民は、市の復旧・復興の基本方針の決定に際し、協力を行う。

#### 2 支援体制

復旧・復興に当たり、必要に応じ他の市町村等の支援を求め、円滑な実施を図る。

##### 【市が実施する対策】

災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じて国、県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求める。

## 第2節 迅速な原状復旧の進め方

【全機関】

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、より安全性に配慮した復興を目指すためには、まず、公共施設等の迅速な原状復旧や、災害によって生じた廃棄物・土砂の円滑で適切な処理が求められる。

市は、可能な限り迅速な原状復旧を図る。

### 第2 主な活動

- 1 被災施設の迅速かつ円滑な復旧事業を実施し、再度災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。
- 2 円滑かつ適切に災害廃棄物・土砂の処理を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災施設の復旧等

民生の安定、社会経済活動の早期回復、より安全性に配慮した復興のために関係機関は、被災施設の迅速かつ円滑で再度災害の防止を考慮した復旧活動を行う。そのため、職員の配備、災害の規模に応じた職員の応援、派遣等の活動体制について必要な措置をとる。

#### 【市が実施する対策】

- (1) 被災施設の重要度、被災状況等を検討し、事業の優先順位を定めるとともにあらかじめ定めた物資、資材の調達計画、人材の広域相互応援計画等に関する計画を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。特に三次医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化する。
- (2) 被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本としつつも、再度災害を防止する観点から可能な限り、改良復旧を行う。
- (3) 大雨等に伴う地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について、二次災害防止の観点から、可能な限り土砂災害防止対策を行う。
- (4) ライフライン交通・輸送等の事業者は、復旧に当たり可能な限りにおいて地区ごとの復旧予定時期を明示して行う。
- (5) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。
- (6) 被災地の状況、被害原因等を勘案し、再度災害の防止及び復旧事業の効果等具体的に検討の上事業期間の短縮に努める。
- (7) 災害復旧事業に要する費用について、国、県の補助がある事業について被災施設の復旧活動を行う者は、復旧事業の計画を速やかに作成する。
- (8) 復旧事業に要する費用について、復旧事業費の申請額の算出を行うとともに、決定を受けるための査定計画を立て、速やかに査定実施に移すよう努め

る。

- (9) 緊急に査定を行う必要がある事業については、直ちに緊急査定が実施されるよう措置を講じ、復旧工事が迅速に行われるよう努める。
- (10) 関係機関との連携により暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

## 2 災害廃棄物・土砂の処理

災害から速やかに復帰して生活を再建する上でも、災害によって生じた災害廃棄物・土砂の適切かつ迅速な処理が求められる。

災害廃棄物・土砂の排出量を推定し計画的な収集、運搬等を行い、その適切かつ迅速な処理に努める。

### 【市が実施する対策】

- (1) 災害廃棄物・土砂の処理、処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分地を確保し計画的な収集、運搬処分を図り、災害廃棄物・土砂の円滑で適切な処理を行う。また、がれきの処理に当たっては、下記事項について留意する。
  - ア 適切な分別の実施により、可能な限り再生利用と減量化に努める。
  - イ 復旧・復興計画を考慮に入れ計画的に行うよう努める。
  - ウ 環境汚染の防止、住民、作業者の健康管理のため適切な措置を講じる。
- (2) 収集、処理に必要な人員、機材、処理能力が不足する場合は近隣市町村等から応援を求める。

## 3 職員派遣

### 【市が実施する計画】

- (1) 本市の職員を活用しても、災害復旧になお人員が必要な場合は、県や「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、他の市町村に対し、必要な人員及び期間、受入体制を明示し、職員の派遣の要請を行う。
- (2) 被災市町村から要請を受けた場合は、「長野県市町村災害時相互応援協定」に基づき、市は職員を派遣する。

## 4 災害復旧事業の種類

被災施設の復旧については、災害復旧に係る財政支援措置を講じ関係法令及びそれぞれの定める計画により、概ね次の事業について計画する。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法）
- (2) 農林水産業施設災害復旧事業計画（農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律）
- (3) 都市災害復旧事業計画（都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針）
- (4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画（水道法、清掃法）
- (5) 社会福祉施設災害復旧事業計画（生活保護法、児童福祉法、身体障がい者福祉法、知的障がい者福祉法、老人福祉法、売春防止法）

- (6) 公立高校施設災害復旧事業計画（公立学校施設災害復旧費国庫負担法）
- (7) 公営住宅災害復旧事業計画（公営住宅法）
- (8) その他の災害復旧事業計画

## 第3節 計画的な復興

【全機関】

### 第1 基本方針

大規模災害等により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合における被災地域の再建方針として、更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決をも図る計画的復興を目指すに当たっては、復興計画を作成し、住民の理解を求めながら、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを実施する。

### 第2 主な活動

- 1 複数の機関が関係し、高度、複雑及び大規模化する復興事業を可及的速やかに実施するための復興計画の作成並びに体制整備
- 2 再度災害防止と、より快適な都市環境を目指した、住民の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりの実施
- 3 著しく異常かつ激甚な災害が発生し、国の緊急災害対策本部が設置された災害（以下「特定大規模災害」という。）が発生した場合の各機関の連携による復興の促進

### 第3 計画の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 復興計画の作成

被災地域の再建に当たり、更に災害に強いまちづくりを目指し、都市構造及び産業基盤の改変を要するような、多くの機関が関係する高度、複雑及び大規模な復興事業を可及的速やかに実施するために復興計画を作成する。

当該計画は、継続可能なまちづくりの視点から、生活・自然環境、医療福祉、教育、地域産業等の継続を考慮する必要がある。

計画策定に際しては、その検討組織等に、男女共同参画等の観点から女性・障がい者・高齢者等の参加促進に努める。

また、被災地の復興計画の作成に際しては、地域のコミュニティが被災者の心の健康の維持を含め、被災地の物心両面にわたる復興に大きな役割を果たすことに鑑み、その維持・回復や、例えば学校を核とした地域コミュニティの拠点形成を行うなど、再構築に十分配慮する。併せて、障がい者、高齢者、女性等の意見が反映されるよう環境整備に努める。

なお、当該計画の迅速、的確な作成と遂行のため、関係機関、県、近隣市町村及び国との連携等調整を行うとともに、住民の理解を得ながら迅速かつ的確に市における復興計画を作成する。

#### 2 防災まちづくり

被災地域の再建に当たっては、必要に応じ、再度災害防止と、より快適な都市環境を目指し、「諏訪市総合計画第2部第1章第1節まちづくりの基本理念」のもとに、計画作成段階で市のあるべき姿を明確にして、将来に悔いのない、住民

の安全と環境保全等にも配慮した防災まちづくりを住民の理解を求めながら実施する。併せて、女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。

- (1) 復興のため市街地の整備改善が必要な場合には、土地区画整理事業及び市街地再開発事業等の実施により、合理的かつ健全な市街地の形成及び都市機能の更新を図る。その際、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、住民の早期な生活再建の観点から、防災まちづくりの方向について、できるだけ速やかに住民のコンセンサスを得るように努める。
- (2) 防災まちづくりに当たっては、河川等の治水安全度の向上、土砂災害に対する安全性の確保等为目标とするとともに、次の事項に留意する。
  - ア 都市公園、河川等のオープンスペースの確保等について単に指定緊急避難場所としての活用、臨時ヘリポートとしての活用など防災の観点だけでなく、地域の環境保全、レクリエーション空間の確保、景観構成に資することを、住民に対して十分に説明し、理解と協力を得るよう努める。
  - イ ライフラインの共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備等に当たっては、各種ライフラインの特性等を勘案し、耐水性等にも配慮しながら各事業者と調整を図りながら実施する。
  - ウ 既存不適格建築物について、防災とアメニティの観点から、その重要性を住民に説明しつつ、市街地再開発事業等の適切な推進により、その解消に努める。
  - エ 復興計画を考慮して、被災施設等の復旧事業、災害廃棄物及び堆積土砂の処理事業は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、関係機関が緊密に連携し、可能な限り迅速かつ円滑に実施する。
  - オ 住民に対し、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、被災者サイドでの種々の選択肢、施策情報の提供等を行い、住民が主役となるまちづくりを行う。
  - カ 女性・高齢者・障がい者等の意見が反映されるよう、環境整備に努める。
  - キ 建築物の解体等による石綿の飛散を防止するため、県から事業者に対し適切に解体等を行うよう指導・助言することを依頼する。
  - ク 情報収集で得た航空写真・画像、地図情報等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、GISの活用等による情報提供に努める。

#### 【関係機関が実施する計画】

県、市と連携を図り、整合性のある事業を実施する。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、再度災害を防止するため、より安全で快適なまちづくりは、自分たちはもちろん、子供たちをはじめとする将来のためのまちづくりでもあることを認識し、防災まちづくりへの理解と協力に努める。

### 3 特定大規模災害からの復興

(1) 基本方針

大規模な災害により地域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた災害においては、被災地域の再建は、都市構造の改変、産業基盤の改変を要するような多数の機関が関係する高度かつ複雑な大規模事業となり、これを可及的速やかに実施するため、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める必要がある。

(2) 実施計画

**【県、市及び関係機関が実施する計画】**

県、市及び関係機関は、復興計画の迅速な作成と遂行のための体制整備を行う。

**【市が実施する計画】**

ア 必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本計画等に即して復興計画を作成し、同計画に基づき、市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

イ 特定大規模災害からの復興のために必要な場合、県に対し、職員の派遣を要請する。

## 第4節 資金計画

【財政班】

### 第1 基本方針

災害復旧についての資金の需要を迅速に把握し、適切にして効果的な資金の融通調達を行うための必要な措置をとる。

### 第2 主な活動

市は、起債の利用、地方交付税の繰上交付の要請等の必要な措置をとる。

### 第3 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 市の資金計画

災害復旧事業を行う場合においては、国、県の負担金（補助金）のほか、増大した臨時的必要経費の財源措置として、次の制度を活用し資金の調達に努める。

- (1) 地方債  
歳入欠陥債、災害対策事業債、災害復旧事業債
- (2) 地方交付税  
普通交付税の繰上交付、特別交付税
- (3) 一時借入金  
災害応急融資
- (4) 基金の取り崩し  
財政調整基金の取り崩し

#### 2 関東財務局長野財務事務所からの借入れ

市は、関東財務局長野財務事務所と連絡を図り、応急資金の貸付けを受ける。

#### 3 激甚災害の指定

甚大な災害が発生した場合における、地方公共団体の経費の負担の適正化と被災者の災害復興の意欲を高めることを目的に「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。）が制定されていることから、市内に大規模な災害が発生した場合は、市として迅速かつ適切な応急復旧を実施するため、激甚法による助成援助を受ける必要がある。

##### (1) 激甚災害に関する調査

各部は、災害が発生した場合は、災害対策基本法第53条に定めるところにより、速やかに被害状況を県に報告するとともに、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等に協力する。

なお、指定については、県知事から内閣総理大臣への報告を受け、その災害が激甚法第2条第1項に規定する激甚な災害に該当すると判断された場合、中央防災会議の意見を聞いた上で激甚災害として指定され、その災害に対してとるべき措置を指定する政令が公布される。

##### (2) 特別財政援助の交付手続き

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに特別財政援助額の交付に関する調書を作成し、県の関係部局に提出する。

## 第5節 被災者等の生活再建等の支援

【都市施設班・援護班・経済庶務班・税務課・市民庶務班・本部室・農政班】

### 第1 基本方針

災害を受けた地域住民の民生安定のため、住宅対策、被災者生活再建支援法の適用等各般にわたる救済措置を講ずることにより生活の確保を図る。

また、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細かな支援を講ずる必要がある。

さらに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細かな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

### 第2 主な活動

- 1 被災住宅の復興を行う者への支援及び災害公営住宅の建設等を行うとともに、公営住宅への優先入居を行う。
- 2 被害の状況が被災者生活再建支援法又は信州被災者生活再建支援制度の適用基準に該当する場合は、速やかに適用手続等を実施し、被災者に対して生活再建支援金の支給を行う。
- 3 被災低所得者支援のため、社会福祉協議会による災害援護資金等の貸付等を周知する。
- 4 被災地における雇用維持等のため、県及び公共職業安定所が行う被災者への職業紹介、労働災害対象者への労災保険給付等に協力する。
- 5 被災した低所得者への必要な生活保護措置をとる。
- 6 被災者への災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付を行う。
- 7 被災者に対し適時適切な金融上の措置をとる。
- 8 被災者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免措置をとる。
- 9 被災した被保険者に対する医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等の措置をとる。
- 10 被災者に対する罹災証明の早期交付体制を確立する。
- 11 被災者台帳を作成し、被災者の援護を総合的かつ効率的に行う。
- 12 被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口の設置及び広報を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 住宅対策

被災した住宅の復興を容易にするため、住宅の建設等に対し、助成を行う。

また、被災者の住宅を確保するため、災害公営住宅の建設等を行うとともに公営住宅への優先入居の措置をとる。

さらに、居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供する。

### 【市が実施する対策】

#### (1) 災害復興住宅建設等補助金

住宅金融支援機構が実施する災害復興住宅資金の説明会等を行い、申込みに必要な、罹災証明書の発行を行う。

#### (2) 災害公営住宅

市の区域内において200戸以上若しくは1割以上の住宅の滅失があった場合、必要に応じ、滅失した住宅の3割に相当する戸数を目途に災害公営住宅の建設を行う。

#### (3) 既存市営住宅の再建

既存市営住宅が災害により、滅失又は著しく損傷した場合には、必要に応じ再建する。

#### (4) 市営住宅への優先入居

災害により一定数以上の住家が滅失した場合には、必要に応じ、被災者に対し、市営住宅への優先入居の措置をとる。

#### (5) 居住地以外避難者の対応

居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、従前の居住地であった市町村及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスを提供する。

## 2 被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度による復興

災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者で、経済的理由等によって自立した生活をするのが困難な者に対し、被災者生活再建支援法及び信州被災者生活再建支援制度について県と協議し、生活再建の支援を行う。

また、市は県と協力して、被災世帯の個人情報の保護に配慮するとともに、被災世帯がその困難な状況の中で円滑に支援金の申請が行えるよう、また支援金が迅速かつ円滑に支給できるよう、十分配慮する。

### 【市が実施する対策】

#### (1) 申請書等の確認及び県への送付に関する業務の実施体制の整備を行う。

#### (2) 災害による住宅被害情報を迅速に把握し、直ちに諏訪地域振興局へ報告する。

#### (3) 被災者に対し、申請に要する罹災証明書等の必要書類を発行する。

#### (4) 被災者に対し、被災者生活再建支援法制度等の周知を行う。

#### (5) 被災世帯から提出された申請書類等を確認・点検し、県へ提出する。

#### (6) 被災者生活再建支援法人から委託された場合、支援金の支給等事務を行う。

#### (7) 被災者生活再建支援法が適用できない場合、諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に基づき、信州被災者生活再建支援制度を活用した支援を行う。

### ＜被災者生活再建支援制度の概要＞

#### (1) 概要

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給することにより、その自立した生活再建を支援するものである。

支援金は住宅の被害の程度に応じた基礎支援金と再建方法（建設・購入する場合、補修する場合、賃借する場合）に応じた加算支援金の2種類が支給される。なお、申請世帯が単身の場合、複数世帯の場合に比べて4分の3の金額の支給となる。

#### (2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により被災者生活再建支援法に規定された規模の被害が発生した場合。

#### (3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯 ※損害割合50%以上

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）※損害割合40%以上50%未満

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）※損害割合30%以上40%未満

#### (4) 支給金額

被災者生活再建支援法に規定された区分に基づく。

#### (5) 申請期間

ア 基礎支援金：災害発生日から13月以内

イ 加算支援金：災害発生日から37月以内

### ＜信州被災者生活再建支援制度の概要＞

#### (1) 概要

自然災害により住宅に被害を受けた世帯のうち、被災者生活再建支援法の適用の対象とならない世帯の生活の早期再建を支援するとともに、被災者の生活再建に必要な支援を行うもの。なお、被災者生活再建支援法による支援の対象となる場合は適用されない。

#### (2) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象により諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に規定された規模の被害が発生した場合。

#### (3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯 ※損害割合50%以上

イ 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯

ウ 災害が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続することが見込まれる世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）※損害割合40%以上50%未満

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）※損害割合30%以上40%未満

カ 住宅が半壊し、住家の被害認定において半壊の認定を受けた世帯  
※損害割合20%以上～30%未満

(4) 支給金額

諏訪市被災者生活再建支援金支給要綱に規定された区分に基づく。

(5) 申請期間

被災者生活再建支援制度に同じ

### 3 生活福祉資金等（災害援護資金等）の貸付

#### 【市が実施する対策】

被災した低所得者の生活再建を支援するため、災害援護資金、生活福祉資金貸付制度の周知、活用促進を図るとともに、必要に応じて貸付金の償還に係る利子補給等被災者の負担軽減措置をとる。

### 4 被災者の労働対策

#### 【市が実施する対策】

- (1) 災害により、離職を余儀なくされた者及び企業倒産等による失業者の雇用維持及び労働問題の円滑な解決を図るため、必要により窓口を設置し、長野労働局、ハローワーク等への紹介を行う。

### 5 生活保護

#### 【市が実施する対策】

被災により生活に困窮する世帯に対し、その困窮の程度に応じ生活、住宅、教育、介護、医療、生業等の扶助を行い、最低限度の生活を保障し、生活再建を助長する。

## 6 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給及び災害援護資金の貸付、災害見舞金の交付

### 【市が実施する対策】

#### (1) 災害弔慰金、災害障害見舞金の支給

災害により死亡した市民の遺族に対して災害弔慰金を、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金を支給する。

#### ア 災害弔慰金

種類	対象となる災害	根拠法令等	支給対象	支給限度額等
災害弔慰金	1 本市において住居が5世帯以上滅失した災害	1 災害弔慰金の支給に関する法律	死亡者の配偶者	1 支給限度額 死亡者1人につき主たる生計維持者の場合
	2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害	2 実施主体 市（条例）	子	500万円
	3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害	3 経費負担 国1/2 県1/4 市1/4	父母 孫 祖父母	それ以外の場合 250万円
	4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合			2 支給の制限 ア 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため市長が給付を不相当と認めた場合

## イ 災害障害見舞金

種類	対象となる災害	根拠法令等	支給対象	支給限度額等
災害障害見舞金	1 本市において住居が5世帯以上滅失した災害 2 県内において住居が5世帯以上滅失した市町村が3以上ある場合の災害 3 県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害 4 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある場合	1 災害弔慰金の支給に関する法律 2 実施主体市（条例） 3 経費負担国1/2 県1/4 市1/4	対象となる災害により重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断）を受けた者	1 支給限度額 当該障がい者1人につき主たる生計維持者の場合 250万円 それ以外の場合 125万円 2 支給の制限 ア 当該障がい者の障害が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合 イ 法律施行令（昭和48年政令第374号）第2条に規定する厚生労働大臣が定める支給金が支給された場合 ウ 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他特別の事情があるため市長が給付を不適当と認めた場合

## (2) 災害援護資金の貸付

市は災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、一定の負傷・住居の被害等を受けた制限所得以内の世帯主に対して災害援護資金の貸付を行う。

## (3) 災害見舞金の支給

市は、「諏訪市災害見舞金支給要綱」に基づき、災害見舞金の支給を行う。

## 7 租税の徴収猶予、及び減免

## 【市が実施する対策】

市は、災害による被災者の生活の安定を図るため、地方税法又は市税条例に基づき、被災者の租税の期限の延長、徴収猶予、減免等を行う。

## (1) 期限の延長

次に掲げる災害の区分に応じ、申告、申請、請求その他の書類の提出又は納付若しくは納入に関する期限の延長を行う。

## ア 災害救助法が適用される災害

市長が必要と認める時は、地域及び期日を指定して期限の延長をする。

## イ その他の災害

市長が必要と認める時は、被災者の申請により、期日を指定して期限を延長する。

## (2) 納税猶予

市長が、市税の納付又は納入ができないと認めたときは、被災者の申請により、その徴収を猶予する。

### (3) 減免等

市長が減免が必要と認める時は、被災者の申請により、減免を行う。

## 8 医療費の一部負担金、保険料（税）の減免等

### 【市が実施する対策】

市は、国民健康保険被保険者証の再交付等を迅速に処理するほか、災害により資産に重大な損害を受け、又は収入が著しく減少した場合など、療養給付を受ける場合の一部負担金や保険料（税）の支払いが困難と認められる者に対し、一部負担金や保険料（税）の減免、徴収猶予等の措置をとるとともに、関係団体への協力要請を行う。

## 9 罹災証明書の交付

### 【市が実施する対策】

災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

また、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

## 10 被災者支援に関する相談窓口の設置、広報、連絡体制の構築

被災者等の生活再建等の支援のための相談窓口を設置し、広く住民に広報する。

### 【市が実施する対策】

- (1) 必要に応じ市が行う支援対策についての被災者の相談窓口を設置する。
- (2) 相談業務の実施にあたり、必要に応じて他の関係機関に協力を依頼する。  
また、必要に応じて県に相談業務に係る支援要請を行う。
- (3) それぞれの業務について、住民に対し、掲示板、市防災行政無線、有線テレビ、広報紙、広報車等を活用し広報を行う。
- (4) 報道機関に発表を行う。

## 11 被災者台帳の作成

必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

## 第6節 被災農林漁業等及び中小企業等の復興

【農政班・経済庶務班・本部室】

### 第1 基本方針

被災農林漁業等、中小企業等の事業の早期復旧を図るため、これに必要な資金の円滑な融通等による復旧対策を推進する等の必要な措置、事業再開に対する相談体制の整備等、次のような総合的な支援が県により行われるので、市は、必要により窓口等を設置し、被災農林漁業等、中小企業者等に周知する。

### 第2 主な活動

- 1 事業の早期復旧を図るため、必要な資金の円滑な融通等を実施する。
- 2 事業再開に対する相談体制を整備する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災農林業漁者等に対する支援

県により実施される次の支援施策等について、周知・紹介を行い、被害農林漁業者等の経営安定又は事業の早期復旧を図る。

#### 【市が実施する計画】

##### (1) 天災資金

「天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法」に基づき、暴風、豪雨、地震、降雪、降霜、低温及び降ひょう等の天災により特に著しい災害があり、法適用の指定を受けた場合、被害農林漁業者に対し、金融機関が次の資金を融資する体制を整える。

ア 被災農林漁業者に対し、農林漁業の再生産に必要な資金

イ 被災農林漁業組合等に対し、被害を受けたために必要となった事業運営資金

##### (2) 株式会社日本政策金融公庫資金

「株式会社日本政策金融公庫法」に基づき、日本政策金融公庫が被災農林漁業者及びその組織する団体に対し、次の農林漁業資金を融資することを情報提供する。

ア 農地等の災害復旧に必要な資金

イ 被災農林漁業者の経営再建等に必要な資金

ウ 復旧造林及び林道の復旧に必要な資金

エ 被災農林漁業者の農林業施設復旧に必要な資金

オ 共同利用施設の災害復旧に必要な資金

##### (3) 農業災害資金

「長野県農業災害資金融資利子補給等補助金交付要綱」に基づき、知事が指定する災害によって損失を受けた被災農業者に対し、金融機関が農業経営に必要な資金を融資する体制を整える。

##### (4) 農業災害補償

「農業保険法」に基づき、農業共済組合が農業保険事業を円滑に実施し、農業者の不慮の事故、災害等によって受ける農作物等の損失を補填することにより、農業経営の安定が図られるよう、補償業務の迅速適正化及び共済金の早期支払体制の確立について指導を行う。

## 2 被災中小企業者に対する支援

被災中小企業の早期復旧を図るため、被害状況、再建のための資金需要等の把握に努め、これに必要な資金の融通の円滑化等災害復旧対策を推進するため迅速かつ的確な措置をとる。

### 【市が実施する対策】

- (1) 市は中小企業関係団体等と連携し、利活用できる金融の特別措置について当該被災地域における中小企業者に対し周知徹底を図る。
- (2) 被災地域を管轄する政府系金融機関等の現地支店に対し、被害の実情に応じ貸付手続の簡易迅速化、貸付条件の緩和措置等を要請する。
  - ア 日本政策金融公庫資金
  - イ 商工組合中央金庫資金
  - ウ 日本政策投資銀行資金
- (3) 長野県信用保証協会に対し、金融機関からの借入れ手続に際して、債務の保証等について円滑な実施を要請する。
- (4) 商工会議所及び金融機関等による連絡会議を必要に応じて開催するとともに、事業の復旧に関する相談体制を整備する。

### 【県が実施する対策】

中小企業融資制度資金（融資）の効果的な運用を図る。

## 第7節 被災した観光地の復興

### 第1 基本方針

被災した観光地の早期復興、風評被害の防止を図るため、関係機関等と連携して、観光地の誘客体制を整備し、被災した観光地に対して総合的な支援を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 観光地の早期復興を図るため、関係機関等と連携して、観光誘客プロモーション活動の施策を企画・実施する。
- 2 風評被害防止を図るため、国内外に向けて被災した観光地の正確な復旧状況を発信する。

### 第3 活動の内容

#### 1 被災した観光地に対する支援

##### 【市が実施する対策】

- (1) 関係機関等と連携して、被災した観光事業者等の現状を正確に把握し、ウェブサイト等を活用して、観光地の復旧状況を広く周知するなど、風評被害防止対策を推進する。
- (2) 関係機関等と連携して、被災した観光地の復旧状況などを正確に把握すると同時に、観光地の復旧状況に応じて、観光客誘客に向けたプロモーション活動を積極的に行う。

##### 【観光事業者が実施する対策】

観光事業者は、県、市、関係団体と連携して、営業状況及び復旧状況などを国内外に向けて情報発信していく。

## 第1章 総 則

### 第1節 計画作成の趣旨

#### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法第6条第1項及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第5条第1項の規定により、諏訪市の地域に甚大な被害を及ぼすおそれのある大規模な地震に対処するため、阪神・淡路大震災、新潟県中越地震、東日本大震災など震災の経験を教訓に、近年の社会構造の変化を踏まえ、次の事項を定め、もって総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

- 1 市、県、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、その他関係機関、事業所及び住民がそれぞれの役割を認識し、相互に協力する体制
- 2 市災害対策本部及び現地災害対策本部の体制強化、防災施設の整備、防災知識の普及、防災訓練、災害予防に関する計画
- 3 地震情報の収集伝達、災害情報等の収集、避難、救助、食料、輸送、交通その他災害応急対策に関する計画
- 4 災害復旧に関する計画
- 5 その他災害対策に必要な計画

#### 第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条、大規模地震対策特別措置法及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法に基づき諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「震災対策編」として、大規模な地震に対処すべき事項を中心に定める。

#### 第3 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的及び想定できうる事項等を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第40条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていくものとする。

#### 第4 長野県強靱化計画の総合目標、基本目標を踏まえた防災計画の作成等

長野県強靱化計画は、大規模災害等に対する県土の脆弱性を認識し、その克服に向けて事前防災及び減災その他迅速な復旧等に資する施策を総合的に実施するため、国土強靱化の観点から本県における様々な分野の指針となる計画として「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化法」第13

条に基づき策定されている。このため、地方公共団体及び地方指定公共機関は、長野県の国土強靱化に関する部分については、長野県強靱化計画の総合目標「多くの自然災害から学び、いのちと暮らしを守る県づくり」を基本とし、次の基本目標を踏まえ、本計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進を図る。

- 1 あらゆる自然災害において、人命の保護が最大限図られる
- 2 負傷者に対し、迅速に救助・救急・医療活動等が行われるとともに、被災者等の健康、避難生活環境を確実に確保する
- 3 必要不可欠な行政機能、情報通信機能を確保する
- 4 ライフラインの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- 5 流通・経済活動を停滞させない
- 6 被災した方々の日常生活が迅速かつより良い状態に戻る

## 第5 長野県地震防災対策強化アクションプランを踏まえた計画の作成等

長野県地震防災対策強化アクションプラン（以下、「アクションプラン」という。）は、令和6年能登半島地震で顕在化した課題を教訓に、ハード・ソフトの両面から地震災害対策の充実・強化を目的に策定している。

このため、住民、市、県及び関係機関は、アクションプランの基本目標である「耐震化の促進、避難所環境の改善等により、「地震災害ゼロ」に挑戦」を念頭に、次の5つの重点項目を踏まえ、地震防災対策の推進を図る。

- (1) 2つの孤立（情報の孤立、物資の孤立）の発生を防ぐとともに、発生時には早期解消を図る。
- (2) 自助・共助・公助、全ての面で初動対応のレベルアップを図る。
- (3) 全ての避難者の健康が維持されるよう、目標期限を定めて避難所TKBを実践する等、避難生活の“質”の更なる改善を図る。
- (4) 平時から耐震化の促進に努めるとともに、地震が発生した際の住家の被害認定調査の実施体制づくりを進める。
- (5) プラン全体を通して、高齢者・障がい者・女性・子ども・外国人などの皆様への配慮に努める。

資料編 ・ 諏訪市防災会議条例
-----------------

## 第2節 防災の基本理念及び施策の概要

本市は、活断層、急峻な地形、脆弱な地質を有するという自然条件と近年の中心市街地の密集化、高齢者等要配慮者の増加、情報化等という社会的条件をあわせもち、様々な災害発生要因に対応した防災対策を講じる必要がある。

地震関係の自然的条件においては、本章第4節、第5節で定めるとおり、活断層が公表されており、また、過去における地震被害が記録されている。

- 1 防災対策を実施するに当たっては、次の3段階を基本とし、それぞれの段階において、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、防災関係機関及び住民がそれぞれの役割を認識しつつ一体となって最善の対策を講ずる。特に、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、さまざまな対策を組み合わせ、災害に備え、災害時の社会経済活動への影響を最小限にとどめるよう、対策の充実を図る。

- (1) 周到かつ十分な災害予防

ア 災害予防段階における基本理念は以下のとおりである。

- (ア) 災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限りすすめ、ハード・ソフトを組み合わせ、一体的な災害対策を推進する。
- (イ) 最新の科学的見地を総動員し、起こり得る災害及びその災害によって引き起こされる被害を的確に想定するとともに、過去に起こった大規模災害の教訓を踏まえ、絶えず災害対策の改善を図ることとする。

イ 災害予防段階における施策の概要は以下のとおりである。

- (ア) 災害に強いまちづくりを実現するための、主要交通・通信機能の強化、避難路の整備等地震に強い都市構造の形成、学校、医療施設等の公共施設や住宅等の建築物の安全化、代替施設の整備等によるライフライン施設等の機能の確保策を講じる。
- (イ) 事故災害を予防するため、事業者や施設管理者による情報収集・連絡体制の構築、施設・設備の保守・整備等安全対策の充実を図る。
- (ウ) 市民の防災活動を促進するため、防災教育等による住民への防災思想・防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う。併せて、自主防災組織等の育成強化、防災ボランティア活動の環境整備、事業継続体制の構築等企業防災の促進、災害教訓の伝承により市民の防災活動の環境を整備する。なお、防災ボランティアについては、自主性に基づきその支援力を向上し、市、県、住民、他の支援団体と連携・協働して活動できる環境の整備が必要である。
- (エ) 防災に関する研究及び観測等を推進するため、防災に関する基本的なデータの集積、工学的、社会学的分野の研究を含めた防災に関する研究の推進、

予測・観測の充実・強化を図る。また、これらの成果の情報提供及び防災施策への活用を図る。

(ウ) 災害時の災害応急対策、その後の災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うため、災害応急活動体制や情報伝達体制の整備、施設・設備・資機材等の整備・充実を図るとともに、必要とされる食料・飲料水等を備蓄する。また、関係機関が連携し、過去の災害対応の教訓の共有を図るなど、実践的な訓練や計画的かつ継続的な研修を実施する。

(エ) 効果的・効率的な防災対策を行うため、A I ・ I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sの活用など、災害対応業務のデジタル化を促進する必要がある。デジタル化に当たっては、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備を図る必要がある。

(オ) 過去の災害の教訓を踏まえ、全ての住民が災害から自らの命を守るためには、住民一人ひとりが確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等の必要な知識を学べる実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

## (2) 迅速かつ円滑な災害応急対策

ア 災害応急段階における基本理念は以下のとおりである。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、正確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に分配する。

(イ) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、女性、子ども、性的マイノリティのほか、高齢者、障がい者、児童、傷病者、外国籍市民、外国人旅行者、観光客、乳幼児、妊産婦など、特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

イ 災害応急段階における施策の概要は以下のとおりである。なお、災害応急段階においては、関係機関は、災害応急対策に従事する者の安全の確保を図るよう十分配慮する。

(ア) 災害が発生するおそれがある場合には、警報等の伝達、住民の避難誘導及び所管施設の緊急点検等の災害未然防止活動を行う。

(イ) 災害が発生するおそれがある場合は災害の危険性の予測を、発災直後は、被害規模の把握を、それぞれ早期に行うとともに、災害情報の迅速な収集及び伝達、通信手段の確保、災害応急対策を総合的、効果的に行うための関係機関等の活動体制及び大規模災害時における広域的な応援体制を確立する。

(ウ) 被災者に対する救助・救急活動、負傷者に対する迅速かつ適切な医療活動、消火活動を行う。

(エ) 円滑な救助・救急、医療及び消火活動等を支え、また被災者に緊急物資を

- 供給するため、交通規制、施設の応急復旧、障害物除去等により交通を確保し、優先度を考慮した緊急輸送を行う。
- (オ) 被災者の速やかな避難誘導と安全な避難所への収容、避難所の適切な運営管理を行う。また、被災状況に応じ、応急仮設住宅等の提供、広域的避難収容活動を行う。
  - (カ) 被災者等への確かつ分かりやすい情報を速やかに公表・伝達するとともに、相談窓口の設置等により住民等からの問い合わせに対応する。
  - (キ) 被災者の生活維持に必要な食料・飲料水及び生活必需品等を調達し、被災地のニーズに応じて供給する。
  - (ク) 指定避難所等で生活する被災者の健康状態の把握等のために必要な活動や福祉的な支援を行うとともに、仮設トイレの設置等被災地域の保健衛生活動、防疫活動を行う。また、迅速な遺体対策を行う。
  - (ケ) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。
  - (コ) 防犯活動等による社会秩序の維持のための施策の実施を行うとともに、物価の安定・物資の安定供給のための監視・指導等を行う。
  - (サ) 応急対策を実施するための通信施設の応急復旧、二次災害を防止するための土砂災害等の危険のある箇所の応急工事、被災者の生活確保のためのライフライン等の施設・設備の応急復旧を行う。二次災害の防止策については、危険性を見極め、必要に応じた住民の避難及び応急対策を行う。
  - (シ) ボランティア、義援物資・義援金を適切に受け入れる。
- (3) 適切かつ速やかな災害復旧・復興
- ア 災害復旧・復興段階における基本理念は以下のとおりである。
  - (ア) 発災後は、速やかに施設を復旧し、被災者に対して適切な援護を行うことにより被災地域の復興を図る。
  - イ 災害復旧・復興段階における施策の概要は以下のとおりである。
  - (ア) 被災の状況や被災地域の特性等を勘案し、被災地域の復旧・復興の基本方向を早急に決定し、事業を計画的に推進する。
  - (イ) 物資、資材の調達計画等を活用して、迅速かつ円滑に被災施設の復旧を行う。
  - (ウ) 災害廃棄物の広域処理を含めた処分方法の確立と、計画的な収集、運搬及び処理により、適正かつ迅速に廃棄物処理を行う。
  - (エ) 再度災害の防止とより快適な都市環境を目指して、防災まちづくりを実施する。
  - (オ) 被災者に対する資金援助、住宅確保、雇用確保等による自立的生活再建を支援する。
  - (カ) 被災中小企業の復興等、地域の自立的发展に向けて経済復興を支援する。
- ウ 市、県、防災関係機関は、お互いに連携をとりつつ、これら災害対策の基本的事項について推進を図るとともに、防災機関間、住民等の間、住民等と

行政の間で防災情報が共有できるように必要な措置を講ずる。

2 市、県、防災関係機関は、緊密な連携のもとに、人命の安全を第一に、次の事項を基本とし必要な措置を講じる。

(1) 要配慮者を含めた多くの住民の地域防災活動への参画

(2) 地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むなど、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立

3 住民は、「自らの命は自らが守る」との認識のもと、地域、職場、家庭等において互いに協力しあい、災害時を念頭においた防災対策を平時から講じる。

4 どこでも起こりうる災害時の被害を最小化し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動と投資を息長く行う運動を展開する。

また、その推進に当たっては、時機に応じた重点課題を設定する実施方針を定めるとともに、関係機関等の連携の強化を図る。

### 第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務 又は業務の大綱

#### 第1 実施責任

##### 1 市

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地震災害から市の地域並びに住民等の生命、身体及び財産を保護するために、指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て地震防災活動を実施する。

##### 2 県

市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を助け、かつ、その総合調整を行う。

##### 3 指定地方行政機関

県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう勧告、指導助言等の措置をとる。

##### 4 指定公共機関及び指定地方公共機関等

その業務の公共性又は公益性に鑑み自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

#### 第2 処理すべき事務又は業務の大綱

風水害対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」を準用する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧
---------------------

## 第4節 防災面からみた地域的概要

### 第1 地質

フォッサマグナ地帯の西縁を画する糸魚川-静岡構造線の西側に位置する諏訪盆地は、現在も引き続いて活動していると考えられる諏訪構造帯の断層運動によって形成された構造盆地である。盆地の東側に当たる立石町、茶臼山地籍に見られる3～4段の階段状地籍などは明らかな断層によって形成されたものであり、このほかにも山麓には部分的に断層崖といえる地形が断続的に追跡される。この作用によって形成された諏訪盆地は、盆地中央に向かって階段状に陥没している。盆地に流れ込む上川、宮川などの河川の堆積作用によって沖・洪積層が形成されているが、盆地の中央部で最も深く堆積しており、上川河口では400m近くも堆積していることが推定される。また、この沖・洪積層の間に三つの軽石層が見いだされる。

地盤が軟弱なため、ひとたび地震が発生すると多くの災害を被ることが予想される。

### 第2 活断層

長野県の活断層としては、①長野盆地西縁断層帯、②糸魚川-静岡構造線断層帯（北側）、③糸魚川-静岡構造線断層帯（南側）、④糸魚川-静岡構造線断層帯（全体）、⑤伊那谷断層帯、⑥阿寺断層帯、⑦木曽山脈西縁断層帯、⑧境峠・神谷断層帯が存在する。

諏訪市は、日本を内帯と外帯に分ける中央構造線と、日本を東北と西南日本に分ける糸魚川-静岡構造線の交わる場所に位置しており、本市周辺には、糸魚川-静岡構造線断層帯が確認されている。

「新編日本の活断層（1991）：東大出版会」によれば本市周辺に分布する活断層は9つあり、このうち以下3つの断層は市内に分布している。「霧ヶ峰断層群」は霧ヶ峰一帯に北西方向に断続的に連続して分布している。この断層は1000年にメートル単位で活動している活動度の高い断層であり留意が必要である。

「上諏訪断層群」と「諏訪湖南岸断層群」は断層盆地である諏訪盆地の形成に係わった活断層である。上諏訪断層群は盆地の北東側を縁取って北西から南東に断続し、諏訪湖南岸断層群は盆地の南西側を縁取って北西から南東に断続する活断層である。断層に沿って断層崖が形成されており、上諏訪断層群では立石町、茶臼山付近の入り組んだ地形が形成されている。いずれの断層群についても活動度については、はっきりしたことは分かっていない。

### 第3 自然的条件にみる災害の要因

本市のおかれた自然的環境は、概して厳しく、それが人為的な諸要因と相関して災害へ発展する素因が常に内在しているが、特に、地震の可能性については、糸魚川-静岡構造線断層帯（南側）の活断層による地震の発生が予想される。

また、本市は、南海トラフ地震に備えて、南海トラフ地震に係る地震防災対策



## 第5節 被害想定

### 第1 基本的な考え方

長野県に被害を及ぼすと考えられる地震は、県内あるいは隣接地域で起こる内陸地震と、東海沖などに起こるプレート境界型地震がある。

平成25、26年度の2か年で実施した県地震被害想定の結果及び中央防災会議による東海地震、東南海・南海地震の被害想定結果に基づき、予測される被害量や被害の様相、さらには地震対策の方向性について本計画における災害予防計画、災害応急活動、災害復旧対策計画等の基礎資料とするものである。

### 第2 想定地震

長野県における過去に被害をもたらした地震や、活断層の分布状況、現時点の科学的知見を踏まえ、県内の主要都市の被害が甚大となると考えられる地震を想定した。

なお、想定地震は、地震防災対策を検討するために設置された地震であり、地震を予知したものではなく、また、近い将来これらの地域で想定どおりの地震が発生することを必ずしも意味するものではない。

想定地震の諸元

地震名		長さ (km)	マグニチュード		想定ケース※
			Mj	Mw	
長野盆地西縁断層帯	の地震 ①	58	7.8	7.1	4ケース
糸魚川—静岡構造線断層帯の地震	北側 ②	84	8.0	7.14	1ケース
	南側 ③	66	7.9	7.23	
	全体 ④	150	8.5	7.64	
伊那谷断層帯(主部)	の地震 ⑤	79	8.0	7.3	4ケース
阿寺断層帯(主部南部)	の地震 ⑥	60	7.8	7.2	2ケース
木曽山脈西縁断層帯(主部北部)	の地震 ⑦	40	7.5	6.9	2ケース
境峠・神谷断層帯(主部)	の地震 ⑧	47	7.6	7.0	4ケース
想定東海地震	⑨		8.0	8.0	1ケース
南海トラフ巨大地震	⑩		9.0	9.0	基本、陸側ケース
陸型地震については、破壊開始点や強震動生成域の位置により複数ケースを想定したほか、海溝型地震(南海トラフ巨大地震)では国の設定した基本ケース、陸側ケースを想定した。					

## 第3 想定地震に基づく予測及び被害想定

地震による各ケースの被害一覧(長野県全体)

大項目	小項目	条件・定義	単位	内陸型地震							海溝型地震				
				長野盆地西縁 新隆帯の地震 (ケース3)	糸魚川・静岡 構造帯新隆帯 の地震(全体)	糸魚川・静岡 構造帯新隆帯 の地震(北側)	糸魚川・静岡 構造帯新隆帯 の地震(南側)	伊那谷新隆帯 (主部)の地震 (ケース3)	阿寺新隆帯 (主部南側)の 地震 (ケース1)	木曾山脈西縁 新隆帯(主部 北部)の地震 (ケース1)	埴峠・神谷断 層帯(主部)の 地震 (ケース1)	想定東海 地震	南海トラフ 巨大地震 (基本ケース)	南海トラフ 巨大地震 (特別ケース)	
建物被害 (全壊)	液状化による被害	全壊	棟	440	630	180	170	140	*	*	20	130	20	110	240
	揺れによる被害※1	全壊・夏	棟	27,760	79,880	9,660	26,810	14,770	100	100	2,230	1,630	0	*	1,230
		全壊・冬	棟	33,550	81,840	10,570									1,260
	断層変位による被害※2 (揺れによる被害の内数)	全壊	棟	6,900	10,380	1,830	6,130	2,980	*	*	40	80			
	土砂災害による被害※3	全壊・夏	棟	840	1,880	730	660	900	40	40	340	280	40	80	760
		全壊・冬	棟	810		720									
	地震火災による被害	冬深夜強風	棟	930	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	棟	1,110	1,120	0	470	320	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	棟	6,150	13,590	300	3,530	1,730	0	110	0	0	0	0	0
		建物全壊棟数 計	冬深夜強風	棟	35,740	84,350	11,470	27,650	15,810	140	2,590	2,050	60	190	2,260
人的被害※4 (死者数)	建物倒壊による被害	夏12時強風	棟	30,150	83,510	10,570	28,120	16,130	140	2,590	2,040	60	190	2,230	
		冬18時強風	棟	40,960	97,940	11,770	31,180	17,540	140	2,700	2,050	60	190	2,260	
		冬深夜	人	2,270	5,610	720	1,890	1,130	10	220	140	20	30	110	
		夏12時	人	2,140	6,900	680	2,040	1,500	10	370	320	10	20	90	
		冬18時	人	2,110	5,310	650	1,870	1,200	10	250	140	10	20	100	
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊による被害の内数)	冬深夜	人	160	450	50	160	70	10	30	20	20	30	50	
		夏12時	人	130	260	30	120	50	*	20	20	10	20	30	
		冬18時	人	130	330	40	120	50	*	20	10	10	20	30	
	土砂災害による被害	冬深夜	人	80	180	60	60	80	*	30	20	*	10	60	
		夏12時	人	50	120	40	40	50	*	20	20	*	*	40	
人的被害※4 (負傷者数)	火災による被害	冬18時	人	60	140	50	50	60	*	20	20	*	10	50	
		冬深夜強風	人	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		夏12時強風	人	10	30	0	20	*	0	0	0	0	0	0	0
		冬18時強風	人	80	150	*	30	10	0	0	0	0	0	0	0
	ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害	冬深夜	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		夏12時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
		冬18時	人	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*	*
	死者数 計	冬深夜強風	人	2,350	5,790	790	1,950	1,210	20	240	160	20	40	180	
		夏12時強風	人	2,210	7,060	720	2,100	1,550	10	390	340	10	20	130	
		冬18時強風	人	2,250	5,600	710	1,950	1,270	10	270	160	10	30	150	
人的被害※4 (負傷者数)	建物倒壊による被害	冬深夜	人	15,880	37,540	6,050	12,710	11,170	280	3,120	1,780	370	760	4,370	
		夏12時	人	12,550	30,930	4,560	11,290	8,440	230	2,320	1,360	300	620	3,270	
		冬18時	人	13,790	33,080	5,160	11,310	9,650	220	2,660	1,540	280	580	3,630	
	屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(建物倒壊による被害の内数)	冬深夜	人	2,590	9,520	1,130	2,580	1,260	160	600	520	370	730	1,210	
		夏12時	人	2,290	4,550	890	2,180	1,030	130	510	450	300	580	960	
		冬18時	人	2,100	7,140	830	1,960	970	120	470	380	280	550	890	
	土砂災害による被害	冬深夜	人	90	220	80	80	90	*	30	30	*	10	80	
		夏12時	人	70	160	50	50	70	*	20	20	*	10	50	
		冬18時	人	80	180	60	60	80	*	30	20	*	10	60	



## 第4 地震に関する災害特性を踏まえた本市における防災上の問題と課題

本市の防災上の問題点と課題は以下のように整理される。

- 1 市内には上諏訪断層群、諏訪湖南岸断層群、霧ヶ峰断層群の3つの断層が通過している。これに加え周辺には、山梨県の釜無山断層群、松本市の牛伏寺断層群などいくつかの断層が存在する。また、諏訪の盆地地形は地震被害の危険をはらんでいる。(1847年の善光寺地震による長野市の山崩れ・河川のせき止めと決壊洪水による大被害、1985年のメキシコ地震によるメキシコ市の大被害は、いずれも盆地構造に起因した例である。) 東日本大震災以降、「活断層」や「直下型地震」に対する地震想定が見直され、一般にも地震に対する関心が高まっており、これらについての適切な知識を普及していくことが大切である。

このためには、国等が実施している最新の調査結果を取り入れたパンフレットを発行したり、郷土の自然を理解するための理科の教材として取り上げること等が有効である。

また、市内に活断層が分布する自治体として、国や県に協力して活断層に関する調査研究を進めるとともに、災害に強い防災体制の確立や災害に強い安心・安全なまちづくりを図ることが必要である。

- 2 災害時の地区の孤立化

山間部は道路幅員が狭隘なため、斜面崩落、路面の陥没などによって交通手段としての道路が寸断され、孤立する地区が発生する可能性がある。

このような場合に備えて、今後も防災無線等通信設備の配備拡充や救護救援のための拠点施設の整備を進めるとともに、被害状況の迅速な把握のための体制を整備し、災害対策本部において市全体の状況を把握し、適切な判断・調整を行うことができるような体制づくりに努めることが大切である。

- 3 観光客に対する支援体制

市内には、多くの観光客が訪れる施設が分布している。観光客は市内の地理に不案内であるため、避難施設や病院等への移動が困難であることが考えられる。このため、観光施設では災害時に観光客を把握し、的確に避難誘導することができる体制を整える必要がある。

また、市としても災害時応急対策を市民だけでなく、諏訪市に滞在する観光客等を含めて実施することができる計画を策定することが大切である。

- 4 低地部における耐震対策の推進

被害想定では建築物被害や影響下の被害が低地部に集中して発生することが予想される。このため建築物の耐震化や不燃化をさらに徹底的に進めるとともに、広いオープンスペースを確保するなど防災の際の余地の確保や耐震性貯水槽の整備、狭隘道路の拡幅、避難所設置の見直し、避難路の整備の推進などにより、被害の発生を最小限にとどめるための対策が必要である。

液状化に対しては上下水道、電話といったライフライン施設や建築物、道路に対して地盤改良や配管、管渠の耐震化を図る。

また、ライフラインや道路などは複線化によって被災の際のバックアップ

が可能な体制の整備を図る。

## 5 住民の防災活動への参加

大規模な災害時においては、市職員だけで対応することは困難で、各種の関係機関及び団体等との連携が重要であるが、加えて、地域住民や自主防災組織等の防災活動への協力が不可欠である。したがって、普段からの組織育成や防災意識の向上等を図り、災害時の応急活動を円滑に行えるよう体制づくりを推進する。

## 第2章 災害予防計画

### 第1節 地震に強い安全安心なまちづくり

【関係機関】

#### 第1 基本方針

本市における構造物、施設等について、防災基本計画、東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画及び南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づき、耐震性の確保を図るとともに、地域の特性に配慮しつつ、地震に強いまちづくりを行う。

また、地震防災施設の整備に当たっては、大規模地震も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図るとともに、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮する。

#### 第2 主な取組み

- 1 施設等の耐震性を確保し、地域保全機能の増進等地震に強いまちを形成する。
- 2 地震に強い都市構造の形成、建築物の安全化、ライフライン施設等の機能の確保等地震に強い安全安心なまちづくりを推進する。

#### 第3 計画の内容

##### 1 地震に強い市土づくり

##### 【市が実施する計画】

- (1) 総合的、広域的な計画の策定に際し、地震災害から市及び住民の生命、身体及び財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 基幹的な交通・通信施設等の整備については、各施設等の耐震設計やネットワークの充実等により、大規模災害発生時の輸送・通信手段の確保に努める。
- (3) 地すべり、崖崩れ防止などによる土砂災害対策の推進及び森林などの市土保全機能の維持増進を図るとともに、住宅、学校や病院等の公共施設等の構造物、施設等の耐震性に十分配慮する。
- (4) 東海地震、南海トラフ地震を対象に国が策定した地震防災戦略を踏まえた地域目標の策定に努める。
- (5) 地震防災戦略が対象とする大規模地震以外の地震についても、地域の特性を踏まえた被害想定を実施し、それぞれに基づく減災目標を設定し、関係機関、住民が一体となって効果的、効率的な地震防災対策の推進に努める。
- (6) 老朽化した社会資本について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適正な維持管理に努める。

## 【関係機関（交通・通信施設管理機関）が実施する計画】

鉄道、道路等の基幹的な交通・通信施設等の整備に当たっては、各施設等の耐震設計やネットワークの充実などにより耐震性の確保に努める。

## 2 地震に強いまちづくり

### 【市が実施する計画】

#### (1) 地震に強い都市構造の形成

ア 避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

イ 幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤整備及び土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化等により地震に強い都市構造の形成を図る。

なお、事業の実施に当たっては、効率的・効果的に行われるよう配慮する。

ウ 不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備、利用者への情報伝達体制・避難誘導体制の整備を強化する。

エ 立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付ける。

オ 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

#### (2) 建築物等の安全化

ア 不特定多数の者が利用する施設、学校、行政関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。特に防災拠点となる公共施設の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効率的な実施に努める。なお、本市は東海地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域であり、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

イ 住宅を始めとする建築物の耐震性の確保を促進するため、基準の遵守の指導等に努める。

ウ 既存建築物の耐震診断・耐震補強等を促進する施策を積極的に実施する。

エ 建築物における天井材等の非構造部材の脱落防止対策、ブロック塀及び家具の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとす

る。

オ 災害時の拠点となる庁舎、指定避難所等について、非構造部材を含む耐震対策等により、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保するよう努める。

カ 指定避難所等に老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

(3) ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に医療機関等人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を図る。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼働することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努めるものとする。

イ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝、電線共同溝の整備を図る。

ウ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 地質、地盤の安全確保

ア 施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

イ 個人住宅等の小規模建築物についても、地質、地盤に対応した基礎構造等について普及を図る。

ウ 大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップ及び液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化を実施するよう努める。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 災害時の対応を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員及び住民個々の防災力の向上を図るとともに人的ネットワークの構築を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、実効性の確保に留意する。

エ 民間事業者に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力の活用にも努める。

オ 平時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認にも努める。

カ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するように努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用にも努める。

キ 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進する。

ク 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組む。

### 【関係機関が実施する計画】

#### (1) 地震に強い都市構造の形成

不特定多数の者が利用する施設等における安全確保対策及び発災時の応急体制の整備を強化する。

#### (2) 建築物等の安全化

不特定多数の者が利用する施設、学校、行政機関関連施設等の応急対策上重要な施設、要配慮者利用施設等について、耐震性の確保に特に配慮する。

#### (3) ライフライン施設の機能の確保

ア ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命、救助等の応急対策活動などに支障を与えると同時に避難生活環境の悪化をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設や廃棄物処理施設の耐震性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。特に医療機関等の人命に関わる重要施設へのライフラインの重点的な耐震化を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

イ ライフライン事業者は、災害時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておく。また、ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備にも努める。

ウ 関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共

同溝・電線共同溝の整備を図る。

エ コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

(4) 地盤、地質の安全確保

施設の設置に当たっては、崩落、軟弱、液状化等による災害の発生を防止する対策を適切に実施するほか、大規模開発に当たって十分な連絡・調整を図る。

(5) 危険物施設等の安全確保

危険物施設等及び火災原因となるおそれのある薬品を管理する施設やボイラー施設等の耐震性の確保、緩衝地帯の整備及び防災訓練の積極的实施等を促進する。

(6) 災害応急対策等への備え

ア 次章以降に掲げる、震災が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための必要な資機材及び人員の配置などの備えを平時より十分行うとともに、職員個々の防災力の向上を図る。

イ 指定緊急避難場所、指定避難所、備蓄など、防災に関する諸活動の推進に当たり、公共用地等の活用を図る。

ウ 民間企業等を含む関係機関との間で協定を締結するなど、連携強化を進めることにより、迅速かつ効果的な応急対策等が行えるように努める。

また、協定締結などの連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。

エ 民間事業者等に委託可能な災害対策に関わる業務（被災情報の整理、支援物資の管理・輸送等）について、あらかじめ協定を締結しておく、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておくなど協力体制を構築し、民間事業者のノウハウや能力の活用に努める。

オ 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

カ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

資料編 ・ 危険物施設等の状況

## 第2節 情報の収集・連絡体制計画

風水害対策編第2章第3節「情報の収集・連絡体制計画」を準用する。

## 第3節 活動体制計画

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」を準用する。

### 第1 計画の内容

#### 1 職員の参集・活動体制

##### 【市が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制並びに参集基準については、第3章第2節「非常参集職員の活動」に定めるとおりとするが、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。なお、東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員の配備を行う。

また、時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。
- (3) 応急対策全般への対応力を高めるため、国の研修機関等及び地方公共団体の研修制度・内容の充実、大学の防災に関する講座等との連携、専門家の知見の活用等により、人材の育成を図るとともに、緊急時に外部の専門家等の意見・支援を活用できるような仕組みを平時から構築することに努める。
- (4) 発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

##### 【防災関係機関が実施する計画】

- (1) 職員の非常参集及び活動体制を整備し、必要に応じて見直しを行う。その際、参集基準及び参集対象者の明確化、連絡手段の確保、参集途上での情報伝達手段の確保等について検討する。なお、東南海・南海地震については、過去の発生事例から、両地震が同時に発生する場合のほか、数時間から数日の時間差をおいて連続発生することが考えられるため、必要な応急対策要員の配備を行う。

また、勤務時間外においても迅速な対応ができる体制とする。

- (2) 災害時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急対策活動マニュアルを整備し、マニュアルに基づく訓練を実施する。
- (3) ライフライン事業者は、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

## 第4節 広域相互応援計画

風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」を準用する。

## 第5節 救助・救急・医療計画

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」を準用する。

## 第6節 消防・水防活動計画

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」を準用する。

## 第7節 要配慮者支援計画

風水害対策編第2章第8節「要配慮者支援計画」を準用する。

## 第8節 緊急輸送計画

風水害対策編第2章第9節「緊急輸送計画」を準用する。

## 第9節 障害物の処理計画

【建設課・都市計画課】

【関係機関・施設管理者】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第10節「障害物の処理計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

地震直後の道路は、法面の崩壊、建築物の倒壊、街路樹、電柱等の倒壊に加えて、放置車両等の障害物により、一般の交通が不能あるいは困難な状態となることが予想されることから、各種施設などの所有者又は管理者は、これら施設等の倒壊を未然に防止するための定期点検を行い、その結果に基づき、耐震のための適時適切な措置を講じる。

### 第2 計画の内容

#### 【住民が実施する計画】

住民は、自己の所有又は管理する施設、設備等について、定期的な点検を行い、工作物の倒壊等を未然に防止する。

## 第10節 避難の受入活動計画

【危機管理課・援護班・教育総務課・都市計画課】

【関係機関、住民】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第11節「避難の受入活動計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

地震による火災等を考慮し、安全な避難場所を指定するとともに、避難時のための環境整備を図る。

### 第2 計画の内容

#### 1 避難場所等の確保

##### 【市が実施する計画】

- (1) 指定緊急避難場所となる公園等のオープンスペースについては、必要に応じ、火災の輻射熱等に対し安全な空間となるよう努める。
- (2) 密集市街地には、必要に応じ、広域避難場所を選定確保する。

### 第11節 孤立防止対策

風水害対策編第2章第12節「孤立防止対策」を準用する。

### 第12節 食料品等の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第13節「食料品等の備蓄・調達計画」を準用する。

### 第13節 給水計画

風水害対策編第2章第14節「給水計画」を準用する。

### 第14節 生活必需品の備蓄・調達計画

風水害対策編第2章第15節「生活必需品の備蓄・調達計画」を準用する。

## 第15節 危険物施設等災害予防計画

【消防課】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第16節「危険物施設等災害予防計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

危険物施設等における災害発生及び拡大防止計画を確立する。

### 第2 計画の内容

#### 【市が実施する計画】

#### (1) 規制及び指導の強化

ア 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、地震災害又は地震動による慣性力等によって生ずる影響を十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、災害発生時の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性、耐震性の向上を図る。

## 第16節 電気施設災害予防計画

風水害対策編第2章第17節「電気施設災害予防計画」を準用する。

## 第17節 都市ガス施設災害予防計画

風水害対策編第2章第18節「都市ガス施設災害予防計画」を準用する。

## 第18節 上水道施設災害予防計画

【水道課】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第19節「上水道施設災害予防計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

老朽施設の更新、耐震化及び改良等を行うとともに、施設の安全性の確保を図る。

### 第2 計画の内容

#### 【市が実施する計画】

水道事業者等については、施設の耐震化、老朽施設の更新等を計画的に進めているが、施設の建設には多大な費用が必要となるため、施設整備が十分とはいえないのが現状である。

- 1 管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用や緊急遮断弁の設置により、施設整備の推進を図る。
- 2 配水系統の相互連絡のブロック化を図る。
- 3 水道事業者相互の緊急時連絡管の整備促進を図る。
- 4 復旧資材の備蓄を行う。
- 5 水道管路図等の整備を行う。

## 第19節 下水道施設等災害予防計画

【水道課】

### 第1 基本方針

下水道施設等は、水道、電気、ガス等と並び、住民の安全で清潔かつ快適な生活環境の確保のために必要不可欠なライフラインの一つであり、地震災害発生時においても、その機能の確保を図る必要がある。

このため、地震による被害が予想される地域の施設、老朽化の進んだ施設等については補強・改築・耐震化を進めるとともに、今後建設する施設については、必要な耐震性能を有した施設とする。

また、地震により施設に被害が生じた場合は、応援協定等に基づく復旧体制の確立、応急対策により、早期復旧を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 新耐震基準に基づき、施設の整備、補強、改築、耐震化を実施する。
- 2 緊急連絡体制、被災時の応急及び復旧体制の確立を図る。
- 3 緊急用、復旧用資機材の計画的な備蓄を図る。
- 4 下水道施設台帳の整備・充実を図る。
- 5 管渠及びポンプ場の系統の多重化を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 施設・設備の安全性の確保

##### 【市が実施する計画】

既存施設の調査、補強等の対策が必要であるとともに、施設の新設に当たっては、耐震対策を講ずる必要がある。

- (1) 重要な管渠及びポンプ場のうち、地盤が軟弱な地域に敷設されているもの、老朽化の著しいものから重点的に調査を実施し、耐震化を計画的に進める。
- (2) 新たに建設する管渠及びポンプ場については、土質調査を実施し、新耐震基準に適合した耐震対策を講ずる。

#### 2 緊急連絡体制、復旧体制の確立

##### 【市が実施する計画】

災害発生時において迅速かつ的確に情報を収集し、速やかに応急対策を実施するため、緊急連絡体制、復旧体制、災害時の緊急的措置等を定めた災害対策要領等をあらかじめ策定する必要がある。

また、復旧体制については、被災時には関係職員、関係業者、手持ち資機材だけでは対応不十分となることが予想されるため、あらかじめ他の市町村等との広域応援協定や民間事業者等との災害時の支援協定を締結する必要がある。

- (1) 災害時の対応を定めた業務継続計画や災害対策要領等を策定する。
- (2) 対策要領等に定められた対応が確実に機能するよう、訓練を実施していく。
- (3) 復旧体制について、他の市町村との広域応援体制、民間の事業者との協力体

制を確立する。なお、長野県生活排水事業における災害時応援に関するルール及び下水道事業災害時中部ブロック支援に関するルールにより、他市町村に応援要請をすることができる。

### 3 緊急用、復旧用資材の計画的な備蓄

#### 【市が実施する計画】

災害時には、被災の状況を的確に把握するため及びライフラインとしての下水道の機能を緊急的に確保するため、緊急用資機材が必要となることから、発電機、ポンプ、テレビカメラ等の緊急用、復旧用資機材を平時から計画的に購入、備蓄する。

### 4 下水道施設台帳の整備・拡充

#### 【市が実施する計画】

下水道施設台帳は、下水道の諸施設を適切に管理するため、下水道法においてその調整、保管が義務づけられている。

下水道施設等が災害により被災した場合、その被害状況を的確に把握するため、確実かつ迅速に、データの調査、検索等ができるように下水道台帳等の適切な調整、保管に努める。また、台帳のデータベース化を図り、確実かつ迅速なデータの調査、検索等が実施できる体制を整備する。

### 5 管渠及びポンプ場の系統の多重化

必要に応じて、系統の多重化、拠点の分散化、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。

## 第20節 給湯施設災害予防計画

【水道課】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第21節「給湯施設災害予防計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

老朽施設の更新、改良等を行うとともに、耐震化を図る。

### 第2 計画の内容

#### 【市が実施する計画】

管路の耐震化、老朽管の布設替並びに耐震性機材の採用を計画的に進め、施設整備の推進を図る。

## 第21節 通信・放送施設災害予防計画

【危機管理課・企画政策課】

【通信事業者】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第22節「通信・放送施設災害予防計画」を準用する。

### 第1 計画の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 防災行政無線について地震対策等

現在設置されている防災行政無線の通信施設については、統制局は耐震性のある建築物に設置され、予備電源の確保もされているが、子局や地域系については、設置状況、予備電源の状況等の調査を行い、不具合のある箇所については所要の対応をとる必要がある。

- (1) 通信機器及び予備電源の取扱いの習熟のため随時点検を行い、訓練等で取扱いに習熟する。
- (2) 各無線局の通信機器はデジタル化に併せ可能な限り小型軽量化を図り、また、据え付けに当たっては転倒・揺れ止め施工を確実に行うなど、耐震性を強化し災害予防対策を図る。

#### 2 電気通信施設災害予防

##### 【市が実施する計画】

従来の地震対策は、関東大震災クラス（震度6弱）を想定した災害対策を実施してきたが、震度7を想定した耐震対策により危機管理体制を整備する必要がある。また、電話の不通による社会不安や、生活への支障を除去するため、住民等に対して迅速な情報提供が重要になることから、NTT東日本株式会社等との相互の連携の強化を図る。

##### 【NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)が実施する計画】

非常用電源の整備等による通信設備の被災対策、地方公共団体の被害想定を考慮した基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保、応急復旧機材の配備、通信輻輳対策の推進など、電気通信設備の安全信頼性強化に向けた取り組みを推進することに努めるものとし、特に、地方公共団体の庁舎等の重要拠点の通信確保に配慮する。

また、災害に強い通信サービスの実現に向けて次の施策を逐次実施する。

##### (1) 建物・鉄塔及び端末機器等の耐震対策

ア 震度7でも通信施設の機能が最低限維持できるように、建物・鉄塔等耐震診断を実施し、耐震性の低いものについて、耐震補強を実施する。

イ 事務室設置のシステム等端末設備類の耐震性についても、震度7に耐えられるよう補強する。

## (2) 電気通信設備の停電対策

予備エンジンの配管設備を含めた予備電源装置の耐震確保と液式鉛蓄電池をシール蓄電池に随時更改し、停電対策強化を図る。

## (3) 設備監視体制

通信ネットワークの集中監視・制御センターが被災しても対応できるよう、他のセンターからの相互バックアップ機能確立する。

## (4) 重要ファイルの管理

交換機の運転ファイル、社内情報処理システム等の重要ファイルを複数拠点で分散保管し、信頼性の向上を図る。

## (5) 緊急受付窓口の強化

災害時に多発する故障受付、臨時電話の申込時に迅速に対応できるよう、緊急受付窓口体制を確立する。

## (6) 災害時優先電話の活用

現状の災害時優先電話の範囲を災害対策基本法に基づく、指定機関の災害対策の指揮・指導する立場の責任者宅まで拡大する。

## (7) 災害時用公衆電話（特設公衆電話）の早期設置による通信確保

指定避難所に合わせた災害時用公衆電話（特設公衆電話）設置台数等のマニュアル化を行い、緊急時における早期通信を確保する。

## (8) 被災状況の早期把握

通信孤立地域を早期に把握し、解消するため、県及び市町村等防災関係機関との情報連絡体制の強化を図る。

## (9) 危機管理、復旧体制の強化

ア 社内情報連絡ツールの充実

イ 災害発生直後に出動できる被害調査隊と復旧隊の編成準備・配置

## (10) 電気通信設備の停電対策

移動電源車、移動用発動発電装置の配備及びバックアップ蓄電池による保持に努める。

## 第22節 鉄道施設災害予防計画

風水害対策編第2章第23節「鉄道施設災害予防計画」を準用する。

## 第23節 災害広報計画

風水害対策編第2章第24節「災害広報計画」を準用する。

## 第24節 土砂災害等の災害予防計画

風水害対策編第2章第25節「土砂災害等の災害予防計画」を準用する。

## 第25節 防災まちづくり計画

風水害対策編第2章第26節「防災まちづくり計画」を準用する。

## 第26節 建築物災害予防計画

【危機管理課・都市計画課・教育総務課・商工課・観光課・施設管理者】

【建築物所有者等】

### 第1 基本方針

地震による建築物の被害を最小限に抑え、住民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐震性を確保し安全性の向上を図る。

### 第2 主な取組み

- 1 建築基準法の現行耐震基準（昭和56年）以前に建築された建築物について、耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。
- 2 建築物の落下物、ブロック塀等屋外構造物及び屋外設置物による被害の防止対策を講じる。
- 3 文化財保護法等により指定された文化財は、災害発生後の火災等に備える。

### 第3 計画の内容

#### 1 公共建築物

##### 【市が実施する計画】

##### (1) 市有施設の耐震診断及び耐震改修の実施

市有施設で、昭和56年以前に建築された建築物は、計画的に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震改修等を行う。

なお、東海地震に係る地震防災対策強化地域及び東南海・南海地震防災対策推進地域においては、耐震診断の実施状況や実施結果をもとにした、耐震性に係るリストの作成及び公表に努める。

##### (2) 防火管理者の設置

学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者を設置し火災に備える。

##### (3) 緊急地震速報の活用

市が管理、運営する施設の管理者は、緊急地震速報を受信した際の対応行動について、あらかじめ明確にしておくとともに、定期的に訓練を実施するよう努める。

#### 2 一般建築物

##### 【市が実施する計画】

昭和56年以前に建築された建築物は、比較的耐震性に乏しく、倒壊等のおそれがあるので、耐震診断・耐震改修を実施し、地震に対する安全性の向上を図る必要がある。

##### (1) 耐震診断・耐震改修のための支援措置

ア 住宅及び市長が指定した民間の避難施設について、県と連携を図り、耐震診断・改修への助成を行う。

イ 診断義務化の対象建築物への診断費用の助成を行う。（特定既存耐震不適

格建築物)

ウ 賃貸を除く戸建住宅及び共同住宅について、県と連携を図り、耐震改修への助成を行う。

(2) がけ地近接等危険住宅移転事業により、移転事業の推進を図る。

(3) 地震保険や共済制度の活用

地震保険や共済制度は、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的とした制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段であることから、市は、それらの制度の普及促進に努める。

#### 【建築物の所有者等が実施する計画】

(1) 必要に応じて耐震診断を実施し、耐震改修を行うとともに、建築物の適正な維持保全に努める。

(2) 「わが家の耐震診断表」を利用し、住宅の自己診断を実施する。

(3) 地震保険や共済制度は、住宅再建にとって有効な手段であることから、制度の活用を図る。

### 3 落下物・ブロック塀等

#### 【市が実施する計画】

構造物及び屋外設置物による被害の安全対策について広報活動を行い、意識の啓発を図る。

本市において、点検、補強等を促す対象物は次のとおりとする。

ア 道路標識、交通信号機

イ 枯死した街路樹、庭木等

ウ 電柱・街路灯

エ バス停の待合所や農業用の簡易小屋等

オ 看板、広告等

カ ブロック塀、石垣

キ ガラス窓

ク 自動販売機

ケ 煙突

#### 【住民等が実施する計画】

(1) 住民は、外壁タイル等及びブロック塀等の状態を点検し、必要に応じて修繕、補強等を行う。

(2) 地域における屋外構造物及び屋外設置物の状態をあらかじめ把握し、被害の防止対策について検討を行うとともに対策を講じる。

### 4 液状化対策

本市で発生が想定されている「糸魚川－静岡構造線」、「伊那谷断層帯」を震源とする地震においては液状化の影響があるとされている。

#### 【市等施設設置者が実施する計画】

公共施設、工場等多数の者が利用する施設の管理者は、施設の設置に当たっては、地震による地盤の液状化被害を防止するため、地盤改良、施設の構造強化等の対策を必要に応じ実施する。特に工業用地や住宅団地の分譲等大規模開発に当

たっては特段の配慮を行うこととする。

#### 【市が実施する計画】

市は、事業所、個人住宅の所有者に対し、液状化対策の知識の普及に努める。

### 5 文化財

文化財は、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であり、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における文化財についても、木造のものが多く、震災時の災害対策とともに防火対策に重点をおき、それぞれの文化財の性質・形状及びその環境に応じて保全を図り、併せて見学者の生命、身体の安全にも十分注意する。

また、建造物内には未指定の美術工芸品や文書等の文化財が存在している場合が多いため、その把握に努め、被災した文化財に対する応急措置に備えておくことが必要である。

#### 【市が実施する計画】

教育委員会は、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進するため、次の事項を実施し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

- (1) 所有者又は管理者に対して、文化財の管理保護についての指導と助言を行う。
- (2) 防災施設の設置推進とそれに対する助成を行う。
- (3) 区域内の文化財の所在の把握に努める。

#### 【文化財所有者が実施する計画】

- (1) 文化財所有者は、防災管理体制及び防災施設を整備し、自衛消防隊の確立を図る。
- (2) 建造物内にある文化財の把握に努める。

## 第27節 道路及び橋梁災害予防計画

【建設課・都市計画課・農林課】

【関係機関】

### 第1 基本方針

震災時に生じる道路及び橋梁の機能障害が災害応急対策活動等の妨げにならないよう、地震に強い道路及び橋梁づくりを行うに当たり、構造物・施設等の耐震性を確保する必要がある。

構造物・施設等は一般的な地震動（供用期間中に1～2度程度発生する確率の地震）に際して機能に重大な支障が生じないことを目標に設計する。

道路及び橋梁の基幹的な交通確保の整備に当たっては、ネットワークを充実させ、震災に対する安全性の確保を図る。機能に重大な支障が生じた場合は、代替性の確保及び応急対策により機能の確保を行う。震災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結し平時より連携を強化しておく。

### 第2 主な取組み

- 1 道路及び橋梁の耐震性を確保する。
- 2 被災後の応急活動及び復旧活動に関し、関係機関との協力体制を整えておく。

### 第3 計画の内容

#### 1 道路及び橋梁の耐震性の整備

##### 【市が実施する計画】

大地震の発生による道路の法面崩壊、路肩決壊、路面陥没・亀裂、橋梁・トンネル等構造物の破損、電柱等の倒壊、地下埋設物の破損、沿道建築物の落下倒壊等の対策として、それぞれの施設整備計画により耐震性に配慮し、整備を行う。

##### 【関係機関が実施する計画】

- (1) 緊急輸送道路ネットワーク計画による道路においては、道路防災総点検による橋梁等の耐震補強を社会資本整備重点計画等に基づき計画的に推進する。（関東地方整備局）
- (2) 「道路橋示方書」「既設道路橋の耐震補強に関する参考資料」に基づき既存の橋梁のうち、跨線橋・復断面区間等の緊急度の高い橋梁から順次、橋脚等の耐震補強を推進する。（関東地方整備局）
- (3) 緊急輸送道路ネットワークにおいては、地震災害応急対策を円滑に実施するため、広域的な応急対策の輸送等を考慮し、長野県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会において関係機関と総合的な調整を行う。（関東地方整備局）
- (4) 発災後の道路の障害物除去による道路啓開、応急復旧等を迅速に行うため、他の道路管理者及び関係機関と連携して、道路啓開等の計画を作成する。（関東地方整備局）

- (5) 中央自動車道の構造は、橋梁・土工部からなり、橋梁などは道路橋耐震設計等に従い、地質・構造等の状況に応じて耐え得るように設計している。日常から、これらの施設の点検調査とこれに基づく補修工事及び耐震診断に基づく耐震補強を実施し、災害に強い施設の確保に努める。(中日本高速道路(株))
- (6) 災害応急復旧用各種車両、資機材等の備蓄、拡充に努める。(中日本高速道路(株))
- (7) 地震災害等に備え防災訓練を実施する。(中日本高速道路(株))

## 2 関係機関との協力体制の整備

### 【市が実施する計画】

大地震が発生し道路・道路施設及び橋梁が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要がある。応急復旧は、各道路管理者並びに警察の機関単独では対応が遅れるおそれがある。

市は、この対策として被災後の応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関と応援協定を締結し、協力体制の整備を図る。

また、応急復旧のために諏訪市建設業協会等と事前に業務協定を締結しておき、交通の確保を図る。

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

### 【関係機関が実施する計画】

- (1) 各関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより協力体制を整備するとともに、市・県の協定等に協力する。(全機関)
- (2) 大震災時における資機材の調達及び応急復旧の協力を要請する場合に備え、建設業各団体等との協定等を締結しておく。(中部地方整備局)
- (3) 災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、県及び市が情報共有できる体制の整備に努める。

資料編 ・ 災害時における応急措置に関する協定
-------------------------

## 第28節 河川施設等災害予防計画

【建設課・消防課】

【関係機関】

### 第1 基本方針

河川施設等は、地震の発生に伴い破堤等につながるものが想定されるため、安全度の向上を図るとともに耐震点検、整備等を行い安全の確保に努める。

### 第2 主な取組み

- 1 堤防等の耐震点検を行い、耐震性の不十分なものは安全性の向上を図るため河川施設の補強を行う。
- 2 出水時の的確な情報収集・提供等に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 河川施設災害予防

##### 【市が実施する計画】

地震による河川堤防の亀裂・沈下・法面のはらみ・崩れ等や、これらに伴う護岸・水門・橋梁等のコンクリート構造物の亀裂及び沈下等の対策として、それぞれの施設整備計画により河川管理施設の耐震性の向上を図る。

##### 【関係機関が実施する計画】

改善の必要性があると認められた施設について整備を図る。

資料編	・ 重要水防区域	・ 水位観測所
	・ 水防警報指定河川	・ 雨量観測所
		・ 水位周知指定河川

## 第29節 ため池災害予防計画

風水害対策編第2章第30節「ため池災害予防計画」を準用する。

## 第30節 農林水産物災害予防計画

【農林課】

【住民、関係機関】

### 第1 基本方針

地震による農林水産関係の被害は、温室、畜舎、きのこ栽培施設、果樹支柱の損壊、農産物集出荷貯蔵施設、農産物加工施設及び養魚施設等の損壊が予想されるとともに、施設被害に伴い、農林水産物の減収や家畜の死亡被害なども予想される。

そこで、被害を最小限にするための予防技術対策の充実と普及、生産・流通・加工施設の安全性の確保及び健全な森林の育成に向けた森林の整備を推進する。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための機械・施設の固定や工法の検討を行うなどの安全対策を指導する。

### 第2 主な取組み

- 1 農作物等災害対策指針における予防技術対策の充実を図るとともに、諏訪農業農村支援センター等を通じ、農業団体、農業者等に対し周知徹底を図る。

また、農林水産物の生産施設、集出荷貯蔵施設等の安全性確保について、指導徹底を図る。

- 2 長野県ふるさと森林づくり条例に基づく森林作り指針及び市森林整備計画に基づき森林の整備を実施する。

### 第3 計画の内容

#### 1 農水産物災害予防計画

災害による農作物被害の軽減を図るため、農作物等災害対策指針を制定し、諏訪農業農村支援センター等を通じ、予防技術対策の周知徹底を図る。

集出荷貯蔵施設等においては、建築後相当の年数を経過している施設もあり、施設管理者による耐震診断と補強工事の促進を図る。

#### 【市が実施する計画】

諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合、諏訪湖漁業協同組合等と連携し、農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。

#### 【関係機関が実施する計画】

- (1) 農業者等に対し予防技術対策の周知徹底を図る。
- (2) 必要に応じ、集出荷貯蔵施設等における耐震診断や補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。
- (3) 新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、生産施設等における補強工事等を実施し、施設の安全性を確保する。

また、新たな施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに、被害を最小限にするための安全対策に努める。

## 2 林産物災害予防計画

震災による立木の倒壊防止のため、適地適木の原則を踏まえた森林造成を図るとともに壮齢期の森林にあたっては、間伐による本数密度の調整を行い、適正な形状比の立木仕立てを指導する。

林産物の生産、流通、加工施設の設置に当たっては、活断層等の存在に留意するとともに機械、施設を固定するなど安全対策の促進を図る。

### 【市が実施する計画】

- (1) 森林整備計画に基づき、健全な森林づくりを推進する。
- (2) 県と連携をとって林産物生産、流通、加工現場において、事業者が施設管理を適切に行うよう、指導又は助言する。

### 【中部森林管理局が実施する計画】

国有林の地域別森林計画、国有林野施業実施計画等に基づく適正な森林施業の実施により、国有林の防災機能の維持向上を推進する。

- (1) 指導指針に基づいた適正な森林施業を実施する。
- (2) 関係業界は、県、市町村と連携をとって、林産物生産、流通、加工現場において安全パトロールを実施する。

### 【住民が実施する計画】

住民は、市が計画的に行う森林整備に協力するとともに、施設の補強等対策の実施に努める。

## 第3 1 節 二次災害の予防計画

【危機管理課・都市計画課・建設課・農林課・消防課・施設管理者】

【関係機関】

### 第1 基本方針

地震発生時に被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止することが重要である。有効な二次災害防止活動を行うためには、そのための日ごろからの対策及び活動が必要である。

### 第2 主な取組み

- 1 建築物や宅地に係る二次災害予防のため、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士（以下「危険度判定士」という。）の受入体制の整備等を行うとともに、構造物についても二次災害予防のための体制の整備等を行う。
- 2 それぞれの危険物施設等に応じた二次災害予防のための措置を講じる。
- 3 河川施設の整備を図る等の二次災害予防のための措置を講じる。
- 4 土砂災害警戒区域等の把握、緊急点検体制の整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 建築物や宅地、構造物に係る二次災害予防対策

##### 【市が実施する計画】

##### (1) 建築物や住宅関係

災害時において、被災建築物や宅地の余震等による倒壊等の危険から住民を守り、二次災害を防止するため、危険度判定士の養成・認定を行うなど、県による危険度判定制度の整備が進められているため、市は、判定活動に伴う資料を整える等、被災時に迅速な被災建築物の判定が行えるよう、受入体制を整備する。

##### (2) 道路・橋梁関係

余震等による道路・橋梁の被害を防ぐため、市は、あらかじめ点検すべき箇所を把握しておく。また、被災時に迅速な点検作業が行えるよう、体制を整える。

#### 2 危険物施設等に係る二次災害予防対策

##### 【市が実施する計画】

- (1) 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等に対する保安教育の実施
- (2) 立入検査の実施等指導の強化
- (3) 防災応急対策用資機材等の整備についての指導
- (4) 自衛消防組織の強化についての指導
- (5) 近隣の危険物取扱事業所との協定の締結の促進等の指導

##### 【関係機関が実施する計画】

##### (1) 危険物取扱事業所

ア 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安

員等の研修会等への積極的参加

イ 危険物施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

エ 自衛消防組織の強化促進

オ 近隣の危険物取扱事業所との相互応援体制の促進

(2) 火薬類取扱施設の管理者

ア 日ごろから、行政機関、警察署及び消防本部等の関係機関との連絡体制を整備し、緊急応援体制を確立しておく。

イ 日ごろから、近隣住民に対して、災害時に火薬類取扱施設に近寄らないよう周知しておく。

(3) 高圧ガス製造事業者等

ア 高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年1回以上の不同沈下量の測定の実施

イ 高圧ガス製造施設等における緊急遮断弁、エンジンポンプ、バッテリー等の日常点検による機能の維持

ウ 高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装の実施

エ ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止装置の実施

オ 近隣住民に対し、災害時に高圧ガス施設に近寄らないことの周知徹底

カ 警察署及び消防本部等の関係機関との緊急時の応援体制の確立

(4) (一社)長野県LPガス協会

地震発生時に、緊急点検活動が速やかに実施できるよう、マニュアル及び体制を整備する。

(5) 液化石油ガス販売業者等

ア 地震発生時に、容器の転倒によるガスの漏洩事故が発生することのないよう、一般消費先の容器について転倒防止措置を徹底する。

イ 地震発生時の燃焼器具の転倒及び燃焼器具への物の落下による火災の発生、ガスメーター下流のガス漏れを防止するため、一般消費先に対する耐震自動ガス遮断機（マイコンメーターSを含む）を設置する。

ウ 地震発生時の容器周辺の配管等からの大量ガス漏れを防止するため、一般消費先に対するガス放出防止器の設置を促進する。

特に、学校・病院等の公共施設、地滑り・土砂崩れ等の発生のおそれのある区域及び高齢者世帯等を優先する。

エ 地震発生時の適切な処置について、一般消費者に対して周知する。

(6) 毒物劇物営業者及び業務上取扱者

ア 毒物劇物営業者及び業務上取扱者の毒物劇物取扱責任者等の研修会等への積極的参加

イ 毒物劇物貯蔵施設の耐震性の向上

ウ 防災応急対策用資機材等の整備

### 3 河川施設の二次災害予防対策

**【市が実施する計画】**

地震により河川の堤防護岸等に衝撃が加わった後に、余震、降水等が加わった場合に備え、河川施設の被災後の保全に留意する必要がある。

市は、所管する河川管理施設の耐震性を向上させるとともに、現在工事中の箇所及び危険箇所等、二次災害の発生が考えられる箇所を事前に把握しておく。

**4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策****【市が実施する計画】****(1) 情報収集体制の整備**

災害時において、地盤の緩みによる山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生等に備え、それら災害の発生するおそれのある箇所（土砂災害警戒区域等）について、事前調査により把握を行い、被災時に適切な点検が行えるよう体制を整備する。

**(2) 警戒避難体制の整備**

地域住民からの通報等に速やかに対応できる情報収集・伝達体制の整備を図るとともに、緊急時の警戒避難体制も整備する。

資料編	・ 危険物施設等の状況	・ 重要水防区域
	・ 砂防指定地	・ 水防警報指定河川
	・ 山腹崩壊危険地区	・ 水位周知指定河川
	・ 崩壊土砂流出危険地区	・ 水位観測所
	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	・ 雨量観測所

## 第32節 防災知識普及計画

【全機関】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第2章第33節「防災知識普及計画」を準用する。

### 第1 計画の内容

#### 1 住民等に対する防災知識の普及活動

##### 【市が実施する計画】

- (1) 住民に対して地震に関する防災知識を普及させるため、新聞、テレビ、ラジオ等のマスメディア、市ホームページ、住民向け講座や防災講演会及びパンフレット等各種広報資料により次の事項の啓発活動を行う。
  - ア 地震及び津波に関する一般的な知識
  - イ 地震発生時の地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）及び津波に関する知識
  - ウ 地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動、応急手当、避難行動、自動車運転の自粛等様々な条件の下で防災上とすべき行動に関する知識
  - エ 平時から住民が実施し得る、家具の固定、消火器、ガスのマイコンメーター及び感震ブレーカーの設置等の出火防止措置等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
  - オ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
  - カ 南海トラフ地震（東海地震を含む）に関する知識
    - (ア) 南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、南海トラフ地震臨時情報を気象庁が発表するという知識
    - (イ) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震臨時情報が発せられた場合にとるべき行動等の知識
    - (ウ) 南海トラフ地震防災対策推進地域においては、南海トラフ地震の発生形態には多様性があるという知識
    - (エ) 東海地震に係る地震防災対策強化地域においては、東海地震に関連する情報、警戒宣言が発せられた場合にとるべき行動等の知識
  - キ 緊急地震速報を受けたときの適切な対応行動
- (2) 県所有の地震体験車等を利用して、住民が地震のおそろしさを身をもって体験し、どのように行動すべきかを体験できる機会を設ける。

### 第33節 防災訓練計画

風水害対策編第2章第34節「防災訓練計画」を準用し、実施にあたっては、訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、地震発生時の対応行動の熟知を図るよう努める。

### 第34節 災害復旧・復興への備え

風水害対策編第2章第35節「災害復旧・復興への備え」を準用する。

### 第35節 自主防災組織等の育成に関する計画

風水害対策編第2章第36節「自主防災組織等の育成に関する計画」を準用する。

## 第36節 企業防災に関する計画

【危機管理課・商工課】

【事業所】

本節で定めのないものは、風水害対策編第2章第37節「企業防災に関する計画」を準用する。

### 第1 主な取組み

施設・設備の耐震診断や点検を定期的実施し、保守、補強を計画的に推進し安全性の向上を図る。

### 第2 計画の内容

#### 【事業所が実施する計画】

- 1 社屋内外の耐震化・安全化を推進し、防災体制の整備、防災訓練の実施、事業所の耐震化、損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保、予想被害からの復旧計画策定、各計画の点検・見直し、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど事業継続マネジメント（BCM）の取組を通じて、防災活動の推進に努める。特に食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、県、市町村等との協定の締結や、防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。
- 2 地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等による被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

## 第37節 ボランティア活動の環境整備

風水害対策編第2章第38節「ボランティア活動の環境整備」を準用する。

## 第38節 災害対策基金等積立及び運用計画

風水害対策編第2章第39節「災害対策基金等積立及び運用計画」を準用する。

## 第39節 震災対策に関する調査研究及び観測

【全機関】

### 第1 基本方針

地震による災害は、その災害事象が広範かつ複雑であり、震災対策の推進においては、様々な分野からの調査研究が重要となる。

既に、国においても、様々な研究が行われているところであるが、近年の住宅地への人口集中、建物の多様化、ライフライン施設への依存度の増大等災害要因は一層多様化しているため、関係各機関においても科学的な調査研究を行い、総合的な地震対策の実施に結びつけていくことが重要である。

調査研究について国、県等の関係機関に対し協力し、結果について指導を受ける必要がある。

### 第2 主な取り組み

県、各関係機関等と協力し、活断層及び地質の調査、地震に関する情報の収集整理等を推進する。

### 第3 実施計画

#### 【市が実施する計画】

- 1 地域の災害特性や災害危険性を科学的・総合的に把握するため、防災アセスメントを実施し、その結果を計画の中で明らかにする。
- 2 国、県が行う活断層の調査研究、観測施設の設置等に積極的に協力し、市内のデータの累積に努める。

## 第40節 観光地の災害予防計画

風水害対策編第2章第42節「観光地の災害予防計画」を準用する。

## 第3章 災害応急対策計画

### 第1節 災害情報の収集・連絡活動

#### 第1 基本方針

地震が発生し、緊急地震速報を受信した市及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達に努める。

地震災害が発生した場合、各防災関係機関は直ちに災害時における被害状況調査体制をとり迅速、的確な被害状況調査を行い、関係機関への報告を行う。

#### 第2 活動の内容

##### 1 緊急地震速報の伝達

###### 【市・県・放送事業者が実施する計画】

伝達体制及び通信施設、設備の充実

緊急地震速報の伝達を受けた市、県及び放送事業者は、直ちに住民等への伝達ができるように、その伝達体制及び通信施設、設備の充実に努める。

##### 2 報告の種類

###### 【市が実施する計画】

###### (1) 概況速報

災害が発生したとき、災害対策本部を設置したとき又はその他異常と思われる事態（大量の119番通報等）が発生したとき直ちにその概況を報告する。

###### (2) 被害中間報告

被害状況を収集し逐次報告するとともに、先に報告した事項に変更のあった場合はその都度変更の報告をする。

###### (3) 被害確定報告

同一の災害に対する被害調査が終了し、被害が確定したときに報告する。

###### (4) 参集途上における情報収集及び緊急措置

職員は参集途上等において、被害状況や災害状況等の収集を行い、所属長に報告するとともに、所属長は、災害対策本部室に報告する。

また、火災若しくは人身事故等緊急事態に遭遇したときは、市消防本部、諏訪警察署に通報するとともに、人命救助等適切な行動をとる。

##### 3 被害状況の調査

(1) 被害状況の調査は、次表に掲げる担当班が関係機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関と連絡を密にし、正確な情報の把握に努める。

(2) 市は、被害が甚大である等、市において被害調査が実施できないときは、次表に定める協力機関等に応援を求めるものとし、協力機関等は速やかに必要な応援を行う。

(3) 市は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような

災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努める。

- (4) 市は、特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報収集に努める。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行う。

調 査 事 項	担 当 部	協 力 機 関
概況速報	本部室	諏訪地域振興局
人的及び住家の被害	本部室	諏訪地域振興局
避難指示等避難状況	本部室	諏訪地域振興局
社会福祉施設被害	福祉対策部	諏訪地域振興局
農・畜・養蚕・水産業被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪農業農村支援センター・ 信州諏訪農業協同組合
農地・農業用施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局・信州諏訪農業協同組合
林業関係被害	経済対策部	諏訪森林組合・諏訪地域振興局・中部森林管理局南信森林管理署
公共土木施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
都市施設被害	土木対策部	諏訪建設事務所
水道施設被害	土木対策部	諏訪地域振興局
下水道施設被害	土木対策部	諏訪湖流域下水道事務所
給湯施設被害	土木対策部	諏訪保健福祉事務所
廃棄物処理施設被害	市民対策部	諏訪地域振興局
感染症関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
医療施設関係被害	福祉対策部	諏訪保健福祉事務所
商工関係被害	経済対策部	諏訪地域振興局・諏訪市商工会議所
観光施設被害	経済対策部	諏訪地域振興局
教育関係被害	文教対策部	南信教育事務所
市有財産被害	文教対策部	
火災速報	防災対策部	
危険物等の事故による被害	市民対策部 防災対策部	
水害等速報	本部室	

#### 4 災害情報の収集・連絡系統

##### (1) 連絡系統

風水害対策編第3章第2節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。

これらのうち、緊急を要する等の場合は、市は直接関係機関に報告し、その後において諏訪地域振興局に報告する。また、県庁舎の被災により県との情報連絡がとれない場合は、直接消防庁に連絡を行う。

## (2) 連絡の実施事項の概要

### 【市が実施する計画】

#### ア 被害報告等

- (ア) 第2の2において市が調査機関として定められている事項については、被害状況等を調査の上、(1)で定める様式及び(2)で定める連絡系統により諏訪地域振興局に報告する。なお、火災・災害等即報要領「第3直接即報基準」に該当する災害が発生した場合は、消防庁に対しても直接報告する。
- (イ) 市における体制のみでは、円滑な情報収集連絡の実施が困難であると認められる場合は諏訪地域振興局長に応援を求める。
- (ウ) 県庁舎被災、通信の途絶等により、県との情報連絡が取れない場合は、国（総務省消防庁）に直接被害情報等の連絡を行う。  
 なお、県との情報連絡が可能となった時点で、直ちに通常ルートに戻す。
- (エ) 非常参集する職員は登庁途上での被害の発生状況について本部室へ報告する。

#### イ 地震情報

気象庁及び長野地方気象台から、地震発生後地震に関する情報が次のとおり発表・伝達される。

##### (ア) 緊急地震速報（警報・予報）

緊急地震速報は、地震の発生直後に震源に近い地震計でとらえた観測データを解析して震源や地震の規模（マグニチュード）を直ちに推定し、これに基づいて各地での主要動の到達時刻や震度を推定し、可能な限り素早く知らせる地震動の警報及び予報である。

市は、伝達を受けた緊急地震速報を防災行政無線（個別受信機を含む。）等により住民への伝達を行う。

また、市は、住民への緊急地震速報等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

##### a 緊急地震速報（警報）

最大震度5弱以上又は長周期地震動階級3以上の揺れが予想された場合に、震度4以上又は長周期地震動階級3以上が予想される地域に対し、揺れにより重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して発表するもの。一般にはテレビ等を通じて伝えられる。

なお、地震に対する特別警報は、震度6弱以上又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合に発表される緊急地震速報が該当する。これについては他の特別警報と異なり、県から市町村への通知、市町村から住民等への周知の措置が義務とはなっていない。

##### b 緊急地震速報（予報）

最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上もしくは長周期地震動

階級1以上等と予想されたときに、主に高度利用者向けとして伝えられる。

(イ) 震度速報

震度3以上を観測した場合に発表する情報。

地震発生後約1分半で、震度3以上を観測した地域名と地震の揺れの検知時刻を速報。

(ウ) 地震情報（震源に関する情報）

震度3以上を観測した場合に発表する情報。ただし、津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない。

「津波の心配がない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

(エ) 地震情報（震源・震度に関する情報）

震度3以上を観測、津波警報・注意報発表又は若干の海面変動が予想される、緊急地震速報（警報）を発表のいずれかに該当する場合に発表する情報。

地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市町村ごとの観測した震度を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。

(オ) 地震情報（その他の情報）

顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。

(カ) 地震情報（各地の震度に関する情報）

震度1以上を観測した場合に発表する情報。

震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。

(キ) 地震情報（推計震度分布図）

震度5弱以上を観測した場合に発表する情報。観測した各地の震度データをもとに、250m四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。

(ク) 長周期地震動に関する観測情報

震度1以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合に発表する情報。地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点ごとに、長周期地震動階級や長周期地震動の

周期別階級等を発表（地震発生から10分程度で1回発表）。

## 5 通信手段の確保

災害発生後直ちに情報通信手段の機能の確認を行うとともに、支障が生じた施設の復旧を速やかに行う。また、支障が生じた施設の復旧がなされるまでの間は、航空機、無人航空機、高所監視カメラ等による目視・撮影、衛星携帯電話、トランシーバー等の移動無線通信機器及びアマチュア無線等の活用を図る。

被害状況の情報に基づき、市は、次の事項を実施する。

- (1) 市防災行政無線等を活用し住民への迅速な周知に努める。
- (2) 可搬型移動無線、衛星携帯電話等移動無線機器を活用し、情報の収集を図る。
- (3) 必要に応じて、信越総合通信局に対し、災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

## 第2節 非常参集職員の活動

本節で定めのないものは、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」第2章第37節を準用する。

### 第1 基本方針

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するために、法令及び防災計画の定めるところにより、その活動体制に万全を期す。

### 第2 主な活動

災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生したときは、職員による迅速な配備活動を実施するとともに、災害の状況により、市災害対策本部を設置する。

### 第3 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 責務

市域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次的に災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市地域防災計画の定めるところにより、他市町村、県及び指定地方行政機関並びに区域内の公共的団体及び住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

#### 2 活動体制

災害応急対策に対処するため、状況に応じた活動体制をとる。

職員は次の動員配備基準により、自主参集又は電話連絡又は職員一斉の防災メール等により参集する。職員の動員配備基準は、次のとおりとする。

(下線部は、自動発令により参集)

種 別		配備基準	配備体制及び処理事項
事前体制	担当課 配 備	<b>■震度3以上の地震が発生したとき</b> <b>■<u>南海トラフ地震臨時（調査中）が発表されたとき</u></b>	<b>■企画部本部室(危機管理課)</b> 主に情報収集及び関係機関との連絡、状況の変化による警戒配備への移行準備ほか 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び関係機関との連絡（第1次配備職員は、自宅待機）
	第1次 配 備	<b>■震度3以上の地震が発生したとき</b>	<b>■企画部本部室の職員（※）、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班の職員</b> ※状況により係員 ①連絡要員を配置 ②情報収集及び関係機関との連絡 ③危険個所の状況確認 ④状況の変化による警戒体制への移行準備ほか ⑤後発地震に対して注意する措置の実施
		<b>■<u>南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき</u></b>	○諏訪市災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集、伝達、関係機関との連絡及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施 ○諏訪市災害対策本部への移行準備

警戒体制	第2次配備	<b>■震度4以上の地震が発生したとき</b>	<b>■企画部本部室、配備検討会及び下記対策部職員</b> 本部室、総務部総務班、土木対策部土木庶務班、経済対策部農政班、防災対策部、文教対策部、福祉対策部の職員ほか ①情報収集及び関係機関との連絡 ②危険個所の状況確認 ③災害本部への移行準備 ④避難所等の開設準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害警戒本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施
		<b>■南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき</b>	○諏訪市災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震関連解説情報の収集、伝達及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施
災害対策体制	第3次配備	<b>■震度5弱以上の地震が発生したとき</b> <b>■地震により小災害が発生し、応急対策が必要なとき</b> <b>■その他地震により甚大な被害が予想されるとき</b>	<b>■全対策部の係長以上の職員ほか</b> ①被害状況調査 ②応急対策（救助、避難所開設、交通規制等） ③危険地域の災害予防措置 ④第4次配備への移行準備 ⑤南海トラフ地震臨時情報の収集、関係機関の連絡 ⑥諏訪市災害対策（警戒）本部への移行準備 ⑦後発地震に対して注意する措置の実施
	第4次配備	<b>■震度6弱以上の地震が発生したとき</b> <b>■地震により市内全域に災害が発生したとき</b> <b>■南海トラフ地震が発生したとき</b> <b>■その他地震により甚大な被害が予想されるとき</b>	<b>■全職員</b> <b>【災害本部（災害警戒本部・災害対策本部）設置】</b> ①被害状況調査 ②応急対策 ③復旧対策 ④応援要請 ⑤物資の調達ほか ⑥後発地震に対して注意する措置の実施

※南海トラフ地震臨時情報（調査終了）の発表、地震が発生しないまま巨大地震注意対応期間の終了をもって活動体制を解除する。

- 南海トラフ地震については、過去の発生の事例から、南海トラフ地震臨時情報に応じ、段階的な配備体制の移行に迅速に対応するものとする。
- 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制については「第5章第2節」の記載による。

### 第3節 広域相互応援活動

【本部室・防災対策部】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」を準用する。

#### 第1 基本方針

災害発生時において、その規模及び被害状況等から、市単独では十分な応急・復旧活動を実施することが困難な場合、地方公共団体相互、消防機関相互及び公共機関等相互においては、法令及び「長野県市町村災害時相互応援協定」、「長野県消防相互応援消防協定」等の協定に基づき、また、表の左欄に掲げる場合に行う具体的な広域応急対策活動は、それぞれ同表の右欄に掲げる応急対策活動要領及び計画に定めるところにより、協力して迅速かつ円滑な応急・復旧活動を実施する。

被災した場合、発災直後の概括的な被害状況等を迅速に把握し、応援要請に遅れが生じないようにするとともに、災害が発生した場合、災害応急業務等が急激に増加し、災害マネジメント、避難所運営、罹災証明書交付等のための要員の確保が必要になり、市の職員だけで対応していくことが困難な状況になることから、応援要請に当たっては、受入体制に十分配慮の上、総括支援チーム、応援職員の派遣要請を行う。

また、他市町村が被災した場合においては、被災地の被害状況等の情報収集を積極的に行うとともに、被災状況によっては、応援要請ができない可能性があることから、相互応援協定により、必要に応じて先遣隊を派遣し、支援の必要性を判断することとする。

なお、派遣先において、感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行う。

①東海地震に関連する情報の1つである東海地震注意情報が発表された場合   ②東海地震に係る警戒宣言が発せられ、地震災害警戒本部が設置された場合   ③東海地震が発生し、その災害に対処するために緊急災害対策本部が設置された場合   また、事前の情報が発表されることなく、東海地震が突発的に発生した場合	・「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月16日中央防災会議決定、平成18年4月21日修正）   ・「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日中央防災会議幹事会申合せ、平成18年4月21日修正）
①地震発生時の震央地名の区域が、「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、中部地方、近畿地方及び四国・九州地方のいずれの地域においても、震度6強以上の震度の観測又は大津波警報の発表のいずれかがあった場合   ②「南海トラフの巨大地震モデル検討会」において設	・南海トラフ地震防災対策推進基本計画（平成26年3月28日中央防災会議決定）   ・「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成27年3月30日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）

定された想定震源断層域と重なる区域でM8.0以上の地震が発生し、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表される可能性がある場合	
東京23区の区域において、震度6強以上の震度が観測された場合、又は東京23区の区域において震度6強以上の震度が観測されない場合においても、1都3県（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）の区域において相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「首都直下地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（平成28年3月29日中央防災会議幹事会決定、令和5年5月改定）
①地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、青森県、岩手県、宮城県のいずれの地域においても、震度6弱以上の震度が観測され、かつ、1道6県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県をいう。以下同じ。）のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合   ②地震発生時の震央地名の区域が、「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震モデル検討会」において設定された想定震源断層域と重なる区域であり、北海道において震度6強以上の震度が観測され、かつ、1道6県のいずれの地域においても、大津波警報の発表があった場合   ③ただし、①又は②のいずれにも該当しない場合において、1道6県の地域で相当程度の被害が生じていると見込まれる場合	・「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（令和5年5月23日中央防災会議幹事会決定）

## 第4節 ヘリコプターの運用計画

風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」を準用する。

## 第5節 自衛隊の災害派遣

風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」を準用する。

## 第6節 救助・救急・医療活動

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

## 第7節 消防・水防活動

【防災対策部】

【住民、事業所】

### 第1 基本方針

大規模地震等発生時においては、建築物の倒壊等の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動並びに当該地震により堤防その他の施設が損壊し、浸水等の被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における水防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

また、自らの消防力又は水防力のみでは、十分な応急措置が実施できない、又は実施することが困難と認められるときは、相互応援協定に基づき、速やかに他の市町村等に応援を要請し、応急措置に万全を期する。

### 第2 主な活動内容

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害を防止するため、初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 堤防その他施設の損壊による浸水等の被害を防止するため、監視、警戒及び水防作業等の水防活動を行う。

### 第3 活動の内容

#### 1 消防活動

大規模地震発生時においては、二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大防止を図る必要があり、まず住民等による火災発生防止対策及び火災発生時の初期消火活動が重要になる。また、当該火災が発生した場合、消防機関は、関係機関、自主防災組織等と連携し、自らの消防力及び必要に応じて他の市町村に応援を要請し、延焼拡大防止及び救助・救急等の消防活動を行う。

#### 【市が実施する計画】

##### (1) 消火活動関係

##### ア 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

##### イ 情報収集及び効率的部隊配置

火災発生状況、消火栓、防火水槽等の被害状況及び警察、道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。特に、大規模な同時多発火災発生時においては、あらかじめ定めた火災防御計画により重要防御地域の優先等、消防力の効果的運用を図る。

また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動

を行う。

#### ウ 応援要請等

- (ア) 速やかな被害状況等の把握を行い、その状況から、消火活動に関して自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予想される等緊急の必要があると認めるときは、他の市町村に対する応援要請等を本章第3節「広域相互応援活動」及び本章第5節「自衛隊の災害派遣」により行う。
- (イ) ヘリコプターの支援を求めようとするときは、本章第4節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

#### (2) 救助・救急活動

大規模地震発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ、広範囲にわたることが予想されることから、自主防災組織、住民等の協力及び警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

なお、本項についての詳細は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」を準用する。

### 【住民、事業所及び自主防災組織等が実施する計画】

#### ア 出火防止、初期消火活動等

住民等は、地震発生時には、使用中のコンロ、ストーブ、その他の火災発生原因となる火気器具等は、直ちにその使用を中止して、火災の発生を防止するとともに、火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

なお、住民等は、避難の際、ブレーカーの遮断を行い、避難後における電気器具からの出火防止を図る。

#### イ 救助・救急活動

住民同士等により、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに（共助）、消防機関等に協力する。特に道路交通網の寸断が予想されることから、消防機関等の現場到着前の初期における救助・救急活動は、人命救助の上から重要となるので、積極的に行うよう努める。

## 2 水防活動

### (1) 基本方針

大規模地震発生時においては、河川等の護岸、堤防の損壊及び山腹の崩壊等によるせき止め、溢流、氾濫等により水害が発生し、又は発生が予想される場合、これを警戒し、防御し、また、これによる被害を軽減するため水防体制を確立して、諸情勢の的確なる判断のもとに円滑な水防活動を実施する。

### (2) 実施計画

### 【市が実施する計画】

本項についての詳細は風水害対策編第3章第8節「消防・水防活動」を準用す

る。

資料編	・ 水位観測所	・ 水防警報指定河川
	・ 雨量観測所	・ 水位周知指定河川
	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	・ 拠点ヘリポート
	・ 重要水防区域	

## 第8節 要配慮者に対する応急活動

風水害対策編第3章第9節「要配慮者に対する応急活動」を準用する。

## 第9節 緊急輸送活動

風水害対策編第3章第10節「緊急輸送活動」を準用する。

## 第10節 障害物の処理活動

風水害対策編第3章第11節「障害物の処理活動」を準用する。

## 第11節 避難受入及び情報提供活動

風水害対策編第3章第12節「避難受入及び情報提供活動」を準用する。

## 第12節 孤立地域対策活動

風水害対策編第3章第13節「孤立地域対策活動」を準用する。

## 第13節 食料品等の調達供給活動

風水害対策編第3章第14節「食料品等の調達供給活動」を準用する。

## 第14節 飲料水の調達供給活動

風水害対策編第3章第15節「飲料水の調達供給活動」を準用する。

## 第15節 生活必需品の調達供給活動

風水害対策編第3章第16節「生活必需品の調達供給活動」を準用する。

## 第16節 保健衛生、感染症予防活動

風水害対策編第3章第17節「保健衛生、感染症予防活動」を準用する。

## 第17節 遺体の搜索及び対策等の活動

風水害対策編第3章第18節「遺体の搜索及び対策等の活動」を準用する。

## 第18節 廃棄物の処理活動

風水害対策編第3章第19節「廃棄物の処理活動」を準用する。

## 第19節 社会秩序の維持、物価安定等に関する活動

風水害対策編第3章第20節「社会秩序の維持、物価安定等に関する活動」を準用する。

## 第20節 危険物施設等応急活動

風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」を準用する。

## 第21節 電気施設応急活動

風水害対策編第3章第22節「電気施設応急活動」を準用する。

## 第22節 都市ガス施設応急活動

風水害対策編第3章第23節「都市ガス施設応急活動」を準用する。

## 第23節 上水道施設応急活動

【上下水道温泉対策班】

【関係機関】

### 第1 基本方針

大規模災害等により長期間の断水となることは住民生活に重大な影響を与えるため、水道施設の復旧を最優先で実施し、取水、導水、浄水、送水、配水、給水の各施設の機能回復を早急に図る。

また、復旧工事に係る許可手続きの迅速化を図るなど、早期応急復旧のための手段を講ずる。

### 第2 主な活動

応急給水に必要な飲料水を確保するとともに、計画的な復旧作業を行い、給水機能の回復を行う。

### 第3 活動の内容

復旧作業については、指定給水装置工事事業者への外部発注や諏訪市水道温泉事業協同組合との協定に基づき行う。なお、大規模な災害においては、他事業体からの応援等が必要になるため、復旧要員、資材、機材、重機等を確保し、早期の復旧を図る。

#### 【市が実施する計画】

- (1) 被害状況の把握と復旧計画の策定を行う。
- (2) 復旧体制の確立を行う。
- (3) 被災の状況により支援要請を行う。
- (4) 住民への広報活動を行う。
- (5) 水道温泉事業協同組合との応援協定に基づき応急措置等の協力を要請する。

#### 1 応急復旧

震災による水道施設被害の影響は、広範囲に及ぶと思われる。応急復旧は、的確な被害状況の把握に基づき、水源から浄水施設に至る給水能力の確保を図り、送・配水幹線、給水拠点までの送水を優先して復旧し、次いでその他の配水管、給水装置の順で復旧する。

##### (1) 取水、浄水、配水池施設

当初行った震災調査結果に基づき、給水機能の確保を目途に計画を策定し、速やかな復旧に努めなければならない。

##### (2) 送・配水管施設

断水地域をできるだけ限定した計画をたてる。管路の応急復旧は原則として浄水場から配水池への送水管、重要管路の配水管、給水拠点（避難地、避難所）に至る路線を優先し、順次配水調整を行って、断水地域を減少しながら復旧を進める。

##### (3) 給水管

復旧は原則として送・配水管について行うが、同時に復旧が可能な場合は並行して進めることが望ましい。

(4) 取水、浄水、配水池施設

機械・電気並びに計装設備などの大規模な被害については、専門業者に依頼する。

(5) 送・配水施設並びに給水装備

ア 第1次応急復旧

重要な管路の復旧が完了し、給水拠点、給水車などによる応急給水から管路による給水までの段階を第1次応急復旧とし、給・配水管の被害が大きい地域においては、仮設給水タンクなども利用した給水までの応急復旧をいう。

管路被害が大きく、復旧に長時間を要する場合は、仮設管による通水をする。

イ 第2次応急復旧

第1次応急復旧により、ほぼ断水地域が解消した段階に引き続き、各戸給水を目途に行う。

## 2 応急復旧用資材、機材並びに人員確保

### 【市が実施する計画】

(1) 資材

あらかじめ第1次応急復旧に必要な資材を把握する。

(2) 機械・器具並びに復旧要員

災害時には、迅速な対応により作業ができるよう、あらかじめ資料編に掲げる指定工事店に要請しておく。

### 【関係機関が実施する計画】

水道温泉事業協同組合は、水道事業者と協力し上水道施設の早期復旧に努める。

資料編	・ 諏訪市水道事業指定給水装置工事事業者一覧     ・ 災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------

## 第24節 下水道施設応急活動

風水害対策編第3章第25節「下水道施設応急活動」を準用する。

## 第25節 給湯施設応急活動

風水害対策編第3章第26節「給湯施設応急活動」を準用する。

## 第26節 通信・放送施設応急活動

風水害対策編第3章第27節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

## 第27節 鉄道施設応急活動

風水害対策編第3章第28節「鉄道施設応急活動」を準用する。

## 第28節 災害広報活動

風水害対策編第3章第29節「災害広報活動」を準用する。

## 第29節 土砂災害等応急活動

風水害対策編第3章第30節「土砂災害等応急活動」を準用する。

## 第30節 建築物災害応急活動

【総務班・援護班・都市施設班・文教庶務班・生涯学習班・施設管理者】

【建築物所有者】

### 第1 基本方針

地震により被害が生じた場合、建築物の所有者等は、建築物内の利用者の安全を確保するために避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。

### 第2 主な活動

- 1 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、落下物等の危険性があるものについては応急措置を講じる。また、緊急地震速報を有効に活用し、被害の軽減を図る。
- 2 文化財は貴重な国民的財産であることを認識し、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、文化財の被害状況を把握し、被害の拡大防止等の応急措置を講じる。

### 第3 活動の内容

#### 1 公共建築物

災害発生後、公共建築物は復旧活動の拠点となるため、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。また、緊急地震速報を受信した場合は、利用者を適切に誘導するとともに、職員も適切な対応行動をとることにより、被害の軽減を図る。

#### 【市が実施する計画】

- (1) 庁舎、社会福祉施設、病院、市営住宅、学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し必要な措置を講じる。
- (2) 緊急地震速報を受信した場合は、来庁者に対し、慌てずに、身の安全を確保するよう誘導するとともに、職員も周囲の状況に応じて、身の安全を確保する等必要な措置を講ずる。
- (3) 被害状況により応急危険度判定士の派遣要請を行う。

#### 2 一般建築物

#### 【市が実施する計画】

- (1) 住宅や宅地が被災した場合、二次災害から住民の安全の確保を図るため、必要に応じて被害状況を調査し、危険度判定を行い、危険防止のため必要な措置をとる。
- (2) 災害の規模が大きく、市において人員が不足する場合は、危険度判定士の派遣要請を行うほか、県若しくは近隣市町村に対して支援を求める。
- (3) 必要に応じ、住宅事業者の団体と連携して、応急対策により居住継続が可能な被災住宅や宅地の応急修繕を推進する。

## 〈被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定の実施〉

種 別	実 施 事 項
被災建築物応急危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物応急危険度判定士を活用した応急危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

## 〈判定結果の表示〉

判定結果	色	判定内容
危 険	赤	建築物の損傷が著しく、倒壊などの危険性が高い場合であり、使用及び立ち入らないことが望まれる。
要注意	黄	建物の損傷は認められるが、注意事項に留意することにより立ち入りが可能である。
調査済	緑	建築物の損傷が少ない。

※判定ステッカーを建物の入口など見やすい場所に張り付ける。

## 【建築物所有者が実施する計画】

建築物の所有者等は、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、危険箇所への立入禁止等必要な措置を講じる。

## 3 文化財

文化財は貴重な国民的財産であるため、被災した場合は見学者の生命・身体の安全を確保するとともに、被害状況を把握し被害の拡大防止等の応急措置を行う。

## 【市が実施する計画】

- (1) 生涯学習班は、災害が発生した場合の所有者又は管理者が実施すべき対策について万全を期すよう指導する。
- (2) 国・県指定文化財に災害が発生した場合は、その災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項について県に報告する。
- (3) 被災した建造物内の文化財について、所有者や県等の関係機関と連携して応急措置をとる。

## 【所有者が実施する計画】

文化財の所有者は、次の対策を実施する。

- (1) 見学者の避難誘導を行うとともに、被害状況の調査を行う。
- (2) 文化財の火災による焼失を防ぐための措置を行う。
- (3) 災害の原因、被害の概況及び応急措置その他必要事項を調査し、市教育委員会へ報告し、被害の状況に応じ、被害の拡大防止のための応急修理の措置を文化庁、県、市教育委員会の指導を受けて実施する。
- (4) 被災した建造物内の文化財について、県や市教育委員会等の関係機関と連

携して応急措置をとる。

### 第3 1 節 道路及び橋梁応急活動

風水害対策編第3章第32節「道路及び橋梁応急活動」を準用する。

### 第3 2 節 河川施設応急活動

風水害対策編第3章第33節「河川施設応急活動」を準用する。

### 第33節 二次災害の防止活動

【本部室・都市施設班・土木庶務班・農政班・防災庶務班】

【住民、関係機関】

#### 第1 基本方針

地震発生時に、被害を最小限に抑えるためには、その後の余震、火災、降水等により発生が予想される二次災害を防止するための活動が重要である。

#### 第2 主な活動

- 1 建築物や敷地に係る二次災害を防止するための応急危険度判定を実施する。  
また、道路・橋梁等については、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 2 危険物施設等に係る二次災害を防止するため、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 3 河川施設の二次災害を防止するため、関係機関と協力、連携のもと、二次災害防止のための措置を実施する。
- 4 山腹、斜面等については、危険箇所の緊急点検等の活動を行う。

#### 第3 活動の内容

##### 1 建築物や敷地、構造物に係る二次災害防止対策

##### (1) 建築物や敷地関係

##### 【市が実施する計画】

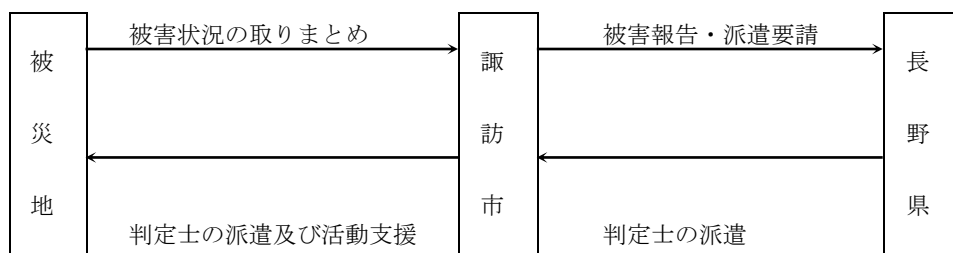
ア 被災地において、応急危険度判定士が、安全かつ迅速な判定作業が行えるよう次の事項を整備する。

- (ア) 応急危険度判定士の派遣要請
- (イ) 応急危険度判定を要する建築物や敷地又は地区の選定
- (ウ) 被災地域への派遣手段の確保
- (エ) 応急危険度判定士との連絡手段の確保

イ 被災建築物及び被災宅地に対する応急危険度判定士による調査は、次のとおりである。

種 別	実 施 事 項
被災建築物危険度判定士による調査	相当数の建築物に被害が生じたときは、被災建築物危険度判定士を活用した危険度判定を迅速かつ的確に実施することにより、被災建築物の余震等による倒壊や部材落下等による二次災害の発生を防止し、住民の安全を確保するとともに、住民に対する注意喚起及び建築物の被災状況の把握に努める。
被災宅地危険度判定士による調査	敷地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、被災宅地危険度判定士を活用して宅地の被害状況を迅速かつ的確に把握し危険度判定を実施することにより、二次災害の発生防止及び住民への注意喚起に努める。

ウ 市長は、必要に応じ倒壊等の危険のある建築物や宅地について立入禁止等の措置をとる。



エ 災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行う。

#### 【建築物や敷地の所有者等が実施する計画】

応急危険度判定士により、危険度を判定された建築物や敷地の所有者等は、判定結果に基づき必要な措置を講じる。

#### (2) 道路・橋梁関係

#### 【市が実施する計画】

道路及び橋梁の被害については、風水害対策編第3章第32節「道路及び橋梁応急活動」に基づき、県及び関係機関との連携・協力のもと速やかに市内道路及び橋梁の被害状況について把握し、県に報告し、交通規制、応急復旧を行う。

### 2 危険物施設等に係る二次災害防止対策

危険物施設等については、風水害対策編第3章第21節「危険物施設等応急活動」に基づき、県、関係機関及び施設管理者等との連携・協力のもと、緊急点検、危険物の保安措置、避難誘導等応急措置の徹底を図り、安全対策に万全を尽くす。

### 3 河川施設の二次災害防止対策

地震発生後の洪水又は余震等により河川施設等に二次的な災害が考えられる場合は、危険箇所の点検を行い、その結果必要な応急活動を実施する。

#### 【市が実施する計画】

(1) 河川管理施設に二次的な災害の発生が考えられる場合は、特に工事中の箇所及び危険箇所を重点的に巡視する。

その結果危険性が高いと判断された箇所については、関係機関や住民に周知を図る。

(2) 災害防止のため応急工事を実施する。

(3) 災害発生のおそれがある場合は、速やかに適切な避難対策を実施する。

(4) 必要に応じて水防活動を実施する。

### 4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害防止対策

#### 【市が実施する計画】

(1) 県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、避難指示等の必要な措置をとる。

(2) 専門技術者等を活用して二次災害の危険性を見極めつつ、必要に応じ、住民の避難、応急対策を行う。

資料編	・ 危険物施設等の状況	・ 重要水防区域
	・ 砂防指定地	・ 水防警報指定河川
	・ 山腹崩壊危険地区	・ 水位周知指定河川
	・ 崩壊土砂流出危険地区	・ 水位観測所
	・ 雨量観測所	
	・ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域	

### 第34節 ため池災害応急活動

風水害対策編第3章第35節「ため池災害応急活動」を準用する。

### 第35節 農林水産物災害応急活動

風水害対策編第3章第36節「農林水産物災害応急活動」を準用する。

### 第36節 文教活動

【文教庶務班・援護班】

本節に定めのない事項については、風水害対策編第3章第37節「文教活動」を準用する。

#### 第1 活動の内容

##### 1 児童生徒等に対する避難誘導

##### 【市が実施する計画】

園長及び学校長等は地震発生時、建物、器物などの倒壊、破損、落下による危険を回避し、児童生徒等の心理的動揺を防いで、安全を確保するために、あらかじめ定められた計画及び以下の事項に留意し適切な避難誘導措置をとる。

##### (1) 第一次避難場所への避難誘導

ア 被害状況を把握し、適切な緊急避難の指示を与え、児童生徒等と整然と速やかに、校庭など指定した第一次避難場所へ誘導する。

イ 全校の児童生徒等の避難状況を正確に把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たる。

##### (2) 第二次避難場所への避難誘導

ア 第一次避難場所が危険になった場合は、市長の指定する避難場所施設等、より安全な場所（第二次避難場所）に児童生徒等を誘導する。

イ 保護者にはあらかじめ第二次避難場所を周知しておくとともに、学校に連絡員を残すか、避難先を掲示しておく。

ウ 第二次避難場所に到着次第、速やかに児童生徒等の避難状況を把握し、所在不明の児童生徒等がいる場合は、捜索・救出に当たるとともに避難状況を市、市教育委員会及び関係機関に報告又は連絡する。

### 第37節 飼養動物の保護対策

風水害対策編第3章第38節「飼養動物の保護対策」を準用する。

### 第38節 ボランティアの受入れ体制

風水害対策編第3章第39節「ボランティアの受入れ体制」を準用する。

### 第39節 義援物資及び義援金の受入れ体制

風水害対策編第3章第40節「義援物資及び義援金の受入れ体制」を準用する。

### 第40節 災害救助法の適用

風水害対策編第3章第41節「災害救助法の適用」を準用する。

### 第41節 観光地の災害応急対策

風水害対策編第3章第42節「観光地の災害応急対策」を準用する。

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 復旧・復興の基本方針の決定

風水害対策編第4章第1節「復旧・復興の基本方針の決定」を準用する。

### 第2節 迅速な原状復旧の進め方

風水害対策編第4章第2節「迅速な原状復旧の進め方」を準用する。

### 第3節 計画的な復興

風水害対策編第4章第3節「計画的な復興」を準用する。

### 第4節 資金計画

風水害対策編第4章第4節「資金計画」を準用する。

### 第5節 被災者等の生活再建等の支援

風水害対策編第4章第5節「被災者等の生活再建等の支援」を準用する。

### 第6節 被災農林漁業等及び中小企業等の復興

風水害対策編第4章第6節「被災農林漁業等及び中小企業等の復興」を準用する。

### 第7節 被災した観光地の復興

風水害対策編第4章第7節「被災した観光地の復興」を準用する。

## 第5章 東海地震に関する事前対策活動

### 第1節 総 則

#### 第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「大震法」という。）第6条第1項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、市の地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

#### 第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

## 第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

### 第1 東海地震に関連する情報等の種別と活動体制

#### 1 配備基準

市長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報の種別	活動体制	配備体制	非常配備要員	業務内容
東海地震に関連する調査情報（臨時）	東海地震観測体制	警戒配備	企画部本部室 総務部総務班 土木対策部 土木庶務班 経済対策部 農政班 防災対策部 係長以上の職員他	○東海地震に関連する調査情報（臨時）の収集及び伝達
東海地震注意情報 （東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合）	東海地震注意体制	第2次配備	全職員	○東海地震注意情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報 ○地震災害警戒本部設置の準備 ○地震防災応急対策の準備 ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認 ・地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認 ・管理している施設の緊急点検 ・必要により保育園児、学校の児童・生徒の引渡し等の安全確保対策
警戒宣言及び東海地震予知情報	東海地震警戒体制	第2次配備	全職員	○地震災害警戒本部の設置 ○地震予知情報等の収集及び伝達 ○地震防災応急対策の実施 ・市内の地震応急対策状況の収集及び県への報告 ・市内における地震応急対策の総合調整及び推進

※ 「東海地震に関する情報等」とは「警戒体制をとるべき旨の公示、地震防災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）の内容その他これらに関連す

る情報」をいう。

※ 配備体制及び参集職員の基準は第3章「災害応急対策計画」第2節「非常参集職員の活動」第3「活動の内容」の活動体制の基準に準ずる。

2 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震に関連する調査情報（臨時）等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

3 東海地震発生のおそれがなくなった旨の情報が発表された時並びに警戒宣言が解除された時、または他の体制に移行したときは、活動体制を解除する。

## 第2 参集場所

配備職員は、市役所庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

## 第3 地震災害警戒本部の設置

東海地震予知情報及び大規模地震対策特別措置法第9条に基づき地震災害に関する警戒宣言が発せられた時は、諏訪市地震災害警戒本部を設置する。

### 1 警戒本部の構成

警戒本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画部長、総務部長、議会事務局長、市民環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設水道部長、消防課長、教育次長、会計管理者 その他本部長が必要と認めた者
警戒本部室	室長：危機管理課長 副室長：企画政策課長、地域戦略・男女共同参画課長 危機管理課、企画政策課、地域戦略・男女共同参画課、秘書広報課の職員

## 2 組織及び事務分掌

警戒本部の組織は風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」別表1及び別表2を準用する。

## 第4 防災関係機関の体制

### 1 東海地震に関連する情報時の体制

各機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）、東海地震注意情報が伝達されたとき、又は東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、その所掌事務について、各機関の防災業務計画に基づき警戒宣言の発令に備えて準備を行う。

- ・警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
- ・地震防災応急対策上必要な資機材等の確認

- ・管理している施設の緊急点検

## 2 警戒宣言時の体制

各機関は、活動体制等について各機関の防災業務計画にあらかじめ定めておく。

また、その所掌事務について発災時に備えての準備を行う。

資料編 ・ 諏訪市地震災害警戒本部条例
---------------------

## 第3節 情報の収集伝達計画

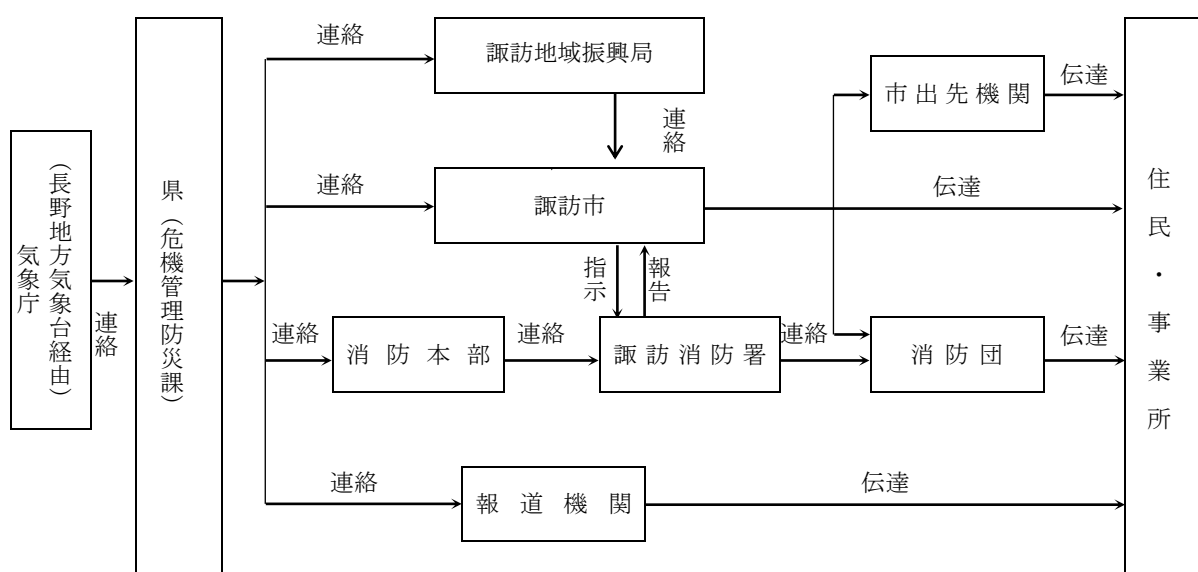
### 第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

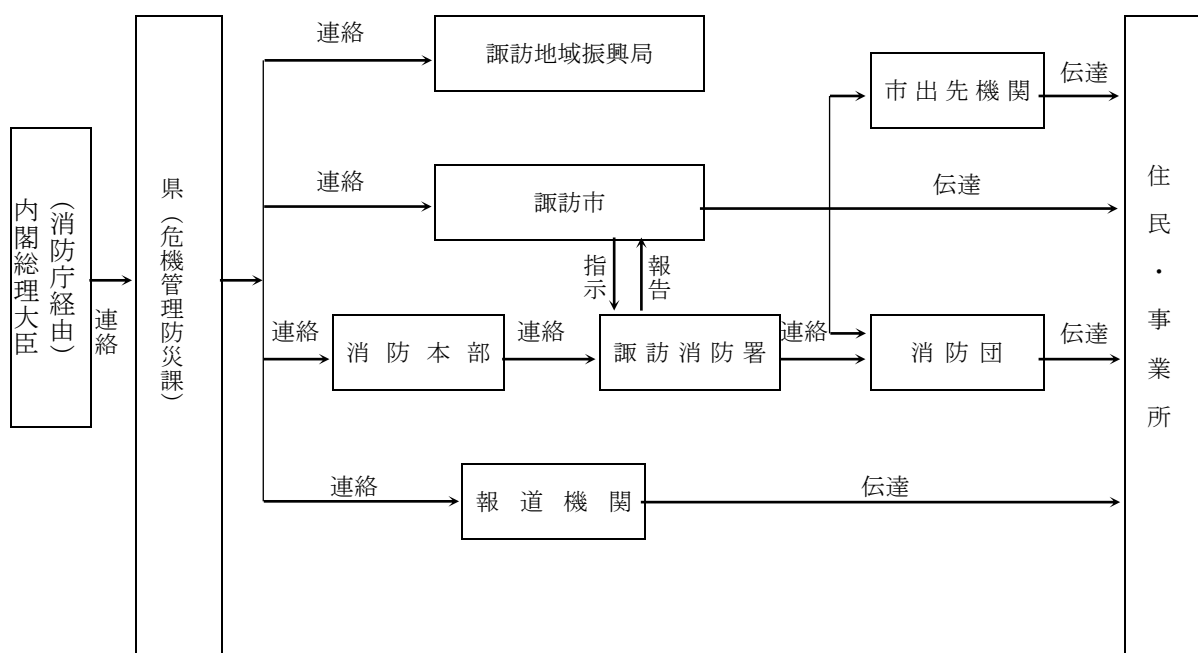
#### 1 伝達系統

##### (1) 東海地震に関連する調査情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

東海地震に関連する情報は、県よりFAXで伝達されるので、通常勤務時は、危機管理課で受理する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて危機管理課長へ連絡する。



##### (2) 警戒宣言





### 3 住民等に対する伝達手段

市は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な地震予知情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- |                          |             |
|--------------------------|-------------|
| (1) 市防災行政無線、防災メール        | (4) C A T V |
| (2) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。） | (5) 地震防災信号  |
| (3) N T T 電話             | (6) その他     |

#### 〈「東海地震に関連する情報」の発表基準等〉

情報名称	情報の発表基準
東海地震予知情報	<b>【発表基準】</b> 東海地震が発生するおそれがあると認められ、「警戒宣言」が発表された場合 （3 箇所以上の歪計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震注意情報	<b>【発表基準】</b> 観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 （2 箇所の歪計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等）
東海地震に関連する調査情報（臨時）	<b>【発表基準】</b> 観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 （1 箇所の歪計で有意な変化が観測された場合等）
東海地震に関連する調査情報（定例）	<b>【発表基準】</b> 毎月の定例の「判定会」で調査が行われ「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合

※ 各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなつたと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

### 第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

市は、県、防災関係機関と相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、市警戒本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 病院の診療状況、救護医療班の出動体制
- 2 主要食料等の在庫状況
- 3 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 4 避難、救護の状況、観光客数、避難施設となる施設の運営状況
- 5 保育園、小中学校の保育、授業実施状況及び社会福祉施設の状況
- 6 列車、バスの運行状況、旅客の状況
- 7 飲用水確保体制の状況
- 8 金融機関の営業状況

- 9 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
- 10 スーパー、小売店等の営業状況
- 11 その他必要とされる状況

## 第4節 広報計画

### 第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう各防災関係機関は、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき広報活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 広報の内容

##### (1) 東海地震注意情報受理時の広報

市は、東海地震注意情報が伝達された場合は、次の内容について広報を行う。

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 災害危険箇所及び避難対象地域の周知
- ウ 関係機関の対応状況など地域住民が行動を的確に判断するための事項
- エ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、居住者等が留意すべき事項
- オ その他の必要な事項

##### (2) 警戒宣言発令後の警戒本部設置時の広報

市は、警戒本部が設置された場合は、次の内容について広報を行う。

- ア 警戒宣言及び地震予知情報等の内容
- イ 主な交通機関の運行状況及び道路交通状況
- ウ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- エ ライフラインに関する情報及び生活関連情報
- オ 事業者及び各家庭においてとるべき措置
- カ 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- キ 自主防災組織に対する防災活動の要請
- ク 犯罪予防等のために住民のとるべき措置
- ケ 金融機関等が講じた措置に関する情報
- コ その他の必要な事項

#### 2 広報手段

住民一人ひとりに情報が伝達されるように配慮するものとし、これに対応するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災メール、市行政チャンネル、市ホームページにより実施する。

また、要配慮者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、聴覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民に対しては、ハザードマップ

等で周知する。

### 3 問い合わせ窓口

住民からの問い合わせに対応できるよう、警戒本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

#### 【防災関係機関が実施する計画】

#### 1 放送機関

臨時ニュース、特別番組により迅速かつ的確な情報提供を行うとともに、協定に基づく報道要請があったときは適切な放送を行う。

#### 2 電力供給機関

報道機関、広報車等を通じ、発災時に備えての電気の安全措置等に関する広報を行う。

#### 3 ガス供給機関

報道機関、広報車等を通じ、ガス事業者の警戒体制及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

#### 4 NTT東日本(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)

報道機関、広報車等を通じ、通信の疎通状況、利用制限措置等について住民に周知する。

#### 5 JR会社

報道機関、駅等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

#### 6 路線バス会社

報道機関及び構内等における掲示等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨、運転状況等について住民に周知する。

#### 7 道路管理者

報道機関、道路情報提供装置等を通じ、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の運行規制等の内容や不要不急の旅行を控える必要がある旨等について住民に周知する。

#### 8 水道管理者

報道機関、広報車等を通じ、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について住民に周知する。

#### 9 その他の防災関係機関

状況に応じ、適時適切な広報活動を行う。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧

## 第5節 避難活動等

### 第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発令された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講ずる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

また、避難指示の対象となる、がけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な地域については、必要最小限の車両避難を実施するなど避難活動の実効性を確保する。

なお、避難対象地区以外の住民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動する。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておく。

### 第2 活動の内容

#### 1 避難対象地区の設定

##### 【市が実施する計画】

(1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ市長が定める地区とする。

ア がけ地、山崩れ崩落危険地区

イ 崩壊危険のあるため池等の下流地区

ウ その他市長が危険と認める地域

警戒宣言が発令された場合の避難対象地区

	避難対象地区名	警戒宣言発令時の避難地
1	大和三	セイコーエプソン体育館
2	湯の脇一	セイコーエプソン体育館
3	湯の脇三	セイコーエプソン体育館
4	片羽町	城南小学校
5	本町1丁目	城南小学校
6	茶臼山	諏訪二葉高校
7	和泉町	諏訪二葉高校
8	柳町	諏訪二葉高校
9	北沢1	諏訪二葉高校
10	北沢2	諏訪二葉高校
11	桜ヶ丘	諏訪二葉高校
12	立石町	諏訪二葉高校
13	双葉ヶ丘	諏訪二葉高校
14	南澤	諏訪二葉高校
15	清水二丁目	諏訪中学校

1 6	清水三丁目	諏訪中学校
1 7	清水四丁目	諏訪中学校
1 8	赤羽根町	諏訪中学校
1 9	武津	諏訪中学校
2 0	細久保	諏訪中学校
2 1	桑原	四賀公民館・諏訪南中学校
2 2	神戸	四賀公民館・諏訪南中学校
2 3	神戸雇用促進住宅	四賀公民館・諏訪南中学校
2 4	大熊	湖南小学校
2 5	神宮寺	中洲小学校

(2) 避難対象地区の住民等に広報車、防災行政無線の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分な徹底を図る。

(3) 警戒宣言が発せられたとき、市長は避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行う。

また、市長は、自主防災組織、住民及び関係者に対し次の指導を行う。

ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備

イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限

ウ 避難場所の点検及び収容準備

エ 収容者の安全管理

オ 負傷者の救護準備

カ 避難行動要支援者の避難救護

### 【住民が実施する計画】

住民は、平時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等、地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の住民等は市の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難する。

## 2 車両による避難

### 【市が実施する計画】

(1) 市は諏訪警察署、県危機管理部と協議の上、あらかじめ避難対象地区のうち必要最小限の車両避難を認める地区について定めておく。

(2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難場所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう地区の実態に応じて諏訪警察署と調整しておく。

(3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じてその都度必要な検討・見直しを行う。

(4) 車両を避難に活用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握しておくとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておく。

- (5) 災害時には直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図る。

### 【住民が実施する計画】

車両による避難を実施する場合には、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車又は避難場所における駐車に当たっては緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮する。

## 3 要配慮者に対する支援措置

### 【市及び住民が実施する計画】

- (1) 警戒宣言発令時、避難対象地区以外の住民は自宅での待機等安全な場所で行動することを原則とするが、震災時に迅速な避難が困難な要配慮者で、希望する者については避難施設を準備する。
- (2) 市は、警戒宣言発令時には自主防災組織の協力を得て、迅速な避難支援を行う。

## 4 要配慮者利用施設における避難対策

### 【市が実施する計画】

市は避難対象地区内の要配慮者利用施設について、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておく。

- (1) 警戒宣言等が発せられた場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む。）
- (2) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- (3) 「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

### 【要配慮者利用施設が実施する計画】

要配慮者利用施設の管理者は、市と調整の上、それぞれの施設の耐震性を十分考慮して、その利用実態、宿日直者等の有無等に応じて下記事項について定めておく。また、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、利用者・入所者等の安全確保のために必要な対策を講ずる。

- (1) 夜間・休日を含めた連絡体制
- (2) 避難行動要支援者の避難方法、使用車両等
- (3) 利用者・入所者等の態様に応じた避難先

## 5 滞留旅客への対応

### 【市が実施する計画】

滞留旅客の避難対策として、避難場所、避難誘導方法、食料・生活用品等の供給方法等について今後各事業者と十分調整する。

## 6 屋内避難

### 【市が実施する計画】

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち、要配慮者在宅の者及び上記3(1)により避難を希望する要配慮者とその介護等に必要な付添者については屋内避難指針の基準を満たす避難施設を選定し、屋内避難の対象とする。なお、環境の変化に応じその

都度必要な見直しを行う。

- (2) 市長は選定した屋内避難施設を住民に周知する。
- (3) 市長は住民の協力を得て、屋内避難が可能な施設の収容力が屋内避難対象者に対して不足している場合は避難対象地区外の知人・親戚宅等への避難も含め要配慮者に配慮した対策を講じる。

## 7 避難活動

### 【市が実施する計画】

- (1) 市は、避難状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容について状況を把握するとともに、県へ報告する。
- (2) 避難所の設置及び運営については次により行う。
  - ア 避難所での生活が円滑に行えるように、必要に応じて仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておく。  
また、避難生活の維持に当たっては、自主防災組織の協力を得る。
  - イ 避難所で生活する者は、避難指示を受けた者、自主避難をした者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずる。
  - ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。
  - エ 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで、又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。
  - オ 避難所の運営は、自主防災組織等の協力を得て市が行う。
  - カ 避難所には、運営のため必要な市職員を派遣するとともに、必要により、安全確保と秩序維持のため、警察官の配置を要請する。

### 【住民が実施する計画】

住民及び自主防災組織は、避難及び避難所の運営に関し、市に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活を送るよう努める。

資料編	・ 広域避難所
	・ 一次避難所

## 第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保計画

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時に必要な食料及び生活必需品は、住民が自主防災活動により確保し、市は住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮する。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行う。また、地震発生時の飲料水確保について、市は必要な措置を講じる。

### 第2 活動の内容

#### 1 食料及び生活必需品の確保

##### 【市が実施する計画】

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等に、緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行う。
- (2) 平時から緊急物資の在庫状況の把握と物資等の供給協定の締結を行う。
- (3) 県に対する緊急物資の調達又はあつせんの要請を行う。
- (4) 市は、避難対象地区以外において住民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請する。

また、この要請が可能となるよう市内における主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておく。

- (5) 住民に対し、生活必需品の備蓄について周知する。
- (6) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うのに合わせ、市においてもあらかじめ定めた物資拠点において受入れ準備を行う。

##### 【住民が実施する計画】

- (1) 住民は、避難対象地区の内外を問わず、平時から食料等生活必需品の備蓄に努める。
- (2) 住民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動する。

#### 2 飲料水の確保計画

##### 【市が実施する計画】

- (1) 住民に対して貯水の励行に関する広報を徹底する。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応援給水を含む応急給水活動の準備を行う。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行う。
- (4) 応急復旧体制の準備を行う。
- (5) 東海地震応急対策活動要領に基づき、県が広域物資拠点の開設準備を行うの

に合わせ、市においてもあらかじめ定めた物資拠点において受入れ準備を行う。

**【住民が実施する計画】**

住民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。

## 第7節 医療救護及び保健衛生活動計画

### 第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関との連絡を密にして、医療救護及び保健衛生活動体制を確立する。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 医療救護体制の確立

地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるとともに、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、救護所を避難地に設置する。

##### 【市が実施する計画】

- (1) 諏訪市医師会等に対して救護班の出動準備を要請する。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県又は関係機関に対して供給の要請を行う。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材を配備し、受入れ態勢を整える。
- (4) 傷病者の搬送準備をする。
- (5) 住民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図る。

##### 【防災関係機関が実施する計画】

#### (1) 日本赤十字社（長野県支部）

日本赤十字社長野県支部長は、救護資機材等の装備の確認を行い、医療救護班の出動に備える。県から協力要請があったとき、又は支部長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

#### (2) 諏訪市医師会

市から協力要請があったとき、又は医師会長が必要と認めたときは、救護班等を派遣する。

#### (3) 災害拠点病院（諏訪赤十字病院）

災害に備えて、傷病者の受入体制について万全を期すとともに関係機関からの要請により、医薬品、医療用資機材等の提供を行う。

#### (4) 諏訪市薬剤師会

市から要請があったときは、薬剤師班を派遣する。

### 2 保健衛生体制の確立

市は、地震発生に備えて体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、住民は自己完結の努力をする。

**【市が実施する計画】**

し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について資機材を準備する。

**【住民が実施する計画】**

住民は、し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備し、可能な限り自己完結する。

資料編 ・ 防災関係機関及び連絡先一覧
---------------------

## 第8節 児童生徒等の保護活動計画

### 第1 基本方針

小学校、中学校及び保育園（以下この節において「学校等」という。）においては、平時から地震予知情報等が発せられたときの対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒及び幼児（以下この節において「児童生徒等」という。）の安全確保を最優先とした対策を講じる。

なお、学校等においては、地域の特性や学校等の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設及び保育園の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発令された場合、授業、保育又は学校、保育園行事を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校又は休園とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しない。

なお、遠距離通学、通園などの事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒等の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとる。

#### 1 児童生徒の安全対策

- (1) 児童生徒の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率しての集団下校や、直接保護者への引渡しを行う。
- (2) 児童生徒については、帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引渡しが困難と考えられる場合は、市が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打ち合わせの上、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- (3) 保護に当たっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、市警戒本部又は市教育委員会へ報告する。
- (4) 保護した児童生徒の生活に必要な主要食料、水、生活必需品の確保については、市警戒本部又は市教育委員会と協議の上、対策を講じる。
- (5) 警戒宣言が登下校中に発令された場合に備え、児童生徒及び保護者に対し、次の事項を徹底しておく。
  - ア ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れる。
  - イ 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とする。

ウ 交通機関利用者については、その場の指導者（乗務員等）の指示により行動し、勝手な行動はとらない。

## 2 その他の安全対策

社会教育、社会保育等の活動中に警戒宣言が発令された場合、主催者又は指導者は上記児童生徒等の安全対策に準じ保護活動を行う。

## 第9節 障がい者・高齢者等の保護活動計画

### 第1 基本方針

災害発生時において、高齢者・障害者など要配慮者が被害を受ける可能性が高い。このため、社会福祉施設等の関係機関や、地域住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の安全確保を最優先とした対策を実施する。

### 第2 活動の内容

警戒宣言が発令された場合、避難を希望する在宅の要配慮者については、緊急通報装置や警報装置等により情報提供を行い、関係機関、地域住民、ボランティア団体等と支援協力体制の確立のもと、避難する。

社会福祉施設等においては、施設利用者の様態に応じたきめ細かな予防対策を講じる。

#### 【市が実施する計画】

在宅者の安全対策

- 1 要配慮者の対応能力を考慮した緊急通報装置や警戒装置の整備を推進する。
- 2 関係機関（保健福祉事務所、社会福祉施設、医療機関、社会福祉協議会、民生児童福祉委員等）、地域住民、ボランティア団体等との連携のもとに、避難誘導、情報提供、救護等地域ぐるみの支援協力体制を確立する。
- 3 要配慮者の対応能力を高めるための、防災教育や防災訓練等を行う。

#### 【社会福祉施設等が実施する計画】

社会福祉施設等の安全対策

- 1 施設そのものの災害に対する安全性を高めるため、施設の耐震診断、耐震改修、防災設備の整備等を行う。
- 2 施設利用者の最低限度の生活維持に必要な食料、飲料水、医薬品、その他生活必需品の備蓄を行う。
- 3 自主防災組織を整備して、緊急連絡体制、非常招集体制等を確立する。
- 4 警戒宣言が発令された場合、とるべき行動等について理解と関心を深めるため、職員や施設利用者を含めた防災知識の習得や防災訓練を実施する。

## 第10節 消防・救急救助対策等

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、市は地域防災計画及び消防計画に基づき、平時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。また、市は東海地震応急活動要領に基づく、広域的な応援の受入準備を進める。

### 第2 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

- 1 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立する。
- 2 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図る。
- 3 火災発生の防止、初期消火活動について住民等への広報を行う。
- 4 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施する。
- 5 市は消防団とともに、自主防災組織の協力を得て、消防団屯所、公民館等に配置した資機材等の確認を行う。
- 6 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

#### 【消防機関が実施する計画】

- 1 地震予知情報等の収集と伝達体制を確立する。
- 2 地震に備えての消防部隊の編成強化を行う。
- 3 資機材及び救急資機材を確保する。
- 4 迅速な救急救助のための体制を確保する。
- 5 出火防止、初期消火等の広報を行う。
- 6 施設、事業所等に対し、応急計画の実施を指示する。
- 7 応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた前進拠点及び進出拠点の施設管理者と連携し、施設を確保する。

## 第11節 警備対策

### 第1 基本方針

諏訪警察署は、警戒宣言が発せられた場合、犯罪及び混乱防止等に関して、主に次の事項を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 正確な情報収集及び伝達

警備対策を迅速・的確に推進するため、各種情報を積極的に収集するとともに住民に対して積極的な広報活動を行う。

#### 2 不法事案等の予防及び取締り

悪質商法等の生活経済事犯、窃盗犯、粗暴犯等生活に密着した犯罪の予防、取締りを重点的に行う。

#### 3 避難地域、警戒区域、重要施設等の警戒

避難地域、重要施設等のパトロール強化、避難所等の巡回を行い、各種犯罪、事故の未然防止を図り、住民等の不安の軽減に努める。

#### 4 地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

民間防犯活動が的確に行われるよう地域の防犯団体や警備業者等の指導及び連携を積極的に行う。

## 第12節 防災関係機関の講ずる措置

### 第1 基本方針

防災関係機関は、東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表された場合、平時の活動を継続しつつ、情報の内容に応じて連絡用職員の確保など必要な対応をとり、東海地震注意情報が発表された場合は、相当の職員の参集を行うとともに、相互に連携して迅速かつ的確な情報収集を実施し、これら情報の共有を図る。

また、防災関係機関は、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合又は警戒宣言が発せられた場合は、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するために必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 電力会社（中部電力(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置する。
- (2) 電力設備の特別巡視点検を実施し、通信網の確保、要員、資機材の確保を図るとともに、その輸送ルートを確立する。
- (3) 社員一人一人が、迅速・的確な行動をとれるよう、個々の行動、役割を記載したカードを全社員が携帯する。
- (4) 訪問者、見学者等の安全避難を図るとともに、テレビ、ラジオ等を通じて利用者に対する具体的な安全措置についての広報を行う。

#### 2 通信（NTT東日本(株)長野支店、(株)NTTドコモ長野支店・KDDI(株)長野支店、ソフトバンク(株)、楽天モバイル(株)）

- (1) 地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置するとともに、復旧体制を確立する。
- (2) 重要通信を確保するため、通信の疎通状況の監視を強化し、必要により通話規制等の利用制限措置を講じる。
- (3) 通信の途絶を防止するため、災害対策機器の試験・点検を行う。
- (4) 通信の疎通状況・利用制限措置等について利用者への広報を行う。
- (5) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル・災害用伝言版・Web171等の安否確認に必要な措置を行う。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から行う。

#### 3 ガス（諏訪ガス(株)）

- (1) 速やかに地震災害警戒本部を設置し、非常体制を確立する。
- (2) 工事中のガス工作物については、安全措置を講じて直ちに中止する。
- (3) 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。
- (4) 利用者に対し、テレビ、ラジオ、広報車等を通じて、ガス事業者の警戒態勢及び地震発生時のガスに関する安全喚起について広報を行う。

(5) 警戒宣言が発せられた場合においても、ガスの供給を確保する。

#### 4 金融機関

(1) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から、民間金融機関における窓口業務は停止する。

ただし、預金取扱金融機関においては、普通預金の払戻業務以外の業務は停止し、その後、店頭の顧客の混雑等の状況を的確に把握し、混乱を起こさないように窓口における払戻業務も停止する。

(2) 預金取扱金融機関においては、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機（ＡＴＭ）等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に支障をきたさないような措置を講じる。

(3) 営業停止等を周知させるため、ポスターの店頭掲示、新聞やインターネット等を活用して広報を行う。

※ 「民間金融機関」とは、「預金取扱金融機関」、「保険会社」、「証券会社」等をいい、「預金取扱金融機関」とは、銀行、信用金庫、労働金庫、信用組合、農業協同組合等の預金を取扱う機関をいう。

#### 5 日本郵便㈱

(1) 日本郵便は、非常災害対策本部を設置し、発災に備えて災害応急体制及び復旧体制等を整える。

(2) 警戒宣言が発せられた場合は、その時点から支店、郵便局等における業務の取扱いを停止する。

(3) 日本郵便㈱は警戒宣言に伴う郵便の業務運営について、報道機関等を通じ広報活動を行う。

(4) 強化地域内に所在する支店、郵便局等において、窓口取扱いを行う事務の種類及び取扱時間並びにその他の必要事項を店頭又は局前等に掲示する。

(5) 警戒宣言が解除された場合は、遅滞なく平常どおりの業務を行う。

## 第13節 売り惜しみ・買い占め等の防止

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、悪質商法や、売り惜しみや買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置を講じる。

### 第2 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

- 1 売り惜しみ・買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需物資等の価格需給動向についての調査、監視を行う。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請する。
- 3 情報の不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供する。
- 4 売り惜しみ・買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置する。
- 5 市内又は広域圏で流通業者との連携を図る。
- 6 住民に対して、集団心理的パニックを防ぐため、冷静な消費行動に努めるよう呼びかける。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努める。

## 第14節 交通対策

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時における交通対策は、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、住民等の避難の円滑と緊急輸送道路を確保するため、次に定めるところにより実施する。また、鉄道の運行停止等に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講じる。

なお、市は警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 道路に関する事項

##### 【市が実施する計画】

- (1) 関係事業者と連携した滞留旅客対策を行う。
- (2) 警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の旅行等を控えるよう要請を行う。

##### 【中日本高速道路(株)が実施する計画】

防災業務計画に定めるところにより、警戒宣言の対策を実施する。

#### 2 鉄道に関する事項

##### 【市が実施する計画】

東日本旅客鉄道(株)及び関係事業者と連携した滞留旅客対策等を行う。また、警戒宣言が発せられた場合は、列車内又は駅構内の旅客に対する避難場所の設置、食事の提供等の対応について東日本旅客鉄道(株)と協議する。

##### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

東日本旅客鉄道(株)が実施する計画は、次のとおりである。

##### (1) 東海地震注意情報発表時の対応

ア 東海地震注意情報が発表された場合は、旅客等に対して、警戒宣言時に列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止を求める。

なお、強化地域の境界付近を内方に向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で強化地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

イ 東海地震注意情報が発表された場合は、次のとおり列車の運転規制手配を行う。

(ア) 強化地域内を運転中、又は、強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、原則として最寄りの貨物駅に抑止を行うが、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。

(イ) 強化地域内を旅行目的としない旅客を主に輸送する列車(夜行寝台列車等)は、原則として強化地域内への入り込みを規制する。なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。

（ウ） 強化地域及び隣接する地域においては、帰宅困難者や滞留旅客軽減のため必要により輸送力の増強を実施する。

## （2）警戒宣言発令時の対応

ア 警戒宣言が発せられた場合は、あらかじめ定めた方法により列車の運転状況、旅客の待機状況等を適宜報道機関等に発表する。

イ 駅施設内の旅客及び停車した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望する者を除き、原則として駅施設内又は列車内に残留させる。ただし、列車の停車が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は地方自治体の定める避難地へ旅客を避難させる。また、旅客に対し必要に応じ食事のあっせんを行う。

ウ 警戒宣言が発せられたときの列車の運転規制手配を次のとおり行う。

（ア） 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。

（イ） 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車させる。

（ウ） 強化地域外においては、運行状況を勘案し、中央本線塩尻駅、小海線小海駅で速度を制限して折り返し運転を行う。

## 3 バスに関する事項

### 【アルピコ交通、ＪＲバス関東(株)、 諏訪地区タクシー事業協同組合が実施する計画】

- （1） 主要ターミナル、営業所及び社内等の旅客に対し、掲示板、放送等により情報を伝達する。
- （2） 警戒宣言の情報を入手した時は、車両の運行を中止し、安全な場所に停車し、旅客に避難地を指示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。

## 第15節 緊急輸送

### 第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、警戒本部が必要な調整を行う。

なお、発災後の緊急輸送に備えて、市は輸送用車両及びヘリポート等の確保を図る。

### 第2 活動の内容

#### 1 緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲

警戒宣言が発せられた場合、発災に備えその応急救助対策に関する業務を遂行するため必要とされる人員、物資等の輸送範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策に必要な食料、医薬品、防災資機材等の物資、資機材
- (3) その他、警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

### 第3 緊急輸送ルート

県は、救急救助活動、消火活動、各種救援活動など地震直後から発生する緊急輸送を円滑かつ確実に実施するため、あらかじめ震災対策緊急輸送道路を指定している。

市内における震災対策緊急輸送道路は資料編 緊急輸送道路及び緊急交通路接続道路のとおりである。

### 第4 緊急輸送車両等の確保

- (1) 市は、地震防災応急対策に係る緊急輸送を実施するため、あらかじめ警戒宣言時における輸送車両等の運用計画又は調達計画を定め、緊急輸送車両及び物資輸送拠点の確保を図る。
- (2) 市は、必要に応じて、県に対しヘリコプターの出動を要請する。

## 第16節 他機関に対する応援要請

### 第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、地震防災応急対策において諏訪市地震災害警戒本部長が必要と認めた場合、法令やあらかじめ締結した協定等に基づき以下により他の市町村等に対して応援要請をする。

### 第2 活動の内容

#### 1 応急要請締結状況

種 別	協 定	締 結 先
相互応援 (13)	諏訪地域広域市町村圏災害時の相互応援協定	諏訪地域広域市町村圏 6 市
	長野県市町村災害時相互応援協定	県下 77 市町村
	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	義士親善友好都市 26 区市町
	大規模災害発生時等における相互応援に関する協定	甲州街道サミット参加 12 市
	災害時相互応援に関する協定	大阪府富田林市
	災害時相互応援に関する協定	東京都台東区
	災害時相互応援に関する協定	神奈川県秦野市・静岡県伊東市・長崎県壱岐市
	災害時相互応援に関する協定	静岡県富士宮市
	災害時相互応援に関する協定	東京都日野市
	災害時相互応援に関する協定	宮城県石巻市
	長野県消防相互応援協定	長野県内の消防本部
	災害時相互応援に関する協定	国土交通省中部地方整備局 天竜川上流河川事務所
	災害時の情報共有に関する協定	国土交通省関東地方整備局
医療救護 (4)	災害時の医療救護活動に関する協定	諏訪市医師会
	災害時の医療救護活動に関する協定	諏訪市薬剤師会
	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	諏訪市歯科医師会
	災害用応急衛生資機材の保管等に関する協定	(株) ハトヤ
応急生活物資 (11)	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	諏訪湖農業協同組合
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	生活協同組合 コープながの

応急生活物資	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株) エス・エス・ブイ
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	(株) アップルランド
	災害時における救援物資提供に関する協定	北陸コカ・コーラボトリング(株)
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	三印株式会社
	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社大永
	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定	長野県石油商業組合 長野県石油商業組合諏訪支部
	災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定	興亜化成(株) HARIO(株)
	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター
	災害時における物資供給に関する協定	(株)綿半ホームエイド
応急措置 (8)	災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定	長野LP協会諏訪支部 (一社) 長野県LPガス協会
	災害時における電気の保安に関する協定	一般財団法人中部電気保安協会 会長野支店
	災害時における応急措置に関する協定	諏訪市建設業協会
	災害時における下水道施設の応急措置に関する協定	諏訪市下水道指定工事店協会
	災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定	諏訪市水道温泉事業協同組合
	災害時における応急措置に関する協定	諏訪市サンリッツロード 商工連合会
	災害時における応援協力に関する協定	諏訪生コン協同組合
	災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定	中部電力(株)電力ネットワーク カンパニー
緊急輸送 (2)	災害等発生時における遺体搬送に関する協定	(一社) 全国霊柩自動車協会 公益社団法人長野県トラック 協会霊柩部会
	災害時における緊急・救援輸送に関する協定	諏訪トラック協同組合
情報収集 (2)	災害時におけるタクシーによる協力に関する協定	タクシー協会諏訪地区会

	災害時等における無人航空機による協力に関する協定	諏訪広域ドローン協力会
緊急放送	諏訪市とエルシーバイ株式会社との災害緊急放送に関する相互協定	エルシーバイ株式会社
危険度判定	災害時における応急危険度判定の協力に関する協定書	（社）長野県建築士会諏訪支部
帰宅困難者	大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定	東日本旅客鉄道株式会社長野支社
資機材レンタル	災害時における資機材レンタルの協力に関する協定	日本建設機械レンタル協会長野支部
救助犬	災害時における災害救助犬出動に関する協定	救助犬訓練士協会
その他 （４）	災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定	諏訪郵便局
	水道施設災害等相互応援要綱	長野県水道協議会
	防災・減災に関する応援協定	公益財団法人 日本財団
	諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書	諏訪防災ネットワーク
覚 書 （２）	災害用備蓄医薬品の保管に関する覚書	諏訪赤十字病院
	災害時におけるサンリッツロード商店街の利用者、観光客及び就労者等の帰宅困難者に対する建築物の一時使用に関する覚書	ルートインジャパン(株)
避難所 （９）	災害時における協力に関する協定	信州諏訪農業協同組合
	災害時における協力に関する協定	諏訪湖温泉旅館組合
	災害時における協力に関する協定	株式会社おぎのやドライブイン諏訪インター店
	災害時における協力に関する協定	湖泉荘
	災害時における協力に関する協定	ルートインジャパン(株)
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪清陵高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪二葉高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県諏訪実業高等学校
	災害時における避難所等としての施設利用に関する協定	長野県福祉大学校

資料編	・ 義士親善友好都市26区市町との「災害応急対策活動の相互応援に関する協定」     ・ 甲州街道サミット参加12市との「大規模災害発生時等における相互応援に関する協定」     ・ 大阪府富田林市との「災害時相互応援協定」     ・ 東京都台東区との「諏訪市及び台東区との災害時相互応援協定」     ・ 神奈川県秦野市、静岡県伊東市、長崎県壱岐市との「災害時における相互応援に関する協定」     ・ 静岡県富士宮市との「災害時相互応援協定」     ・ 東京都日野市との「災害時相互応援協定」     ・ 宮城県石巻市との「諏訪市・石巻市災害時相互応援協定」     ・ 国土交通省中部地方整備局天竜川上流河川事務所との「大規模土砂災害等に備えた相互協力に関する協定」     ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ 生活協同組合コープながのとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ (株)エス・エス・ブイとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ (株)デリシアとの「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ 北陸コカ・コーラボトリング(株)との「災害時における救援物資提供に関する協定」     ・ 長野LP協会諏訪支部との「災害時におけるLPガスに係る協力に関する協定書」     ・ 三印(株)との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ (株)大永との「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」     ・ (株)カインズとの「災害時における生活物資の供給協力に関する協定」     ・ 長野県石油商業組合諏訪支部との「災害時における石油類燃料の供給等に関する協定」     ・ 興亜化成(株)、HARIO(株)との「災害時における応急生活物資等の供給及び防災教育の支援に関する協定」     ・ NPO法人コメリ災害対策センターとの「災害時における物資供給に関する協定」     ・ (株)綿半ホームエイドとの「災害時における物資供給に関する協定」     ・ 諏訪市建設業協会との「災害時における応急措置に関する協定」     ・ 諏訪市下水道指定工事店協会との「災害時における下水道施設の応急措置に関する協定」     ・ 諏訪市水道温泉事業協同組合との「災害時における水道温泉施設の応急措置に関する協定」     ・ 諏訪市サンリッツロード商工連合会との「災害時における応急措置に関する協定」
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

- ・ 諏訪生コン協同組合との「災害時における応援協力に関する協定」
- ・ 諏訪建設労働組合との「災害時における応急対策業務に関する協定」
- ・ 中部電力(株)電力ネットワークカンパニーとの「災害時における電力供給等の相互連携・協力に関する協定」
- ・ (一社)日本建設機械レンタル協会長野支部との「災害時における資機材レンタルの協力に関する協定」
- ・ (一社)全国霊柩自動車協会、公益社団法人長野県トラック協会霊柩部会との「災害等発生時における遺体搬送に関する協定」
- ・ NPO法人救助犬訓練士協会との「災害時における災害救助犬出動に関する協定」
- ・ 諏訪トラック協同組合との「災害時における緊急・救援輸送に関する協定」
- ・ 諏訪広域ドローン協力会との「災害時における無人航空機による協力に関する協定」
- ・ 有限会社早川実業との「災害時における倒木の除去等に関する協定」
- ・ ヤフー株式会社との「災害に係る情報発信等に関する協定」
- ・ 第一精密工業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)ゼンリンとの「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」
- ・ 長野県弁護士会との「災害時における相談業務に関する協定」
- ・ 諏訪防災ネットワークとの「諏訪市と諏訪防災ネットワークの防災に関する連携協定書」
- ・ エルシーブイ(株)との「諏訪市とエルシーブイ(株)との災害緊急放送に関する相互協定」
- ・ (一社)長野県建築士会諏訪支部との「災害時における応急危険度判定の協力に関する協定」
- ・ 東日本旅客鉄道(株)長野支社との「大規模災害発生時における帰宅困難者対応に関する協定」
- ・ 諏訪郵便局との「災害時における諏訪市及び諏訪市内郵便局の協力に関する協定」
- ・ ルートインジャパン(株)との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 諏訪湖温泉旅館組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 信州諏訪農業協同組合との「災害時における協力に関する協定」
- ・ (株)おぎのやドライブインとの「災害時における協力に関する協定」
- ・ 湖泉荘との「災害時における協力に関する協定」
- ・ 長野県諏訪清陵高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪二葉高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県諏訪実業高等学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」
- ・ 長野県福祉大学校との「災害時における避難所等としての施設利用に関する協定」

### 第3 協定等に基づく応援要請等の準備

市は災害が発生し、他の市町村等から協定等に基づく応援を受入れることとなった場合に備え、要請可能な内容の確認、受援体制を確保するように努める。

### 第4 自衛隊への派遣要請

市長は、必要があるときは、知事に対し、次の事項を明らかにして自衛隊の地震防災派遣を要請する。

- 1 派遣を要請する事由
- 2 派遣を要請する期間
- 3 派遣を希望する区域
- 4 その他参考になるべき事項

### 第5 その他への応援要請

その他、市長は必要に応じて関係機関に応援要請する。

## 第17節 市が管理又は運営する施設に関する対策

### 第1 基本方針

地震発生時の被害の軽減と地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理し、又は運営する施設及び事業に関する警戒宣言発令時の地震防災応急対策については、それぞれの施設管理者等が定める。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策の確認又は準備活動を含め、必要な措置を実施する。

### 第2 道路

#### 緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する道路のうち特に危険箇所を主体的に点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。また、市所管以外の道路についても併せて巡視し、必要により当該道路管理者に連絡する。

### 第3 河川

#### 緊急点検及び巡視の実施

東海地震注意情報が発せられた場合、直ちに所管する河川施設の点検及び巡視を実施し、状況把握と必要に応じ防災応急措置を講じるとともに、工事中の場合は工事の中断等の措置をとる。

また、市所管以外の河川についても併せて巡視し、必要により当該河川管理者に連絡する。

### 第4 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、博物館、美術館、図書館、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりとする。

#### 1 各施設に共通する事項

- (1) 警戒宣言、地震予知情報等の入場者等への伝達
  - ア 地震防災応急対策の実施要員、実施体制の確立
  - イ 地震予知情報等、地震防災応急対策の内容等の施設利用者等への伝達
- (2) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
  - 施設利用者等の混乱防止のための広報、避難誘導等安全確保の措置
- (3) 施設の防火点検及び応急補修、設備、備品等の転倒及び落下防止措置
  - ア 施設及び設備の点検、備品等の転倒及び落下防止等安全措置
  - イ 備蓄物資、資機材等の確認点検
  - ウ 工事中、建築中の工事中止等危険が予想される事業に対する措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 受水槽等への緊急貯水
- (6) 消防用設備の点検、整備と事前配備
- (7) 非常用発電装置の準備、水の緊急配備、コンピュータシステムなどの重要資

## 機材の点検等の体制

## 2 個別事項

- (1) 学校等にあつては、保護を必要とする児童・生徒等がいる場合これらの者に対する保護の措置

保護者等への引渡し措置

地震予知に関する情報等	避難対象地区内	避難対象地区外
東海地震注意情報	保護者等への引渡し開始	保護者等への引渡し開始
警戒宣言発令	施設を閉鎖し引渡しできない生徒等を指定避難地へ誘導（避難先で可能な限り引渡し実施）	施設の安全措置をし校庭等の安全な空地で待機（引き続き引渡し実施）

- (2) 社会福祉施設にあつては重度障害者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置

## 第5 地震防災応急対策の実施上重要な建物に関する措置

- 1 警戒本部が置かれる庁舎の管理者は、第4の1に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、警戒本部等を市が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- (1) 自家発電装置、可搬式発電機等による非常用電源の確保
- (2) 無線通信機等通信手段の確保
- (3) 警戒本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

- 2 工事中の建築物等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、原則として工事を中断する。

## 第18節 事業所等対策計画

### 第1 基本方針

あらかじめ地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届出すべき施設又は事業（大規模地震対策特別措置法第7条第1項に規定された施設又は事業で、政令で定めるもの。）の管理者、又は運営者（以下「事業所等」という。）は、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置を講じる。

なお、一定規模以下の施設及び事業所にあっても、警戒宣言時の対応措置をあらかじめ定めておく。

これら事業所等においては、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、建物等の耐震性や立地条件、営業や利用状況などを判断して、警戒宣言時の地震防災応急対策を円滑に実施するための確認又は準備的措置を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 事業所等が実施する計画

##### (1) 施設内の防災体制の確立

ア 防災責任者などを中心にして、地震災害を未然に防止し、又は軽減するための体制を確立する。

イ 地震予知情報等必要な情報を正確に入手し、顧客や従業員等に迅速かつ正確に伝達し、避難誘導や安全確保のための措置を講じる。

ウ あらかじめ定められた分担に従って地震防災応急対策を実施する。

##### (2) 応急保安措置の実施

ア 火気使用を自粛する。

イ 落下物による被害等防災上の点検を行い、必要があれば応急修理を実施する。

ウ 消火器等の消防施設を点検し、出火に備える。

なお、夜間、休日等時間外に警戒宣言が発令されたときは、地震防災応急計画に基づいて直ちに出社し、あらかじめ定めてある応急対策を行う。

#### 2 従業員の帰宅措置

事業所等においては、応急保安措置を講じた後は、保安要員を残し避難を開始する。この場合、従業員数、道路交通状況、警戒宣言が発令された時刻等を考慮して、帰宅経路にかかる状況を確認した上で、相互協力し時差退社させる。ただし、帰宅に当たっては、徒歩又は自転車によるものとし、原則として自家用車による帰宅はしないものとする。

なお、強化地域内では、鉄道、バス等の運行が停止されるので、帰宅方法等については適切な措置を講じておく。

## 第19節 大規模な地震に係る防災訓練計画

### 第1 基本方針

市及び防災関係機関は、地震防災強化計画の熟知、関係機関及び住民の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、強化地域に係る大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

### 第2 訓練の内容

- 1 防災訓練は、少なくとも年1回以上実施する。
- 2 防災訓練は、警戒宣言前の準備体制、警戒宣言に伴う地震防災応急対策及び地震に対する災害応急対策を含む。
- 3 市は、自主防災組織の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し必要に応じて助言と指導を求める。
- 4 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のような具体的かつ実践的な訓練を行う。
  - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
  - (2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
  - (3) 警戒宣言等情報伝達訓練
  - (4) その他必要な訓練
- 5 市は、学校、保育園、社会福祉施設、その他市が管理する施設の防災訓練について、必要に応じて指導・助言するとともに、相互に連携した訓練を実施する。

## 第20節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

### 第1 基本方針

市は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

### 第2 活動の内容

#### 【市が実施する計画】

#### 1 市職員に対する教育

- (1) 地震防災応急対策業務に従事する職員を中心に、警戒宣言が発せられた場合における地震防災応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育は、各課、各施設ごと行うものとし、その内容は、少なくとも次の事項を含む。

ア 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 予想される地震に関する情報

ウ 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識

エ 職員等が果たすべき役割

オ 地震防災対策として取り組む必要のある課題

#### 2 住民等に対する教育

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実情に応じて、地域単位、職場単位等で行うものとし、その内容は少なくとも次の事項を含む。

なお、教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など、地域の実情に合わせ、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

- (1) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれに基づきとられる措置の内容

- (2) 予想される地震に関する知識

- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識

- (4) 正確な情報入手の方法

- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容

- (6) 各地域におけるがけ地崩壊危険地域等に関する知識

- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識

- (8) 避難生活の運営に関する知識

- (9) 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等の対策の内容

(10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

### 3 児童、生徒等に対する教育

#### (1) 教職員等への教育

市は、児童、生徒等に対する地震防災教育の充実を図るため、教職員に対して研修会等の機会を通じて地震防災教育を実施する。

#### (2) 学校等が行う地震防災教育に対する助言等

市は、学校が行う児童、生徒等に対する地震防災教育、訓練等に関し、必要な指導及び助言を行う。

#### (3) 防災上必要な施設管理者等に対する知識

市は、防災上重要な施設の管理者に対し、職員に対する教育に準じた指導を行うとともに、パンフレットの配布等により地震防災知識の普及を積極的に行う。

### 【市及び警察署が実施する計画】

#### 1 自動車運転者に対する教育

市及び警察署は、広報誌等を通じ、また、交通安全協会等関係組織の協力を得て、警戒宣言が発せられた場合に運転者がとるべき行動等についての教育を継続的に行う。

教育、広報の内容はおおむね次の事項について行う。

##### (1) 警戒宣言及び地震予知情報の知識

##### (2) 警戒宣言が発せられた場合の交通規制の内容

##### (3) 警戒宣言が発せられた場合及び地震発生時に運転者のとるべき措置

## 第6章 南海トラフ地震臨時情報の運用

### 第1節 総 則

#### 第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号、以下「南海トラフ特措法」という。）第3条の規定により、諏訪市が南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）に指定されたことを受け、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

#### 第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る地震防災に関し、本市の区域内の公共的団体その他の防災上必要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおりである。

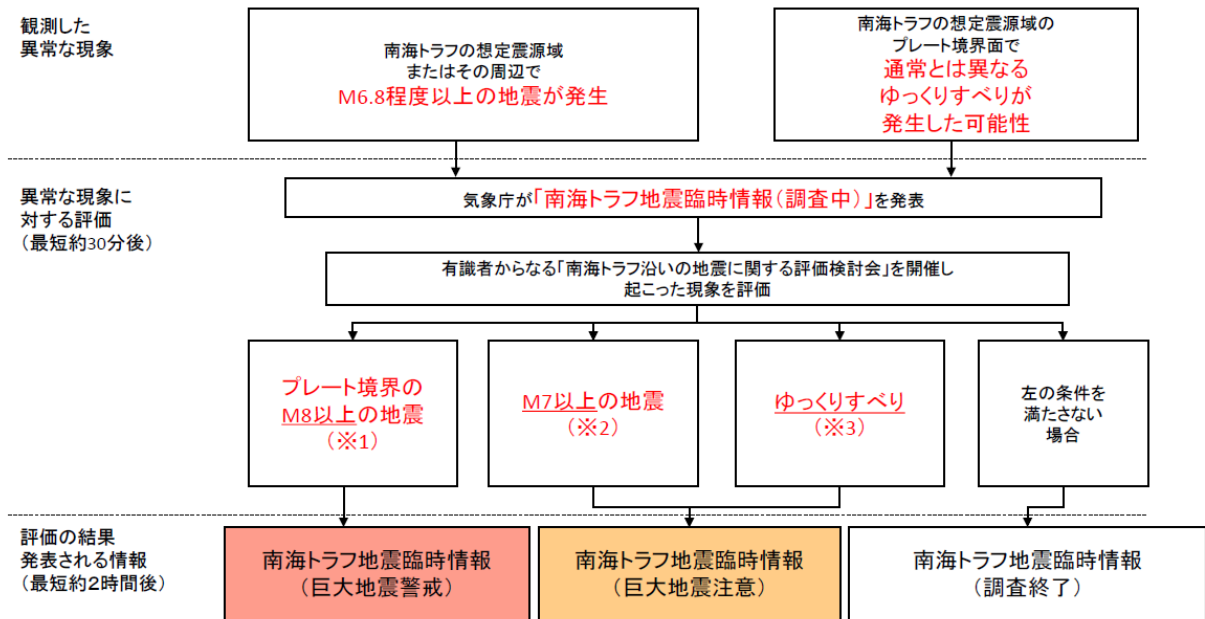
#### 第3 南海トラフ地震臨時情報について

##### 1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合。     ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合。
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。     ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。       ※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある。

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で発表される。

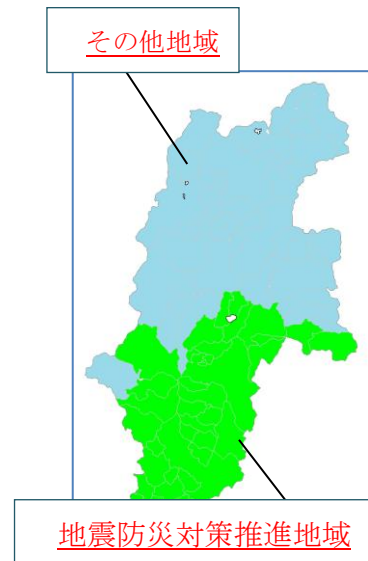
## 2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



## 第4 推進地域

長野県における推進地域は、次のとおり指定されている。

岡谷市、飯田市、**諏訪市**、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、塩尻市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町、王滝村



## 第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

### 第1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

#### 1 配備基準

市長は、次の場合に職員の参集を命じ、所定の配備体制をとる。

情報名	活動体制	配備体制	配備要員	業 務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報 <u>(調査中)</u>	警戒体制	第2次配備	企画部本部室 総務部総務班 土木対策部 土木庶務班 経済対策部 農政班 防災対策部 文教対策部 福祉対策部 係長以上の 職員他	○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び関係機関との連絡 ○危険箇所の状況確認 ○諏訪市災害警戒本部への移行準備
南海トラフ地震 臨時情報 <u>(巨大地震注意)</u> (※ ₁ )	災害対策 体制	第4次配備	全職員	○諏訪市災害警戒本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集、伝達及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施 ○諏訪市災害対策本部への移行準備
南海トラフ地震 臨時情報 <u>(巨大地震警戒)</u> (※ ₂ )	災害対策 体制	第4次配備	全職員	○諏訪市災害対策本部の設置 ○第4次配備（全職員参集） ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集、伝達及び防災対策の広報 ○後発地震に対して注意する措置の実施

※₁ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※₂ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

#### 2 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

### 3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除する。

## 第2 参集場所

配備職員は、市役所庁舎又は勤務施設に参集し、各所属長の指示に従う。

## 第3 災害対策本部等の設置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、諏訪市災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合は、諏訪市災害警戒本部を設置する。

### 1 対策本部の構成

対策本部は、本部長、副本部長、本部員及び本部職員をもって構成する。

本部長	市長
副本部長	副市長、教育長
本部員	企画部長、総務部長、議会事務局長、市民環境部長、健康福祉部長、こども未来部長、経済部長、建設水道部長、消防課長、教育次長、会計管理者 その他本部長が必要と定めた者
対策本部員	室長：危機管理課長 副室長：企画政策課長、財政課長、地域戦略・男女共同参画課長 危機管理課、企画政策課、財政課、地域戦略・男女共同参画課、秘書広報課の職員

### 2 組織及び事務分掌

対策本部の組織は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」別表1及び別表2を準用する。

## 第4 防災関係機関の体制

### 1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行うものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定める。

### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

### 3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示する。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定める。

<b>資料編</b>	<b>・ 諏訪市地震災害警戒本部条例</b>
------------	------------------------

## 第3節 情報の収集伝達計画

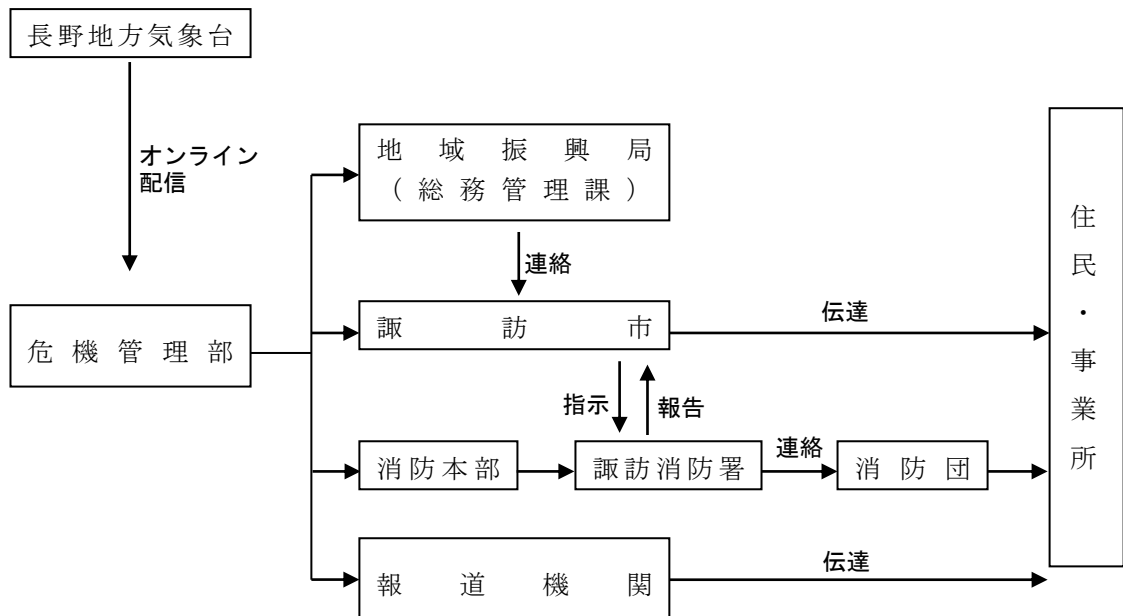
### 第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行う。

#### 1 伝達系統

##### (1) 南海トラフ地震臨時情報

南海トラフ地震に関連する情報は、県より県防災行政無線等で伝達されるので、通常勤務時は、危機管理課で受信する。また、勤務時間外（土日、休日を含む。）においては、宿日直者を通じて危機管理課長に連絡する。



#### 2 職員への伝達方法

職員への伝達は、勤務時間内においては庁内放送、防災行政無線及び電話等により、勤務時間外においては、防災行政無線、防災メール及びあらかじめ定めた非常連絡網により電話等にて行う。

また、自らが管理する施設等に対しても速やかに防災行政無線及び電話等により伝達するが、情報発表時には電話が輻輳し、通報不能の事態が発生することが予想されるため、あらかじめNTT東日本株式会社に登録している「災害時優先電話」を活用して伝達する。

#### 3 住民等に対する伝達手段

市は、次の通信施設を活用して、住民等に対して正確な南海トラフ地震臨時情報及び冷静な防災行動などの注意事項を伝達する。

- (1) 諏訪市防災行政無線、防災メール
- (2) 広報車（消防車、パトロールカーを含む。）
- (3) N T T電話
- (4) C A T V
- (5) その他

## 第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

市は、県及び防災関係機関と、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行う。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に諏訪市災害警戒・対策本部等に集約する措置をとる。

なお、諏訪市災害警戒・対策本部が収集する主な情報は、次のとおりとする。

- 1 公共施設の被害状況（施設管理者）
- 2 電話等の疎通状況、利用制限の状況（N T T東日本株式会社 長野支店災害対策室）
- 3 金融機関の営業状況
- 4 高速道路等の交通規制の状況、車両通行状況
- 5 列車、バスの運行状況、利用制限の状況
- 6 観光客数

## 第4節 広報計画

### 第1 基本方針

市や防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施する。

### 第2 活動の内容

#### 1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次の内容について広報を行う。

##### (1) 広報の内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ）住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

##### (2) 広報手段

住民一人ひとりに情報が伝わるように配慮するものとし、これに対応するため必要な事項をわかりやすくまとめ、防災行政無線、防災メール諏訪市行政チャンネル、市ホームページにより実施する。

また、要配慮者への広報については、自主防災組織を通じた情報伝達、視覚障がい者へのFAXを活用した緊急通報、外国籍住民に対しては、ハザードマップ等で周知する。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、警戒・対策本部に問い合わせ窓口等の体制を整える。

(4) 市から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

市は、市ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民がとるべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、市は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間できるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

- ※ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。
- ※ 南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。
- ※ 各企業等の防災対応を、迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ、指揮機能を持った組織を設置する。

## 2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関においては、前記1に準じた、内容、手段、方法により市等から得た情報等について広報を実施するとともに、その有する責務に応じて住民に広報する。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮する。

## 第5節 災害応急対策をとるべき期間

### 第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施する。

### 第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

#### 1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

#### 2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

## 第6節 避難対策等

### 第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめるため、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速かつ的確な措置を講じる。その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍住民、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導に当たっては、特に配慮し屋内避難を考慮に入れた対策を講ずる。

後発地震発生時には、まず行政、住民及び防災関係機関が一体となって被害軽減のための措置を講ずることが重要であるが、土砂災害や火災の延焼などにより大きな被害を生じるおそれがあり、生命に危険を及ぼすような場合には、居住者や滞在者等は、速やかに安全な場所に避難することが必要となる。

### 第2 地域住民等の避難行動等

#### 1 土砂災害に対する避難行動等

市は、地震に伴う土砂災害の発生に備え、住民に対し、自らの命は自らが守るための避難行動が行えるよう平時から突発地震に備えた対策を促す。

また、特に、相対的に土砂災害が発生する可能性の高い土砂災害警戒区域については、住民と意見交換を行うとともに、要配慮者利用施設の施設管理者に対して避難確保計画等への記載を求めるなど、具体的な防災対応の検討を促す。

#### 2 住宅の倒壊、地震火災に対する避難行動等

市は、住宅の耐震化は、突発的に発生する大規模地震への備えにもつながることから、日頃からその対策の重要性を、住民に呼びかけ、積極的に耐震化を推進する。

また、現に耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、知人宅や親類宅への避難について、あらかじめ検討を促す。

### 第3 避難先の確保

#### 1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、市は、あらかじめ避難者数を想定しておく。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておく。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運行している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の受入れ人数に加えておく。

## 2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、諏訪市地域防災計画において整理されている広域避難所（指定避難所）を参考に検討する。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用する。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当たりの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理する。
- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理する。
  - ア 施設名、住所、面積、収容人数
  - イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
  - ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
  - エ 非構造部材の落下防止対策の有無
  - オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域か否か
  - カ 学校の状況（授業継続または休校）
  - キ 周辺の避難場所からの移動距離
  - ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
  - ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
  - コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

## 3 避難所の選定

市は、避難所の選定について次の事項に留意して、避難所の選定を行う。

- (1) 前項で作成した避難所候補リストに基づき、要配慮者に対しては、避難所の環境が整っている避難所を割り当てる、要配慮者以外の住民に対しては居住地域の近くの避難所を割り当てる等、住民のニーズや各施設の状況を踏まえた利用者の属性や居住地域に応じた避難所を選定する。
- (2) いかなる避難先であっても、地震発生時のあらゆるリスクを完全に除去することは困難なため、住民にそれを理解してもらった上で避難を実施してもらう必要があることに留意する。

## 4 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、市内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行う。
- (2) 住民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討する。

- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行う。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮する。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受け入れることについて検討する。  
なお、定員を超過して受け入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮する。

#### 第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とし、市は住民とともに、あらかじめ避難所を運営する際の体制や役割について検討を行う。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とする。

## 第7節 住民の防災対応

### 第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人ひとりが、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、市及び県は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行う。

### 第2 南海トラフ地震臨時情報発表前に実施する事項

住民は、南海トラフ地震臨時情報発表時に、あわてて水・食料等の備蓄や家具の固定をすることがないように、日頃からの突発地震への備えについて住民一人ひとりが検討・実施する。

### 第3 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

- 1 住民は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、家具の固定状況、非常用持出袋、避難場所や避難経路、家族との安否確認方法等の、日頃からの地震への備えを再確認することにより、後発地震が発生した場合に被害軽減や迅速な避難行動を図る。
- 2 観光客は、観光を行いつつ、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点を再確認する。
- 3 住民及び観光客は、日常生活を行いつつ、地震が発生した場合に危険性が高い場所を避ける、できるだけ安全な部屋で就寝する等、個々の状況に応じて、可能な範囲で、一定期間、できるだけ安全な行動をとる。

また、ハザードマップ等を活用し、土砂災害等の危険性が高い地域を把握する。日常的に通行する道路周辺のブロック塀の倒壊等の危険性等を確認しておく等、地震に対して警戒する。

## 第8節 企業等の防災対応

### 第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施した上で、できる限り事業を継続することを基本とする。

### 第2 企業等の防災対応の検討

#### 1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際にとるべき防災対応について、以下の手順に従って検討する。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握する。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認する。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討する。

#### 2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えてとるべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施する。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することのほか、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

#### 3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定する。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握する。

#### 4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

#### 5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

- (1) 必要な事業を継続するための措置  
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被

害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておく。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いにかかわらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

ア 安否確認手段の確認

イ 什器の固定・落下防止対策の確認

ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認

エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないといけない設備等について点検に関する措置を検討する。

また、社会的に及ぼす影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取り扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施する。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討する。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

ア 荷物の平積み措置

イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化

ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備

エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し

オ ヘルメットの携行の徹底

カ 定期的な重要データのバックアップ

キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組

んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域においてとられている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施する。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討する。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておく。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が確実に行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討する。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

## 第9節 防災関係機関のとりべき措置

### 第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定める。

### 第2 活動の内容

#### 1 消防機関等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施する。

#### 2 警備対策

諏訪警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずる。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

#### 3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

##### (1) 水道

市は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備する。

##### (2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備する。

##### (3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給するために必要な体制を整備する。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施する。

#### (4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施する。

#### (5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努める。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図る。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意する。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意する。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用に努める。

### 4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施する。

### 5 交通

#### (1) 道路

ア 諏訪警察署は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周知する。

イ 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供する。

#### (2) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施する。なお、

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供する。

## 6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行う。

なお、具体的な対策は施設ごとに定めるものとし、市以外が管理する施設の管理者においても対策を講じる。

### (1) 防災上重要な施設に関する対策

市は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずる。

ア 道路等（橋梁、トンネル、砂防施設、法面、林道等を含む）

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

### (2) 多数の者が出入りする施設に関する対策

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、博物館、美術館、図書館、動物園等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行う。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行う。

ア 保育園、小・中学校等

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ 上下水道施設

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

- (3) 工事中の公共施設、建築物、その他後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。
- (4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備する。

## 第10節 関係機関との連携協力の確保

### 第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人ひとりが考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、市、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用する。

### 第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知する。また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておく。

### 第3 滞留旅客等に対する措置

#### 1 【市が実施する計画】

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずる。

#### 2 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、市が実施する活動との連携体制等の措置を講ずる。

## 第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

### 第1 基本方針

市は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、市は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合にとるべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行う。

### 第2 計画の内容

#### 1 職員等に対する防災上の教育

##### (1) 【市が実施する計画】

市は、職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

##### (2) 【防災関係機関が実施する計画】

防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、その教育内容は前記(1)に準じた内容として実施する。

## 2 住民等に対する防災上の教育

### 【市が実施する計画】

市は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、その内容は次のとおりとする。

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容

イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識

ウ 地震に関する一般的な知識

エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識

オ 正確な情報の入手方法

カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容

キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識

ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識

ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

また、教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行う。

ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮する。

イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意する。

ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意する。

# 火 山 災 害 対 策 編

## 第 1 節 火山災害に強い安全安心なまちづくり

### 第 1 基本方針

市は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強いまちづくりを行う。

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、諏訪市に近いのは八ヶ岳連峰の横岳である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰程度の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

### 第 2 計画の内容

市は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等にかかわる災害から市の地域、住民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。特に近年の住宅環境の変化やライフライン等への依存の増大により、火山災害の及ぼす影響も多様化しており、災害に強い安全安心なまちづくりが必要となっている。

#### 1 火山災害に強いまちの形成

- (1) 必要に応じ、警戒避難対策の推進、住民や登山者等への情報提供等を効果的に行うため、火山災害にも考慮した防災マップ等の整備を推進する。
- (2) 道路情報ネットワークシステム等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図る。

#### 2 火山災害に対する建築物等の安全性

不特定多数の者が利用する建築物等については、火山災害に対する安全性の確保についても配慮する。

#### 3 ライフライン施設等の機能の確保

- (1) ライフラインの被災は、安否確認、住民の避難、救命・救助等の応急対策活動などに支障を与えるとともに、避難生活環境の悪化等をもたらすことから、上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、通信サービス、廃棄物処理施設等のライフライン施設の火山災害に対する安全性の確保を図るとともに、系統多重化、代替施設の整備等による代替性の確保を進める。

また、廃棄物処理施設については、大規模災害時に稼動することにより、電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

- (2) コンピュータシステムやデータのバックアップ対策を講じるとともに、企業等における安全確保に向けての自発的な取組を促進する。

#### 4 降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減する

ことに努める。

## 5 災害応急対策等への備え

災害時の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平時より十分行うとともに、職員、住民個々の防災力の向上を図る。

他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努める。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努める。

## 第2節 災害発生直前対策

### 第1 基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

### 第2 計画の内容

#### 1 住民、登山者等に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

- (1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達経路については、別紙1のとおりであるが、市は、県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、登山者及び山小屋駐在者、登山ガイド等、日頃から山と接している関係者（以下「火山関係者」という）への情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。
- (2) 別紙1（1）の伝達経路により、噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けたときは、必要により住民等に対する広報活動を行うものとする。

#### 2 避難誘導体制の整備

市は、火山噴火等により住民の生命、身体等に危険が生じるおそれのある場合に、迅速かつ円滑に避難誘導活動が行えるよう、あらかじめ防災対応や避難計画を作成しておく。

（避難誘導体制については風水害対策編第2章第11節「避難の受入活動計画」に準用する。）

##### (1) 噴火警報・予報

噴火警報：気象庁が、噴火に伴って発生し、生命に危険を及ぼす火山現象（大きな噴石、火砕流、融雪型火山泥流等、発生から短時間で火口周辺や居住地域に到達し、避難までの時間的猶予がほとんどない火山現象）の発生やその拡大が予想される場合に、「警戒が必要な範囲」（生命に危険を及ぼす範囲）を明示して発表する。「警戒が必要な範囲」に居住地域が含まれる場合は「噴火警報（居住地域）」、含まれない場合は「噴火警報（火口周辺）」として発表する。

噴火予報：気象庁が、火山活動の状況が静穏である場合、あるいは火山活動の状況が噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表する。

### 噴火警報及び噴火予報（ハヶ岳連峰 横岳）

種別	名 称	対象範囲	火山活動の状況	警戒事項等
特別 警報	噴火警報 (居住地域) 又は噴火警報	居住地域及びそれより 火口側	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火 が発生、あるいは発生すると予想さ れる	居住地域 厳重警戒
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は火口周辺警報	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	居住地域の近くまで重大な影響を及 ぼす（この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ）噴火が発生、ある いは発生すると予想される	入山危険
		火口から少 し離れたと ころまでの 火口周辺	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲 に入った場合には生命に危険が及 ぶ）噴火が発生、あるいは発生する と予想される	火口周辺 危険
予報	噴火予報	火口内等	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で 火山灰の噴出等がみられる。（この範 囲に入った場合には生命に危険が及 ぶ）	活火山である ことに留意

#### (2) 火山の状況に関する解説情報

気象庁が、現時点で、噴火警戒レベルの引き上げ基準に達していない、又は、噴火警報を発表し、「警戒が必要な範囲」の拡大を行うような状況ではないが、今後の活動の推移によっては噴火警報を発表し、噴火警戒レベルの引き上げや、「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性があると判断した場合等に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項を伝えるため、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」を発表する。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低い、又は、噴火警報を発表し「警戒が必要な範囲」の拡大を行う可能性は低い、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、「火山の状況に関する解説情報」を適時発表する。

#### (3) 噴火速報

気象庁が、登山者や周辺の住民に対して、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動をとってもらうために、火山活動を24時間体制で観測・監視している火山を主な対象として発表する。

#### (4) 降灰予報

気象庁が、噴火により、どこにどれだけの量の火山灰が降るか（降灰量分布）や、風に流されて降る小さな噴石の落下範囲の予測を伝えるために発表する。

#### (5) 火山ガス予報

居住地域に長期間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する情報。

#### (6) 火山現象に関する情報等

噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報、噴火速報、降灰予報及び火山ガス予報以外に、火山活動の状況等をお知らせするための情報等で、気象庁が発表する。

ア 火山活動解説資料

写真や図表等を用いて火山活動の状況や、防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。

イ 月間火山概況

前月 1 か月間の火山活動の状況等を取りまとめたもので、毎月上旬に発表する。

ウ 噴火に関する火山観測報

噴火が発生したことや、噴火に関する情報（噴火の発生時刻、噴煙高度、噴煙の流れる方向、噴火に伴って観測された火山現象等）を噴火後直ちに知らせる情報。

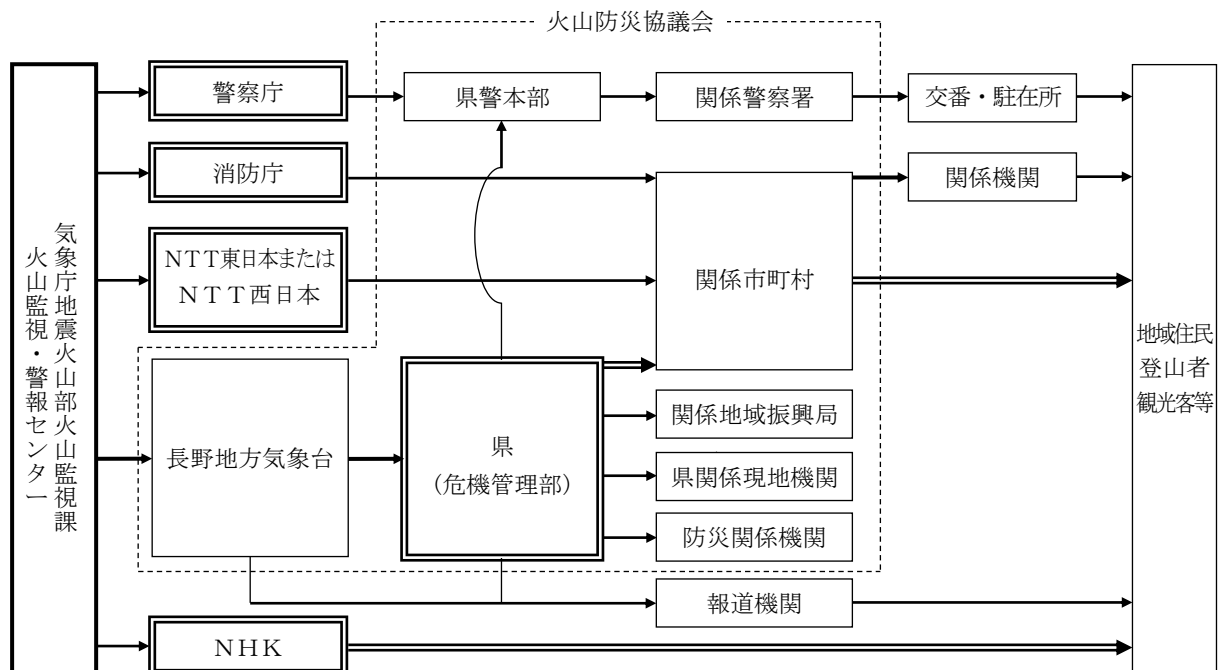
### 3 異常現象の通報

住民は、噴煙や噴石、鳴動や降灰など火山に関する異常を発見した場合は、直ちに市長又は警察官に通報する。市長等は、住民から災害発生のおそれのある異常現象の通報を受けたときは、その旨を速やかに長野地方気象台及び関係機関に伝達する。

異常現象の通報系統図は、別紙 2 のとおり。

#### 別紙 1 噴火警報・予報等の通報伝達系統

##### (1) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報の伝達系統図

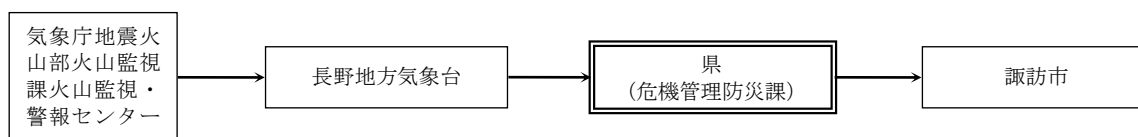


注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号及び第 9 条の規定に基づく法定伝達先。

注) 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路。

注) 太線及び二重線の経路は、火山現象警報、火山現象特別警報、火山の状況に関する解説情報（臨時の発表であることを明記したものに限る。）及び噴火速報が発表された際に、活動火山対策特別措置法第12条によって、通報又は要請等が義務付けられている伝達経路。

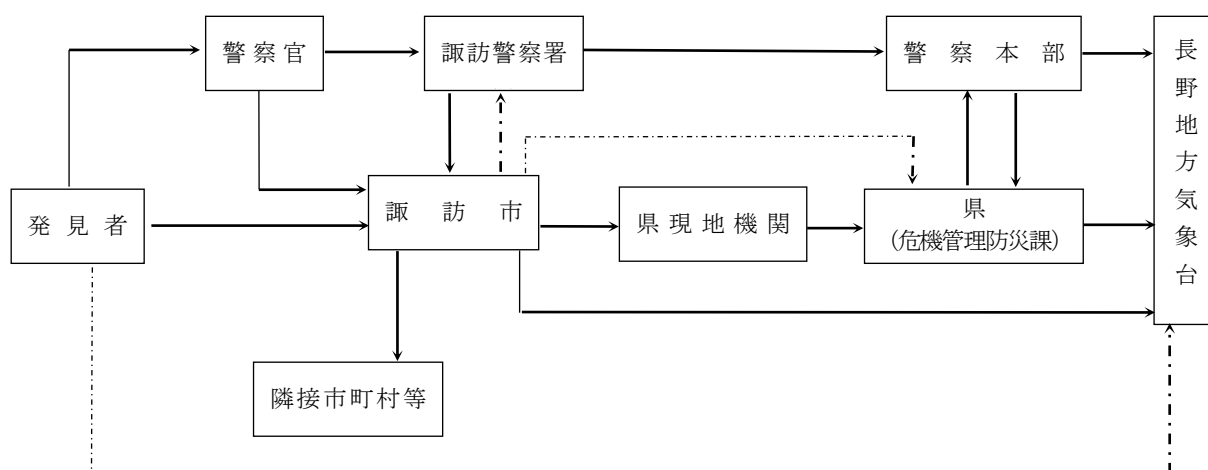
## (2) 火山活動解説資料の伝達系統図



(注1) 「防災関係機関」とは、気象庁が整備した防災情報提供システムを利用している国の機関、電力会社、鉄道会社及び公益法人等をいう。

(注2) 「関係機関」とは、各市町村地域防災計画に定める、市町村の機関（現地機関、消防団、小中学校など）及び防災上関連のある機関をいう。

## 別紙2 異常現象の通報系統図



( - - - - - は副系統を示す)

## 第3節 災害応急対策

### 第1 基本方針

火山災害が発生した場合は、住民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

### 第2 計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第3章「災害応急対策計画」に準用する。

災害時の道路規制情報等について、各道路管理者、関係機関及び県が情報共有できる体制の整備に努める。

## 第4節 災害復旧計画

### 第1 基本方針

被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設の復旧等を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指すため、復旧・復興の基本方向を決定し、その推進に当たり必要な場合は、他の地方公共団体の支援を要請する。

### 第2 活動の内容

風水害対策編第4章「災害復旧計画」に準用する。

# 雪 害 対 策 編

## 第 1 節 災害予防計画

### 第 1 基本方針

冬季の気象は、太平洋側と日本海側で気象状況が大きく異なるが、本市は太平洋側の気象区分に属し、積雪量は比較的少ない。しかし、日本の南岸を低気圧が通過する場合、標高が高い本市は大雪となる場合があり、平成13年1月には豪雪を経験している。

雪害による地域経済活動の停滞防止及び住民の生活環境の維持向上に資するため、高速道路、主要国県道及び市道等の交通確保及び鉄道等の輸送、農業施設等への雪害予防等に万全を期するため、地域の特性に配慮しつつ、雪害に強い地域づくりを行う。

### 第 2 主な取組み

- 1 地域の特性に配慮しつつ、雪害に強いまちづくりを行う。
- 2 冬期道路交通確保のための迅速かつ適切な除雪体制の強化を図る。
- 3 適時適切な運転規制及び迅速な除雪による鉄道運行の確保を図る。
- 4 電力供給設備の雪害対策による電力供給の安定確保を図る。
- 5 ガス供給施設の安全性の確保、緊急時の点検体制の整備を図る。
- 6 雪害時における通信確保のための電気通信設備の予防対策及び復旧体制の整備を図る。
- 7 建築物の所有者等に対し、安全対策の推進について周知を図る。
- 8 豪雪時における児童生徒の安全確保を図る。
- 9 文化財の積雪による被害、損傷からの保護を図る。
- 10 雪害に関する知識について住民に対して普及・啓発を図る。

### 第 3 計画の内容

#### 1 雪害に強いまちづくり

#### 【県、市及び関係機関が実施する計画】

県、市及び地方整備局、地方運輸局等を中心とする関係機関は、車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から、積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し、滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には、相互に連携の上、支援体制を構築し、滞留車両の乗員に対し、救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努める。

#### 【市が実施する計画】

- (1) 大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても、道路ネットワーク全体としてその機能への影響を最小限度とするため、地域の実情に応じて道路の拡幅や待避所等の整備を行うよう努める。

- (2) 雪害に強い市土の形成を図るため、除雪、防雪、凍雪害の防止に係る事業を総合的・計画的に推進する。

## 2 道路交通の確保計画

積雪時の道路交通を確保するため、市は、除雪機械及び人員の整備を図り、除雪体制の強化に努める。

市は、県及び関係機関と日頃から情報を共有し、特に短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては、道路管理者相互の連携の下、迅速・適切に対応するよう努める。

### 【県、市及び関係機関が実施する計画】

- (1) 豪雪時の迅速かつ適切な除雪活動のため、県、市及び関係機関は連絡会議を設置し連携を図る。
- (2) 豪雪時に病院、学校などへのアクセス道路、バス路線を確保するため、迅速かつ適切な除雪活動を実施するよう、県、市及び関係機関が調整の上、除雪優先路線の選定を行う。
- (3) 集中的な大雪に対しては、国〔国土交通省〕、地方公共団体及び高速道路事業者は、人命を最優先に、幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として、車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上、計画的・予防的な通行規制を行い、集中的な除雪作業に努める。
- (4) 集中的な大雪等に備えて、他の道路管理者をはじめ地方公共団体その他関係機関と連携して、地域特性や降雪の予測精度を考慮し、地域や道路ネットワークごとにタイムラインを策定するよう努める。

### 【市が実施する計画】

- (1) 市は、除雪体制を整備し、豪雪時には、道路交通を緊急に確保し、道路機能の確保を図るとともに、除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行う。
- (2) 住民に対して、住宅周辺等の自主的な除雪について呼びかけるとともに、排雪場所の周知を図る。
- (3) 熟練したオペレータの高齢化や減少等、地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため、契約方式の検討を行うなど、担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努める。
- (4) 市は、雪処理中の事故による死者を減らすため、地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また、住民が安全な除雪作業を行えるよう、技術指導や講習会を行うとともに、事故の防止に役立つ道具や装備品、これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに、気温が上がって雪が緩みやすくなったときなど、事故が起こりやすいタイミングに合わせて、安全対策の実施について注意喚起を図る。

### 【関係機関が実施する計画】

- (1) 一般国道(指定区間)について、国土交通省の計画により除雪を行う。(地方整備局)  
 なお、除雪上必要とする資機材の現況及び操作人員について、常時把握す

る。

- (2) 円滑な道路交通を確保するための除雪機械の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪量・積雪量・気温等の気象状況を観測し、これらの情報を迅速かつ正確に収集、伝達するための機器等の整備を行う。(地方整備局、諏訪建設事務所)
- (3) 高速道路の交通を確保するための除雪体制の整備、及び除雪活動に著しい影響を与えるおそれがある支障木の伐採等の対策を行うとともに、降雪による交通規制の状況の周知や早期通行止め解除に向けた弾力的な交通規制の運用に努める。(中日本高速道路(株))
- (4) 道路管理者と連携し、バスの安全な運行に努める。(路線バス会社等)
- (5) 豪雪時に滞留車両の発生を抑制するため、関係機関は連携して除雪及び情報連絡体制の強化、道路利用者・一般住民への情報発信、交通規制を行う。

#### 【住民が実施する計画】

住民は、厳しい気象条件の下での早朝ないし夜間からの除雪作業等は困難を極めるものであるので、路上駐車等の除雪の妨げになるような行為はしない等、円滑な除雪作業の環境整備に協力するとともに、住宅の近く等については自力除雪に努める。

### 3 鉄道運行確保計画

#### 【東日本旅客鉄道(株)】

冬期間における鉄道等の公共交通機関の役割は、重要であり、雪によって公共交通網が混乱すると、住民生活や地域経済に大きな影響を与えることも予想されるため、雪害に強い除雪等の体制整備が必要である。

- (1) 排雪車両及び除雪機械の増強等による除雪体制の整備
- (2) 雪崩防止柵、流雪溝等の防融雪施設の整備充実
- (3) 利用者に対する運行(遅延)情報の提供体制の整備
- (4) 降雪により転倒、落下等のおそれのある支障木の伐採

### 4 電力の確保

#### 【中部電力(株)、中部電力パワーグリッド(株)】

電力供給設備を雪害から守り、安定した電力の供給を確保するため、必要な施設の強化を行う。

### 5 ガス施設の安全の確保

#### 【関係機関が実施する計画】

雪害等におけるガス供給設備の破損を防ぐため措置の徹底及び雪害発生時の緊急点検活動体制の整備を図る。

### 6 通信の確保

#### 【市が実施する計画】

雪害時における通信の確保を図るため、移動用携帯無線機による通信確保を行う。

### 7 建築物対策

#### 【市が実施する計画】

市は、建築物の雪害防止のための啓発及び指導を行う。

## 8 児童生徒の安全の確保

### 【学校等施設管理者が実施する計画】

学校長、保育園長等は、緊急時に消防車、救急車などが、校内まで進入できるような通路及び避難経路・避難場所の確保に配慮する。また、PTA、保護者会等と連携し通学路等の除雪に対しても確保を行う。

## 9 文化財の保護

### 【市が実施する計画】

所有者又は管理者に対して、積雪による文化財の破損あるいは損傷の危険防止のための必要な措置を講ずるよう指導するとともに、常にその実状を把握するよう努める。

## 10 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

### 【市が実施する計画】

雪害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるが、そのための備えとして体制等の整備を行う。

- (1) 気象警報・注意報等の住民に対する伝達体制を整備する。
- (2) 緊急輸送確保のため、除排雪等の体制を強化する。

## 11 観測・予測体制の充実

### 【市が実施する計画】

雪を克服するため、また雪をより有効に利用するため、降雪量など雪に関する迅速かつ正確な情報提供ができるよう体制を整える。

## 12 雪害に関する知識の普及・啓発

雪害は、降雪・積雪の状況、気温等から、ある程度その発生を予測することができるため、個々の住民の適切な活動及び住民相互の支え合い活動により、被害を未然に防いだり、軽減したりすることも可能である。

このため、住民に対する雪害に関する知識及び雪害を予防する体制の普及・啓発並びに地域で連携して支援する体制の整備が必要であるとともに、集中的な大雪が予測される場合は、県民一人ひとりが非常時であることを理解して、降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等、主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

### 【市が実施する計画】

- (1) 降積雪時の適切な活動や除雪作業の危険性に対処策等について、住民に対して周知を図るとともに、防災マップ等により、雪崩危険箇所等の周知を図る。  
また、自主的除雪に不安のある高齢者等世帯の除雪を地域で連携して支援する体制を整える。
- (2) 道路や屋根雪等の除排雪中の事故の発生を防止する等のための克雪に関する技術の普及等を図る。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

雪害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるように、気象警報・注意報等の迅速な伝達や避難誘導により、災害を未然に防止するための活動を実施する。

本節では、雪害が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応について、他の災害と共通する部分はこのぞき、雪害に特有のものについて定める。

### 第2 主な活動

- 1 雪に関する気象警報・注意報等の円滑な伝達
- 2 除雪等の実施
- 3 住民の避難誘導
- 4 住民の安全対策、福祉対策の実施
- 5 農業施設等の雪害対策の実施
- 6 文化財への積雪による破損等のおそれがある場合の応急活動の実施

### 第3 活動の内容

#### 1 気象警報・注意報等の伝達活動及び活動体制

##### 【市が実施する計画】

長野地方気象台から気象警報・注意報等が発表された場合、迅速な活動体制をとる。

なお、活動体制については、風水害対策編第3章第1節「災害直前活動」、第2節「災害情報の収集・連絡活動」、第3節「非常参集職員の活動」に準じて実施する。

#### 警報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速17m/S以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	中部	諏訪地域	20cm以上

#### 注意報

種 類	発 表 基 準		
風 雪	平均風速13m/S以上 雪を伴う		
大 雪	一次細分	二次細分	12時間降雪の深さ
	中部	諏訪地域	10cm以上
着氷・着雪	著しい、着雪が予想されるとき。		
融 雪	1 積雪地域の平均気温が10℃以上		
	2 積雪地域の平均気温が6℃以上で、日降水量20mm以上		

#### 2 除雪等の実施

(1) 市道の除雪

【市が実施する計画】

救助・救急・医療活動及び住民の避難を迅速に行うため、また、緊急物資を被災者に供給するためにも、交通を確保し、緊急輸送を行える必要な措置をとる。

その場合、緊急輸送道路及び避難路の確保を優先した応急復旧や代替路の設定を実施するとともに、道路の規制等が行われる場合、道路利用者に対し、迅速な情報提供を行う。

【住民が実施する計画】

市で除雪できない市道等の生活道路や自宅周辺については、自力除雪に努める。また、除雪車両の妨げとならないよう、路上駐車を行わないよう配慮する。

(2) 防火施設の除雪等

【市が実施する計画】

ア 消防団、消防署、住民の協力を得ながら消火栓や防火水槽等周辺の除雪を実施する。

イ 消防団、消防署と連携し、火災予防について注意喚起を行う。

(3) 生活関連施設等の除雪

【市が実施する計画】

ア 道路状況により、ごみ収集所の変更やし尿収集が困難な場合は、区長と連絡調整し、関係住民への周知を行う。

イ 雪による水路の溢水を防止するため、区・水利組合と連絡調整しながら通水確保と水量調整を行う。また、防災行政無線等により、水路へ除雪した雪を流さないよう要請する。

ウ 自宅周辺の排雪ができるように、雪捨て場を確保し、住民に周知するとともに、取り付け道路について、運搬車両の支障がでないよう除雪を実施する。

エ 落雪等による雪害防止のため、市有施設の雪下ろしや危険区域への立ち入り制限を実施するとともに、雪の重みによる施設の倒壊等の危険性がある場合は施設の使用禁止措置や避難措置を行う。

【住民が実施する計画】

水路への排雪は避け、必要に応じ、雪捨て場へ運搬を行う。

(4) 広報の実施

【市が実施する計画】

防災行政無線等を活用し、除雪等の協力の要請や雪害予防等について呼びかける。

ア 除雪協力（生活道路、歩道、通学路、消火栓周辺等）

イ 水路や道路への排雪の禁止

ウ 落雪事故の防止

エ 農業施設等への対応

オ 雪害等の通報

### 3 住民の避難誘導等

#### 【市が実施する計画】

- (1) 住民の避難が必要とされる場合は、避難指示等を行う。また要配慮者に配慮した避難誘導等を実施する。
- (2) 状況に応じて、ヘリコプターによる避難を検討し、必要と認められる場合は、県に要請する。
- (3) 住民への避難指示等の伝達に当たっては、市防災行政無線をはじめとした、効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努める。

### 4 住民の安全対策、福祉対策

#### 【市が実施する計画】

雪下ろしや除雪作業の際の安全の確保を図り、高齢者世帯等の雪下ろし等の実施が困難な世帯の安全の確保のため市職員の派遣を行う。

さらに降雪が続き広域的除雪支援が必要な場合は、広域的な地域住民による支援やボランティアによる支援を行う。

平時から、高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について、状況の把握に努め、除雪が困難であったり、危険な場合においては、必要に応じ、消防機関、自主防災組織、近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

#### 【住民が実施する計画】

災害時支え合いマップ等の活用や民生児童福祉委員との連携により除雪等の支援を行う。

### 5 農林業施設等の雪害対策

農業用ハウス等をはじめとする農業用施設等への雪害を防ぐため関係機関や農業者等の協力により必要な対応を行う。

#### 【市等が実施する計画】

- (1) 農業用ハウス等の雪の重みによる倒壊・損壊等を防止するため、降雪状況により、諏訪農業農村支援センター、信州諏訪農業協同組合等と連携をとり、防災行政無線等の活用により、雪下ろしや融雪等対応方法の周知に努める。
- (2) 倒伏樹木による二次災害を防止するため、山林所有者等と連携をとり、情報収集に努めるとともに、電線や通信用ケーブルへの影響が認められた場合は、直ちに関係機関へ連絡し、必要な対応をとる。

#### 【住民が実施する計画】

降雪状況に応じた、除雪対策を実施するとともに、樹木の雪折れ等により電線等に影響がでるおそれがある場合は市役所及び電力会社等に直ちに連絡する。

### 6 文化財の保護

文化財については、文化財保護法又は文化財保護条例等により、その重要なものを指定・登録し保護することになっている。これらは貴重な国民的財産であ

り、正しく次世代に継承していくことが必要である。

本市における指定文化財の中で、雪害のおそれがある場合は、適切な応急対策を講じる。

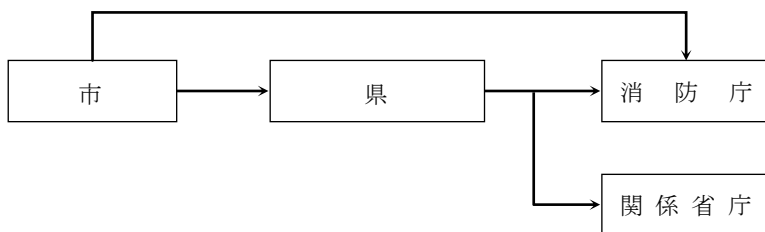
**【所有者等が実施する計画】**

積雪量が一定量を超え、文化財建造物等の耐久度により破損や損傷のおそれがある場合、これを防止するため時期を逸しないよう雪下ろしを実施する。

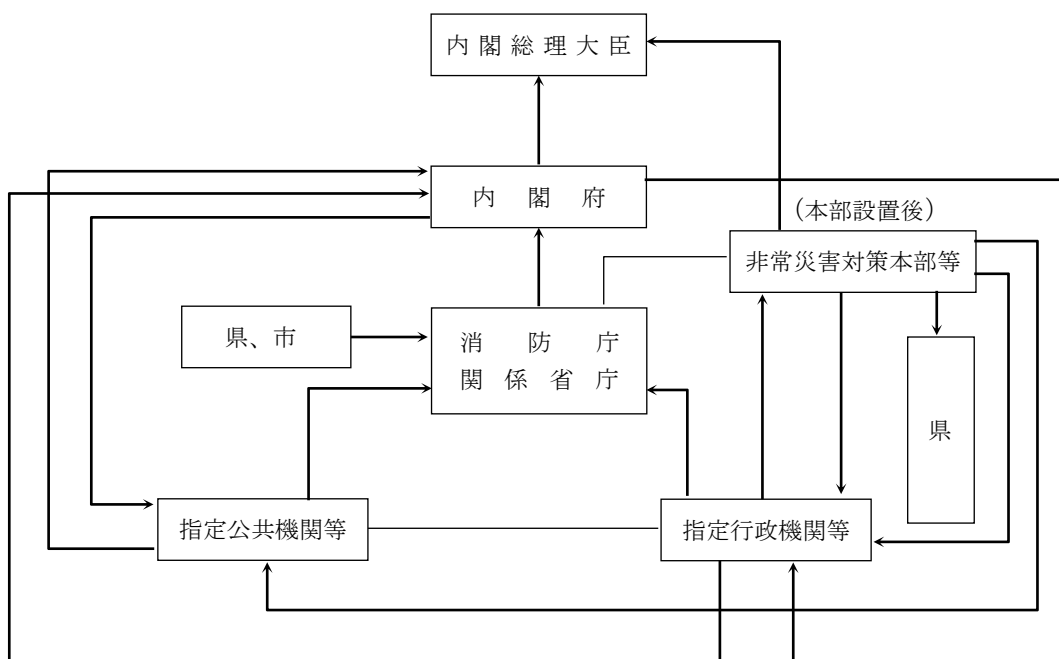
## 雪害における連絡体制

### (1) 災害発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡

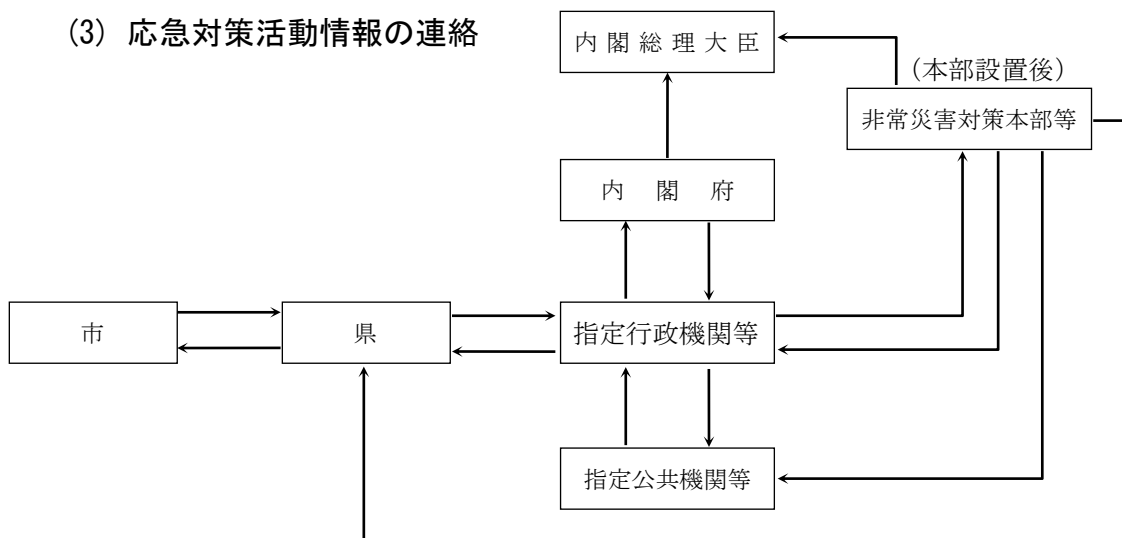
(通信途絶時等)



### (2) 一般被害情報等の収集



### (3) 応急対策活動情報の連絡



# 航空災害対策編

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故の発生に備えて、迅速かつ円滑な災害応急対策がとれるよう、情報の収集・連絡体制の整備を行うとともに、捜索、救助、救急、消火活動を行う関係機関の資機材の整備等に努め、航空災害の予防に万全を期する。

### 第2 主な取組み

- 1 関係機関及び機関相互における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、発災現場等や民間企業、報道機関、住民等からの情報収集体制の整備を行う。
- 2 非常参集体制の整備及び関係機関との連絡体制をあらかじめ整備する。
- 3 救急救助用の資機材の整備に努める。

### 第3 計画の内容

#### 1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、情報の収集・連絡体制の整備を行い、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。また、報道機関や住民等からの情報の収集体制の整備を行う。

#### 2 非常参集体制の整備及び関係機関との連絡体制

非常参集体制の整備及び防災関係機関相互の連携体制をあらかじめ整備しておく。

- (1) 職員の非常参集体制は、風水害対策編第2章第4節「活動体制計画」に定めるとおり整備しておく。
- (2) 消防機関同士の相互応援体制が円滑に行われるよう、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」に定めるとおり、緊急消防援助隊の出動を想定した人命救助活動の支援体制の整備を行う。

#### 3 救急救助用の資機材の整備

各種活動を迅速、的確に実施するため、風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」に定めるとおり、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

航空機の墜落等の大規模な事故により多数の死傷者が発生した場合に迅速かつ的確に捜索、救助、消火等の応急対策を行い、被害を最小限にとどめることを目的とする。

## 第2 主な活動

- 1 市は、事故発生の情報及び被害状況について情報を得た場合は速やかに情報の収集、関係機関への連絡にあたる。
- 2 職員の非常参集、情報収集連絡体制を確立し、必要に応じて災害対策本部を設置し、応急対策を実施する。
- 3 被害等の規模によっては、必要に応じて広域応援の要請を行う。

## 第3 活動の内容

### 1 情報の収集及び報告

#### 【市が実施する計画】

#### (1) 情報の収集及び報告

市は、人的被害の状況を収集するとともに、被害規模に関する概括的な情報を集め、把握できた範囲から直ちに諏訪地域振興局へ連絡する。

#### (2) 応急活動対策の報告

市は、応急対策の実施状況、災害対策本部の設置状況、応援の必要性を県に連絡する。

### 2 活動体制の確立

#### (1) 職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、災害対策本部の設置

発災を覚知した場合は、風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」において定めるところにより、速やかに関係職員を参集させるとともに、想定される災害規模により必要に応じて災害対策本部を設置する。

#### (2) 広域応援体制への早期対応

市は、災害の規模により、市の活動のみでは、十分な応急活動が行えない場合は、風水害対策編第3章第4節「広域相互応援活動」において定めるところにより、応援要請を行うとともに、応援を受け入れるための受援体制を早急に整える。

### 3 捜索、救助・救急及び消火活動

#### 【市が実施する計画】

#### (1) 関係機関による多様な手段を活用した捜索活動の実施

県からの航空機の遭難情報を得た場合、速やかに消防団と連携した捜索活動に着手し、得た情報は、県に連絡する。

#### (2) 消火、救助活動の実施

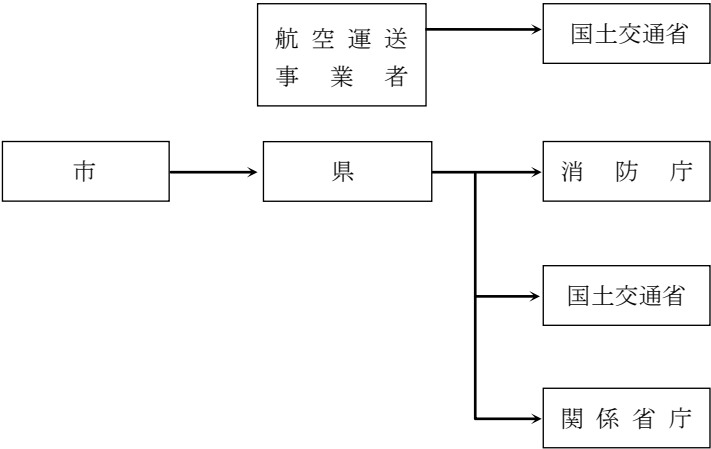
災害の発生箇所が確認された場合は、速やかに被害状況の把握を行うとともに、消火、救助・救急活動を行い、必要に応じて広域応援体制をとる。

#### (3) 医療活動の実施

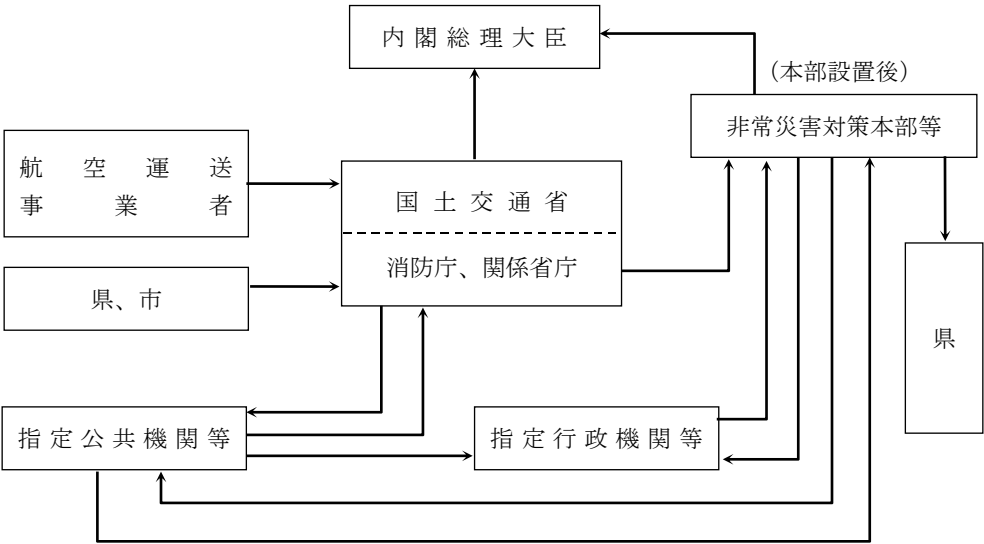
多数の負傷者への応急処置や救急搬送に対応するため、風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」において定めるところにより、医療救急活動を実施する。

# 航空災害における連絡体制

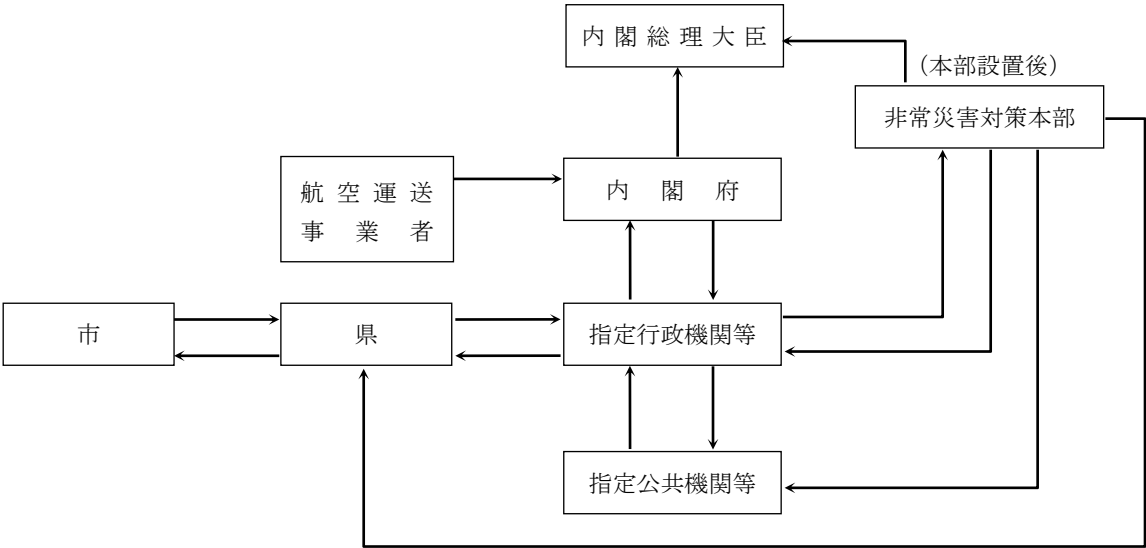
## (1) 航空事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



## (2) 一般被害情報等の収集・連絡



## (3) 応急対策活動情報の連絡



# 道 路 災 害 対 策 編

## 第 1 節 災害予防計画

### 第 1 基本方針

自然災害や道路事故等では、多数の死傷者の発生、道路の寸断といった災害が生じることから、道路交通の安全を確保し、道路利用者及び住民の生命、身体を保護するため、道路災害予防活動の円滑な推進を図る。

### 第 2 主な取組み

- 1 自然災害・事故等で生じる道路（橋梁等を含む）の機能障害を最小限に抑えるよう、各関係機関において情報交換を図る等、平時より連携を強化する。
- 2 道路（橋梁等を含む）の自然災害・事故等に対する安全性を確保するために、危険箇所の点検を実施し、道路（橋梁等を含む）の整備を図る。
- 3 道路（橋梁を含む）が自然災害・事故等により被災した場合に備え、平時から関係各機関と相互支援等の応急体制の整備を図る。

### 第 3 計画の内容

#### 1 道路交通の安全のための情報の充実

道路利用者に対する気象警報・注意報等の周知不足が大災害に発展した場合も多く、情報収集とともに、道路利用者に情報を周知することが求められる。

##### 【道路管理者が実施する計画】

- (1) 気象庁による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するために、平時から関係機関との連携を強化しておく。
- (2) 道路利用者に気象警報・注意報等を迅速に提供するための体制を整備する。
- (3) 道路交通の安全確保のための情報収集、連絡体制及び情報伝達体制の整備を図る。

#### 2 道路（橋梁を含む）の整備

自然災害・事故等が発生した場合、道路（橋梁を含む）は、落石、法面崩落、道路への土砂流出、道路決壊、橋梁等重要構造物の破損、電柱等の倒壊、事故車両等によって交通不能あるいは交通困難な状態になる場合も予想される。この対策として、道路管理者は、道路（橋梁等を含む）について自然災害・事故等に対する対策の強化を図る。

##### 【市が実施する計画】

- (1) 市は、施設整備計画により災害に対する安全性に配慮し、整備を行う。
- (2) 自然災害・事故等が発生した場合に救助工作車等の大型車が通行可能なよう道路の拡幅等整備を図る。

### 3 災害応急体制の整備

自然災害・事故等により、道路（橋梁を含む）が被災した場合、速やかに応急復旧活動を行い、交通の確保を図る必要があるが、市単独では対応が遅れるおそれがあるため、平時から関係機関との協力体制を整備する。

また、市は、傷病者の移送についても、医療機関の連携がとれるよう、関係機関を交え、調整を行う。

### 4 関係者への的確な情報伝達体制の整備

道路管理者は、道路事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を、放送事業者等との連携を図りながら整備する。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

自然災害・事故等が発生した場合、迅速に被害状況等を把握しその後の救急・救助活動を行う。また必要に応じ、迂回道路の選定、交通規制等の災害応急対策をとり、被害を最上限に食い止めるとともに、応急復旧工事を行う。

### 第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。
- 2 被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害の拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。
- 3 市による応急復旧が困難な場合は、応援協定により応援要請を行う。
- 4 負傷者の救急・救助等を実施する。
- 5 被災者家族等に対する的確な情報伝達活動を実施する。
- 6 応急復旧活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害情報の収集・提供・連絡活動の実施

災害発生時に迅速な情報を収集することは、災害応急対策を実施する上で重要である。このため、迅速な情報の収集・提供・連絡活動を実施する。

#### 【市が実施する計画】

- (1) パトロール等による巡視の結果や通報により入手した情報を、速やかに県、関係各機関へ通報する。
- (2) 被害拡大の防止等を図るため、道路利用者への情報提供に努める。

#### 【関係機関が実施する計画】

- (1) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、道路管理者は速やかにパトロールを実施するとともに、道路情報モニター等から情報収集に努める。
- (2) 道路管理者はパトロール等の結果、災害の発生又はおそれのある場合は、速やかに県、市、関係各機関へ連絡する。また、市や県、関係各機関から入

手した情報を道路復旧に活用するなどお互いに協力する。

## 2 救急・救助活動

道路災害発生時においては、何をおいても人命を第一とし、迅速な救急・救助活動に努める。

### 【市が実施する計画】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急・消火活動を実施する。

### 【道路管理者が実施する計画】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うよう努めるとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力する。

## 3 応急活動の実施

自然災害・事故等が発生した場合には、速やかに道路障害物除去等の応急活動を実施し、被害を最小限にとどめるとともに、二次災害を防ぐために交通規制等を行う。

### 【市が実施する計画】

市は、行政区内の道路（橋梁を含む）の被害について、速やかに県に報告し、関係機関と連携を図りながら交通規制、応急復旧を行い、交通の確保に努める。

### 【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、路上障害物除去、緊急輸送道路確保等の応急活動を実施する。また、被害の拡大を防ぎ緊急交通路を確保するため、交通規制、迂回道路の設定等の措置をとるとともに、被害拡大等を防ぐため、道路利用者等に情報を提供する。

## 4 関係機関の協力体制の確立

関係機関が相互に情報を共有し、協力して災害応急対策活動を実施する体制を確立する。

### 【市が実施する計画】

市は、必要物資等について速やかに県に要請するなど、県と連絡を密にし、協力して効率的な人員資材の運用に努める。

### 【道路管理者が実施する計画】

道路管理者は、パトロール等による点検の結果や通報等の情報を、速やかに市へ報告する。また、市等から入手した情報を道路復旧に活用するなどお互い協力して、より効果的な人員資材の運用に努める。

## 5 関係者への情報伝達活動

道路事故災害の状況、安否状況、医療機関などの状況を把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

## 6 道路（橋梁を含む）の応急復旧活動

道路交通の早期回復のため、道路（橋梁等を含む）の応急復旧工事、交通安

【市が実施する計画】

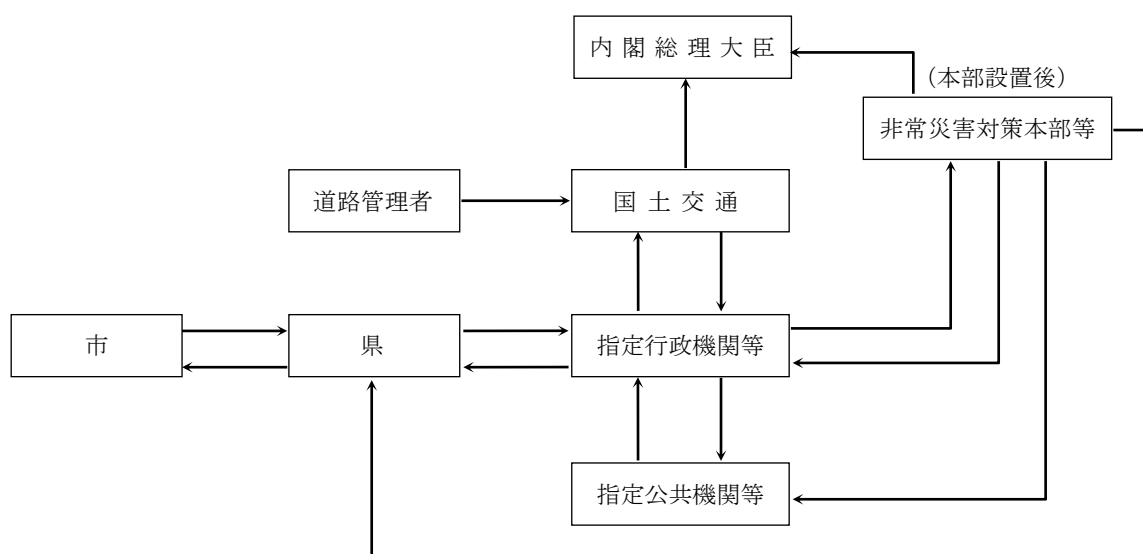
【関係機関が実施する計画】

- 道路災害における連絡体制

```
graph LR; A[市] --> B[県]; B --> C[道路管理者]; B --> D[国土交通省]; B --> E[消防庁]; B --> F[関係省庁];
```

[illegible]

### (3) 応急対策活動情報の連絡



# 鉄 道 災 害 対 策 編

本編において災害とは、災害対策基本法及び同法施行令の規定に基づく、大規模な事故を要因とする被害の発生をいい、具体的には、鉄道における列車の衝突等に起因する多数の死傷者等の発生といった、大規模な鉄道事故による被害をいう。

## 第 1 節 災害予防計画

### 第 1 基本方針

大規模な鉄道事故に備えて、鉄道及び車両等の安全を確保し、利用者及び住民等の生命及び身体を保護するため、予防活動の円滑な推進を図る。

踏切道における自動車との追突、置石等による列車脱線などの外部要因による事故を防止するため、踏切道の安全通行や鉄道事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。

### 第 2 主な取組み

- 1 市、道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の改良、鉄道施設周辺の安全を確保するため必要な対策を講じる。
- 2 市は、鉄道事故による住民生活への支障等を防止するために必要な措置を講じる。
- 3 市及び鉄道事業者は、迅速・確実な情報収集・連絡体制の整備を図る。
- 4 市及び鉄道事業者は、鉄道災害における災害応急体制の整備を図る。

### 第 3 計画の内容

#### 1 鉄道施設・設備の整備・拡充等

大規模鉄道事故の防止のためには、軌道・踏切等の施設や安全のための設備の整備・充実を図るとともに、鉄道施設周辺の安全を確保する必要がある。

また、被害が更に拡大することを防止するため、あらかじめ適切な措置を講じる必要がある。

#### (1) 踏切道の保守・改良

#### 【市、関係機関（道路管理者及び東日本旅客鉄道(株)）が実施する計画】

鉄道事故を防止するため、踏切道の保守・改良等に万全を期する必要がある。

踏切道の改良のため、以下の対策の実施に努める。

- ア 踏切道の立体交差
- イ 踏切道の構造の改良
- ウ 踏切保安設備の整備

#### (2) 鉄道施設周辺の安全の確保

#### 【市が実施する計画】

大規模事故に対する鉄道施設の安全を確保するため、鉄道施設周辺における危険箇所の把握、防災工事の実施などの土砂災害対策を講じる。

(3) 被害の拡大を防止するための事前の措置

【市が実施する計画】

主要な鉄道施設の被災による、広域的な経済活動への支障及び住民生活への支障並びに地域の孤立化を防止するため、主要な交通網が集中している地域について土砂災害対策等を重点的に実施する。

【東日本旅客鉄道(株)等が実施する計画】

ア 東日本旅客鉄道(株)及び関係機関等の所有する応急用建設機材の配置状況及び数量等を把握するとともに、事故発生時においてこれらを緊急に使用できるよう、その方法等を定めるよう努める。

イ 事故の発生により、走行する列車の運行に支障が生ずるおそれのあるときには、鉄道施設及びその周辺の監視強化を行い、輸送の安全確保に努める。

2 災害応急体制の整備

大規模事故の発生に際して、迅速かつ円滑な応急対策を実施し、復旧・復興に備えるために、あらかじめ体制等の整備を図る。

事故発生時においては、被害情報や負傷者の受入体制等の情報を、関係機関が迅速かつ適切に入手することが不可欠であるため、情報伝達ルート多重化、情報交換のための収集・連絡体制の明確化等について、事前に連携体制を確立する。

(1) 情報収集・連絡体制の整備

事故発生時の迅速かつ円滑な情報収集・伝達のため、日頃から関係機関相互の連絡を緊密にし、情報収集・連絡体制をあらかじめ整備しておく必要がある。

【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生時の円滑な応急対策のため、迅速かつ確実な情報収集・伝達が行われるよう、日頃から相互の連絡を緊密にし、体制をあらかじめ整備しておく。

イ 特に、鉄道事故を引き起こすおそれのある浮き石、落石等を発見した場合には、必要に応じて相互に連絡をとりあうための連絡体制を、事前に確立する。

(2) 救助・救急・消火活動のための体制の整備

事故発生時における迅速かつ円滑な救助・救急・消火活動のため、適切な体制を整備し、関係機関相互の連携強化を図る。

【市が実施する計画】

風水害対策編第2章第6節「救助・救急・医療計画」及び第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり体制の整備等に努める。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

ア 事故発生時直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努める。

イ 火災による被害の拡大を最小限にとどめるため、初期消火のための体制の

整備に努めるとともに、市、県及び消防機関との連携の強化に努める。

ウ 事故発生時における混乱を防止し、秩序を維持するために、駅構内及び列車等における、旅客の誘導等に関する実施要領を定めるよう努める。

エ 鉄道事業者は、所要の手続きを行った上で、隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより、鉄道の迅速な復旧に努める。

### (3) 消防及び医療機関相互の連絡体制の整備

医療機関の患者受入状況及び活動体制について、消防を含めた関係機関が把握できる体制を整えるとともに、日頃から関係機関の連携を密にし、事故発生時の医療情報が速やかに入手できるよう努める。

### 【市が実施する計画】

ア 消防機関・医療機関相互の情報交換が円滑に実施されるよう、あらかじめ具体的な連絡体制を整備するとともに、傷病者の移送についても医療機関の連携がとれるよう関係機関を交え、調整を行う。

イ 近隣市町村に所在する消防機関・医療機関への協力要請方法について、事前に定めておく。

### 【関係機関が実施する計画】

医療機関は、あらかじめ近隣の医療機関との協力体制を図る。

### (4) 緊急輸送活動のための体制の整備

事故発生時の応急活動に必要な人員・資機材等の輸送のため、道路交通管理体制を整備するとともに、緊急自動車の整備等に努める必要がある。

### 【市及び道路管理者が実施する計画】

市及び道路管理者は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について、災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故発生時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急輸送計画を定めておくとともに、緊急自動車の整備に努める。

### (5) 防災訓練の実施

事故発生時に適切な行動をとることによって、被害を最小限にとどめるためには、具体的な状況を想定した日頃からの訓練が重要である。

### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故の発生を想定した情報伝達訓練を実施するとともに、県及び市の防災訓練に積極的に参加するよう努める。

### (6) 事故復旧への備え

### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

鉄道事業者は、施設及び車両の迅速かつ円滑な復旧に備え、人員の応援計画及び復旧資材の調達計画をあらかじめ定めておく。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

大規模鉄道事故が発生した場合、迅速に被害状況等を把握し、救急・救護活動を行う。また、鉄道事業者は、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する。

### 第2 主な活動

- 1 情報不足による混乱の発生及び被害の拡大を防止するため、災害情報の収集・提供・連絡活動を実施する。鉄道事故情報等については、鉄道事業者から収集する。
- 2 被害の状況に応じて、市は応援協定等による応援要請並びに、県に対し自衛隊の派遣の要請を行う。
- 3 負傷者の救急・救助活動等を実施する。
- 4 鉄道事業者は、代替交通手段を確保する。
- 5 被災家族、一般住民等に対する的確な情報伝達を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 発生直後の情報収集・連絡

大規模鉄道事故が発生した場合には、正確な情報を迅速に収集し伝達することが極めて重要であり、そのため、情報収集・連絡体制を整備する。

#### 【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

- (1) 大規模鉄道事故が発生した際に、初動体制を確立するため、事故発生情報を直ちに収集連絡する。
- (2) 市及び東日本旅客鉄道(株)は、鉄道事故を引き起こすおそれのあるものを発見した場合には、あらかじめ定めた連絡体制に基づき、必要に応じて互いに連絡をとり合う。
- (3) 発見又は連絡に基づき、市は直ちに、警戒体制の強化、避難指示の発令、避難誘導の実施、災害の未然防止活動の実施等、被害の発生を防止するため必要な措置を講じる。
- (4) 発見又は連絡に基づき、鉄道事業者は直ちに、危険防止措置、警戒体制の強化等、必要な措置を講じる。

#### 2 活動体制及び応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合において、適切な事故応急対策を実施するためには各関係機関が速やかに活動体制を整える。

#### (1) 被害拡大防止及び活動体制の確立

#### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

- ア 事故が発生したときは、列車防護等応急手配を講ずるとともに、併発事故の防止に努める。
- イ 事故が発生したときは、必要により現地対策本部を設ける。
- ウ 列車の脱線、線路の故障等により、輸送に著しく影響を及ぼすおそれがある

る事故が発生した場合は、必要により対策本部を設ける。

(2) 広域応援体制

大規模鉄道事故が発生した場合には、その被害の状況等に応じて、市は広域応援を要請し、また他の市町村からの要請に応じて応援を行う。

【市が実施する計画】

ア 鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等に応じて、他市町村に応援を求める。

イ 他市町村における大規模鉄道事故の発生を覚知したときは、速やかに応援体制を整える。

(3) 自衛隊派遣要請

【市が実施する計画】

鉄道事故が発生した場合、その被害の規模等により必要があれば直ちに、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」に定めるところにより、県に対して自衛隊の災害派遣を要請するよう求める。

3 救助・救急・消火活動

市、県及び鉄道事業者は、鉄道事故発生に際して互いに連携し、迅速な救急・救助・消火活動に努める。

【市が実施する計画】

風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」及び第8節「消防・水防活動」に定めるとおり救助・救急消火活動を実施する。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

事故発生直後における負傷者の救急・救助活動を行うとともに、各関係機関の行う救急・救助活動に可能な限り協力するよう努める。

事故発生直後における初期消火活動を行うとともに、各関係機関の行う消火活動に可能な限り協力するよう努める。

4 代替交通手段の確保

大規模鉄道事故が発生した場合には、鉄道利用者の生活に支障のないよう代替交通手段を確保する必要がある。

【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

(1) 他路線への振替輸送

(2) バス代行輸送

(3) 被災していない鉄道事業者の協力による代替輸送

5 関係者等への情報伝達活動

被災者家族等からの問い合わせに的確に対応できるように、災害の状況、安否状況等の情報をきめ細かに正確に提供する。

また、地域住民はもとより、交通機関を利用する一般住民にも随時情報の提供を行う。

(1) 被災者家族等への情報伝達活動

【市及び東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

市及び東日本旅客鉄道(株)は相互に緊密な連絡をとりあいながら鉄道事故の状

況、安否情報、収容医療機関の状況を逐一把握し、家族等に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

このために、必要な人員を配置し、放送事業者、通信社、新聞社、インターネットポータル会社等の協力を得ながら随時情報の更新を行う。

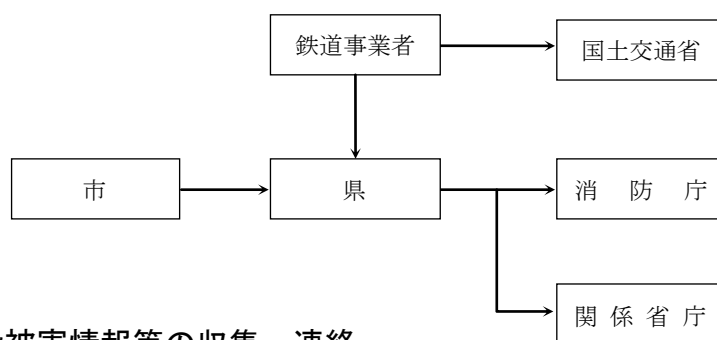
## (2) 一般住民への情報伝達活動

### 【東日本旅客鉄道(株)が実施する計画】

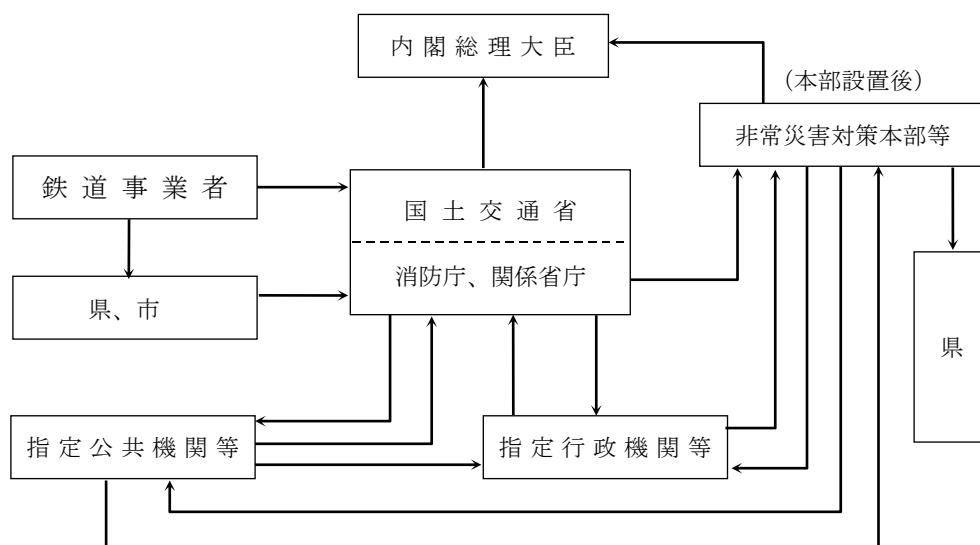
東日本旅客鉄道(株)は鉄道の運行等、交通機関利用者及び一般住民にとって必要な情報の提供を行う。

## 鉄道災害における連絡体制

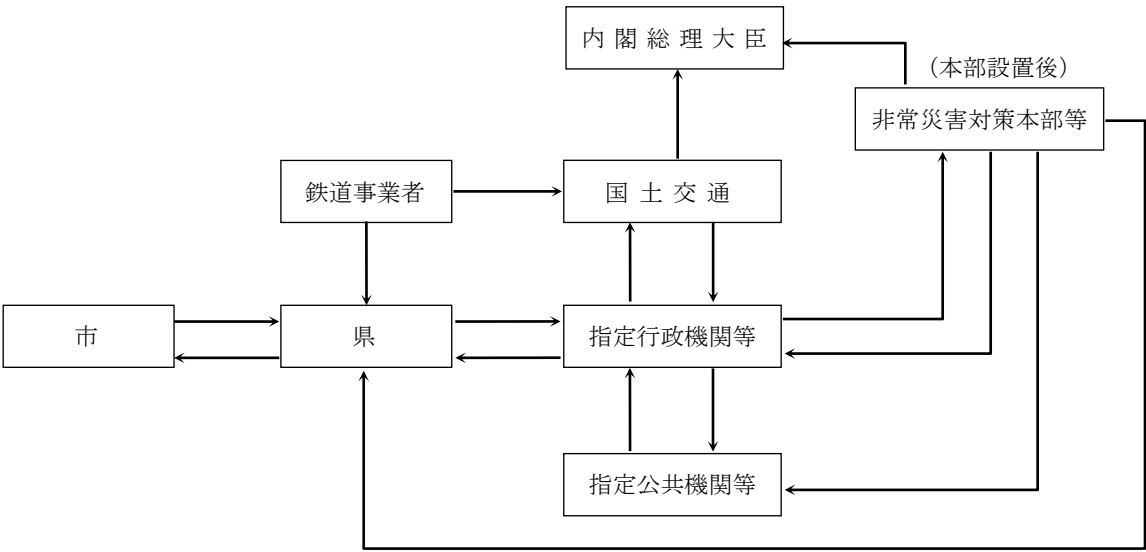
### (1) 鉄道事故発生直後の第1次情報等の収集・連絡



### (2) 一般被害情報等の収集・連絡



(3) 応急対策活動情報の連絡



# 危険物等災害対策編

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

### 第2 主な取組み

- 1 危険物等関係施設における安全性の確保を図る。
- 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。
- 3 危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

### 第3 計画の内容

#### 1 危険物等関係施設の安全性の確保

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

##### (1) 規制及び指導の強化

#### 【市が実施する計画】

ア 危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、事故の発生防止に十分考慮した位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

イ 既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

ウ 立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

(ア) 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

(イ) 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の作成等安全管理状況

##### (2) 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

#### 【事業所（危険物取扱事業所）が実施する計画】

ア 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。

イ 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。

ウ 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

## 2 危険物等関係施設における災害応急体制の整備

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する。

### 【市が実施する計画】

#### (1) 消火資機材の整備促進

諏訪広域消防諏訪消防署は、多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

#### (2) 相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

#### (3) 県警察との連携

消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

### 【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

## 3 危険物等の大量流出時における防除体制の整備

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する。

### 【市が実施する計画】

#### (1) 危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

#### (2) 消防法で定める危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、警察に対してその旨通報し、連携を図る。

### 【関係機関（河川管理者）、事業所（水道事業者、危険物等施設の管理者）が実施する計画】

#### (1) 危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。

#### (2) 関係機関が相互に協力して対策を実施できるよう、緊急時の連絡体制を構築する。

#### (3) 給水車、給水タンク及び水道事業者相互の水道連結管の整備促進を図るとともに、他の事業体等との相互応援体制を整備する。（水道事業者）

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

危険物等施設に大規模な事故（タンクローリー等の横転事故を含む）が発生した場合、当該施設関係者及び周辺住民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあつては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺住民への健康被害を与えるおそれがあるため、市及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

### 第2 主な活動

- 1 効果的な応急対策を実施するため、災害情報の収集・連絡を迅速に行う。
- 2 災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。
- 3 負傷者等が発生した場合は、救急・救護活動を実施する。
- 4 危険物等が河川へ大量流出した場合は、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 災害情報の収集・連絡活動

危険物等による大規模な事故が発生した場合、効果的に応急対策を実施するため、情報の収集・連絡を迅速に行う。

##### 【市が実施する計画】

人的被害の状況、火災の発生状況等の情報を収集し、概括的情報を含め、県に連絡する。

##### 【事業所が実施する計画】

危険物等による大規模な事故が発生した場合、それぞれの危険物に応じて、県の関係部局、警察署、消防署等に連絡する。

#### 2 危険物等施設における災害拡大防止応急対策

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺住民の安全を確保する。

##### 【市が実施する計画】

##### (1) 危険物施設の緊急時の使用停止命令等

市長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、市の区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

##### (2) 災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

##### (3) 危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険

物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう危険物管理者が実施する対策に掲げる項目について指導する。

(4) 負傷者等が発生した場合の対応

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第3章第7節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

**【危険物施設の管理者が実施する計画】**

(1) 危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

(2) 危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

(3) 危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も併せて講じる。

(4) 危険物施設における災害発生時の応急措置等

ア 応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み・オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

イ 関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

(5) 相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

(6) 従業員及び周辺地域住民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域住民の安全確保のための措置をとる。

**3 危険物等大量流出時における応急対策**

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺住民への影響を最小限に抑える。

**【市が実施する計画】**

(1) オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び拡大防止措置をとる。

(2) 飲料水汚染のある場合、水道事業者と連携して、水道使用者、井戸水使用者に

対し通報を行う。

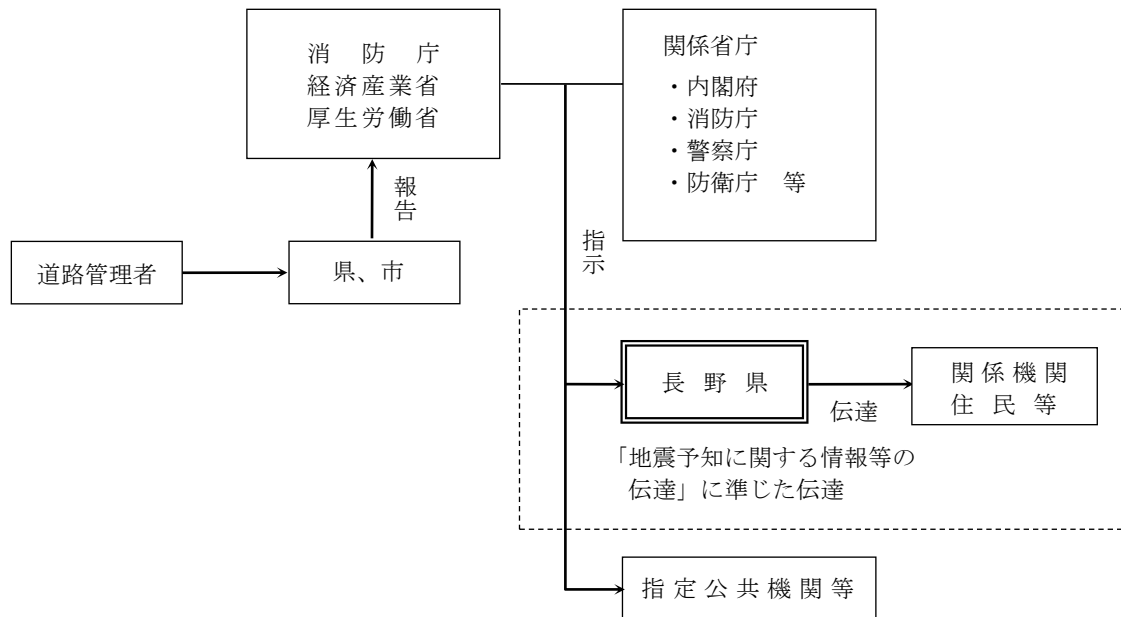
- (3) 環境モニタリングを実施する。

**【河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等が実施する計画】**

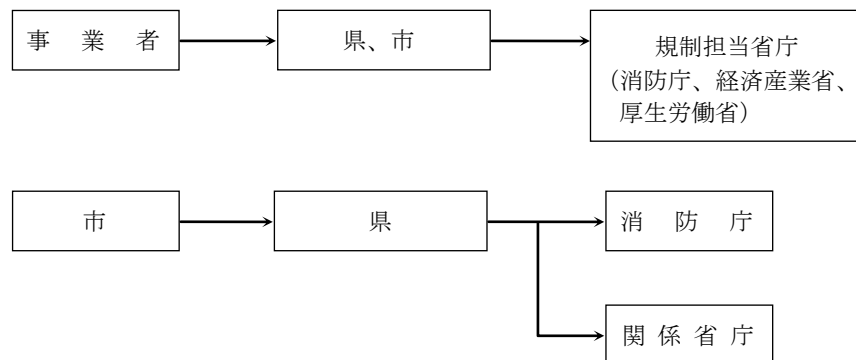
- (1) 危険物等の流出が発生したときは、オイルフェンス、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。(河川管理者、危険物等施設の管理者等)
- (2) 危険物等の流出の事態が発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健福祉事務所等関係機関に通報する。(危険物等施設の管理者等)
- (3) 取水箇所に異常が確認された場合は、直ちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。(水道事業者)

## 危険物災害における連絡体制

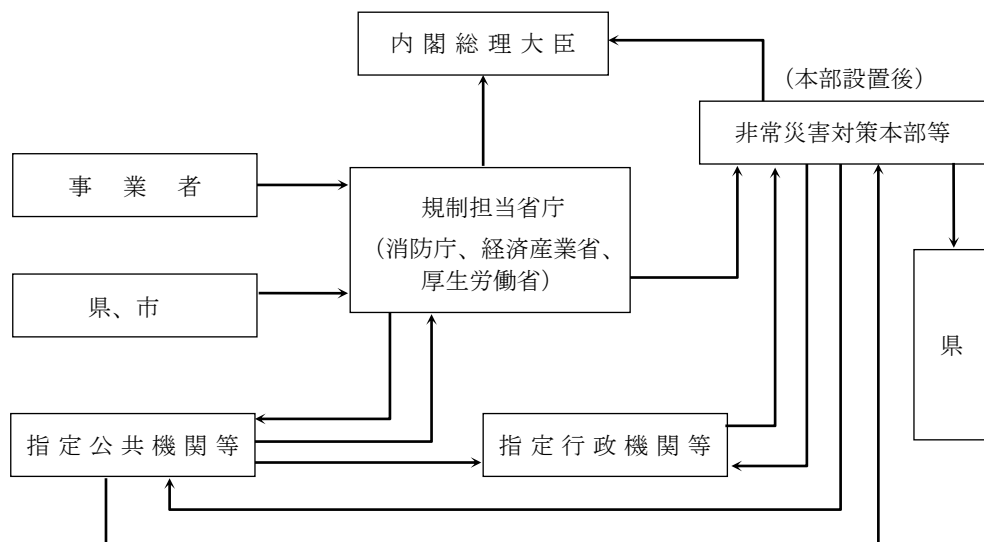
### (1) 危険物等事故情報の連絡



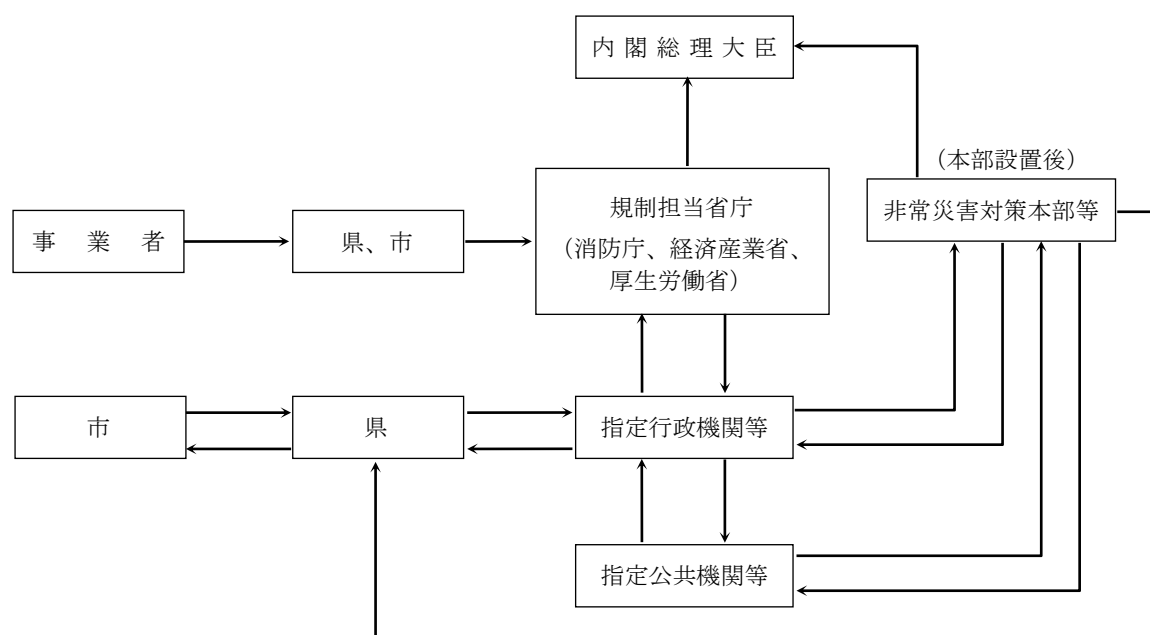
### (2) 危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



### (3) 一般被害情報等の収集・連絡



#### (4) 応急対策活動情報の連絡



※ この図は、諏訪市地域防災計画による連絡体制だけでなく、防災基本計画に定められた、国の機関や県との連絡体制まで含めた体制の概要を示したものである。

# 大規模な火事災害対策編

## 第1節 災害予防計画

### 第1 基本方針

建築物の高層化、住宅地の密集化により、市街地における火災は大規模化する危険性がある。このため、大規模な火事災害に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、火事災害による地域経済活動の停滞防止及び住民・建物等の被害を最小限にするため、災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。

### 第2 主な取り組み

- 1 大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを推進する。
- 2 火災に対する建築物の安全化の推進を図る。
- 3 消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

### 第3 計画の内容

#### 1 大規模な火事災害に強いまちの形成

市は、地域の特性に配慮しつつ、大規模な火事災害に強い安心安全なまちづくりを行う。

##### 【市が実施する計画】

- (1) 総合的・広域的な計画の作成に際しては、大規模な火事災害から市域及び市民の生命、身体、財産を保護することに十分配慮する。
- (2) 都市計画法に基づき、建築物の密度が高く、火災危険度の高い市街地において、防火地域・準防火地域を定める。
- (3) 防災対策に資する効果的な公園緑地、防災遮断帯等の配置計画を検討し、都市公園の積極的な整備に努める。
- (4) 市道について、国県道との連携を図りながら、避難路及び延焼遮断帯としての必要な街路整備に努める。
- (5) 木造密集地や、公共施設の整備の立ち遅れている地域を重点に、防災性の高いまちづくりを実現するため、市街地開発計画を積極的に推進する。

#### 2 火災に対する建築物の安全化

大規模な火事災害による建築物の被害を最小限に抑え、市民の生命、財産等を保護するため、建築物の耐火性を確保し安全性の向上を図る。

##### 【市が実施する計画】

- (1) 建築基準法に基づき、規模等により、建築物を耐火構造・準耐火構造とするように指導する。
- (2) 防火地域・準防火地域以外の市街地において、建築基準法第22条区域の指定により、指定区域内の建築物の屋根の不燃化を促進する。
- (3) 学校、病院等で消防法第8条の規定により定められた防火対象物については、防火管理者等を選任し防火に備える。
- (4) 防火対象物の関係者に対し、防火対象物の用途等に応じてスプリンクラー設

備等の消火設備、警報設備、避難設備その他消防活動に必要な設備の設置のほか、消防用設備等の点検及び報告、防火管理者の選任、消防計画書の作成及びそれに基づく避難訓練の実施を促進する。

- (5) 文化財の所有者又は管理者に対して、文化財の管理・保護について指導と助言を行い、防災施設の設置促進とそれに対する助成を行い、各種文化財の防災を中心とした保護対策を推進し、防災思想の普及、防災力の強化等の徹底を図る。

### 3 活動体制の整備等

風水害対策編第2章第7節「消防・水防活動計画」に定めるとおり、消防用資機材、活動体制、関係機関との連絡体制等の整備を推進する。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

大規模な火事災害発生時においては、建築物の直接的な被害とともに、二次的に発生し、多くの人的、物的被害を及ぼす同時多発火災に対する初期消火、延焼拡大防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ効果的に実施する。

なお、本節では、大規模な火事災害が発生した場合の対応について、他の災害と共通する部分は除き、大規模な火事災害に特有のものについて定める。

### 第2 主な活動

- 1 二次的に発生する同時多発火災による被害の拡大を防止するため、初期消火、延焼防止活動及び救助・救急活動等の消防活動を行う。
- 2 災害発生後、建築物内の利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 第3 計画の内容

#### 1 消火活動

##### 【市が実施する計画】

- (1) 出火防止及び初期消火

住民及び事業者等に対し、出火防止及び初期消火の徹底についての広報を行う。

- (2) 情報収集及び効率的部隊配置

管轄区域内の火災発生状況、消火栓・防火水槽等の被害状況及び警察・道路管理者との連携、出動隊の報告等による道路状況等の情報収集を速やかに実施し、重点的、効果的な部隊の配置を行う。また、関係機関及び自主防災組織等と連携して、迅速かつ的確な消火活動を行う。

- (3) 応援要請等

ア 速やかな被害状況等の把握を行い、当該状況から、消火活動に関して、自らの消防力のみでは対処できない、又は対処できないことが予測される緊急

等の必要があると認めるときは、風水害対策編第2章第5節「広域相互応援計画」により他の消防機関に対する応援要請等を行う。

イ ヘリコプターの支援を求めようとするときは、風水害対策編第3章第5節「ヘリコプターの運用計画」により要請する。

### 【住民が実施する計画】

住民は火災が発生した場合は、積極的な初期消火活動の実施及び消防機関への協力に努める。

また、自主防災組織等においても初期消火活動を実施するとともに、消防機関に協力して延焼拡大の防止に努める。

## 2 救助・救急活動

### 【市が実施する計画】

大規模な火事災害発生時においては、救助・救急需要が増大し、かつ広範囲にわたることから、住民、自主防災組織等の協力及び県警察、医療機関等関係機関との連携を図るとともに、必要に応じて、相互応援協定に基づく応援要請等を速やかに行い、迅速かつ的確な救助・救急活動を行う。

### 【住民が実施する計画】

住民、事業所及び自主防災組織等は、自発的に負傷者の救助・救急活動を行うとともに、消防機関等に協力する。

## 3 避難誘導活動

公共建築物については、災害発生後、復旧活動の拠点ともなる建築物であるため、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。また、その他の建築物についても適切な避難誘導活動を実施する。

### 【市が実施する計画】

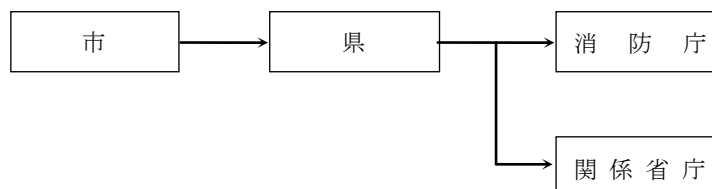
庁舎、社会福祉施設、市営住宅、市立学校等については、利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

### 【建物の管理者等が実施する計画】

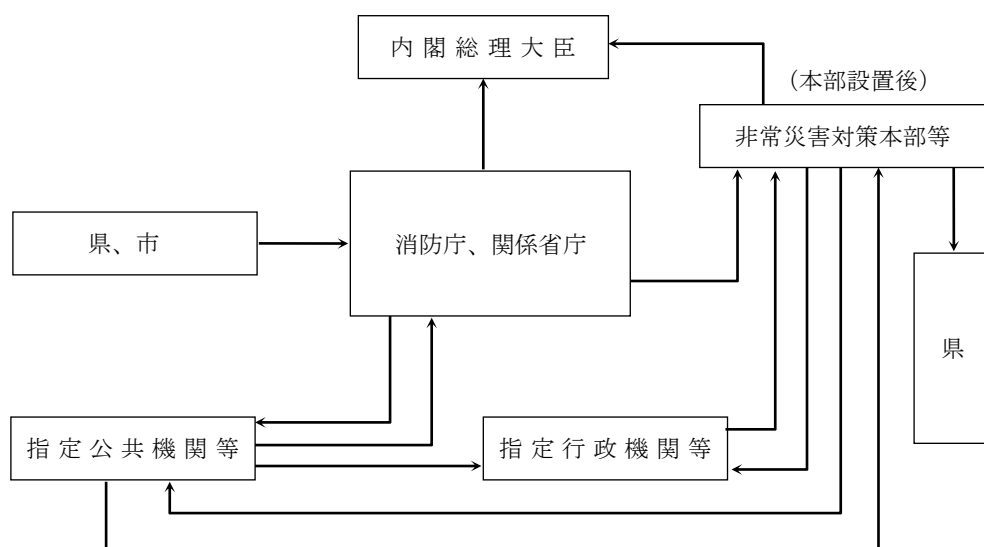
利用者の避難誘導を行うとともに、速やかに被害状況を把握し、必要な措置を講じる。

## 4 大規模な火事災害における連絡体制

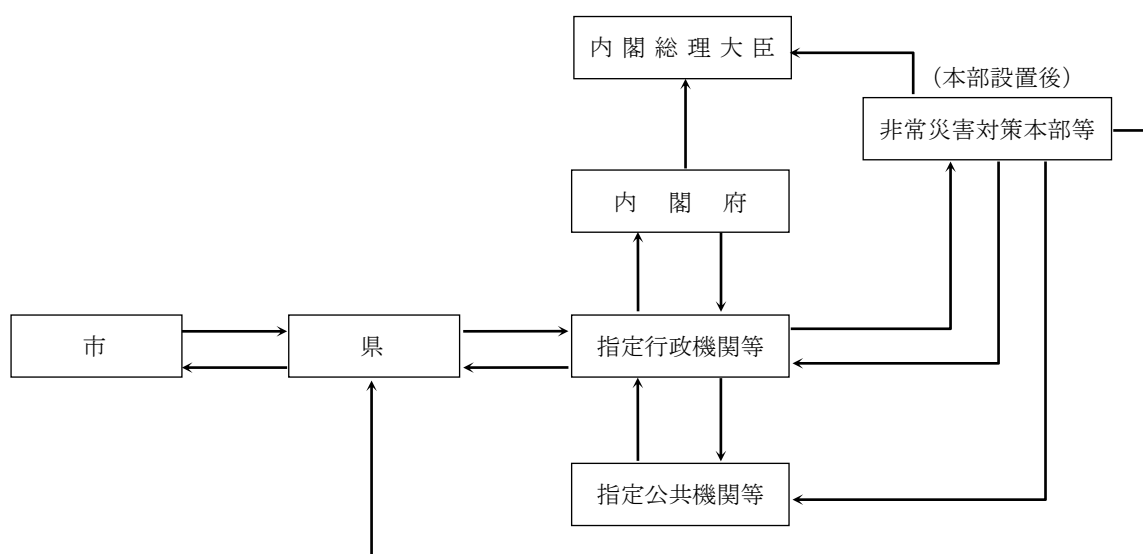
(1) 大規模な火事発生直後の被害の第1次情報などの収集・連絡



## (2) 一般被害情報等の収集・連絡



## (3) 応急対策活動情報の連絡



# 林 野 火 災 対 策 編

## 第 1 節 災害予防計画

### 第 1 基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

### 第 2 主な取組み

- 1 関係機関等と連携を図り、林野火災対策計画の確立を図る。
- 2 林野火災対策計画に基づく予防対策を実施する。
- 3 気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。
- 4 林業関係者、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。
- 5 林野火災に対する活動体制を整備する。

### 第 3 計画の内容

#### 1 林野火災対策計画の確立

関係機関と緊密な連携をとり、林野火災対策計画の確立を図るものとし、計画の作成に当たっては、森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討の上、次の事項等について計画する。

#### 【市が実施する計画】

- (1) 特別警戒実施計画
  - ア 特別警戒区域
  - イ 特別警戒時期
  - ウ 特別警戒実施要領
- (2) 消防計画
  - ア 消防分担区域
  - イ 出動計画
  - ウ 防御鎮圧要領
- (3) 資機材整備計画
- (4) 防災訓練の実施計画
- (5) 啓発運動の推進計画

### 2 予防対策の実施

林野火災消防計画に基づき、地域住民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

#### 【市が実施する計画】

(1) 防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、入山者、地域住民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

(2) 林野所有（管理）者に対する指導

ア 火の後始末の徹底

イ 防火線・防火樹帯の設置

ウ 自然水林の活用による防火用水の確保

エ 地ごしらえ、焼畑等火入れ行為をするに当たっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法を確立する。

オ 火災多発期における見回りの強化

カ 消火のための水の確保等

(3) 応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

**3 林野火災防止のための情報収集体制の整備**

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

**【市が実施する計画】**

(1) 気象情報の収集体制の整備

長野地方気象台からの気象警報・注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

(2) 林野火災関連情報等の収集体制の整備

林野火災の発生しやすい時期において、広報車等により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施することによって、入山者の状況等が把握できる体制を確立する。

**4 林野火災に対する活動体制の整備等**

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行う。

**【市が実施する計画】**

(1) 情報の収集・連絡関係

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、県防災ヘリコプターを要請し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

(2) 災害応急体制の整備関係

ア 林野火災発生時における職員の非常参集体制及び応援体制の確認を平時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

イ 長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

(3) 消火活動関係

諏訪広域消防岡谷消防署、消防団及び自主防災組織との連携強化を図り、消火水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

(4) 防災関係機関等の防災訓練の実施

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

ア 防災訓練において、自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

イ 消防職員、消防団員等を対象とした空中消火資機材の取り扱いに関する講習などを実施する。

## 第2節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリコプターの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

### 第2 主な取組み

- 1 気象状況等により林野火災の発生のおそれがある場合、警戒活動を実施する。
- 2 関係機関が連携して消火活動を実施するとともに、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

### 第3 活動の内容

#### 1 林野火災の警戒活動

林野火災の発生のおそれがある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

#### 【市が実施する計画】

- (1) 火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26年法律第249号）に基づく市長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。
- (2) 火入れ、たき火、喫煙などの制限
  - ア 気象状況が悪化し林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。
  - イ 長野地方気象台からの気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、住民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。
  - ウ 火災警報の住民及び入林者への周知は、防災行政無線、防災メール、防災ラジオ、諏訪市行政チャンネルを通じ、周知徹底する。

## 2 林野火災の情報収集

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

### 【市が実施する計画】

- (1) 職員を災害現場へ派遣し、無線機等により現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。
- (2) 災害の状況によっては、県消防防災ヘリコプターによって偵察の要請を行う。

## 3 活動体制の確立

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

### 【市が実施する計画】

- (1) 災害情報の収集・連絡体制
  - ア 職員の災害現場への派遣及び情報収集を行う。
  - イ 消防本部から県への火災即報の送信を行う。
- (2) 林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

### 【林野所有（管理）者等が実施する計画】

- (1) 林野所有（管理）者等は、消防機関の消火活動が円滑にかつ効果的に実施できるよう支援を行う。
- (2) 林野所有（管理）者等は初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

## 4 消火活動

被害の拡大を最小限に食い止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリコプターによる空中消火活動を実施する。

### 【市が実施する計画】

- (1) 林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。
- (2) 林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動に当たっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずる。
  - ア 出動部隊の出動区域
  - イ 出動順路と防御担当区域
  - ウ 携行する消防機材及びその他の器具
  - エ 指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
  - オ 応援部隊の集結場所及び誘導方法
  - カ 応急防火線の設定

- キ 救急救護対策
- ク 住民等の避難
- ケ 空中消火の要請
- コ 通行規制

(3) 空中消火の要請

- ア 広域航空消防応援を必要とするときは、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要領」により、申請する。
- イ 広域消防活動のため、自衛隊の派遣を要請するときは、風水害対策編第3章第6節「自衛隊の災害派遣」により、知事に要請する。
- ウ 「長野県林野火災空中消火実施要領」に基づき、ヘリコプターによる空中消火を実施する。

## 5 二次災害防止活動

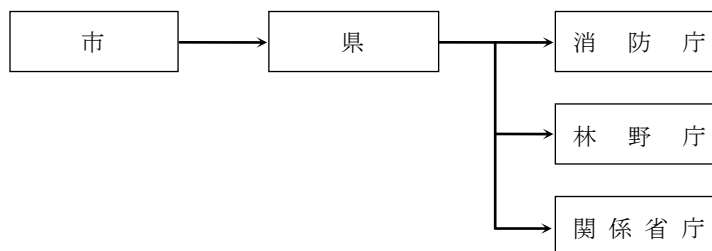
林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩落、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から市民を守るための措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

### 【市が実施する計画】

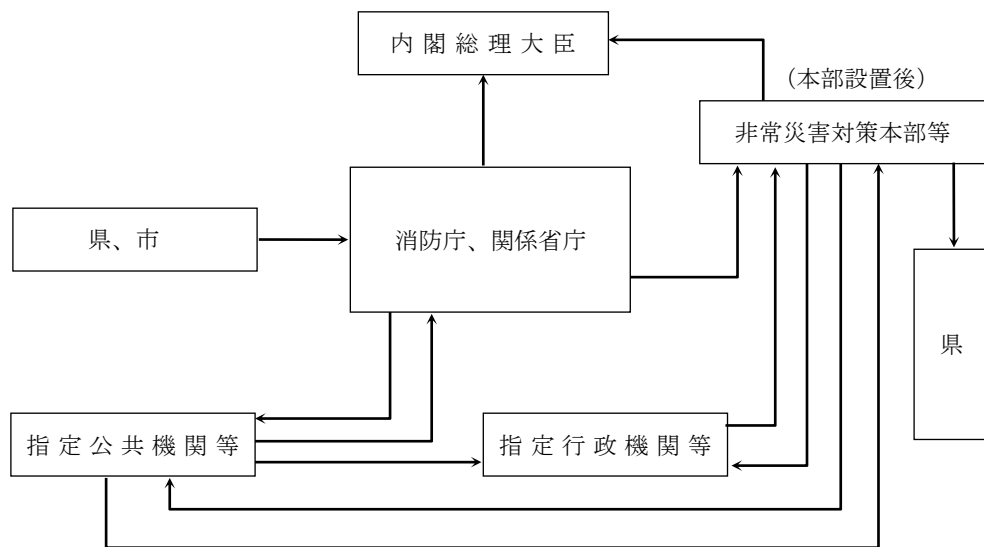
- (1) 危険箇所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。
- (2) 県が実施する緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

## 6 林野火災における連絡体制

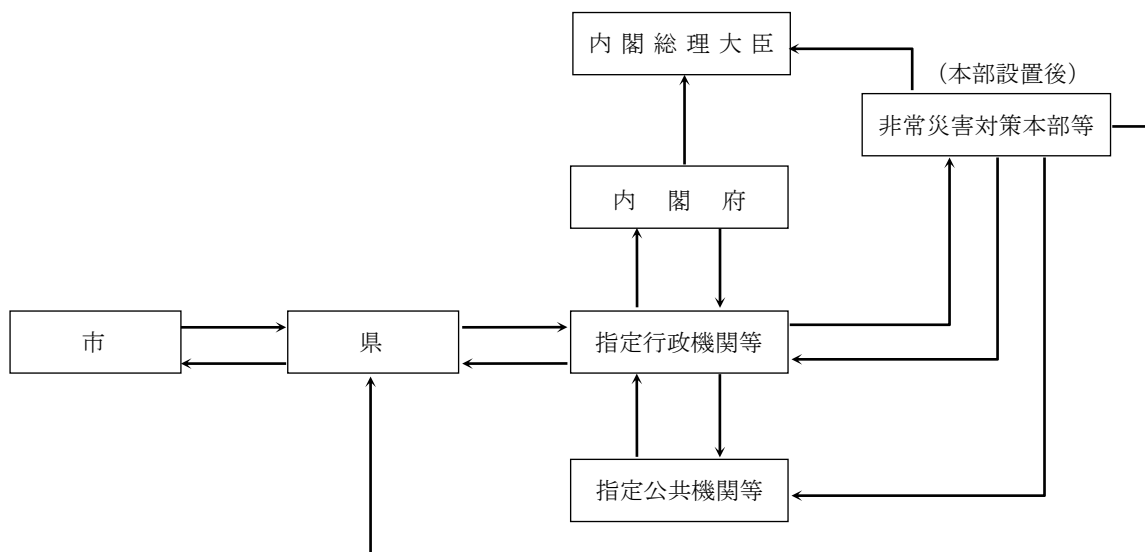
- (1) 林野火災発生直後の被害の第1次情報等の収集・連絡



## (2) 一般被害情報等の収集・連絡



## (3) 応急対策活動情報の連絡



# 原子力災害対策編

## 第1節 総 則

### 第1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第42条の規定及び原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)に基づき、原子力事業所の事故等による放射性物質の拡散又は放射線の影響に対して、東日本大震災における原子力災害等を教訓に、国、県の各防災関係機関、原子力事業者及び市が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することを目的に策定する。

### 第2 定 義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)「放射性物質」とは、原子力基本法第3条に規定する核燃料物質、核原料物質及び放射性同位元素等の規制に関する法律第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質により汚染されたものをいう。
- (2)「原子力災害」とは、原子力災害対策特別措置法(以下「原災法」という。)第2条第1号に規定する被害をいう。
- (3)「原子力事業者」とは、原災法第2条第3号に規定する事業者をいう。
- (4)「原子力事業所」とは、原災法第2条第4号に規定する工場又は事業所をいう。
- (5)「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する政令第4条第4項各号に掲げる事象をいう。
- (6)「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第2号に規定する事態をいう。
- (7)「要配慮者」とは、高齢者、障がい者、傷病者、外国人、児童、乳幼児、妊産婦等のうち、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるために支援を要する者をいう。

### 第3 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、諏訪市防災会議が作成する「諏訪市地域防災計画」の「原子力災害対策編」として、原子力災害に対処すべき事項を中心に定めるものとする。なお、この計画(原子力災害対策)に定めのない事項については、「諏訪市地域防災計画(風水害対策編、地震対策編)」による。

### 第4 計画の推進及び修正

この計画は、防災に係る基本的事項を定めるものであり、各機関はこれに基づき実践的細部計画等を定め、その具体的推進に努める。

また、防災に関する学術的研究の成果や発生した災害の状況等に関する検討と併せ、その時々における防災上の重要課題を把握し、災害対策基本法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、必要に応じて修正を加え、本計画に的確に反映させていく。

## 第5 計画の対象とする災害

長野県内には、原子力事業所が存在せず、また、他県にある原子力事業所に関する「予防的防護措置を準備する区域（原子力発電所からおおむね半径5km）」及び「緊急防護措置を準備する区域（原子力事業所からおおむね半径30km圏内）」にも本県の地域は含まれないが、東日本大震災における原子力災害では放射性物質が緊急防護措置を準備する区域より広範囲に拡散し、住民生活や産業に甚大な被害をもたらしている。こうした経過を踏まえ、原子力事業所の事故により、放射性物質若しくは放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

## 第6 防災の基本方針

近隣の原子力事業所所在県、原子力事業所等からの情報収集及び県との連絡体制を確保し、住民等への連絡体制の整備、モニタリング体制の整備、健康被害の防止、緊急時における退避・避難活動等、原子力災害に対応した防災対策を講じる。

## 第7 実施責任(実施責任と処理すべき事務又は業務)

### 1 市

市は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、市の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を保護するために指定地方行政機関、指定公共機関等及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 2 原子力事業者

原子力事業者は、原災法第3条の規定に基づき、原子力災害の発生の防止に関し万全の措置を講ずるとともに、原子力災害(原子力災害が生ずる蓋然性を含む。)の拡大の防止及び原子力災害の復旧に関し、誠意を持って必要な措置を講ずる。

### 3 防災関係機関

指定地方行政機関、陸上自衛隊第13普通科連隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等は、他の災害対策と同様に、相互に協力し、防災活動を実施又は支援する。

## 第8 処理すべき事務又は業務の大綱

### 1 市

放射性物質の拡散又は放射線の影響に関する情報等の伝達、災害の情報収集及び被害調査に関すること。

- (1) 住民等の屋内退避、避難及び立入制限に関すること。
- (2) 環境放射線モニタリング（以下「モニタリング」という。）等に関するこ

と。

- (3) 飲料水、飲食物の摂取制限に関すること。
- (4) 健康被害の防止に関すること。
- (5) 農林畜水産物の採取及び出荷制限に関すること。
- (6) 原子力防災に関する訓練の実施、知識の普及及び広報に関すること。
- (7) 汚染物質の除去等に関すること。
- (8) その他、原子力防災に関すること。

## 2 原子力事業者(中部電力(株)、東京電力ホールディングス(株)等)

- (1) 原子力施設の防災管理に関すること。
- (2) 従業員等に対する教育、訓練に関すること。
- (3) 関係機関に対する情報の提供に関すること。
- (4) 放射線防護活動及び施設内の防災対策に関すること。
- (5) 原子力防災対策の実施に必要な諸設備の整備に関すること。
- (6) 原子力災害時における通報連絡体制の整備に関すること。
- (7) 国、県、市町村及び関係機関の実施する防災対策活動に対する協力に関すること。
- (8) 汚染物質の除去に関すること。

## 第2節 災害に対する備え

### 第1 基本方針

市は、災害発生時の放射性物質の拡散又は放射線の影響に対する第3節に掲げる災害応急対策が迅速かつ円滑に行われるよう平時から準備するほか、以下の対応を行う。

なお、モニタリング等に関しては、県の原子力災害時における環境放射線等のモニタリングに必要な体制等に関する「原子力災害発生時における長野県放射線モニタリング基本指針」を定め、今後、本指針に基づく実施要領等を整備する。

また、複合災害が発生した場合においても、人命の安全を第一とし、自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には、自然災害に対する避難行動をとり、自然災害に対する安全が確保された後に、原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

#### (1) 平時のモニタリング

市は、県と相互に連携しながら、災害時における影響評価に用いるための比較データを収集・蓄積するため、平時からモニタリングを実施する。

#### (2) 屋内退避、避難誘導等の防護活動

ア 市は、広域的な避難に備えて他の市町村と指定避難所の相互提供等についての協議を行うほか、県外避難を想定した市町村間での相互応援協定等の締結に努める。

イ 市は、放射線に対して防護効果の高いコンクリート建家を、施設管理者等の同意を得て、退避所又は指定避難所とするよう努める。

#### (3) 健康被害の防止

ア 市は、県と相互に連携しながら、人体に係る汚染検査体制の把握及び準備、医薬品の在庫状況やメーカーからの供給見通しの把握を行う。

イ 国、県等から市の災害時備蓄医薬品(安定ヨウ素剤)配布の指示に対応するため準備体制を整えておく。

#### (4) 住民等に対する原子力防災に関する知識の普及と啓発

災害時に的確な行動をとるためには、平時から原子力災害や放射線に対する正しい理解を深めることが重要であることから、県及び原子力事業者等の協力を得て、住民・事業所等に対し、必要に応じて、次の各号に掲げる原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。

ア 放射性物質及び放射線の特性に関すること。

イ 原子力災害とその特殊性に関すること。

ウ 放射線による健康被害、放射線防護に関すること。

エ 原子力災害時に県・市等が行う対策(対応)に関すること。

オ 原子力災害時の避難形態(屋内退避、避難)に関すること。

カ 原子力災害時に住民がとるべき行動及び留意事項に関すること。

#### (5) 原子力防災に関する訓練の実施

市は、防災訓練等において、必要に応じて原子力災害対応防災訓練を実施する。

- (ア) 緊急時モニタリング訓練
- (イ) 緊急被ばく医療訓練
- (ウ) その他、必要な訓練

## 第3節 災害応急対策計画

### 第1 基本方針

市は、放射性物質の拡散又は放射線の影響から、住民の生命、身体、財産を保護するため、県、防災関係機関と連携して、できる限り早期に的確な応急対策を実施する。

なお、大規模自然災害と原子力発電所に係る事故等が同時期に発生した場合には、情報収集・連絡活動、モニタリング、屋内退避、避難誘導等の防護活動、緊急輸送活動等に支障が出る可能性があることを踏まえて対応する。

### 第2 情報の収集・連絡活動

#### 1 情報の収集及び連絡体制の整備

- (1) 隣接県等に立地する原子力発電所で警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）、施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態をいう。以下同じ。）又は全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）が発生した場合、県及び関係機関に対し情報の提供を求めるとともに、事故の状況、放射性物質の拡散状況等の情報収集活動を実施し、市内への影響について判断する。
- (2) 警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態が発生した場合、市は、速やかに職員を非常参集させ、情報の収集・連絡に必要な要員を確保・配備する。
- (3) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態宣言（原子力災害対策特別措置法）に係る緊急事態応急対策実施区域になった場合、市は原子力災害合同対策協議会へ職員を出席させ、原子力事業所の状況、モニタリング情報、住民の屋内退避・避難等の状況及び国、所在県、県の緊急事態応急対策活動の状況を把握するとともに、市が行う応急対策について協議する。
- (4) 市は、県と連携を密にして情報の把握に努める。
- (5) 市は、必要に応じ情報連絡のため各指定避難所等との通信手段を確保する。

#### 2 情報の伝達

##### (1) 迅速・的確な情報の伝達

市は、原子力事業所の事故により放射性物質の拡散又は放射線の影響が広範囲に及ぶおそれがあるときは、利用可能なあらゆる通信手段を活用し、住民に迅速、的確に情報を伝達する。

##### (2) 伝達する情報

提供すべき情報は、情報の発信元を明示し、事故の状況、避難の必要性、住民がとるべき行動、モニタリングの観測値等を広報する。

##### (3) 情報提供の継続

状況に変化がない場合においても情報を定期的に発信し、情報の空白時間をなくして住民の不安を払拭する。

##### (4) 情報提供の留意事項

ア 国、県、関係機関と相互に連携し、情報を共有化し情報の一元化を図り、住民に情報を伝達する。

イ 要配慮者及び一時滞在者等に、確実に情報が伝わるよう十分に配慮を行う。

(5) 住民等からの問い合わせに対する対応

市は、放射線に関する相談窓口を設置し、住民等からの健康相談、食品の安全等に関する相談、農林畜水産物の生産等に関する相談等の問い合わせに対応する。

(6) 風評被害の未然防止

市は、報道機関の協力を得て、原子力災害に関する情報を広く市内外に向けて提供し、原子力災害に伴う社会的混乱や風評被害の未然防止及び軽減を図る。

### 第3 活動体制

#### 1 市の活動体制

##### (1) 警戒対策本部の設置

###### ア 設置基準

市長は、次に掲げる場合、警戒本部を設置し、事故に関する情報収集及び情報提供を行う。

(ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。

(イ) その他市長が必要と認めたとき。

###### イ 組織

諏訪市災害対策本部条例に定める組織に準用するところによるほか、次の表による。

###### 組 織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるとき。または、市長が必要と認めたとき。	【3】	・ 企画部本部室員     ・ 配備検討会構成員     ・ 土木対策部土木庶務班     ・ 経済対策部農政班     ・ 防災対策部の係長以上の職員	警戒対策本部      ・ 副市長     ・ 教育長     ・ 全部長     ・ 対策本部事務局     ・ 本部連絡員

###### ウ 所管事務

風水害対策編第3章第3節「非常参集職員の活動」第3活動の内容2活動体制を準用するほか、次の表による。

## 事 務

担当部	班名	事務分掌
企画部	本部室	・避難経路の設定、避難誘導に関すること。
	財政班	・市域外避難時の避難車輛の確保に関すること。
総務部	総務班	・職員の被爆管理に関すること。
市民対策部	現地班	・汚染除去作業
	環境班	・放射能モニタリングの実施及び収集データの管理に関すること。 ・放射性物質による汚染調査に関すること。 ・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
福祉対策部	社会福祉班	・避難行動要支援者の安否確認に関すること。
	健康推進班	・緊急被爆医療に関すること。 ・農林水産物の摂取制限に関すること。
経済対策部	農政班	・農林水産物の出荷制限に関すること。 ・県の実施する放射能濃度の測定に関する協力に関すること。
土木対策部	上下水道温泉対策班	・県の実施する緊急時モニタリングに対する協力に関すること。
文教対策部	文教庶務班	・避難所等における放射能モニタリングに関すること。

### エ 警戒対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

- (ア) 災害対策本部が設置されたとき。
- (イ) 市長が市内において屋内退避又は避難のおそれなくなったと認めたとき。
- (2) 災害対策本部の設置

#### ア 設置基準

市長は、次に掲げる状況になった場合、災害対策本部を設置する。

- (ア) 原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となったとき。
- (イ) その他市長が必要と認めたとき。

### イ 組織

諏訪市災害対策本部条例に定める組織に準用するところによるほか、次の表による。

組 織

段階の説明	レベル	災害対応	
		参集範囲	組織の体制
原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において屋内退避又は避難が必要となったとき。または、市長が必要と認めたとき。	【４】	・ 全職員	災害対策本部 ・ 市長 ・ 副市長 ・ 教育長 ・ 全部長 ・ 対策本部事務局 ・ 本部連絡員

ウ 所管事務

警戒対策本部に準用する。

エ 災害対策本部の廃止

おおむね次の基準による。

(ア) 市内において屋内退避又は避難の必要がなくなったとき。

(イ) 市長が、原子力災害に関する対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 第4 モニタリング等

原子力事業所の事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、県内において屋内退避又は避難が必要となるおそれのあるときから、次の対応を行う。

### 1 緊急時のモニタリング

(1) 市は、原子力事業所の事故が発生した場合、直ちに緊急時モニタリング（第1段階）を実施するとともに、県、原子力事業者が実施する緊急時モニタリングの情報を収集し、その結果をとりまとめて住民に速やかに公表する。また防災関係機関に必要なに応じ連絡する。

### (2) 緊急時モニタリングの実施要領

区 分		内 容	測 定 箇 所
緊急時モニタリング	第1段階	・原子力事業所の事故の直後から開始 ・正確性より迅速性を重視	適宜
	第2段階	・事故の状態がある程度予測でき、放射線の放出が停止又は減少しているときに実施 ・正確性を重視	避難所等

(3) 市は、県が実施するモニタリングが円滑に行われるよう協力する。

### 2 放射性物質濃度の測定

(1) 市は県が実施した放射性物質濃度の測定（水道水、食品、大気浮遊塵、降下物）の結果を、住民に速やかに公表する。

(2) 市は県が実施する放射性物質濃度の測定が円滑に行われるよう協力する。  
また必要に応じて放射性物質濃度測定器を有する機関等に測定を依頼する。

## 第5 健康被害防止対策

市は、必要に応じて人体に係るスクリーニング及び除染、医薬品の確保、健康相談を実施する。

## 第6 屋内退避、避難誘導等の防護活動

### 1 屋内退避及び避難誘導

(1) 市は、県内において原子力緊急事態が宣言され原災法第15条第3項に基づき内閣総理大臣から屋内退避又は避難に関する指示があった場合、住民等に次の方法等で情報を提供する。

ア 防災行政無線、広報車などによる広報

イ 消防団の消防車等による広報活動

ウ 教育委員会等を通じた小中学校への連絡

エ 電気・ガス・通信事業者、鉄道事業者、各種団体の協力による広報活動

オ インターネット、ホームページを活用した情報提供

(2) 市長は、内閣総理大臣から屋内退避若しくは避難に関する指示があったとき、又は原子力緊急事態宣言があったときから原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するた

め特に必要があると認めるときは、住民等に対する屋内退避又は避難の指示等の措置を講ずる。

ア 屋内退避対象地域の住民に対して、自宅等の屋内に退避するなど、必要な指示を行う。必要に応じてあらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認し、かつ管理者の同意を得た上で、退避所又は避難所を開設する。

イ 避難誘導に当たっては、要配慮者とその付添人の避難を優先する。特に放射線の影響を受けやすい妊婦、児童、乳幼児に配慮する。

ウ 退避・避難のための立ち退きの指示等を行った場合は、警察、消防等と協力し、住民等の退避・避難状況を的確に把握する。

エ 退避所又は避難所の開設に当たっては、退避所又は避難所ごとに避難者の早期把握に努めるとともに、情報の伝達、食料、水等の配布等について避難者、住民、自主防災組織等の協力を得て、円滑な運営管理を図る。

オ 感染症の流行下において、原子力災害が発生した場合、住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から、住民等の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には、避難又は一時移転を行う場合には、その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため、避難所等における感染者とそれ以外の者との分離、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

なお、「原子力災害対策指針（最新改定日 令和5年11月1日）」で示されている屋内退避及び避難等に関する指標は次の表のとおり。

基準の概要	初期設定値* ¹	防護措置の概要
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 $\mu$ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率* ² ）	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。（移動が困難な者の一時屋内退避を含む）
地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物* ³ の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転* ⁴ させるための基準	20 $\mu$ Sv/h（地上1 mで計測した場合の空間放射線量率）	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに1週間程度内に一時移転を実施。

* 1 「初期設定値」とは、緊急事態当初に用いる値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合には改定される。

* 2 実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

* 3 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により、直接汚染される野外

で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの（例えば野菜、該当地域の牧草を食べた牛の乳）をいう。

- ＊４ 「一時移転」とは、緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるために実施する措置をいう。

## ２ 広域避難活動

- (1) 市は、市域外に避難を行う必要が生じた場合は、他の市町村に対し収容先の供与及びその他災害救助の実施に協力するよう要請する。この際、県に対して避難先の調整及び輸送ルートの調整を要請する。
- (2) 市は、避難者の把握、住民等の避難先の指定を行い、あらかじめ定めた避難輸送方法等により避難させる。
- (3) 市からの要請に基づき、避難者を受け入れる市町村は、避難所を開設するとともに必要な災害救助を実施する。
- (4) ＪＲ会社、鉄道会社、路線バス会社等は、市と連携し、避難者の輸送を行う。
- (5) 自衛隊は、市と協力し、避難者の輸送に関する援助を行う。
- (6) 市及び県は、必要に応じ、国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら、原子力災害医療協力機関、原子力事業者、原子力災害拠点病院、高度被ばく医療支援センター等の支援の下、避難者等が避難又は一時移転し避難所等に到着した後に、避難者等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行う。

## ３ 避難所の開設・運営

風水害対策編第３章第１２節「避難受入及び情報提供活動」第３活動の内容に準用する。

## 第７ 緊急輸送活動

風水害対策編第３章第１０節「緊急輸送活動」に準用するほか、次による。

- １ 市は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、各交通輸送事業者及び県、他市町村等に対して人員、車両等の支援を要請する。
- ２ 各交通輸送事業者等の輸送能力を超える場合及び迅速な避難が必要な場合は、県に対して自衛隊の災害派遣を要請する。
- ３ 避難者の輸送に当たっては、県公安委員会及び警察等から交通情報の提供を受ける。

## 第８ 飲料水・飲食物の摂取制限等

### １ 飲料水、飲食物の摂取制限

市及び水道事業者は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止、汚染飲食物の摂取制限等必要な措置を行う。

### ２ 農林畜水産物の採取及び出荷制限

市は、国及び県からの指示があったとき又は放射線被ばくから地域住民を防護するために必要があると判断するときは、農林畜水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林畜水産物の採取の禁止、出荷制限等必要な措置を行う。

### 3 経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準

対 象	放射性ヨウ素
飲料水	300 ベクレル／キログラム
牛乳・乳製品	
野菜類（根菜・芋類を除く）、穀類、肉、卵、魚、その他	2,000 ベクレル／キログラム

（「原子力災害対策指針（令和5年11月1日）」より）

対 象	放射性セシウム
飲料水	10 ベクレル／キログラム以上
牛乳	50 ベクレル／キログラム以上
一般食品	100 ベクレル／キログラム以上
乳児用食品	50 ベクレル／キログラム以上

（厚生労働省令及び告示より）

## 第9 県外からの避難者の受入れ活動

### 1 緊急的な一時受入れ

- (1) 必要に応じて市の保有する施設を一時的な避難所として、提供するとともに必要な災害救助を実施する。
- (2) 受入れに当たっては、要配慮者及びその家族を優先する。

### 2 短期的な避難者の受入れ

- (1) 被災自治体から避難者受入れの要請があった場合には、緊急的な一時受入れに準じて市の施設で対応する。
- (2) 市の施設で受入れが困難な場合、県と協議の上、市内のホテル・旅館等を市が借り上げて、避難所とする。

### 3 中期的な避難者の受入れ

- (1) 避難者に対しては、市営住宅への受入れを行う。また、市営住宅等の受入情報について提供を行う。
- (2) 必要に応じて、民間賃貸住宅を市が借り上げ、応急仮設住宅として提供する。
- (3) 長期的に本市に居住する意向のある者については、住宅、仕事等の相談に対応する等の定住支援を行う。

### 4 避難者の生活支援及び情報提供

- (1) 市は、市内に避難を希望する避難者に対しては、住まい、生活、医療、教育、介護等の多様なニーズを把握し、必要な支援を行う。
- (2) 市は、県を通じて避難者に関する情報を避難元県及び避難元市町村に対して提供する。
- (3) 市は、県から提供された避難者に関する情報を活用し、避難元市町村からの情報及び県・市が実施する避難者支援に関する情報を避難者に提供する。

## 第4節 災害からの復旧・復興

### 第1 基本方針

市は、復旧・復興対策を行うため、国、県、原子力事業者、関係機関等と連携しながら、必要な復旧・復興対策を行う。

### 第2 活動の内容

#### 1 放射性物質による汚染の除去等

市は、国が示す除染の方針に沿って、国が実施する汚染廃棄物の処理及び除染作業に協力するとともに、必要に応じて汚染廃棄物の処理及び除染作業を行う。

#### 2 各種制限措置の解除

市は、県及び市が行う災害時モニタリング等の調査、専門家の意見等を踏まえ、災害応急対策として実施された屋内退避又は避難、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林畜水産物の採取・出荷制限等の各種制限措置の解除を行う。

#### 3 緊急時モニタリング(第2段階)の実施と公表

市は、県及び関係機関と協力して緊急時モニタリング(第2段階)を行い、その結果を速やかに住民に公表する。

#### 4 風評被害の軽減

市は、報道機関等の協力を得て、原子力災害による風評被害等の未然防止及び影響を軽減するため、国、県、関係機関等と連携して、農林水産業、地場産業等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動を積極的に行う。

#### 5 健康相談体制

市は、心身の健康に関する相談窓口を開設し、相談に応じるとともに、正確な情報を提供して、住民等の不安軽減を図る。

## 第5節 核燃料物資等輸送事故災害への対応

### 第1 基本方針

市は、核燃料物資等の輸送中に係る事故により放射性物質又は放射線の影響が広範囲に及び、市内において原子力緊急事態に伴う屋内退避若しくは避難が必要となったとき、又はそのおそれのあるときを想定して、災害に対する備え、応急対策及び復旧・復興を行う。

なお、下記以外の項目については「第2節 災害に対する備え」「第3節 災害応急対策計画」「第4節 災害からの復旧・復興」に準用する。

### 第2 活動の内容

#### 1 原子力事業者及び原子力事業者から核燃料物資等の運搬を委託された者の対応

運搬中に事故が発生した場合、次の措置を迅速かつ的確に行う。また、事故が発生した場合に備え、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

- (1) 安全規制担当省庁、警察及び消防機関への迅速な報告・通報
- (2) 消火、延焼防止の措置
- (3) 立入禁止区域の設定
- (4) 避難のための警告
- (5) 汚染の拡大防止及び除去
- (6) 放射線の遮蔽
- (7) 放射線障害を受けたおそれのある者等の救出及び避難支援等の応急の措置

#### 2 警察及び消防機関の対応

- (1) 警察は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市や県等防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。
- (2) 消防機関は、事故の通報を受けた際に、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。また、市や防災関係機関に対する通報、連絡体制を整備する。